

千々石ミゲル夫妻

伊木力墓所

〔第1次－第4次〕

発掘調査報告書

報告編

2024年 3月

千々石ミゲル墓所調査プロジェクト

千々石ミゲル夫妻

伊木力墓所

〔第1次－第4次〕

発掘調査報告書

報告編

2024年 3月

千々石ミゲル墓所調査プロジェクト

はじめに

地元の皆さまに「ゲンバさんのお墓」と呼ばれ、旧大村藩領伊木力村（現長崎県諫早市多良見町山川内）の山腹にひっそりとたたずんでいた墓石が、大石一久氏による「千々石ミゲルの墓石発見」として大々的に報道され、話題となったのは2004年（平成16）でした。それから17年を経て、2021年（令和3）に民間組織「千々石ミゲル墓所調査プロジェクト」による第4次千々石ミゲル墓所発掘調査が実現し、ここに最終的なご報告ができる運びとなりました。

2014年の第1次調査、2016年の第2次調査は、専門家のご指導を受けた専門機関に委託した調査ですが、名目は「先祖の墓所整備」という私的調査でした。この2回の調査で数々の驚くべき発見がありましたが、調査は完結せず、期間・費用共に継続が難しいことから、それまでご支援いただいた皆さまに調査継続の断念をお伝えしたところ、即座に民間調査組織「千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会」（会長：立石暁氏）が立ち上げられ、2017年の第3次調査が実現しました。実施前に「埋蔵文化財包蔵地」として周知され、文化財保護法に基づく正式な「遺跡発掘調査」となった第3次調査では、ミゲルの妻の遺骨やキリシタン信仰を思わせる副葬品の出土など、画期的な成果を生み出しました。

日本国内の遺跡調査は、開発目的のために自治体か当該事業者によって行われることが多く、個人や民間組織が遺跡調査に取り組んだケースは稀有な例とのことでした。第3次調査後、千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会は役割を完了し、第1次～第3次発掘調査報告書の完成後に「千々石ミゲル研究・顕彰会」に改組し、2021年には第4次調査に向けて、新たな調査組織「千々石ミゲル墓所調査プロジェクト」を立ち上げました。第4次調査では、当初の目的であった千々石ミゲル本人の埋葬施設の発掘ならびに墓所造成当時の姿の把握を成し遂げました。歴史に足跡を残すと考えられる成果に感激ひとしおですが、千々石ミゲルの後半生の謎を解くステージの始まりとも言えます。

皆さまには第1次から第4次の調査をまとめた本報告書をご高覧賜り、引き続き千々石ミゲルの生涯とその生き方、さらには天正遣欧少年使節の生きた時代についてご関心を寄せ続けていただければ幸いです。

本プロジェクトは、墓所発見発表から当墓所の意味を追い、全ての発掘で調査統括をお勤めいただいた大石一久氏、現地での発掘調査をご指導いただいた別府大学田中裕介教授のご尽力が、本報告書に記す成果を生み出しました。さらに、長年に渡って支えていただいた、たらみ歴史愛好会、千々石ミゲル研究会、千々石ミゲル会・諫早、大村歴史懇話会、千々石ミゲル研究・顕彰会、地元山川内自治会、多良見町を始めとした諫早市・大村市・雲仙市の地域の皆さま、現場作業や食事の支援をいただいたボランティアの皆さま、発掘調査費用のご支援をいただいた2,000を超える個人・団体の皆さま、本来ならばお一人お一人に御礼を申し上げたいところですが、この場を借りて、心より御礼申し上げます。また、これまでご指導・ご示唆を賜ってまいりました長崎県、諫早市、雲仙市、大村市など、関連する各自治体関係機関の皆さまに感謝の意を表します。

2024年3月

千々石ミゲル墓所調査プロジェクト

代表 浅田昌彦

例 言

- 1 本書は、長崎県諫早市多良見町山川内字ケンノ木 59 に所在する千々石ミゲル夫妻伊木力墓所（遺跡の登録名称を「千々石ミゲル墓所推定地」〈遺跡地図番号 83-81〉として『長崎県遺跡地図』に記載）の発掘調査報告書（本書とする）である。

当地の調査はこれまで2014年、2016年、2017年の三回行われているが、2017年の調査（第3次調査と記す）前に「埋蔵文化財包蔵地」として周知された。2019年に第3次調査発掘調査報告書を作成・発行している。本書はそれらを踏まえ、2021年に実施した四回目の発掘調査（第4次調査と記す）の結果をもって、2014年から2021年の調査結果を総合して作成するものである。

- 2 第4次調査（現地調査、遺物整理作業、本書の作成）は、千々石ミゲル墓所調査プロジェクトが実施した。組織は以下のとおりである。役職・肩書は当時のもの。

・千々石ミゲル墓所調査プロジェクト

代 表	浅田昌彦	千々石ミゲル夫妻伊木力墓所所有者、旧大村藩城代家老子孫
副代表	井手則光	千々石ミゲル夫妻伊木力墓所管理者
副代表	町田義博	元千々石町長、元雲仙市副市長
調査総括	大石一久	石造物研究者、元長崎歴史文化博物館研究グループリーダー
発掘担当	田中裕介	別府大学文学部史学・文化財学科教授
事務局長	渡邊亨介	エヌケースリードリームプロ代表
会 計	北島美智子	
顧 問	池辺晋一郎	作曲家、横浜みなとみらいホール館長、東京音楽大学名誉教授
顧 問	加藤茂孝	保健科学研究所学術顧問、元国立感染症研究所室長
顧 問	朝長万左男	恵みの丘長崎原爆ホーム診療所所長、 日本赤十字社長崎原爆病院名誉院長、長崎大学名誉教授
顧 問	光田明正	長崎外国語大学名誉学長、桜美林大学孔子学院名誉学院長
相談役	一力昭子	ジュエリーデザイナー、代表の実姉

さらに、客観的なご指導並びにご評価をいただくために、第三者による「千々石ミゲル墓所調査指導委員会」を設置した。組織は以下の通りである。

・千々石ミゲル墓所調査指導委員会

委員長	谷川 章雄	早稲田大学人間科学学術院教授、前日本考古学協会会長
副委員長	久田松和則	富松神社宮司、文学博士
委 員	浅野ひとみ	長崎純心大学人文学部教授
委 員	小林 義孝	NPO 法人地域文化調査研究センター総括
委 員	宮崎賢太郎	元長崎純心大学人文学部教授
委 員	山田 順	西南学院大学国際文化学部国際文化学科准教授

- 3 発掘調査実施においては、地元の皆さまによる民間組織の千々石ミゲル研究・顕彰会（会長：立石暁長崎総合科学大学理事長・元長崎県副知事）の全面的な支援を受けた。
- 4 第1次調査と第2次調査の発掘調査実務は、株式会社九州文化財研究所に委託し、第1次調査は大野

泰輔、第2次調査は西谷彰を担当者として実施した。第3次調査の発掘調査実務は株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託し、竹田ゆかりを担当者として実施した。第4次調査の発掘調査実務は株式会社オリेंटアイエヌジーに委託した。委託事業においては安楽勉が総括し、生田智志を担当者として実施した。現地での遺物の水洗選別には、片多雅樹氏（長崎県埋蔵文化財センター）の指導を得たほか、木棺の精査には、重岡菜穂（別府大学院生）の協力を得た。

- 5 第4次調査に要した経費は総額約1,700万円である。第4次調査の趣旨に賛同いただいた個人、団体からの寄付金によるもので、公的な機関からの支出は受けていない。
- 6 遺物整理は、大石一久、田中裕介の指導のもとに粟田薫（NPO 法人地域文化調査研究センター）を担当者とした。陶磁器の観察については中野雄二氏（波佐見町教育委員会）、上野淳也氏（別府大学）軒瓦の拵本作成には池田和江の協力を得た。
- 7 本書に掲載した遺構写真の撮影は、第1次・第2次調査部分は株式会社九州文化財研究所、第3次調査部分は株式会社埋蔵文化財サポートシステム、第4次調査部分に関しては株式会社オリेंटアイエヌジーが実施し、主な遺物写真の撮影は伊藤慎司（イトーフォト）・粟田薫が行なった。
- 8 鉄製品の保存処理、玉類の分析については長崎県埋蔵文化財センターの協力をえた。
- 9 出土品は諫早市美術・歴史館に寄託しており、記録資料は本プロジェクトで保管している。英文サマリーは有井宏子が作成にあたった。
- 10 本書の執筆は主に大石一久、田中裕介、浅田昌彦、粟田薫がおこない、現地調査の詳細については株式会社オリेंटアイエヌジーによる業務委託報告書（執筆：安楽勉・生田智志）の一部を活用した。執筆分担は目次に示した。本書の編集は大石一久・田中裕介の指導のもと山本書院グラフィックスが作業した。
- 11 検出した遺構、出土した遺物に対する分析と評価について、各位より玉稿を賜った。分析・考察編の第6章に掲載する。
- 12 発掘調査、遺物整理および本書の作成にあたっては、下記の機関からご協力を賜った。記して謝意を表する次第である。
長崎県教育委員会、諫早市教育委員会
- 13 発掘調査の成果を広く公開するため、8ページの『千々石ミゲル夫妻伊木力墓所第1次―第4次発掘調査』（千々石ミゲル墓所第4次発掘調査概要報告パンフレット）を15,000部作成、配布している。広く活用されることを希望する。

凡 例

- 1 遺物番号は、章、節毎で通し番号を付した。
- 2 本書で用いる座標値は世界測地系（国土地理院座標第I系）に基づき、方位針は座標北を示す。また水準値は T.P. 値（東京湾平均海面値）を用いた。

目次

はじめに (浅田昌彦)

例言・凡例

第1章 発見と調査の経過 (浅田昌彦)

1. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の発見	1
2. 第1次・第2次調査	3
3. 第3次調査	8
4. 第4次調査の準備	10

第2章 位置と環境

1 伊木力の中世から近世初頭 (大石一久・大野安生)	15
2 伊木力のキリシタン環境 (大石一久)	19

第3章 検出された遺構 (大石一久(1)のみ・田中裕介)

1. 「自性院妙信・本住院常安」 銘墓石	33
2. 調査前の状況と基本層序	36
3. 方形石組基壇	39
4. 集石遺構	43
5. 1号墓壇	45
6. 2号墓壇	60
7. 墓石の掘方と「地鎮」遺構	67
8. 3号墓	71
9. 「従者の墓」とその周辺	72

第4章 出土した遺物 (栗田薫)

1. 墓所造成時の遺物	74
土師器小皿	74
2. 1号墓壇出土遺物	74
(1) 副葬品	74
玉類	74
ガラス板	78
繊維質物質	78
(2) 長持部品	80
錠前と取り付け金具	80
蝶番	80
長持竿通し金具	81
蓋用角金具	85
身用角金具	87
その他の金具	87

釘	89
3. 2号墓壙	93
釘	95
不明鉄片	107
4. その他の遺物	107
(1) 中世の遺物	109
(2) 近世・近代の遺物	109
(3) 瓦類	110
(4) 銭貨	115
第5章 発掘調査の総括 (田中裕介)	
1. 遺構の概要	126
2. 遺構の年代	130
報告書抄録	

分析・考察編 目次

第6章 分析・考察

1. 伊木力墓石を千々石ミゲル夫妻墓石とした論拠 (大石一久)
2. 浅田家墓所 地中レーダー探査 テスト結果報告 (東憲章)
3. 千々石ミゲル墓所発見 木棺の復元 (粟田薫)
4. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所出土人骨 (分部哲秋・佐伯和信・弦本敏行)
5. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所出土品の科学的調査 (片多雅樹・近藤佳恵)
6. 千々石ミゲル夫妻墓所出土遺物について (後藤晃一・再録)
7. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所出土ガラス製品に関する一考察 (浅野ひとみ)

第7章 調査指導委員会の検討

1. 第3回千々石ミゲル墓所調査プロジェクト指導委員会議事録
2. 千々石ミゲル墓所調査指導委員会委員長・谷川章雄氏総括

第8章 民間による発掘調査とその意義 (大石一久)

挿図目次

図 1-1	千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の位置 (国土地理院)	1
図 1-2	調査前の状況	2
図 1-3	調査地位置図	5
図 1-4	調査地区の配置	6
図 1-5	基壇検出状況 (東から)	7
図 1-6	基壇の側面と従者の墓 (手前)	7
図 1-7	第 II 層・砂利層	8
図 1-8	第 III 層・礫層	8
図 1-9	現れた 4 層の断面図土層・砂利層・礫層・大型礫層	8
図 1-10	浅田家法号誌	8
図 1-11	地中レーダー探査結果 (NPO 法人 i- さいと)	13
図 1-12	千々石ミゲル夫妻伊木力墓所平面図	13
図 1-13	大村藩領図 新編大村市史 第三巻近世編より転載加筆	14
図 2-1	伊木力位置図 (九州図含む)	16
図 2-2	伊木力周辺の主な遺構・遺跡地図	17
図 2-3	八幡結社木造懸け仏 大村市重井田町	20
図 2-4	八幡結社木造懸け仏背面	20
図 2-5	伊木力村長墓敷 [大村彦右衛門文書「長墓改覚」] (大村市立資料館蔵)	27
図 3-1	墓石	33
図 3-2-①	墓石正面	34
図 3-2-②	墓石背面	34
図 3-2-③	墓石北側面	34
図 3-2-④	墓石全貌	34
図 3-3	墓石の拓影	35
図 3-4	調査前①、調査前②、調査前③、調査前④	36
図 3-5	基本層序	37
図 3-6	墓石と方形石組基壇	39
図 3-7	基壇検出状況 (東から)	40
図 3-8	基壇検出状況 (北から)	40
図 3-9	近代瓦の出土状況①	40
図 3-10	近代瓦の出土状況②	40
図 3-11	石組基壇 表土除去後 1 層上面	40
図 3-12	石組基壇 2 層除去後	41
図 3-13	石組基壇 集石遺構上面	41
図 3-14	石組基壇 断面土層	41
図 3-15	基壇内遺物出土状況	42
図 3-16	寛永通宝① 出土状況	43
図 3-17	寛永通宝②	43
図 3-18	寛永通宝②	43
図 3-19	集石遺構	44
図 3-20	基壇下集石遺構検出状況 (西から)	44
図 3-21	北側集石遺構検出状況 (北から)	45
図 3-22	2 号墓壇集石遺構検出状況 (西から)	45
図 3-23	2 号墓壇集石遺構検出状況 (東から)	45
図 3-24	2 号墓壇集石遺構検出状況 (南から)	45
図 3-25	1 号墓壇全体図	46
図 3-26	1 号墓壇断面図	46
図 3-27	1 次墓壇内集石 (西から)	47
図 3-28	1 次墓壇内集石 (西から)	47
図 3-29	1 次墓壇西壁断面	47
図 3-30	1 次墓壇西壁断面 (南側)	47
図 3-31	1 次墓壇西壁断面 (北側)	47
図 3-32	2 次墓壇検出 (東から)	48
図 3-33	1 号墓壇の 1 段目と礫層	48
図 3-34	2 次墓壇内礫層検出 (東から)	49
図 3-35	2 次墓壇検出 (北から)	49
図 3-36	2 次墓壇内礫層検出 (北から)	49
図 3-37	1 号墓壇 蓋石	50
図 3-38	蓋石検出状況 (東から)	51

図 3-39	蓋石検出状況(北から)	51
図 3-40	蓋石検出状況(北から)	51
図 3-41	1号墓壙礫郭	52
図 3-42	蓋石2枚除去(東から)	53
図 3-43	蓋石2枚除去(北から)	53
図 3-44	蓋石除去(東から)	53
図 3-45	棺内堆積土1層上面(東から)	53
図 3-46	棺内堆積土2層上面(南から)	53
図 3-47	木棺(長持)内遺物出土状況実測図	54
図 3-48	棺内堆積土2層下面(北から)	55
図 3-49	東側竿通し金具(I-10)出土状況(西から)	56
図 3-50	東側竿通し金具拡大	56
図 3-51	飾り金具(I-21)(南西隅)	56
図 3-52	飾り金具(I-20)(北東隅)	56
図 3-53	西側竿通し金具(I-11)(西から)	56
図 3-54	錠前(I-5)出土状況(南から)	56
図 3-55	角金具(I-17)(西から)	56
図 3-56	1号墓副葬品出土状況(北から)	57
図 3-57	金具出土状況①(東から)	57
図 3-58	金具出土状況②(東から)	57
図 3-59	金具出土状況③(西から)	57
図 3-60	金具出土状況④(東から)	57
図 3-61	頭部骨片出土状況(東から)	58
図 3-62	副葬品出土状況、玉類とガラス片	58
図 3-63	人骨出土状況(北から)	59
図 3-64	下肢人骨出土状況(東から)	59
図 3-65	棺内完掘①	60
図 3-66	棺内完掘②	60
図 3-67-	① 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所全体遺構配置図	61
図 3-67-	② 2号墓壙長軸断面図	61
図 3-68-	① 集石遺構南半	62
図 3-68-	② 集石遺構除去後	62
図 3-68-	③ 2号墓壙検出	62
図 3-68-	④ 2号墓壙掘下げ	62
図 3-68-	⑤ 2号墓木棺出土	62
図 3-68-	⑥ 2号墓壙調査終了時	62
図 3-69	2号墓壙集石遺構取り上げ状況(南から)	63
図 3-70	2号墓壙ベルト設定(西から)	63
図 3-71	2号墓壙ベルト設定(南から)	63
図 3-72	2号墓壙 礫層実測図	64
図 3-73	ベルト取り外し状況後礫層検出状況(東から)	64
図 3-74-	① 礫層除去後(東から)	65
図 3-74-	② 礫層除去後(南から)	65
図 3-75-	① サブトレンチ設定(東から)	65
図 3-75-	② サブトレンチ設定(西から)	65
図 3-76	2号墓木棺遺構実測図	65
図 3-77	2号墓木棺検出状況	66
図 3-78	木棺内北東側角釘出土状況	66
図 3-79	2号墓人骨出土状況	67
図 3-80-	① 2号墓木棺および人骨出土状況	68
図 3-80-	② 木棺内人骨出土状況	68
図 3-81	木棺内頭骨、腕骨、肋骨出土状況	69
図 3-82	木棺内下肢骨出土状況	69
図 3-83	2号墓壙完掘状況	69
図 3-84	拡張区①断面層位図	70
図 3-85	墓石掘方検出状況(西から)	70
図 3-86	2号墓壙中央北側断面層序(東から)	70
図 3-87	小土壙掘方より土師器出土	71
図 3-88	3号墓壙集石検出状況(北から)	71
図 3-89	従者の墓平面立面図	71
図 3-90	従者の墓前出土湯呑(電話番号印字)	71
図 3-91	従者の墓①	72
図 3-92	従者の墓②	72

図 3-93	従者の墓③	72
図 3-94	従者の墓④	72
図 4-1	墓所造営時埋納 土師器小皿	74
図 4-2	1号墓壙遺物出土状況	75
図 4-3	玉類(その1)	76
図 4-4	玉類(その2)	78
図 4-5	ガラス板と縁飾り繊維物質	79
図 4-6	錠前と取り付け金具	81
図 4-7	蝶番	82
図 4-8	東側竿通し	83
図 4-9	西側竿通し	84
図 4-10	西側竿通し部品	85
図 4-11	蓋用角金具(北東部・南東部)	86
図 4-12	蓋用角金具(南西部)	87
図 4-13	身用角金具(北東部・南東部・南西部)	88
図 4-14	その他の金具(その1)	90
図 4-15	その他の金具(その2)	91
図 4-16	釘	92
図 4-17	木棺地区割りと板材の名称	93
図 4-18	2号墓壙遺物出土状況	94
図 4-19	釘の部分名称	95
図 4-20	釘(II01～35)	97
図 4-21	釘(II36～69)	98
図 4-22	釘・不明鉄片(II-70～II-113・II-74)	99
図 4-23	釘(II-1'～II-52')	100
図 4-24	釘・不明鉄片(II-53'～II-113'・II-74')	101
図 4-25	釘(II-1"～II-60")	102
図 4-26	釘・不明鉄片(II-61"～II-113"・II-74")	103
図 4-27	小型釘使用状況(木質痕跡種類別)	104
図 4-28	中型釘使用状況(木質痕跡種類別)	104
図 4-29	大型釘使用状況(木質痕跡種類別)	105
図 4-30	木質痕跡種類別 釘出土状況	106
図 4-31	板材の厚みがよく分かる釘(II-48-1'・2')	107
図 4-32	屈曲部に別の釘が付着した釘(II-63-1'・2')	107
図 4-33	全体に湾曲した釘出土状況(木質痕跡種類別)	107
図 4-34	先端部が屈折した釘出土状況(木質痕跡種類別)	108
図 4-35	L字状釘出土状況図(木質痕跡種類別)	109
図 4-36	中世の遺物	110
図 4-37	近世近代の遺物①	111
図 4-38	近世近代の遺物②	112
図 4-39	瓦 実測図	113
図 4-40	瓦 写真	114
図 4-41	銭貨	114

表目次

表 3-1	基本層序の相関表	38
表 4-1	ガラス玉一覧表	77
表 4-2	II号墓壙出土釘・不明鉄器一覧表(その1～8)	116
表 4-3	土器・陶磁器・ガラス瓶・石鍋・砥石一覧表(その1～2)	124
表 5-1	千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の層序と出土遺物	132

グラフ目次

グラフ 1-1	地域別クラウドファンディング支援者グラフ (READY FOR)	12
グラフ 4-1	釘の長さごとの出土点数と出土地区	95

第1章 発見と調査の経緯

1. 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の発見^{いきりき}

千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の調査は4次にわたっている。2014年（平成26）9月と2016年（平成28）9月に実施した第1次と第2次の調査は、本墓所の所有者である浅田昌彦（以下筆者）が先祖の墓所整備を名目として企画、実施した。この時点で、この遺跡は文化財保護法にいう埋蔵文化財包蔵地（いわゆる「遺跡」）とはなっていない。したがって、あくまで個人による墓所整備の一環としての実施であったが、実質的には専門家のご指導のもと、文化財保護法に準拠した手法で調査した。

このような私的調査を実施する契機となったのは、この地に遺されていた墓石が、大石一久氏による調査・研究によって天正遣欧使節の千々石ミゲルに関わるものであることが明らかにされたことによる。そして浅田家の遠い先祖の一人が千々石ミゲル（系譜上は千々石清左衛門）だったことも大きな理由である。



図1-1 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の位置 (S=1/25000 国土地理院)

●墓所位置

(1) 「ゲンバさん」の墓

本墓所には巨大な自然石の墓石が遺されていた。地元ではこれを「ゲンバさんのお墓」と呼んでいたという。「山川内川左手鉄道近く森林藪中に畳一畳ほどの平たい自然石を建てて、『玄蕃さん』といってお祭りをしている」「玄蕃さんを祀る石碑は大村方面に向け建てられているが、この地点は大村軍に敗けた玄蕃之允最後の戦場であり、ここで主従共全員が戦死し、恨みが大村にあるのでこのようにして建て、後の人が祭るのだという」と、1971年（昭和46）に刊行された『多良見町郷土誌』には記されている。



図 1-2 調査前の状況

かつては本墓所近くの井手家、野口家、杉本家の3家が交代で祀っていたとのことであるが、前の大戦後の混乱期に荒れ果て、生い茂った竹やぶに囲まれ、墓石が納められていた瓦葺の覆い屋はいつしか崩れ、遺跡全体が上方の丘陵の崩壊による土砂で埋没していた。その後、井手則光・營子夫妻によって墓石が建て直され、銅板葺きの屋根が掛けられた。さらに「千々石ミゲルの墓石発見」発表後は、多良見町（当時）によって一帯が整備され、近くには説明板や東屋が作られた。

(2) この一帯はキリシタン墓所

1658年（明暦4）に大村藩が領内のキリシタン墓を調べ、破壊した事を示す「^{ながぼかあらためおぼえ}長墓改覚」という史料がある。本墓所は近世には大村藩領伊木力村に属し、この村では5カ所の墓地で55基の墓をキリシタンの墓として破壊したと記されている。本遺跡の墓石に刻まれた被葬者の没年はその25年前の1633年（寛永9）である。この墓が造営された時点では、近隣にキリシタン墓の並ぶ墓地が存在していたことは間違いない。

(3) 「千々石ミゲルの墓石発見」

本墓所が広く脚光を浴びたのは2004年（平成16）2月のことである。大石一久氏が本墓所の墓石の碑面を克明に採拓し、銘文を明らかにしたことによる。

墓石の上部に大きく「妙法」の文字を刻み、下部の右側に「自証院妙信靈」、左側に「本住院常安靈」と戒名が刻まれており、中央に「寛永九壬申年十二月」の文字、そして右側の戒名の下には「十二日」、左には「十四日」と見えた。寛永9年12月に二日違いで亡くなった男女の墓石であることが明らかになった。ちなみに寛永9年12月12日は西暦になおすと1633年1月19日に当る。墓石の裏面左側には「^{ちぢわげんぼのじょう}千々石玄蕃之允」という文字が刻まれていた。

『「ゲンバさんのお墓」と呼ばれるゆえんは墓石裏面の『千々石玄蕃之允』との銘だが、裏面に掘られるのは墓石建塔者の名前であり、埋葬されているのは玄蕃の両親である千々石ミゲル（夫妻）の可能性が高い』という趣旨の報道提供を行い、「千々石ミゲルの墓石発見」というニュースが広く全国を駆け巡った。

(4) ^{ともなが}朝長・浅田家と本遺跡、そして千々石ミゲルとの関係

浅田家の所有する墓所に所在する墓石が千々石ミゲルの墓所である可能性が大石一久氏により明らかにされた。

浅田家は本姓「朝長」で、戦国時代から肥前大村家に老臣・惣役として仕えていた朝長一族の当主家である。17世紀初頭の肥前大村藩家老^{さもんあきやす}左門前安(始朝長久助)の代に「朝長」から「浅田」に改姓したが、一族の多くは朝長姓のまま、江戸時代も代々大村藩の家臣団として大村家に仕え、江戸時代末期の記録においても、朝長・浅田一族の主要二十九家のうち、二十二家が朝長姓のままであった。

浅田家に残る古文書を調べると、朝長・浅田家先祖の戒名録である「浅田氏先祖代々御法号誌」(以下「法号誌」)には、墓石の戒名が記され、そこに「夫妻の墓所伊木力」とある。さらに系図では千々石玄蕃の長女すなわちミゲルの孫娘(天以^{てんい}が、筆者の15代前の浅田三郎兵衛安昌に嫁している。ちなみに天以(法号「了性院妙玄日脱大姉」)の墓石は本経寺の墓地(大村市)の一角に現存している。

朝長・浅田家は大村藩の城代家老の家格で、16世紀から老臣あるいは惣役として大村家を支えていた。日本で初めてのキリシタン大名大村純忠の時に、イエズス会に寄進した横瀬浦の奉行を朝長新介が勤め、長崎開港時には朝長対馬守が長崎六町の町割奉行を務めた。

また、浅田家知行地の戸根村(現・長崎市琴海戸根町)では、大村藩内でのキリシタン禁令後の1610年代にも宣教師が自由に行動でき、ここを拠点として大村城下で宣教につとめたといわれる。

一方、天正遣欧使節四人の一人としてローマにおもむきローマ法王に拝謁した千々石ミゲルは、後にイエズス会を脱会して大村藩に仕官し清左衛門^{せいざえもん}を名乗った。伊木力村^{ここのうら}と神浦村^{こうのうら}合わせて六百石を賜ったという記録が残る。

2. 第1次・第2次調査

大石一久氏の報により、2005年(平成16)3月12日、筆者は姉一力昭子と共に現地を訪問した。当墓所が曾祖父名義であることも、江戸時代を通じて当家が祀っていたことも伝わっておらず、被葬者が歴史上の人物であると知り、驚きと戸惑いを感じていた。その時の取材に「墓の調査に協力したい」(西日本新聞2005.3.13)と返答したが、自分自身が発掘調査を行うことは考えていなかった。

その後、墓所のある西彼杵郡多良見町は諫早市と合併して諫早市多良見町となり、当墓所に関することは諫早市文化課(現・文化振興課)に移管された。

それに伴い、墓地周辺の道路には諫早市による案内看板が設置された。その表記は「千々石ミゲルの墓と思われる石碑」である。

我が家に残された古文書をひも解くと、先祖代々「俗名不知。何某之子共不知」としながら祀ってきたにもかかわらず、筆者の代で被葬者を明らかにするような取り組みは、先祖代々が守ってきたしきたりに反するのではとの懸念が頭初はあった。それから毎年12月の命日供養や地元の勉強会などへの参加のために訪問しながら数年が過ぎた。その間、地元の多良見町(現・諫早市多良見町)の「たらみ歴史愛好会」とその近隣の方々、また、ミゲル生誕の地千々石町(現・雲仙市千々石町)に設立された「千々石ミゲル研究会」、千々石ミゲルに縁の深い大村市の「大村歴史懇話会」、後に諫早市を中心として結成された「千々石ミゲル会・諫早」など、多くの方々から、千々石ミゲルに対する強い想いを伺っていく

なかで、以下の考えに至った。

①昭和40年代の豪雨で土砂崩れにより、半ば埋もれている墓所一帯の流入土砂を撤去して、先祖が祀り続けていた建立当時（想定1630年代）の姿に復元して後世に残したい。

②本墓所の被葬者を特定する手がかりを見出したい。「俗名不知。何某之子共不知」として代々祀ってきた墓所であるが、既に千々石ミゲルの墓所であるという発表が行われ、当家だけで被葬者を秘する意味は薄れたこと。さらに、被葬者を秘してきた時代背景はもはやなくなっているのではないかという事。さらには筆者以外に墓所調査を発意する者はいないということから、何らかの被葬者の証左を探ることが、浅田家を継ぐ者の役割であり、代々祀ってきた先祖への供養となるのではないか。

そして、前述の通り、多くの地元の方々からの「墓所の真実を解き明かしたい」という強い熱意が大きくな後押しとなった。この思いを大石一久氏に伝え、さらに大石氏が関係者の方々に伝えることによって、多くの賛同を得て墓所調査を決断した。とはいえ調査を実施するには、土地の所有名義を、明治20年に亡くなった曾祖父から筆者に書き替えなければならない。行政書士事務所に調査を依頼し、相続者の方々に連絡を取り、約1年間をかけて筆者名義に書き換えることができた。墓所調査の準備は整った。また、「たらみ歴史愛好会」「千々石ミゲル研究会」「大村歴史懇話会」、墓所をお守りいただききた井手則光・營子夫妻や井手氏の親族で土地登記に係る測量をいただいた、当時諫早市議会副議長の藤田敏夫氏、地元山川内自治会、その他多くの方々の支援・助力で墓所調査を実施することに決まった。

しかしながら、2014年の調査は「発掘」という単語は公式には使えなかった。当墓所は当時文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地とはなっていないため、遺跡調査と混同されるとの指摘から、あくまでも「浅田家による先祖の墓所の私的整備」という位置づけでの実施となった。これは二回目の2016年の調査も同様であった。

ただし、大石一久氏の判断により、実際は文化財保護法に基づく遺跡調査の手順を踏襲する形で実施することとし、遺跡調査の専門家である別府大学教授の田中裕介氏に指導いただくとともに、実務は遺跡調査の専門機関に委託して、遺跡発掘調査と同等の品質を維持することとした。これは第2次調査にも貫かれている。また、何らかの発見があれば、諫早市にも対応していただけることとなった。

（2）第1次調査で明らかとなった事

2014年（平成26）9月、大石氏を調査統括、別府大学教授の田中裕介氏を発掘指導、実務を（株）九州文化財研究所に委託して、筆者個人による私費での調査を実施した。但し、現場の実作業には前述の皆さまが交代でボランティアとして参加いただき、地域コミュニティーセンターをお借りして行った連日の昼食も食材のご提供から調理配膳片付けに到るまで、こちらもすべてボランティアで行っていただけるなど、私費での調査とはいえ、実際には多様なご支援をいただいた。

第1次調査で確認できた事項は以下の通りである。

- ①墓石周囲に一辺2.8mの石積の方形基壇が存在する。当時の領主層の墓所に匹敵する造りである。
- ②墓所周囲に多量の棧瓦が出土した。近隣の方々への聞き取りで「戦後しばらくまでは墓石を囲う「瓦ぶきの覆い屋」があった」とする調査結果を裏付けるものである。
- ③南端部から東西軸の石列が検出され、墓域の範囲を限るものと考えられる。墓石所在地一帯が墓所として造成されている可能性が高い。



図 1-3 調査地位置図

④南隣りに、これも聞き取り調査の結果を裏付ける「従者の墓」の墓碑が確認された。しかし数々の新知見が確認された反面、墓の主体部である墓壙を確認するには至らずに第1次調査を終了した。

(3) 第2次調査の計画と実施

墓壙は基壇の下部に存在することが予想され、その検出のためには基壇が障害となる。そのために非破壊検査による調査の可能性を探り、まず地中レーダー探査によって地下遺構の状況に把握につとめることとなった。2014年（平成26）12月に「NPO法人iさいと」のご助力で探査が実施され、試験的な調査ながら墓壙らしき反応が特定された。その時の地中レーダー探査の担当である東憲章氏のコメントは以下の通りだった。「非常に狭い範囲で、段差や石垣などの障害物もあり、アンテナを引く距離が短かったため不安だった。（中略）墓石の前、石垣に囲まれた範囲の中で直径1m程度の強い反射を得て、墓坑とみてよいのではないか。また、石垣の外側にも長形状の反射があり、以前の調査時のトレンチの可能性もあるが、その付近だけ特に石が多かったようにも思い、何らかの遺構の可能性もある」。今から振り返ると、第4次発掘調査の成果を予感させるコメントであったが、当時は後半の「石垣の外側の長形状の反射」は第1次調査で出土した大量の瓦を示すものと判断され、墓石前の反射を第2次調査の目指す墓壙とした。

この結果を受け、2016年（平成28）9月に第2次調査を実施することとなった。第2次調査も第

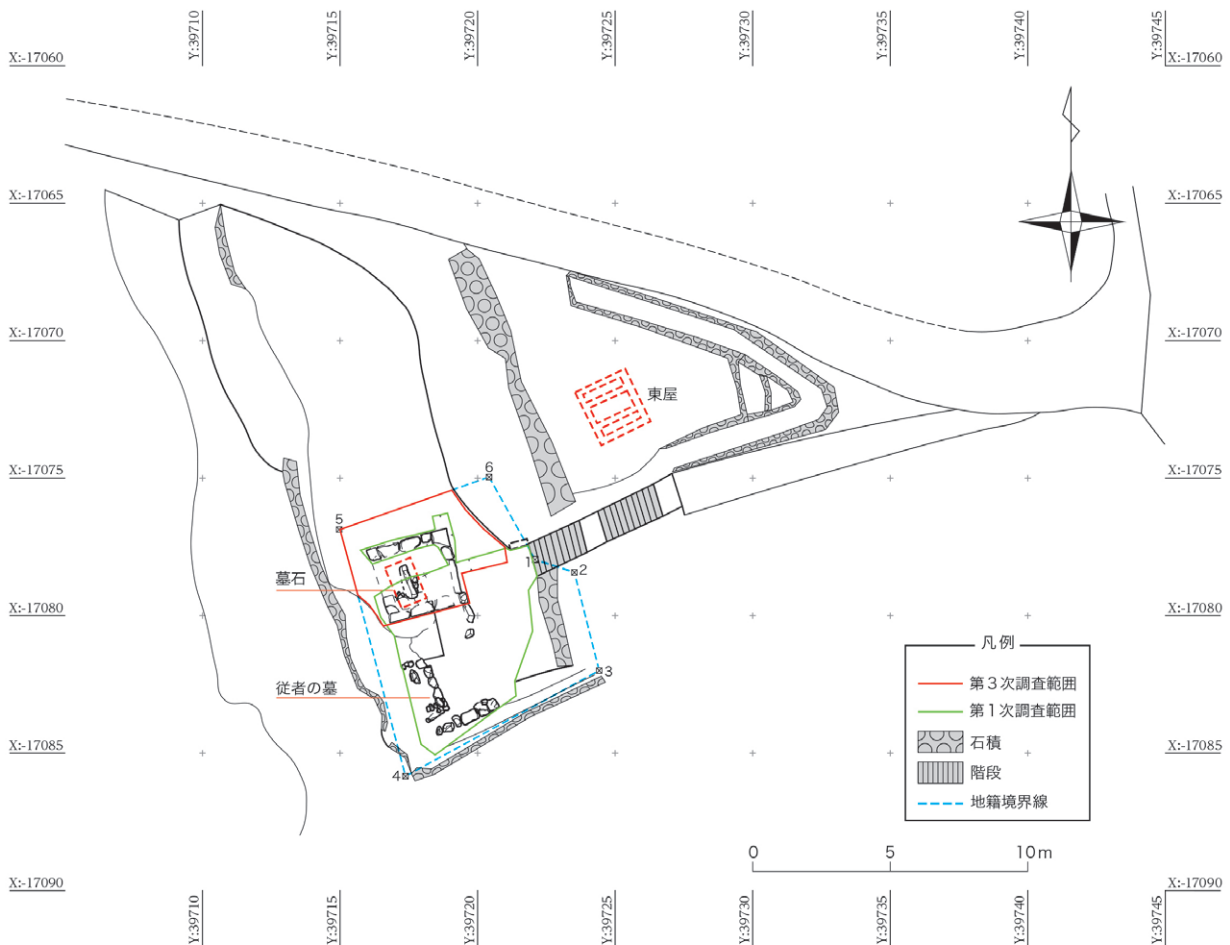


図1-4 調査地区の配置



図 1-5 基壇検出状況（東から）



図 1-6 基壇の側面と従者の墓（手前）

1次調査と同様「浅田家による先祖の墓所の私的整備」という位置づけでの実施であるが、第1次調査をご支援いただいた方々が中心となって「千々石ミゲル墓所第2次調査実行委員会」（委員長：下釜正俊氏）が結成され、調査支援をいただいた。実施体制にはこれも第1次調査と同様に、調査統括は大石氏、発掘指導は田中氏、実務は（株）九州文化財研究所に委託し、実作業にはボランティアの方々にご参加いただいた。

第2次調査では、墓石前面に広がる玉砂利を撤去するとすぐに礫層があらわれた。その礫層の広がり大きくまた深く続いていた。礫層は石組基壇の下部にまで広がり、墓石直下にまで至っていた。調査を継続するためには石組基壇や墓石の撤去が必要であると判断された。そのためには、調査期間の大幅延長と大幅な費用の増加が見込まれ、調査の体制を再構築することが必要であると結論づけられ第2次調査はここで中断となった。

（4）第2次調査の結果

石組基壇内の埋土は表土を含めて4層に分かれる。第Ⅰ層・表土、第Ⅱ層・砂利層、第Ⅲ層・礫層、第Ⅳ層・大型礫層となり、第Ⅱ層から第Ⅳ層へと次第に大型の礫が増加する。しかし基壇内各層から明治期前後に生産された陶磁器片が出土し、また墓石に接する礫層は乱れていることから、明治期に基壇が造営され、造営後に墓石が据え直されたと考えられた。第1次、第2次調査の結果から、方形石組基壇は瓦葺きの覆い屋の基壇として建てられたと推定された。出土遺物の年代から方形石組基壇が明治時代のはじめ頃に造営された後、何度も（第Ⅳ層より上部を）補修されていることが確認できる。近代になっても管理がなされて祀られていたことが確認できた。

浅田家の先述した「法号誌」に「俗名不知」^{ぞくみょうしらず}「何某之御子共不知」^{なにがしのおんこともしらず}、すなわち「名前は知らず」「どなたのいえの子供とも知らず」という注釈付ながら、浅田家ご先祖と同様に代々お祀りするよう戒名・墓所・没年が記載されている、謎の伊木力の墓所であった。

第1次調査で姿を現した建立時の壮大な墓所の姿、その後三百数十年に亘る継続的な保護・お祀りの事実を明らかにした第2次調査、ともに大変意味ある調査であった。

第1次調査は、いわば流入した土砂を撤去して墓所の全体像を復元することを主目的とした「面」の調査であった。それに対して第2次調査はピンポイントで埋葬施設を探る「縦」の調査ともいえる。そして、第2次調査の結果、もう一つの「時」という調査の軸が生じた。すなわち、没年から400年弱の間に墓石が動いていることの可能性が出てきたのだ。そうになると、私的な調査の継続には限界を感じざるを得なかった。



図1-7 第Ⅱ層・砂利層



図1-8 第Ⅲ層・礫層



図1-9 現れた4層の断面図土層・砂利層・礫層・大型礫層

3. 第3次調査

(1) 第3次調査の計画

第1次・第2次の調査主体は墓所の所有者であり、大村藩城代家老の子孫でもある筆者が墓所整備の一環として独自事業として実施したものであったが、調査の継続には期間と費用ともにこれまでの調査とは大幅に上回ることが想定できたため、私費での実施は困難と判断し、前述4団体の方々に調査継続を断念する旨を説明した。そうした所、2次調査終了後のわずか1か月で前述のたらみ歴史愛好会、千々石ミゲル研究会、大村歴史懇話会、千々石ミゲル会・諫早の4団体を母体とした、「千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会」が組織されることとなった。会長には当時長崎総合科学大学理事長で前長崎県副知事の立石暁氏、副会長に元千々石町長の町田義博氏と井手則光氏、事務局長には本田英二氏が就任された。調査費用は広く市民や団体の寄付や募金で賄うこととし、第2次調査の翌年2017年（平成29）8月での実施が計画されたのである。

第1次・第2次調査では、現場作業は4団体を中心としたボランティアの方々に担っていただき、山川内コミュニティーセンターから食料支援をしていただいたが、第3次調査ではそれに加えて、実施主体も担っていただけることとなったのである。ここに、日本国内では稀有な、民間の団体や市民主導の発掘調査が実現することとなった。

最大の課題である発掘調査費用の調達は、各団体の方々の尽力で、賛同企業・団体による支援の輪が広がった。諫早市職員や大村市民の支援・千々石町でのワンコイン募金など、広く長崎県内で多様な形での寄付や募金活動が行なわれ、最終的に約1200名の方々から600万円強の募金をいただき、調査費用の準備が整った。また、調査直前の2017年（平成29）7月19日、長崎県教育庁より文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として、遺跡名「千々石ミゲル墓所推定地」として周知された（遺跡地図番号84-99）。これによって文化財保護法の規制対象となったため、第1次・第2次の調査とは異なり、実行委員会が諫早市文化振興課とも事前協議を重ねて、法令に基づく発掘調査に必要な必要書類の準備提出を行った。さらに、調査終了後は慎重に埋め戻し作業を実施し、原状回復に努めることとともに、発掘調査報告書を刊行した。

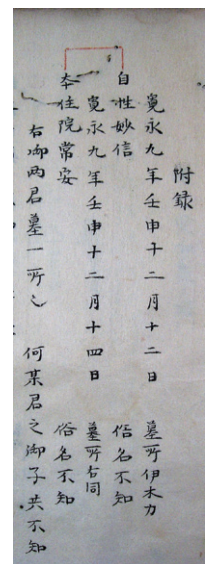


図1-10 浅田家法号誌

(2) 調査の目的と方法

第3次となる今回の発掘調査の目的は、次の4点であった。

- ①第2次調査で確認された方形石組基壇の下部に広がる大型礫層の範囲を確認し、礫層の性格を明らかにする。
- ②地中レーダーに反応した土坑状のものが何であるか明らかにする。
- ③礫層より下層または周辺に埋葬施設などの遺構が存在するか確認する。
- ④埋葬施設が確認された場合、その年代と被葬者を追求する。

(3) 調査区と調査期間の設定

調査区は、方形石組基壇の大型礫層の広がり（のちに集石遺構とした）を確認するため北側は諫早市有地との境界まで、また東側は平坦面縁辺部までの範囲を対象とした。基壇の西部は上方からの法面の裾部にとどめ、また南側は基壇の範囲内にとどめた。また、今回の調査で初めて、墓石と方形石組基壇を移動させ、基壇より下層の大型礫層を含む発掘調査を行うこととなった。調査区の広さと大型礫層下部の調査を計画したため、これまで1週間と設定していた第1次・第2次の調査期間に対し、第3次は約1か月という長期間を設定した。

(4) 第3次調査の実施

第3次調査は2017年（平成29）8月20日に、第1次・第2次と同様に、墓石に刻まれた戒名を記した位牌を祀っていただいた琴海戸根町の本住山自證寺梶原亮謙住職による安全祈願が行われ、開始された。重機の導入によって墓石周囲の石組基壇の全貌が明らかにされ、3日目には墓石を撤去、その後チェンブロックで基壇の東側と北側を撤去し、集石遺構撤去に入った。その後墓石位置前に十字のセクションベルトを設定して発掘調査を実施。

(5) 第3次調査の結果

墓石を撤去し、基壇の一部を解体し、その下部を調査した結果、集石遺構の下から、墓石に向かって右側に被葬者を埋葬した施設が発見された。その後の出土遺骨の分析から被葬者は女性と判明し、墓石右側に刻まれた「自性院妙信」のご遺骨と想定された。地中レーダー探査結果で、墓石の西側にも墓壇を示す反応があることや、集石遺構が墓石に向かって左側（南側）にも広がっていることが確認されたことから、こちらに「本住院常安」=千々石ミゲルの埋葬施設が存在する可能性が高いと思われた。

・第三次調査で明らかとなったこと

解明 01 二段掘りの石槨木棺墓

発掘された埋葬施設には、上下二段に掘った墓壇の底に長持(木製)を転用した木棺が納められていた。

墓壇の上段の大きさは縦横2mの正方形で深さは40cm前後である。下段は東西約1.2m、南北約1.6m、深さ約80cm。木棺の大きさは、角金具等の出土位置から東西約100cm、南北約50cm、高さ約50cmと推測される。木棺と墓壇の間には、拳大から人頭大の礫を詰めて石槨がみられ、石槨の上部に墓壇を覆うように3枚の大きな石材が置かれており、上部は礫と土砂によって丁寧に埋められてい

た。この埋葬施設の墓壇規模は大きく、礫によって石槨を作って丁重に被葬者を埋葬しているように見える。同時期の墓の多くが木棺を地中に納めるだけの簡単な構造であることを考え合わせると、当時としては、かなり上級の社会的地位をもつ者の墓であることをうかがわせる。

解明 02 出土した被葬者の遺骨と副葬品

墓壇からは、被葬者の骨や歯の一部、ガラス板やガラス玉などの副葬品、棺として転用されていた長持に使用されていた鍵のかかった錠前、角金具、蝶番、竿通し、釘などの金属製品が出土した。

副葬品の玉類は、大きさにより三種類、色で五種類、材質で二種類に分けられる。白色玉と青色玉は直径5mm前後、紺色玉と黒色玉は4mm前後、そして琥珀色玉が3mm以下、材質は白色玉と紺色玉のうちの1点と黒色玉は鉛ガラス製で、ほかの玉はすべてアルカリガラス製。

玉類に近接して出土したアルカリガラス製の板ガラス片は、厚さ1.5mm、直径27mmの半楕円形の破片で、大分県大分市丹生で出土した聖遺物入れガラス板（日本二十六聖人記念館蔵）と大きさ、ガラス質共に類似、キリスト教の信仰具であった蓋然性が高い。また、ガラス片の近くから出土した布片はガラス片にともなうものと考えられる。玉類のうち琥珀色玉のような小さい玉は、ガラス片とともにこの布を飾っていた可能性がある。

出土したガラス玉59点、板ガラス片1点、さらにはそれに付随する布片が出土したことから、これらは被葬者のキリシタン信仰が想定される遺物である。

解明 03 被葬者の姿

横臥屈肢（横向きで足を曲げる）の姿で棺に納められ、被葬者の遺骨は大腿骨などの骨と歯の一部が確認されたことから、その分析の結果、推定される被葬者像は女性である。

4. 第4次調査の準備

(1) 第4次調査実施に際して

第3次調査の成果は、多くの方々から驚きと高い評価を得て、第3次発掘調査終了2か月後の2017年（平成29）11月に開催された諫早市多良見町のたらみ図書館海のホールでの報告会では、定員280名の会場が補助席を出すような盛況となった。翌年1月には諫早市美術・歴史館での展示会と講演会が開催され、こちらも開館以来の来場者数となったと伺っている。

出土したご遺骨が女性との鑑定であったこともあり、1日も早い継続的な調査が多方面から望まれた。

一方、第3次調査の実施主体となった千々石ミゲル墓所発掘調査実行委員会は、発掘調査報告書の刊行・配布を待って「千々石ミゲル研究・顕彰会」と名称変更し、発掘調査主体という役割を終了した。

第3次調査で出土したのは女性の遺骨一体。墓石には夫妻の戒名が刻まれ、第3次調査では礫層が南側に広がっていることも確認されていることから、発掘調査報告書の関係各位への配布・報告を行った後に、第1次・第2次と同様の形に戻して、筆者による発掘調査実施を決断した。

しかし、第4次調査は、これまで行ってきた3回の調査とは異なる状況となる。第1次と第2次は各々1週間という短期間且つピンポイントでの調査範囲設定での実施、話題となった成果を生んだ第3次も約1か月という調査期間であったが、第4次は、さらに広範囲にわたる調査地域の設定が想定されるた

め、長期の調査期間と多大な調査費用の調達が想定された。

ただし、第3次の成功を支え、調査主体を担っていただいた実行委員会を構成した4団体には、引き続き支援いただけることとなった。

さらに難題となったのが、2020年（令和2）からの新型コロナウイルス感染拡大である。2月には日本国内でクラスターが発生し、4月に政府は全都道府県に緊急事態宣言を発令。このような状況から、2020年8月の実施を予定していた発掘調査は一年延期を余儀なくされ、既に提出していた発掘調査届出書も一年延期の手続きを取った。諫早市多良見町伊木力地区は有名な伊木力ミカンの産地で、ミカン栽培の農閑期と発掘調査に適した時期を重ね合わせると、8月中旬から9月下旬までの時期しかないため、一年後とならざるを得なかったのである。

新型コロナウイルスの感染拡大による一年延期という難題を抱えながら、第4次調査は2021年（令和3）8月に実施することとした。第4次調査は範囲も期間も比較できない大きな規模となることから、2020年10月に発掘調査組織「千々石ミゲル墓所調査プロジェクト」（以下プロジェクト）が発足した。

代表は筆者とし、調査統括が大石一久氏、発掘指導を別府大学田中裕介教授にご依頼するという体制は第1次～第4次共通だが、副代表には第3次実行委員会の副会長で墓地を長年管理いただいてきた井手則光氏と、第1次から現場実務を取り仕切っていただいてきた千々石ミゲル研究会会長の町田義博氏が、さらに事務局長には渡邊享介氏、会計に北島美智子氏、監事には中路徹氏と山本武美氏にご就任いただいた。プロジェクト事務所は多良見町にある渡邊事務局長の事務所内に設置された。

最大の課題である資金調達には二つの方策を行うこととした。これまでは4団体の皆さま中心にご尽力いただいてきたことだが、今回はそれだけに頼ることはできないことから、新しい取り組みを行うこととした。

ひとつは発掘調査プロジェクトを紹介するホームページ（以下HP）やフェイスブック（以下FB）の開設・運営である。これらの開設により、全国各地の方々に、ネットワークを通じて、発掘調査の取り組みを紹介することができる。

一方、長崎県内の諫早、雲仙、大村の各市では、取り組みを広くご紹介する機会としての無料講演会を開催することとした。

いまひとつはクラウドファンディング（以下CF）の活用だった。CF活用は第3次調査実施時にも活用を検討したと記憶しているが、今回はネットを通じて全国の方々に、支援を呼び掛ける手法として採用してみることにした。

ただし、HPの開設・運営や各地での講演会開催などには、一般社団法人プラスアイエヌジー（長崎市、代表理事中島靖人氏）にその多くを委託した。FB、HP、CFというネット上の広報ならびに支援要請活動は予想を超える反響を呼び、広く県外の方々にも活動を認知していただくことができた。また、県内各地での講演会では、関心のある方々と直接触れ合う貴重な機会となった。

結果として、直接ならびにHPを通じていただいた募金は、延べ240名から7,551,378円に及んだ。第3次調査時の90%以上が長崎県内の個人・団体の募金であったのに対して、第4次で募金いただいた方の約40%弱は県外からであった。

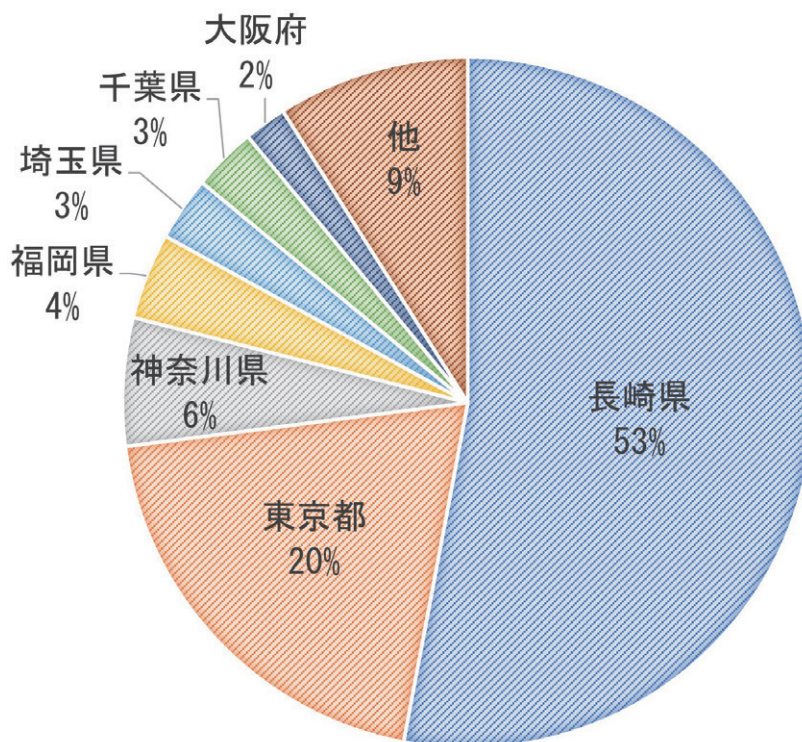
一方、CFでのご支援は、当初の目標設定6,000,000円に対して、2カ月弱の設定期間で最終的に約173%達成の10,400,000円に達した。ご支援者は、その半数弱が県外からであった。

HP、FB、そしてCFの実施目的の一つが、広く、特に長崎県外への千々石ミゲル墓所調査プロジェクトの周知であっただけに、嬉しい結果であった。CFでのご支援金額からは、運営会社の手数料、運営経費や返礼品費用が差し引かれることとなるが、第3次発掘調査での募金の残金600,000円も引きつづき発掘調査に活用させていただくこととなり、直接募金と合わせて、第4次発掘調査費用をカバーできるだけの資金が整ったことになる。

(2) 第4次調査の計画

第1次～第3次調査の結果、石碑周辺の地下には17世紀前半の墓壇、埋葬施設が良好に残存することが明らかになり、さらに現在「千々石ミゲルの墓と思われる石碑」が建つ土地は、17世紀前半には墓所として造成されていたことも確認できた。

第4次調査では、石碑周辺で未発掘の部分に石碑の本来あった場所の痕跡（掘り方）と、もう一つの墓壇範囲を確認し、そして埋葬施設の特徴を確認してその被葬者の性格を明らかにし、「千々石ミゲルの墓と思われる石碑」との関係性を明確にすることを目的とした。



グラフ 1-1 地域別クラウドファンディング支援者グラフ (READY FOR)

・調査範囲

第1次調査後の地中レーダー探査で墓石(図1-11②)の前方に3つの反応(図1-11③、④、⑤)がでてるのがわかっていった。

段階的に調査を進め、第3次調査で見つかった墓壇は、墓石向かって右側(図1-11③)の反応に当てはまると推測される。また、被葬者は女性でミゲルの妻と推定されるため、墓石向かって中央の丸い反応(図1-11④)、もしくは左側の反応(図1-11⑤)が出てい部分にミゲルが埋葬されてい

る可能性がある。

このような地中レーダー探査結果の分析から調査範囲を設定し、最後の大規模調査を行う。

・調査方法

調査対象地の敷地面積は 61m²。

墓壇等の遺構の存在を把握するために、前回の調査で設定した調査基準点を基に調査坑（トレンチ）を設定し、掘り下げる。掘り下げる作業の中で、土層と土器類の出土状況等を写真及び図面に記録し、墓所の造成方法や墓壇の設定過程の復元を行う。

埋葬施設の調査については、調査の進捗に応じて、プロジェクトが設置した千々石ミゲル墓所調査指導委員会（委員長：谷川章雄早稲田大学人間科学学術院教授）（以下調査指導委員会）へ指導を仰ぎ、内部を調査する場合は、当該自治体の担当者と緊密な連絡を取り、埋蔵文化財の保護と調査の目的を最大限考慮した方法となるように努める。

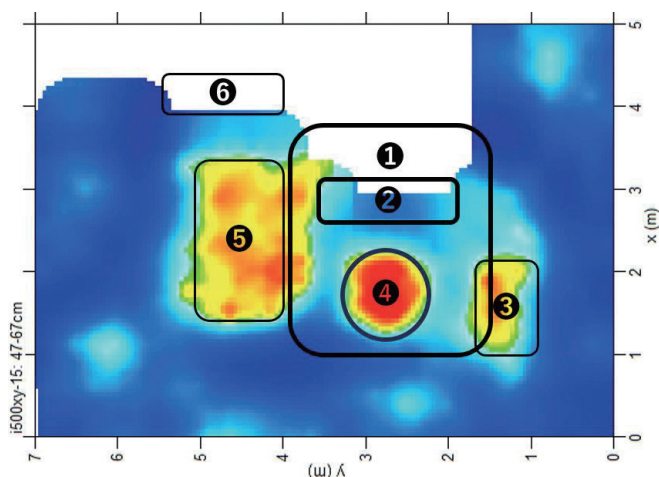


図 1-11 地中レーダー探査結果 (NPO 法人 i-さいと)

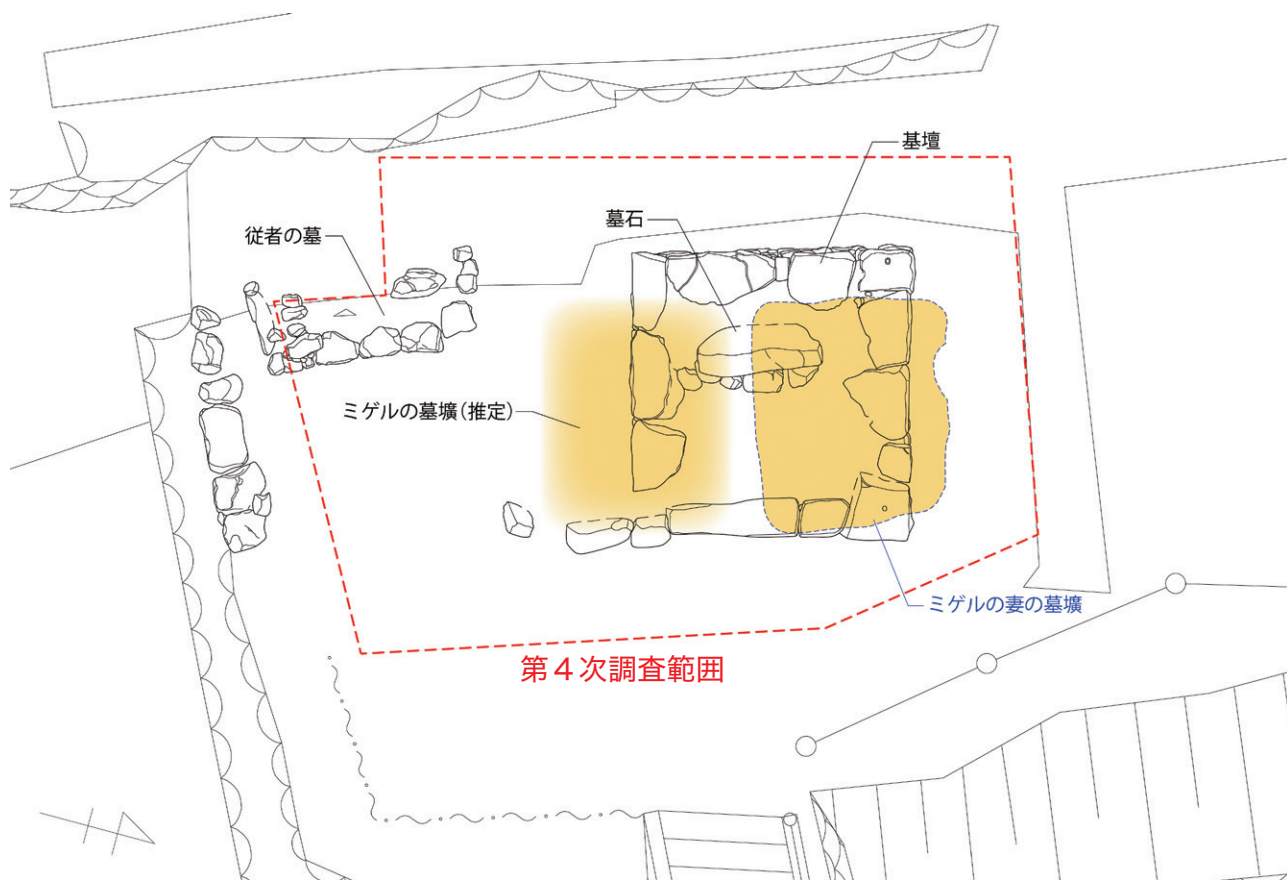


図 1-12 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所平面図

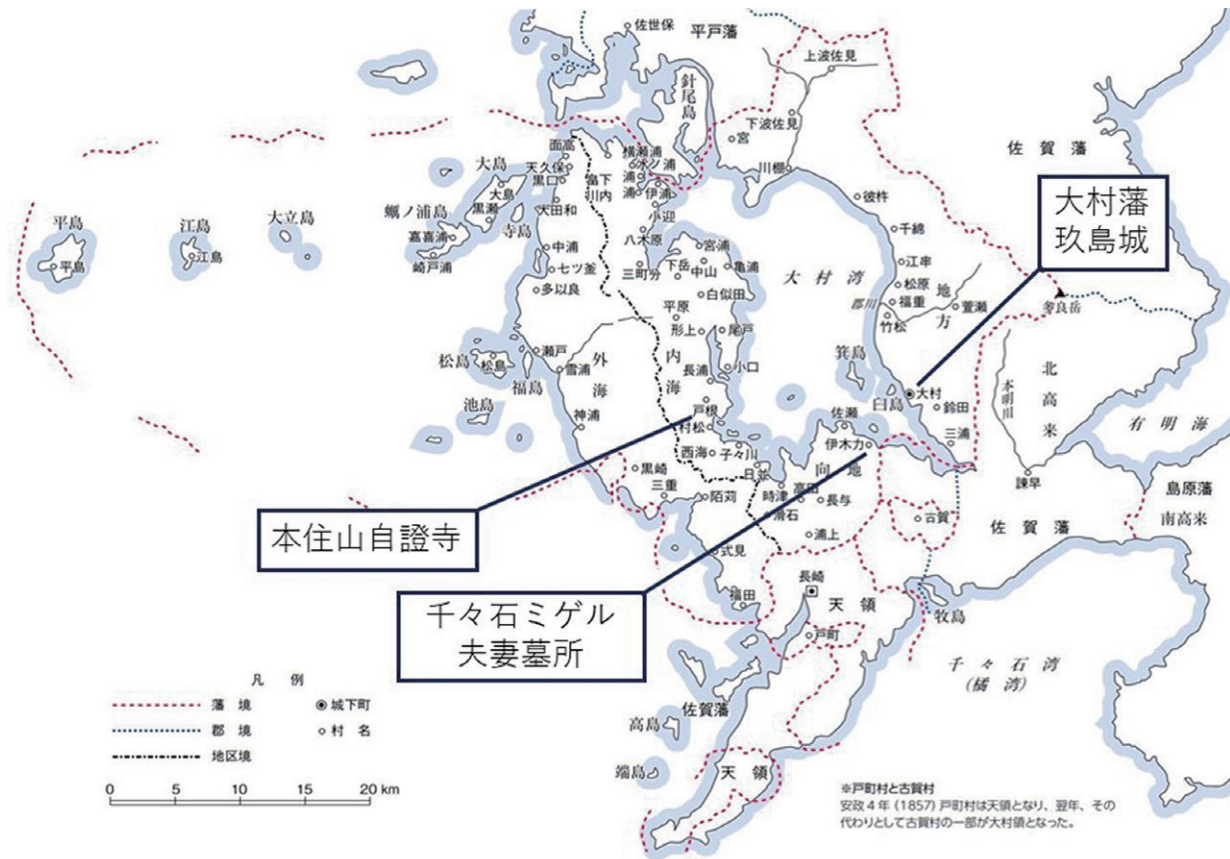


図1-13 大村藩領図 新編大村市史 第三巻近世編より転載加筆

また、埋葬施設の調査により確認された出土品は、出土した位置を写真及び図面に記録し、遺構から慎重に取り上げ、劣化を防止する緊急的な措置を行う。

なお、墓壇内部の調査及び埋戻し作業は、確認された墓壇や埋葬施設が崩壊しないための措置を施すなど、調査後の遺構保存に配慮しながら慎重に行う。

発掘調査終了後は、簡易報告書を作成して広くその調査結果をお知らせするとともに、文化財保護法に基づく発掘調査報告書を作成・配布することとする。

このような計画により2021年(令和3)8月、第4次千々石ミゲル墓所発掘調査がスタートした。

(浅田昌彦 あさだまさひこ 千々石ミゲル墓所調査プロジェクト)

第2章 位置と環境

1. 伊木力の中世から近世初頭

諫早市多良見町山川内は、大村湾に注ぐ伊木力川の上流域、その山間部の支流・山川内川沿いに開けた地域をさす。伊木力村の地勢について、大村藩の総合調査書『郷村記』壹岐力村之事（註1）では次のように記している。

肥前の國大村領四拾八箇村の内、彼杵郡壹岐力村は地勢南北に長く、東北に短し、三面は山野に属し嶮岨、東北の間海に屬す、左右高山相對し、其際一帶の平地あり、民家・田圃谷の左右にあり、邑中大山・曠野多く、田畠寡し、又諫早領入會ありて、飛地數ヶ所に散在す（以下略）

伊木力村（大村藩での村名表記は「壹岐力」だが、以下「伊木力」で統一）は、まさに三面を嶮岨な山嶺で囲まれた地であり、その谷間を伊木力川が流れて大村湾に注いでいる。急傾斜の山腹にはみかん畑が一面にひろがり、収穫時ともなると山肌全体が朱色に染まって波静かな大村湾の青さと見事なコントラストをなす（註2）。すぐ東南側の山嶺は佐賀藩諫早領との境をなし、諫早領との入会地や飛地も数カ所散在した。

調査対象地の伊木力墓所は西彼杵半島の基部で大村湾の南端を形成する海岸から1.5kmほど内陸にあり、伊木力川流域に形成された僅かな平地との境をなす丘陵上の山腹に位置する。丘陵一帯はみかん畑になっており、標高約37m付近の傾斜地を削平して平坦地としたところに立地している。現在は明治期に敷設された長崎本線の高架によって視界が遮られているが、対岸には大村藩の居城・玖島城が望める（図2-1・2）。

江戸時代、大村藩領に属した伊木力村は「^{ムコウチ}向地」11カ村の一村としてあるが、その伝統は旧石器時代から痕跡が認められる。とくに大村湾に注ぐ伊木力川の下流域周辺では、縄文時代各期の土器や石器が大量に出土している。特記すべきは、九州で最初の発見となった丸木舟の出土である。現存の長さが6.5mという大きさと、大村湾における日常的活動だけでなく東シナ海を舞台にした広範囲での物流をも示唆している（註3）。

この伝統は中世においても受け継がれ、『正慶乱離志裏文書』の嘉暦4年（1329）に「伊木力三郎入道了覚」、『深堀文書』の貞和4年（1348）に「伊木力兵衛二郎」の名が見える。また、正平18年（1363）8月の「一揆連判状断簡写」「肥前国彼杵庄南方内一揆事」に「伊木力六郎 左衛門尉義通」や「同所」の「藤原通勝」、「藤原幸昌」、「藤原通重」、「藤原通久」の名が出ており、14世紀代の在地領主の活動がうかがえる（註4）。これら在地勢力の登場は、伊木力村や大草村なども含む彼杵庄という荘園時代からの脱却を意味しており、在地勢力による^{じかた}地方支配への移行が垣間見れる（註5）。

そうした在地勢力は、やがて主に南北朝期から戦国期にかけて勢力争いが常態化する中で、平地であれば堀や土塁を圍繞した館、丘陵には高低差を生かしながら要所要所に堀切や土塁を配した山城を作るようになった。当該地域においては、伊木力川左岸に突き出た丘陵上に船津城が所在し、伊木力氏の城と伝わる（註6）。縄張りは先述のようにみかん畑の造成により旧状を失い不明であるが、地形と大村湾周辺の状況から類推すれば比較的単純な縄張りであったと考えられる。東に目をやると久山川から

図 2-1 伊木力位置図（九州図含む）

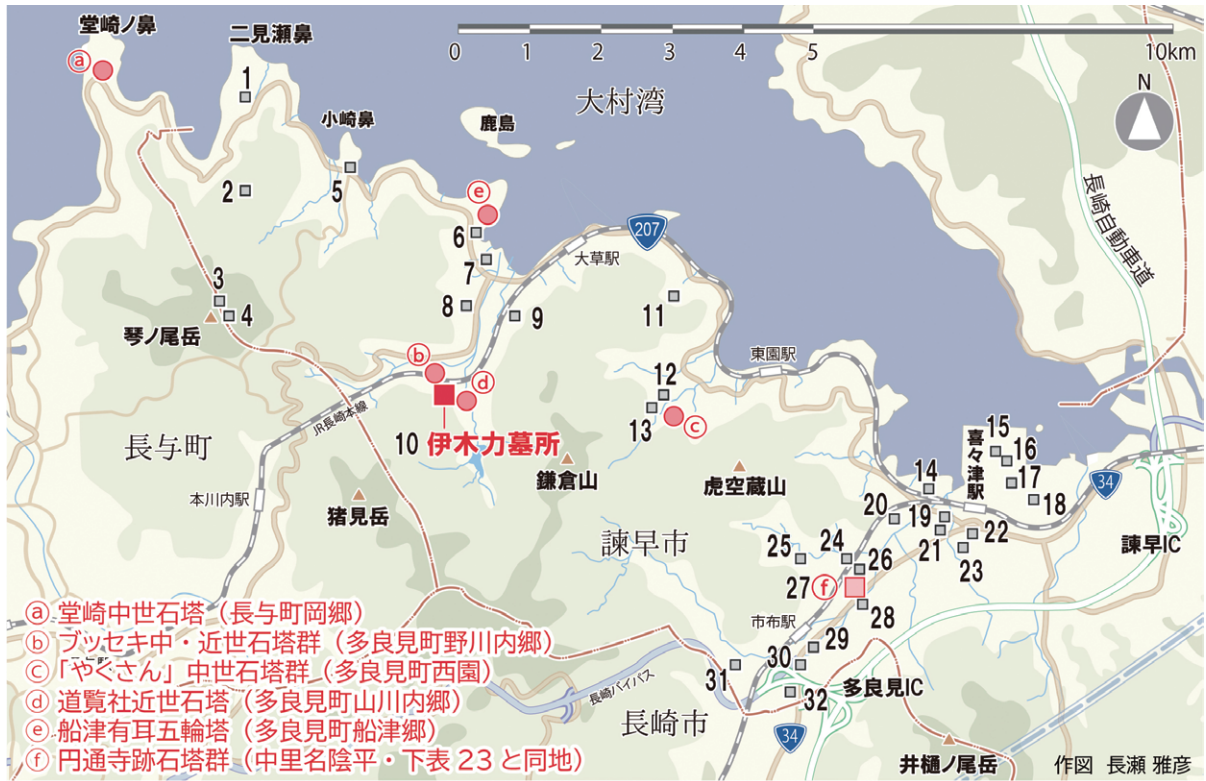


喜々津川流域にかけて城館が若干集中し、境目の領域的様相を呈する。特に喜々津川流域には喜々津氏の城とされる金尾城、その南にかのう城（註7）が至近で正対し、後者においては豎堀を多用した縄張りとなっている。城館跡の分布を見る限り、伊木力は境目争いからは若干距離を置いた地域であったことがうかがえる。

ところで、伊木力（現在の山川内、野川内、舟津など）を軸にした大村湾南岸（時津・長与の市街地、多良見町市布の浄徳寺跡、観音寺跡は除く）で、中世石塔を確認している場所は現段階で5カ所である（図2-2「伊木力周辺の主な遺構・遺跡地図」参照）。そのうち14世紀まで遡る中世石塔は、伊木力を挟んで多良見町中里と長与町堂崎で確認される。多良見町中里の円通寺跡には応永4年（1397）銘宝篋印塔基礎や応永31年（1424）銘宝篋印塔基礎、文明6年（1474）銘宝篋印塔基礎など西彼杵半島産の緑色片岩製塔があり、佐賀型の安山岩製3基分が16世紀後半ころまで続く。

長与町堂崎では、無紀年であるが五輪塔地輪と風空輪が確認され、石材はともに緑色片岩製である。地輪は、正面に種字アを陰刻し、背高（12,5cm）の低い地輪（横幅33,5cm）上端を水平に切って、その上面に円形の大入れ（柄 径18,5cm）を浅く彫っている。これは、大入れを陽刻している点に違いはあるものの、東彼杵町大門の文和4年（1355）銘五輪塔地輪と同じ形態・彫出をしており、ほぼ同時期の製作と考えられる。また、同所で確認される風空輪も、やや小ぶりの空輪と寸胴形の風輪の調和はすっきりしており、同所の地輪と一具と認められる。これらの諸点から、堂崎の五輪塔地輪と風空輪は一具で1350年代の製作と考えられ、多良見町中里の円通寺跡石塔群よりもやや先行する五輪塔と考えられる。

図 2-2 伊木力周辺の主な遺構・遺跡地図



番号	遺跡名	所在地	標高 (m)	時代					主な遺物遺構備考
				旧石器	縄文	弥生	古墳	中近世	
1	上須の瀬遺跡	佐瀬上須の瀬	90	○	○				石鏃・削器・剥片
2	琴ノ尾山烽火台遺跡	佐瀬 1800-17	190					○	烽火台跡/県史跡
3	琴ノ尾山遺跡	野川内琴尾山	440	○	○				剥片
4	琴ノ尾山烽火台遺跡	野川内琴尾山	430					○	烽火台跡
5	小崎鼻遺跡	佐瀬小崎鼻	40	○	○				ナイフ・石鏃・石斧
6	船津遺跡	船津	5		○	○			縄文時代各期・弥生中期
7	伊木力遺跡	船津松手	0~2	○	○	○	○	○	縄文時代複合遺跡
8	船津城跡	船津中通	70					○	城館跡
9	伊木力川遺跡	船津・竹漆	8		○	○		○	夜臼・弥生・石鍋
10	山川内遺跡	山川内	40					○	墳墓
11	盗人岩陰遺跡	野副名	80						岩陰
12	釘原遺跡	西園釘原	10	○	○				剥片
13	川内遺跡	西園川内	20	○	○				剥片
14	木床遺跡	木床元釜	20	○	○				ナイフ・局部磨製石鏃・剥片
15	化屋大島遺跡	化屋東大島				○			箱式石棺
16	化屋 B 遺跡	化屋東大島	10	○	○				剥片
17	化屋ノ上遺跡	市布化屋ノ上	15		○				石核・剥片
18	久山城跡	久山町	100					○	城館跡
19	上阿蘇遺跡	化屋阿蘇神社	10			○	○		剥片・箱式石棺
20	西郷館跡	囿	20					○	城館跡 西郷尚堯
21	阿蘇前遺跡	化屋阿蘇前	20		○				石匙・石鏃
22	野副遺跡	化屋福井田	10	○	○				削器・剥片
23	合戦場遺跡	化屋福井	20	○	○				剥片
24	陰平石棺	中里蔭平	14			○	○		箱式石棺
25	蔭山遺跡	中里蔭山	40			○	○		箱式石棺
26	金谷(金尾)城跡	中里蔭平	25					○	城館跡 喜々津氏
27	陰平宝篋印塔群	中里蔭平	30					○	宝篋印塔/應永 31 年銘
28	かのう城跡	市布観音寺	100					○	城館跡
29	尾ノ上遺跡	市布尾ノ上	25	○	○				剥片
30	古鍛冶屋遺跡	市布古鍛冶屋	35	○	○				剥片
31	轟遺跡	市布轟	30	○	○				剥片
32	中野遺跡	市布中野	60	○	○			○	石鏃・剥片・石鍋

16世紀代になると、通称ブッセキ（佛石）と呼ばれる場所とブッセキと同じ野川内の木造祠内、それに多良見町西園の「やくさん」というお堂で中世石塔が確認される。ブッセキは野川内に属し、ここで問題にする伊木力墓所の西側に隣接するが、近世での行政区は伊木力墓所の山川内とは異なる。

ブッセキの中世石塔は、清水愼一氏宅庭先の木造祠周辺とその少し上方に建つ小祠で確認される。庭先の木造祠側では、緑色片岩製の五輪塔地輪3点（1点は上部一段造り出しの地輪）が確認される。時期は1500年代前半から半ばころに想定される。また、上方の祠内及びその周辺では、16世紀後半ころの安山岩製五輪塔地輪2点と江戸期の17世紀前半ころの有耳五輪塔（地輪、水輪、火輪の3点で一具。水輪なし）が認められる。以前、清水氏宅庭の左側崖下に湧水が溜る場所があり、その周辺でも16世紀後半頃の五輪塔の部材を数点確認した。おそらく崖上の庭先周辺から落下した石塔だったように思われるが、今は所在不明であるため、ここでは割愛する。

野川内の近世集合墓地に至る道そばの木造祠内では、安山岩製の宝篋印塔相輪が1点、確認される。馬耳型宝篋印塔の相輪で、時期は1500年代後半ころと考えられる。

多良見町西園の「やくさん」というお堂では、その狭い境内内で緑色片岩製の五輪塔水輪1点と火輪1点、安山岩製の五輪塔火輪1点と馬耳型宝篋印塔の基礎1点（お堂の柱台石に転用）が確認される。製作時期は、その形態などから緑色片岩製五輪塔は1500年代の前半から半ば、安山岩製塔のうち五輪塔火輪は1500年代半ばころ、馬耳型宝篋印塔基礎は1500年代後半ころと考えられる。

以上、伊木力を軸にした大村湾南岸（時津・長与の市街地を除く）における中世石塔の分布を略述したが、上記した建塔状況から考えると、最初に長与町堂崎と多良見町中里の円通寺跡で14世紀半ば以降からの石塔が確認され、次いで伊木力の野川内ブッセキと野川内の木造祠内、多良見町西園の「やくさん」で16世紀代の石塔が認められる。これら中世石塔は在地勢力に関わる墓石と考えられることから、少なくとも各石塔の建塔時期に当地の開発を担う勢力が存在したことを示唆している（註8）。

大村領〔藩〕時代の伊木力村と近世初頭の石塔

『郷村記』の「壱岐力村 由緒之事附舊來地頭之事」に「壱岐力村は（中略）丹後守純忠代より大村領と成るなり」とあるように、伊木力村が大村領に属したのは大村純忠時代からとなっている。純忠が大村家の家督を継いだのは天文19年（1550）であるから、16世紀半ば以降に伊木力村も純忠領になったと考えられる。「明応（15世紀末）の頃大村に帰す」（『郷村記』）となっている隣村の長与村や時津村に比べるとやや遅いが、次の藩政時代になると、伊木力村も長与村や時津村同様に大村領治下にあった。周辺の喜々津村や古賀村は、『郷村記』（第78 附録上）で伊木力村同様に旧大村領となっているが、天正の初めに喜々津村は佐賀領に、古賀村は有馬領になったとしており、近世以降の政治環境は伊木力村とは異なっている（註9）。

ところで、寛永9年12月（1633年1月）銘の伊木力墓石とほぼ同時期の墓石は、旧伊木力村に限定すれば3カ所で確認される（註10）。まず伊木力墓所に隣接する野川内のブッセキで、安山岩製の有耳五輪塔（地輪、水輪、火輪の3点で一具。水輪なし）が挙げられる。この有耳五輪塔の風空輪は中世来の簡素な造りを継承しており、天正・文禄・慶長期に仏塔建塔が停止した大村藩独自の形式編年から考えると1620年代後半から1630年代半ばころの範囲に入るものであり、寛永9年12月銘の伊木力墓石とほぼ同時期の建塔と考えられる。

次に山川内コミュニティセンター前方の「道覧社」境内で、有耳五輪塔の火輪1点が石灯籠の一部材として転用されている。製作時期は、ブッセキの有耳五輪塔よりやや遅れて1630～40年代ころと思われるが、この火輪がもともとから同所にあったものかどうかは不明である。

舟津地区にある有耳五輪塔は承応2年(1653)銘の完形塔で、地輪正面に「常立院浄喜灵」の戒名と「承應二年四月七日」の紀年銘が陰刻されている。当初からの三段積み基壇上に建ち、前方左右の石灯籠も当時のものである。通称「さくもと様」と呼ばれているが、その被葬者は詳細にはわからない。ただ、17世紀前期ころの有耳五輪塔としては一般的な大きさ(総高144,5cm)であることから考えると、その被葬者は在地の給人クラスであったことは間違いない。現在、当墓所を管理している高見一郎氏によれば、墓地が建つ周囲のみかん畑は高見氏の土地であり、高見氏と白岩氏、坂口氏などで祀っているという。今から10年ぐらい前に強風で倒れたので、自費で現状に復帰し、墓域もセメントで補修したという。

寛永9年12月銘の伊木力墓石が建ったころ、管見の限りでは野川内のブッセキや山川内の「道覧社」周辺で小型の有耳五輪塔が建塔され、伊木力墓石から約20年後に舟津に承応2年銘有耳五輪塔が建ったと考えられる。これら1600年代前半から半ばの墓石は、明暦3年(1657)の潜伏キリシタン大発覚事件である郡崩れが勃発する以前の墓石であり、第3章で述べる伊木力村を含めた大村藩領でのキリシタン環境から考えると、その被葬者の宗教的属性については慎重に検討すべきと考える。

(大石一久 おおいし かずひさ 石造物研究者、元長崎歴史文化博物館研究グループリーダー)

(大野安生 おおの やすお 大村市教育委員会)

- 註1 『郷村記』(第24)、藤野保編『大村郷村記』第4巻(国書刊行会 1982年) p2
- 註2 『多良見町郷土誌』(多良見町 1995) p476に伊木力みかんの初源について「天明年間(1780～88)大村藩領の頃、伊木力村、野川内の中道継右衛門、山川内の田中村右衛門、舟津の田中唯右衛門などが当時の大村藩主二十五代純鎮公から苗木を戴いて植付けたのが蜜柑栽培の始め」と書かれているが、出典が記載されていない。
- 註3 松藤和人『伊木力遺跡』(多良見町教育委員会・同志社大学考古学研究室 1990)など参照
- 註4 外山幹夫『中世九州社会史の研究』(1986年 吉川弘文館) p149～p152など参照
- 註5 竹内理三編『荘園分布図(下巻)』(吉川弘文館 1976年)、長崎県史編集委員会編『長崎県史(古代・中世編)』(吉川弘文館 1980年)など参照
- 註6 『日本城郭体系』第17巻長崎・佐賀(新人物往来社 1980年) p142
- 註7 『長崎県中近世城館跡分布調査報告書』I 地名表・分布地図編(長崎県教育委員会 2010)
- 註8 大石一久「地方における中世石塔造立階層の問題について」(『史迹と美術』第572号 史迹美術同友会 1987年)など参照
- 註9 『郷村記』(第78 附録上)、藤野保編『大村郷村記』第6巻(国書刊行会 1982年) p421
- 註10 野川内郷の近世集合墓地に至る道そばの祠内に「妙法妙圓信女／妙法圓其信士」銘の自然石墓石(現総高80,5cm 月日陰刻)があり、法名から夫婦墓と考えられる。右女性、左男性の陰刻は、伊木力墓石と同じである。紀年銘がないので断定はできないが、彫出の仕方などから17世紀前半まで遡る可能性があることを付記しておく。

2. 伊木力のキリシタン環境

(1) 伊木力村のキリシタン化

伊木力村でのキリシタン化がいつ頃から始まったか、管見の限り、それを示す具体的な資料はない。ただ、大村純忠時代から大村領に属したとなっていることから、全領民のキリシタン化を推し進めた天正4年(1582)以降には伊木力村の住民も漸次キリシタンになったと考えられる。いわばキリシタン隆盛治下でのキリシタン化である。

「キリシタン時代」という概念は非常に曖昧であるが、その実体は単に教会が建ちキリスト教が広まっていたというのではなく、末端までキリスト教に特化した体制と捉えている。キリシタン大名を頂点に一円的に領国全体をキリシタン化し、その精神的支柱としてキリスト教をおく。時には政策決定の指導理念としても有効に活用されたと思われる。

大村領では天正2年(1574)、有馬領では天正8年を契機に体制構築に向けて邁進する。その際、宣教師の指導がかなりの部分で重きをなすため、大村純忠や有馬晴信など世俗領主同様に優位な立場にあったことは想像に難くない。つまり、大村や有馬のキリシタン大名は、宣教師の指導のもとにキリスト教信仰による統制強化をはかり、上は大名から一族・家臣、下は百姓にいたるまで同じキリスト教の神や聖人を信仰し、同じ宗教行事や規則を遵守する。そうすることで封建支配をより確実なものにしようとした(註1)。したがって末端の村々(在地構造)もキリシタンの信徒組織に組み込まれ、在家の指導層による運営で宗教行事が行われ、その日常の中でキリスト教信仰はより浸透していったと考えられる。要は旧来の神社仏閣に代表される既存宗教は原則排除され、キリスト教という新たな価値観に基づく政治体制が築かれ、そのもとで人々の暮らしはあったと思われる。全国でも大村領と有馬領の2領域のみで形成された極めて特異な体制である(註2)。

そのキリシタン体制を築く過程で、神社仏閣や仏像等の破却、僧侶殺害さらには中世石塔(仏教石塔)の破壊などが起こっている(註3)。いわば神仏信仰弾圧時代である。そのため、キリシタン信仰が禁止されるまでの期間(大村藩は1606年、日野江藩は1612年に禁教)は仏教に基づく石塔の建塔はなく、禁止後に再度建塔されてくるのが実態である。この点は領内全域の神社仏閣でも同じで、中世から継続した神社仏閣は無く、そのほとんどは近世に再建または新たに建てられて現代に至っている。

一事例を紹介する。一山超えた佐賀県側には平安時代以降の仏像の優品が多々あるのに旧大村領(藩)



図 2-3 八幡結社木造懸け仏 大村市重井田町



図 2-4 八幡結社木造懸け仏背面

域には中世仏像は皆無に近い（註4）。何故なのか、その経緯をよく示す遺構が寿古町の大日堂跡と峯阿乗の碑で、キリシタンによって殺害された僧侶を弔うための遺構である。

天正2年（1574）、大村純忠はキリシタンを一円的に浸透させるために神社仏閣などを破壊したが、その際、極楽寺住職だった阿金法印はキリシタンによる弾圧から逃れるために仏像等を背負って嬉野に向かった。ただ、弟子の峯阿乗は遅れたためにキリシタンに捕まって殺され、死骸は便所に埋められたといわれている。その後、あまりに非道なキリシタンによる殺害に、峯阿乗の霊が大村家に祟ると恐れられた。そのため、禁教後の正保4年（1647）、3代藩主大村純信は、阿乗の霊を弔うために大日堂を建てたといわれている（註5）。

近年、大村市重井田町の八幡結社にある懸け仏（銅造 径36,5×厚さ1,8cm 図2-3、4）が大村市指定文化財になったが、これは鎌倉時代の優品で、その木製鏡面の裏面に墨書で「八幡宮の本地仏であるこの阿弥陀如来像は、外道（キリシタン）が神社を焼亡せんとした時、阿金が背負って嬉野に逃れ難を逃れたものである。凡そ80余年を経て還ってきた。万治2年9月15日」（意識）と書かれている。まさに天正2年に阿金法印によって嬉野に逃れた仏像の一つであったことがわかる。また、万治2年（1659）になって80数年ぶりに大村に里帰りしたことは、明暦3年（1657）に勃発し翌年に沈静化した郡崩れまでは里帰りできなかったことを示唆している。それだけ、明暦3年までの大村藩域は、潜伏キリシタンが濃厚な社会だった。

中世石塔の建塔状況にも、キリシタン地方ならではの傾向が認められる。大村領（藩）域ではキリシタン時代の約30年間、天正・文禄・慶長までの仏教関係の石塔は全く建塔されておらず、復活するのは現段階では元和2年（1616）銘が初源である。慶長18年12月（1614年1月）の禁教令後になって、やっと再度建塔されている。具体的には、元和2年（1616）銘の秀山五輪塔と西太郎左エ門五輪塔（ともに本経寺大村家墓地内）が初源であり、両基とも小型ではあるが中世に起源をもつ有耳五輪塔である（註6）。しかも、元和2年の有耳五輪塔を含め寛永6年（1629）の有耳五輪塔までは中世末の要素をもった古形態の五輪塔であり、平戸松浦藩領や佐賀藩領（鹿島・嬉野・武雄など）などの近世的有耳五輪塔の形式編年とは異なっている。それだけキリシタン時代の約30年間は、それまでの伝統文化を中断させた時代だったことを示唆している（註7）。この点は、キリシタン墓碑が禁教後の慶長19年（1614）〔今富半円柱形伏碑 大村市〕、元和7年（1621）〔「一瀬志ゆ阿ん」自然石墓碑 川棚町〕、元和8年〔「富永二介妻」自然石墓碑 東彼杵町〕まで築かれているのとは対照的である（註8）。

ところで、大村純忠の入信（永禄6年〔1563〕）に始まる大村領とキリシタンとの関係は、慶長10年（1605）に起こった長崎外町と西浦上との替地問題を契機に、翌慶長11年（1606）に大村藩初代藩主の喜前により断絶され、禁教の時代に入る（註9）。それと同時に、キリシタン時代に悉く破壊された神社仏閣の再興が始まり、慶長13年（1608）には「耶蘇大寺」があった場所に大村家菩提寺の本経寺が建ち、新たな仏教時代のシンボルとなった（註10）。その変化は上述した仏教関係石塔の復活からみても明らかで、それまでのキリシタン時代には建塔されることのなかった石塔（有耳五輪塔や笠塔婆形式塔など）が元和から寛永期にはほぼ全領域で建塔されており、この時期から領内全域の世情は確実に仏教社会に移行していったと考えられる。

(2) 潜伏キリシタン時代の伊木力

慶長11年(1606)にキリシタン一色の時代から脱却した大村藩は、近世仏教墓石の建塔状況から考えると、遅くとも元和から寛永期にはほぼ確実に仏教社会(神仏信仰)に変化している。ただ、それをもってキリシタンが一扫されたかとなるとそれは別問題で、内実は純忠以来のキリシタン組織が潜在維持されていた。この点は、元和3年(1617)のコーロス徴収文書や、とくに元和8年(1622)3月のドミニコ会士コリヤードの徴集文書などで明らかであり、大村藩のほぼ全域で潜伏キリシタンの信仰組織が確認される。また、上述した元和7年(1621)、元和8年、承応2年(1653)などの紀年銘をもつキリシタン墓碑からも潜伏キリシタンの存在が首肯される。

では、大村藩内ではいつ頃から内実共に仏教社会に移行していったかといえ、基本的には明暦3年(1657)の郡崩れ以降である。寛永14年(1637)の島原・天草一揆から約20年後に勃発した郡崩れは、キリシタン時代から神仏信仰社会への転機をなす象徴的な事件であり、郡崩れをもって大村藩は本格的にキリシタン対策を実施していくことになる(註11)。

大村藩向地の一村である伊木力村も、他の藩内の村落同様に、郡崩れまでは濃厚な潜伏キリシタンの集住地帯であった。ただ、同じキリシタンとはいえ、イエズス会とは異なる托鉢修道会(ドミニコ会など)の宣教下にあったように思われる。以下、伊木力村で資料的に確認できるキリシタンに関わる事項を時系列に挙げていく。

① 1617年の事情

レオン・パジェスの『日本切支丹宗門史(中巻)』(註12)によれば、元和3年(1617)にドミニコ会アロンソ神父とアウグスチノ会エルナンド神父両名が弾圧に苦しむ大村のキリシタン援助に向かう途中、「長崎を去る三マイルの伊木力に留錫した。彼等は、一昼夜を同所で過ごしたが、三百人の背教者が再び教會の戒律に服した」として300人の背教者を立ち返らせ、その中には奉行リノ・トモナガ(『宗門史』では「朝永四郎平衛」としているが「朝長次郎平衛純興」の誤記)もいたとなっている。しかも日曜日には「野外に祭壇を設けることを得て、無数の拝聴者の前で、ミサ聖祭を獻てた」とされるなど、伊木力村は潜伏キリシタンの村として、聖祭に集う多くの拝聴者がいたことを伝えている(註13)。

300人という人数がどこまで信頼できるかは議論の分かれるところだが、慶長11年(1606)大村藩での禁教令以降に一端棄教した伊木力村の住民が托鉢修道会(ドミニコ会、アウグスティノ会など)の宣教のもとで再度立ち返って潜伏化したことは間違いないと考えられる。この点は、次に述べるドミニコ会士コリヤードの徴収文書に見える伊木力村の潜伏キリシタンに繋がるものと思われる。

② 1622年の事情

伊木力村が潜伏キリシタンの集落であったことは、元和8年(1622)のドミニコ会士コリヤードの徴収文書(註14)から知ることができる。

この徴収文書は、当時のイエズス会と托鉢修道会(ドミニコ会、アウグスティノ会、フランシスコ会)の対立、いわゆる「門派對立」を受けて、両派が日本人の証言を得るために各派の潜伏信徒組織の代表者の署名を徴収したものである。その中の「元和八年三月、大村ロザリオ組中連判書付」で、「ながへ村 井平内膳るいす Luis」や「ときつ村下田允ば七庵 sebastian」、「させ村 椋尾与兵衛とミンゴす Dmimgo」などと並んで伊木力村信徒組織の代表が署名しており、「いきりき村 本山善介まんしょ Mancio」となっている。

「元和八年三月、大村ロザリオ組中連判書付」では、元和8年当時、「本山善介まんしょ」なる人物が「いきりき村」潜伏キリシタン組織のリーダーだったとしているが、「本山善介まんしょ」がどういう立場の人物だったのか、詳細はわからない。ただ、この徴収文書から、当時の伊木力村は、周辺の長与村や時津村などと同じように民衆レベルで潜伏キリシタンの信徒組織とそれに基づく共同体があったことが理解される。また、その修道会はイエズス会ではなく托鉢修道会（ドミニコ会など）であったと考えられる。

ところで、明暦3年（1657）の郡崩れの際、キリシタン撲滅対策の一環としてキリシタン長墓の検索が行われた。この点は後で触れるが、その調査記録である明暦4年の『「長墓改覚」 戌九月廿九日』（註15）では、伊木力墓所をさす「くぼはか所」（くぼ墓所）をはじめ5カ所の墓所でキリシタン長墓の検索が行われている。この5カ所の墓所は、伊木力村の潜伏キリシタンが少なくとも5グループの末端信徒組織で構成されていたことを示唆している。であれば、「元和八年三月、大村ロザリオ組中連判書付」に記された信徒代表者「本山善介まんしょ」なる人物は、少なくとも5カ所に末端組織を持つ伊木力村潜伏キリシタン組織全体の元和8年当時における長であったように思われる。

なお、1622～23年当時、千々石ミゲルは、『アフォンソ・デ・ルセナの回想録』（註16）によれば長崎にいたと思われるが、下記するように1626～29年ころには伊木力村に移った可能性が高い。その際、伊木力村を移動先に選んだ理由の一つに、伊木力村がイエズス会の宣教下ではなく、それとは異なるドミニコ会など托鉢修道会による宣教集落であったことも影響していたように思われる。ただ、管見の限りではドミニコ会などの記録に千々石ミゲルは登場しないので、ここではその可能性を指摘するに留めておきたい。

③ 1624年の事情

当時佐賀藩諫早領であった隣村の喜々津村や大草村などでも、16世紀後半期の住民の多くはキリシタンであった。とくに喜々津村は、1585年（天正13）のフロイス書簡（註17）で「この地はドン・ベルトラメウの領土で甚だ広く、今は異教徒は一人もいないので、十、十二または十五レグワの間に三万人の教化すべき者があって、パードレ達の用務は甚だ多い。」、また「大村の海の対岸二レグワ離れた所に喜々津 Quiquinzu と称する城があった。この城は有馬殿及びドン・ベルトラメウの大敵である異教徒の諫早 Isafay のであったが、昨年ドン・プロタジョに与えられたのである。（中略） 予は今喜々津の城に入ったが、イルマン一人が数日前より城内の諸人にカテキズモを授けてゐた故、第一回到約七百人に洗礼を授け、彼等は大いに喜び、予も慰めを得た。」とあり、1580年代には確実にキリシタンの集落であったことがわかる。

ところで、パジェスの『日本切支丹宗門史』（註18）によれば、1624年の出来事として、次のように記している。

「喜々津、イチ（伊木力か）、及び大草等、百姓の村々に先づ手が入られた。最初の村（喜々津）の住民は、素朴で信心深い人々であったが、当時大草に匿れて言葉を學んでゐたドミニコ會のエルキシア師の意見を聞くため、使者をやった。彼等は、司祭の意見で信仰を固くし、命を捨てる決心で役人の前に出かけて行った、母親達は子供を肩車に乗せて連れて行き、これは自分達と一緒に我が主に捧げるためだと言ってゐた。役人達は、その不退轉の信仰を様を見て、この信者達を開放した。イチ（伊木力か）、大草でも、試煉は同様で、信者の壮烈また同じであった、そこで領主は、調査の中止を命じた。」

このように、1624年当時、喜々津村や伊木力村、大草村などの住民の多くはキリシタンであったが、領主の取り締まりに対してキリシタンらが不退転の意気込みを示したために探索の中止を命じたとしている（註19）。

④千々石ミゲルの長崎から伊木力への移動

千々石ミゲルが1622～23年ごろに長崎にいた可能性は、『アフォンソ・デ・ルセナの回想録』に「(1622、23年ごろ) 噂によれば前と同じく異教徒あるいは異端者として長崎に住んでいる」（註20）という資料から理解される。では、いつ頃伊木力村に移ったのか、このことを示す直接の資料はないが、当時の長崎市中におけるキリシタン事情からある程度の推察ができる。

多くの民衆がキリシタンであった長崎市中では、慶長18年12月（1614年1月）にキリシタン禁令と宣教師追放令が全国に布告された後も、一部の者を除いてほとんど信仰の規制はなかった。ただ、寛永3年（1626）に水野守信が長崎奉行に着任すると次第に事情は変わり、ガスパル貞松などの処刑をはじめキリシタンへの弾圧は厳しさを増してきた。とくに寛永6年（1629）、長崎奉行に竹中重義が就任すると禁教策はより徹底され、穴吊りや雲仙地獄などの残忍な拷問をもって弾圧を強化した。そのためほとんどの住民は棄教したが、中には最期まで棄教することなく処刑で命を落とす信徒もいた。

仮にミゲルが伊木力に移動していたとした場合、その時期は上記した長崎市中のキリシタン事情を考慮すると、おそらく寛永3年（1626）の水野守信時代から寛永6年（1629）に着任した竹中重義が厳罰で以てキリシタンを処した時期、つまり1629年前後ころではなかったかと考えられる。

その時期の伊木力村は、禁教対策がまだ不徹底だった大村藩領であるし、また主にドミニコ会の潜伏キリシタンが多く集住していたので、イエズス会脱会後のミゲルにとっては最良の安住の地であったのかもしれない。

⑤1630年の事情

レオン・パジェスの『日本切支丹宗門史』に、1630年の出来事として「九月二十八日、大村で、彼等の會（アウグスティノ会）の修道者三人、二十三人の第三會員、四十六人の帶の會員（コンフルリ）が、その大部分は首府で、若干は各所で、死刑になった」（註21）とあり、大村に捕縛されていた72名のうち、9名が伊木力で処刑されたとなっている（註22）。詳細は4名が火炙り、5名が斬首、とくに斬首された5名はペトロ一家で、ペトロ本人とその妻マグダレナ、子供の MARIA 12歳、カタリナ8歳、ライモンド1歳となっている。

また、処刑される前の9月28日、奉獻修士は、監禁十箇月の後、フランシスコ・デ・イエズス神父によって、牢内で3名が入會を許され、その一人「ルイス・デ・サン・アウグスチノと名づけるルイス・キチロ」は、実は「伊喜（木）力村」の人で、34歳だったとなっている（註23）。その他、『日本切支丹宗門史』の1630年の項に出てくるトマス・テライ・カヒョーエ（寺井加兵衛）も伊木力出身となっている（註24）。

千々石ミゲルが前年の1629年ぐらいに伊木力村に移ってきたとすれば、この処刑の光景を実際に目にしたのかもしれない。また、寛永9年12月（1633年1月）銘の千々石ミゲル夫妻伊木力墓石が建てられる直前には同じ伊木力村でキリシタンの処刑が起こっていたことになり、墓所を築く際にはそれだけの配慮と慎重さが求められたと考えられる。これまでの発掘の成果として、伊木力墓所の地上標識は仏教式、地下遺構はキリシタンの要素が濃厚という結論を得たが、その点は墓所構築時の伊木力村で

のキリシタン環境を考えると首肯できる結果である。

⑥ 1636年ころの事情

大村藩政上の事蹟を編年集大成した『見聞集 13』「寛永年中伴天連御預之事」の項（註 25）で、「純信公御代、寛永年中伴天連御預、左之通」の一つとして、以下の記録が残されている。時期は、前後の年号から寛永 13 年（1636）ころと思われる。以下、本文のみ記す。

熊令啓上候、仍一昨日は根岸九郎兵衛殿御越被成、伴天連御受取候而御帰宅候、毎度御六ヶ敷儀共自是奉察候、就其右之伴天連いきり木村二而之宿等送候者迄も堅御改置被成候由、先日之御両使被成御物語候、尤二而御座候得共、其村中之者共ニ御預被成、其外之者共之儀者如前之被召置可然存候、兎角御分別ニは過申間敷候、恐惶謹言

伊木力村で捕縛された伴天連の記録である。とくに「就其右之伴天連いきり木村二而之宿等送候者迄も堅御改置被成候由」の報告から、伴天連を匿った住民に対しても固く改めさせた旨が知られる。1630 年代になると、伊木力村においても藩によるキリシタン取り締まりが次第に及んできていることが理解される。

（3）大村藩の禁教対策

大村藩による本格的なキリシタン弾圧は、明暦 3 年（1657）の郡崩れ以降に始まる。ただ、慶長 11 年（1606）のキリシタン禁令以降、大村藩も執拗に対策を講じている。元和 9 年（1623）の「私領・公領ニよらすきもいりニ可申渡事」、寛永 2 年（1625）の「此中数度申触候得共、いよゝ為慥之申渡候条々の事」、寛永 5 年（1628）の「大村領分村々江申渡条々」、島原・天草一揆直後の寛永 16 年（1639）には「諸村庄屋共誓詞之事」など、末端の各村々、きもいり、庄屋、問（海村に設置された村役人）から村中の者に対し「キリシタンの出家」や「きりしたんのすすめ」を禁止し違反者は捕縛するなどのキリシタン対策を実施している（註 26）。とくに寛永 5 年（1628）の「大村領分村々江申渡条々」では、「永崎町之者、此中より走り申候、若大村領分ニかくれ居申儀も可有之候間、船・くがニよらすせんさく仕、則差出可申候（以下略）」として、24 カ村の一村・伊木力村の「肝煎べんざし 次郎八 久次郎」に対して申し渡しがなされている。

また、寛永 4 年（1627）に西高田村（現長与町）で「御経頂き申候人数」の改めで俗請けによる宗門改めを実施、同じ寛永 4 年には領内中山村で本常坊なる僧侶により御経頂きが行われている（註 27）。

寛永 9 年 12 月には、藩内の鈴田村や三浦村、今村などに関する「人別帳」（「上鈴田人あらため市丞懸ノ事」）が「大村彦右衛門文書」（註 28）に収録されている。それによれば給人衆、百人衆（鈴田村に置かれた鉄砲足軽）から百姓に至る約 350 人の人別が実施され、「無心元者無御座候」「不定ノ者諸才工不罷居候」として「サジ」（佐司）などによって請けられている。なお、この「人別帳」には寛永 9 年 12 月 9 日付けで上鈴田村で疱瘡が流行っている記録があり、千々石ミゲル夫妻の逝去との関連から「第 7 章 分析・考察編」でも触れる。

さらに、上記の寛永 16 年「諸村庄屋共誓詞之事」では 2 名の宗門改め役（一瀬喜右衛門・田川三郎右衛門）が領内を廻り、村々の庄屋たちに宗門改めを相違なく実施して子細を藩に報告するよう誓詞をとっている。

寛永4年の(1627)本常坊による宗門改めは証明を寺院が請け負っているところから寺請けであったと考えられるが、西高田村での「御経頂き申候人数」の事例や寛永9年鈴田村などでの事例、寛永16年の「諸村庄屋共誓詞之事」などでは村役人など俗人が宗門改めを請け負っていることから、大村藩では、明暦3年の郡崩れ以前までは俗請けによる宗門改めが一般的だったと考えられる。ただ、その効果は薄かったと思われる。

大村藩として本格的に禁教対策を実施したのは郡崩れ以降である。郡崩れとは、明暦3年(1657)、大村藩のお膝元・地方の郡川^{じかた}周辺を発信源にしたキリシタン大発覚事件であり、逮捕者は600数名、そのうち斬首が411名に及ぶという衝撃的な崩れであった。慶長18年12月(1614年1月)の全国禁教令が出てから43年後、天下を揺るがした島原・天草一揆からは約20年後の大事件であり、大村藩の存亡に関わる大事であった。

郡崩れ後の大村藩は、万治元年(1658)から藩をあげてキリシタン弾圧策をとり、末端まで厳しく検索を実施した。「踏絵損失するに依て中絶」(註29)していた絵踏みや五人組制などを強化する一方、この年から藩内全域で寺請けによる宗門改めが制度化され、領民はどこかの寺院の檀家になることが強制され、寺手形を受けることが義務化された。

葬制つまり葬儀、葬送、埋葬(地下遺構)、地上施設(地上標識)である墓石に関しても厳しい対策が講じられ、監督役人の検使目付や横目に領内を巡見させて墓所を徹底的に調査させている。1663年(寛文3)の「御領内切支丹御制禁并宗門御改方之儀御書立之事」では「明暦四年戌年ヨリ領内宗門改弥稠敷申付、先年切支丹宗門之者墓所有之候を不残掘崩、死骨有之候得者海中ニ捨させ候事」(註30)とあり、各村の監査官である横目に検索を厳しくさせ、キリシタン墓所を暴き、死骨があれば海中に捨てさせた。同じ「見聞集42」の「領内宗門改様之事」には「死人火葬ニ仕候事、切支丹之者嫌ひ申候由、依之火葬ニ仕候事、其様子見届させ申候事」(註31)とあるように、キリシタンは火葬を嫌うから最後まで火葬にするかどうか見届けさせる徹底ぶりであった。また宝暦11年(1761)にこれまでのキリシタン対策をまとめた条々(「見聞集43」)に「葬候時棺を寝せ不申候哉、又ハ棺之上ニ竹木ニテ十文字を拵置候儀等無之哉、見届可申事」(註32)とあり、「葬候時棺を寝せ」とあることから、藩自体がキリシタンは仏教徒のような坐棺ではなく寝棺(伸展葬を含む)で葬ることを認識していたことがわかる。だから、寝棺の地上標識である「長墓」つまり横に伏せた長方形の長墓をキリシタン墓として徹底して破壊している。

①伊木力村での長墓改調べ

伊木力村とキリシタンとの関わりは、大村藩によって実施されたキリシタン長墓の調査記録からも裏付けられる。大村藩が本格的にキリシタン撲滅に乗り出したのは、先述したように明暦3年(1657)の郡崩れ以降からである。『見聞集39』の「明暦4年戌ノ十月二日」付け「村々庄屋仕候誓詞之前書之覚」(註33)に、以下のような記述がある。

一 七月廿九日、諸村古キ切支丹之墓有之候を、目付一人・徒士之者一人申付、一々改め掘出し骨有之候者海中ニしづめ、一つも無紛掘出申候事、切支丹之道具一つも無御座候事

この覚は、キリシタン取り締まりの一環として、郡崩れ直後の明暦4年(1658)7月29日から目付と徒士各一人に命じてキリシタン墓である長方形の長墓を一つ一つ探索させたものである。その基数を村ごとに書き上げた記録、その一部が「大村彦右衛門家文書」の中に『「長墓改覚」戌九月廿日』

(註34 図2-5)として残されており、藩政時代に「向地」と呼ばれた大村湾南岸12カ村の詳細な記録が今に伝わっている。それによれば、長与村の長墓が179基で一番多く、次いで東高田村の87基、時津村の77基、そして伊木力村の76基と続き、この4カ村だけで12カ村全体(計573基)の実に73%を占めている。この点からも、当時の伊木力村が、他の長与村同様に潜伏キリシタンが多く集住していた村であったことが理解される。

次に、伊木力村76基の内訳をみると、築き直しを除く基数は「志げ尾はか所」11基、「佛石はか所」10基、「くぼはか所」31基、「辻ノだうはか所」21基、「だい屋敷はか所」3基となっており、「くぼはか所」の長墓基数が突出している。つまりこのことは、明暦4元年(1658)の調査時点まで「くぼはか所」はキリシタン専用の墓地としてあり、その周辺には多くの潜伏キリシタンがいたことを示唆している(註35)。実は、この「くぼはか所」こそ、地元の人たちの証言から、ミゲル夫妻墓所と特定された伊木力墓所そのものなのである(註36)。

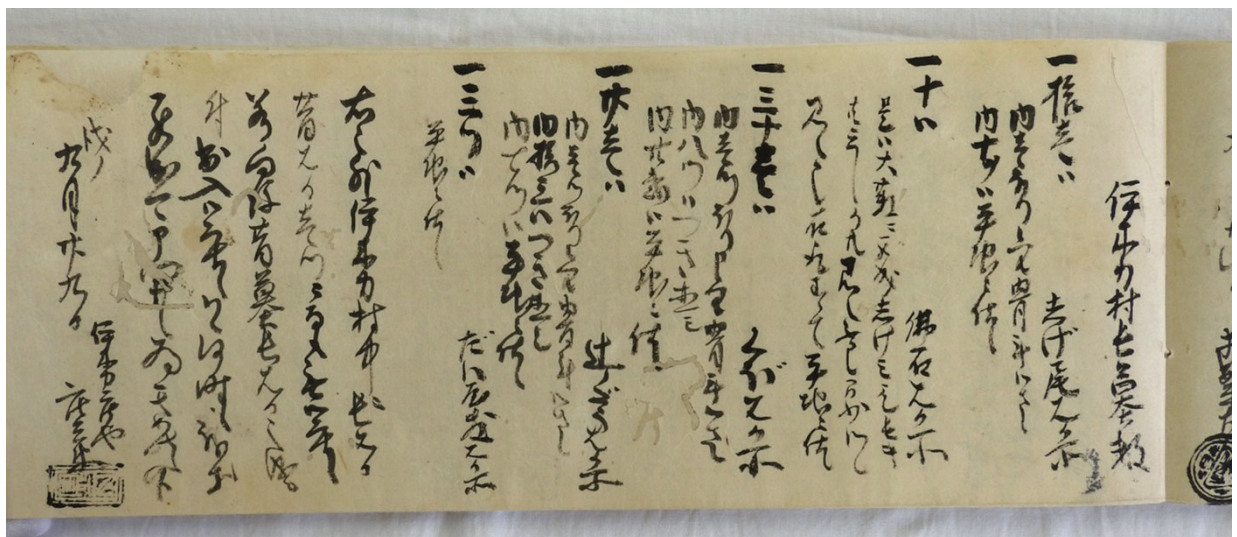


図2-5 伊木力村長墓数(大村彦右衛門文書「長墓改覚」)(大村市立資料館蔵)

②大村藩が認識した潜伏キリシタンの埋葬

大村藩のキリシタン葬法に対する認識は、「寝棺」で葬るという認識であった。上記したように、宝暦11年(1761)に「従古來段々書留有之候を紛失為無之」がためにまとめた条々(「見聞集43」)の一項に「葬候時棺を寝せ不申候哉、又ハ棺之上ニ竹木ニテ十文字を拵置候儀等無之哉、見届可申事」(註37)とある。これによれば、キリシタンは埋葬する際に「棺を寝せ」つまり寝棺で葬るからよく注意しなさい。また、棺の上に竹や木で十文字(十字架)を作って置くことは禁止なので、これも注意しなさいとして監視の心得を述べている。

問題なのは「葬候時棺を寝せ不申候哉」の部分で、藩自体がキリシタンの埋葬は「寝棺」で葬ると認識していることである。そこで「寝棺」という表現をどう解釈するかであるが、下記する潜伏キリシタン集落での聞き取りなどから、おそらく伸展葬だけではなく、側臥屈肢の状態も「寝棺」と認識されていたと思われる。要は、地下を暴いた際、伸展葬か側臥屈肢かは問題ではなく、坐棺でなく寝た状態で葬られたものはすべてキリシタン墓と捉えたのではないかと考えられる。だから、明暦4年(1658)の『「長墓改覚」戌九月廿日』では、地上の長墓(長方形の石組墓)だけに着目して破壊したと考え

られる。

③外海・五島における潜伏キリシタンの埋葬

千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の第1号墓と第2号墓は、長持と木棺という違いはあるが、共に頭を西、顔と体を南に向けて側臥屈肢の状態で見舞われていた。この葬り方に酷似するのが、外海や五島の潜伏キリシタンの葬法である。片岡弥吉『かくれキリシタン—歴史と民俗』（註38）によれば、以下のような聞き取りがなされている。

■東極山（長崎市）

「両手を顎の下にくみ、足は膝を立てて腹に抱え込む。(赤ちゃんの恰好)」

「頭が南に顔を西に向けて横向きに葬られるように納棺」

■黒崎（長崎市）

「男は顔を右にむけ、女はその反対にして横向きに納棺」

■半泊（五島市）

「頭を西におき、顔は東に向けて葬る。それは起きて坐った場合、東を向いてオラショができるため」
また、宮崎賢太郎『カクレキリシタン オラショ — 魂の通奏低音』（註39）では、以下のような聞き取りがなされている。

■有福（五島市）

「石塔は南向きに建て、顔は上にして頭は北向きで、足が南向きになるようにする」

■福江島宮原（五島市）

「元帳は寝たままで顔を東に向け、北枕で左耳を下にして葬る」

■出津（長崎市）

「女性は頭の右を上にして、男性は頭の左を上にして御棺に寝せ」

同じ潜伏キリシタンとはいえ各地で微妙に異なっているが、大体が側臥の状態で見舞われていたことがわかる。筆者もほぼ同じ聞き取りをしたが、潜伏キリシタンの集落では完全な伸展葬はあまり行われず、むしろ体を横に向ける側臥で見舞われるのが一般的だったと考えられる。

ここで発掘事例を紹介する。平成28年に長崎市が外海地区の墓地調査を行っており、その報告書に野中墓地での発掘調査事例が収録されている。野中地区は旧佐賀藩深堀領に属する集落で、今でもカクレキリシタン集落としてカトリックに属さない地区である。野中墓地の地上標識は、すべて地元産出の結晶片岩を使用した長形状の長墓である（註40）。

報告書によれば、当墓地では3基の墓壇の発掘調査を実施し、そのうちの1基から小児の人骨が出土、時期は18世紀から19世紀初頭（近世末から明治初頭）となっている。問題の埋葬姿勢は、「墓坑の形態などから姿勢は坐位ではなく、仰臥か側臥であろう。いずれにせよ膝関節を伸展しては箱棺には収納できないので、膝関節は「く」の字状に曲げていたものと思われる。」として「野中墓地の埋葬形態は箱棺で、埋葬姿勢は坐位ではなく、体を寝せた状態で埋葬している。」となっている（註41）。

ところで、禁教以前のキリシタンの埋葬について、文禄・慶長の役の帰途、文禄2年（1593）に病死した伊藤祐勝（ドン・ゼロニモ）の事例では、「(ドン・ゼロニモ) はまた、自分(の死後)は、キリシタンの様式に従って、日本人が(ふつう)行なうように坐してではなく、顔を天に向け身体を伸ばして埋葬するように、また枕もとには十字架を置くように命じた。」（註42）としている。また、平戸市

大石脇町のウシワキ遺跡では、上を向いた仰臥伸展の遺構が発掘され、平戸で宣教が始まる1550年から弾圧が厳しくなる1599年以前と想定されている（註43）。

同じキリシタンの埋葬として仰臥伸展と側臥屈肢の違いにどれだけの宗教的な差異を見出せるのか、ここでは教義上からの位置づけも重要と考える。

（4）伊木力村における神社仏閣の創建

伊木力村に中世の宗教施設があったかどうかは、管見の限りではその資料や伝承に接したことはない。先述した嘉暦4年（1329）の「伊木力三郎入道了覚」や貞和4年（1348）の「伊木力兵衛二郎」、正平18年（1363）の「伊木力六郎 左衛門尉義通」などの在地勢力の存在、また「佛石（ブッセキ）」で確認される数基分の中世石塔などから中世寺院（在地勢力の氏寺やお堂）があった可能性は否定できない。ただ、仮にあった場合、他の大村領域と同じく天正2年（1574）のキリシタンによる寺社破壊の際に灰燼に帰したであろうから、その旨を『郷村記』などでは触れるはずである。その記載がない以上、伊木力村に中世の宗教施設が存在した可能性は低いといわざるをえない（註44）。

伊木力村に寺請け可能な寺院や総鎮守的な神社が創設されたのは、実に郡崩れ以後の万治年間になってからである。大村藩関係資料の『郷村記』、『九葉実録』、『見聞集』それぞれに、伊木力村に寺請け寺院として浄土真宗（一向宗）の円満寺（初期は道場）と総鎮守的立場で三社大権現（現在の熊野神社）が創設された経緯が記されている。最初に円満寺創建について述べる。

『見聞集42』（註45）に、新寺建立申請について「万治二亥年七月、長崎奉行甲斐庄様被遣候御状」として、次のようにある。

先日御物語被成候寺なども所々ニ御申付候由、いかにも御尤存候、寺無之在々ニは御たて御尤存候、百姓共計に而は出家をはこくミ申候は所ニより迷惑仕、いよ、心ニ者きりしたんヲ存し出し候儀も可有候間、百姓之さのミいたみ不申候様ニ、貴様御大儀なから少そんを被成候而可然かと存候、しうしハ日本之しうしニ而候ハ、何ニても其所之者このミ申候ニ被成可然候、御領分をしなへ法花宗計ニ而候者、かたをち候様ニ而、（中略）きりしたんをのけ候而はいつれも御たて候（以下略）

要は領民がキリシタンにならないように寺院がない村々に寺院を創設することは尤もなことである。ただし、宗旨は日本の宗旨（仏教）であれば何れでもよく、一つの宗旨にこだわるのではなく、領民の好みで選ぶべきとしている。その際、14ヶ寺の新規建立が認可され、真言宗3ヶ寺、法花宗5ヶ寺、浄土宗が2ヶ寺、一向宗が4ヶ寺で、その一向宗4ヶ寺の1寺として「伊木力江建立」とあり、現在の円満寺（最初は道場）を指している。

『大村郷村記（第4巻）』伊木力村寺社之事の項（註46）では、「當寺は萬治二己亥年、大村因幡守純長草創、開基道喜也、是郡村邪徒成敗以後領内の諸民式日を定め、旦那寺へ参詣し、信心すへき旨を相觸る、然に壹岐力村は正法寺の直旦那にて、海路を隔てし場所なる故、風波の節ハ式日の参詣成難し、依之當村に真宗の寺建立す」とある。意識すると、郡崩れ以後、領民全てに式日を定めて寺院への参詣を求めたが、伊木力村住民はこれまで大村城下の正法寺を檀家寺としていたため、海路での行き来で荒れた日には参詣ができない不便さがあった。そこで、万治2年（1659）に伊木力村に真宗寺院（初期は道場、のち円満寺）を創建したとなっている。伊木力村と正法寺との関係は、元和2年（1616）正法寺創設時の道閑が伊木力村や佐瀬村を教化して門徒にしたことから始まっており、当初から正法寺と

の関係はあったと考えられる（註47）。

ただ、上記引用文に続いて「雖然旦方少きか故に、寺役務め兼へき趣にて、」とあり、「尤正法寺願に依て隱居所と定る故、末寺の外なり、依て五世の間ハ寺號無シ」という。つまり、旦方（檀家）が少ないために五世の間は隱居所とし、寺院に昇格したのは「六世觀令代享保二年、東本願寺より木佛・寺號免許、號圓満寺」として、享保2年（1717）6世觀令の代からとなっている。その間は「壹岐力村道場」（註48）としての立場であった。このように伊木力村の仏教環境は、17世紀前期ころの道閑の教化にも拘わらず旦方（檀家）が少なかったということであるから、伊木力墓石が建った寛永9年12月（1633年1月）ころはもちろん、寺院昇格前の郡崩れころまでは極めて希薄だったように思われる。

ところで、『九葉実録』[卷之一]の万治2年7月15日の項（註49）に「是ヨリ先キ公将ニ寺院ヲ各村ニ建テ以テ邪教ヲ防ントシ、書ヲ長崎奉行甲斐莊氏ニ寄テ其旨ヲ問フ 是ニ至テ其報書ニ日ク 貴意太た好シ 從來寺ナキ各村ニ願クハ藩費ヲ以テ建設アレ 且ツ宗門ハ法花ニ限ラス、宜ク各人ニ随ヒ廣ク公平ノ意ヲ示サルヘシト」とあって、「眞言宗三寺ヲ池田〔多羅〕・彼杵〔大御堂〕・浦上〔岩屋〕ニ、法花宗四寺ヲ三浦・宮村・川内・戸根ニ、浄土宗二寺ヲ鈴田・松原ニ、一向宗四寺ヲ江嶋・平嶋・戸町・伊木力ニ創ム」としている。要は、新寺院建立の目的をより具体的に「寺院ヲ各村ニ建テ以テ邪教ヲ防ントシ」つまり邪教（キリスト教）を防ぐための寺院として、伊木力村には一向宗（真宗）寺院（円満寺）を創建したとしている。

最後に、三社大権現（現在の熊野神社）の創設について述べる。

『大村郷村記（第4巻）』伊木力村寺社之事の項（註50）に、「當社三社大権現ハ、往古千々の宮大権現と云、萬治元年戊戌年、峰六兵衛と云者依宿願建立、勸請導師長久寺宥盛」とある。往古は「千々の宮大権現」と称していたが、万治元年（1658）に峰六兵衛の宿願によって、長久寺宥盛を導師として勸請されたとなっている。同じ『郷村記』では、万治元年11月吉祥日の棟札も記されており、万治元年の創建であったことは間違いない。また、同じ伊木力村寺社之事の項によれば、「胎藏院」の初世惣元坊は、万治元年に生国肥後相良から大村にきた後に「壹岐力の鎮守三社大権現の宮守と成ル」となっている。舟津郷字舟津に鎮座する三社大権現は、円満寺の前身・一向宗の伊木力道場より一年前（万治元年）に「壹岐力の鎮守」として創建され、郡崩れ以降の神仏信仰への帰依を推し進めたものと考えられる。なお、熊野神社への改称は、明治元年の神仏分離政策を受けて翌2年になされたという。

以上、伊木力村における神社仏閣の創建について略述してきたが、伊木力村に邪教（キリスト教）を防ぐために一向宗（真宗）の仏教施設が創設されたのは郡崩れ直後の万治2年（1659）であった。ただ、その段階では旦方（檀家）が少ないために道場という立場であり、正式に東本願寺系の円満寺が創設されたのは享保2年（1717）6世觀令の代からであった。また、伊木力村の鎮守・三社大権現が創建されたのもほぼ同時期で、万治元年であった。

純忠時代以降のキリシタン時代から明暦3年（1657）の郡崩れまでの間、伊木力村には寺請けの寺院や総鎮守的な神社はなく、村民と神仏信仰との関係は極めて希薄であった。とくに、ここで問題にしている寛永9年12月（1633年1月）銘の伊木力墓石及びその墓所が築かれた時代の伊木力村は、元和8年（1622）のコリヤード徴収文書などで明らかのように潜伏キリシタンの集住地帯であり、民衆レベルで潜伏キリシタンの信徒組織とそれに基づく共同体によって構成されていたと考えられる。しかも、死後はそれぞれ5カ所のキリシタン専用の長墓墓地に葬られ、その生涯をご禁制のキリシタンとし

て全うしたものと思われる。

なにはともあれ、寛永9年12月銘の千々石ミゲル夫妻の伊木力墓所は、長墓墓地の一カ所（「くぼはか所」）として潜伏キリシタンが濃厚な環境下に築かれたと考えられる。

（大石一久 おおいしかずひさ 石造物研究者、元長崎歴史文化博物館研究グループリーダー）

註1 岡田章雄『キリシタン大名』（教育社歴史新書 1977年）参照

註2 旧有馬領では、1584年（天正12）の沖田畷の戦いで龍造寺軍の侵攻を排除し、これ以降に実質的なキリシタン一色の社会が成立したといわれる。ただ、かつて山岳修験のメッカであった雲仙岳周辺や、現在の雲仙市（千々石町や小浜町を除く）など島原半島北部ではキリシタン関係の墓碑や遺物・遺構はほとんど確認できない（『日本キリシタン墓碑総覧』など参照）。この点は寛永14年に勃発した島原・天草一揆に加わった地域とそうでない地域に符合する。つまり、旧有馬領におけるキリシタン時代は、旧大村領のそれと比較した場合、一円的なキリシタン社会だったのかどうかは疑問である。ただ、有馬氏の政権自体がキリシタンに特化した社会の形成に努めていたことは間違いないものと思われる。

註3 拙著「日野江城跡階段遺構出土の転用石塔について」（南島原市教委『南島原市文化財調査報告書第六集 日野江城跡 総集編1』2011年）など参照

註4 『新編大村市史（第二巻 中世編）』（大村市史編さん委員会編 2014年）p764参照

註5 前掲書『大村郷村記』第2巻（福重村）p133～134

註6 藩主で最初の仏塔建塔は元和5年銘の第2代藩主大村純頼の有耳五輪塔（本経寺）である。この有耳五輪塔の建塔には大村藩主としての仏教社会へ復帰という強い意志表明が見て取れる。その動きはキリシタン墓碑の建碑にも影響を与え、それまでの整形されたキリシタン伏碑から元和7年、元和8年のキリシタン墓碑が現地の石材を使用した自然石の立石碑に変化していることからうかがい知れる。最後のキリシタン伏碑である田下の承応2年（1653）銘キリシタン様式墓碑は整形された伏碑ではあるが、その正面小口面には「妙意霊」と刻まれており、明らかに近世仏塔のもう一つの条件である戒名が陰刻され、仏教社会を意識した造りとなっている。その数年後の明暦3年（1657）に発覚した郡崩れ以降は、藩内でのキリシタン墓碑は完全に消滅する。

註7 波佐見町では元和3年銘の「道珍禪定門」自然石墓石や同紀年銘の「妙元禪定尼」自然石墓石が近世仏塔の初源であり、城下だけでなく大村藩内の一部地域では元和期から仏塔が復活している。

註8 大石一久編集『日本キリシタン墓碑総覧』（南島原市教育委員会 2012年）参照

註9 大村藩でのキリシタン禁令に至る経緯については、『新編大村市史（第三巻 近世編）』（大村市史編さん委員会編 2015年）p70～97、拙著『天正遣欧使節千々石ミゲル 鬼の子と呼ばれた男』（長崎文献社 2015年）など参照

註10 前掲書『大村郷村記』〔第八 寺院（池田）〕p256に本経寺の創建について「先是此寺地有彦山末派山伏號日藏坊、天正二年耶蘇徒蜂起燒亡之、建耶蘇大寺於其坊蹟、然慶長七年喜前又燒亡之、建本経寺、今之本経寺寺地是也」とある。

註11 郡崩れ後の大村藩の対応については、前掲書『新編大村市史（第三巻 近世編）』p123～141、拙著「外海の潜伏キリシタン墓—佐賀藩深堀領飛び地六か村と大村藩領の潜伏キリシタン墓の比較」（『天地始まりの聖地 長崎外海の潜伏・かくれキリシタンの世界』批評社 2018年）など参照

註12 レオン・パジェス『日本切支丹宗門史（中巻）』（岩波文庫 昭和17年）p28参照

註13 アロンソ、エルナンド両神父が立ち寄った集落について、ドミニコ会士オルファネールの『日本キリシタン教会史 1602—1620年』（井手勝美訳 雄松堂書店 1977年）では、現在の長与町本川内郷の大越としている。ただ、大越と伊木力は小高い山を境に近接している地域なので、両地は同じ信徒エリア内にあった可能性が高いと思われる。

註14 松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』（風間書房 1967年）

註15 大村彦右衛門文書『長墓改覚』戌九月廿日』（大村市歴史資料館蔵）

註16 ヨゼフ・フランツ・シュッテ編 佐久間正・出崎澄男訳『大村キリシタン史料 アフォンソ・デ・ルセナの回想録』（キリシタン文化研究会 1975年）p118

註17 「一五八五年十月一日〔天正十三年閏八月八日〕付、長崎発、パードレ・ルイス・フロイスよりイエズス会総会長に贈りたるもの」（新異国叢書4『イエズス会日本年報 下』雄松堂書店1969年）p60、p64

註18 前掲書『日本切支丹宗門史（中巻）』p329

註19 文中の「イチ」を伊木力ではないかと訳者吉田小五郎はしているが、「元和八年三月、大村ロザリオ組中連判書付」などを考慮すると、伊木力として間違いないように思われる。「市布（イチヌノ）」の可能性も否定できないが、「市布」についての資料がないため、ここでは伊木力を採る。

註20 註16参照

第2章 位置と環境

- 註 21 前掲書『日本切支丹宗門史（下巻）』p169
- 註 22 前掲書『日本切支丹宗門史（下巻）』p172
- 註 23 前掲書『日本切支丹宗門史（下巻）』p170 及び p182 註 22
- 註 24 前掲書『日本切支丹宗門史（下巻）』p172
- 註 25 藤野保・清水紘一編『大村見聞集』〔見聞集 13〕（高科書店 1994年）p173
- 註 26 1623年（元和9）「私領・公領ニよらすきもいりニ可申渡事」は「見聞集 12」（前掲書『大村見聞集』149頁）、1625年（寛永2）の「此中数度申触候得共、いよゝ為慥之申渡候条々の事」は「見聞集 12」（前掲書『大村見聞集』149～150頁）、1628年（寛永5）の「大村領分村々江申渡条々」は「見聞集 12」（前掲書『大村見聞集』150～153頁）、1639年（寛永16）の「諸村庄屋共誓詞之事」は「見聞集 12」（前掲書『大村見聞集』160～161頁）参照
- 註 27 久田松和則『大村史－琴湖の日月－』（平成元年 国書刊行会）など参照
- 註 28 大村彦右衛門文書「上鈴田人あらため市丞懸ノ事」〔資料番号:h-122-0002〕（大村市立資料館蔵）。なお、『大村史談』3号（大村史談会編 1967年）p69～77で、「資料紹介」として同文が翻刻されており、そこでの標題は「人別帳」となっている。
- 註 29 前掲書『大村見聞集』〔見聞集 42〕p690
- 註 30 前掲書『大村見聞集』〔見聞集 42〕p702
- 註 31 前掲書『大村見聞集』〔見聞集 42〕p703
- 註 32 前掲書『大村見聞集』〔見聞集 43〕p710
- 註 33 前掲書『大村見聞集』〔見聞集 39〕p650
- 註 34 前掲書『「長墓改覚」戌九月廿日』（大村市歴史資料館蔵）
- 註 35 拙著『千々石ミゲルの墓石発見』（長崎文献社 2005年）、前掲書『天正遣欧使節 千々石ミゲル 鬼の子と呼ばれた男』参照
- 註 36 伊木力墓所の地元での呼称については、墓所発見当初は近くの「佛石（ブッセキ）」ではないかとしていたが、地元生まれの松永己代子さん（大正13年2月25日生まれ ご子息松永新一氏）らの証言で、「この一帯は、かつては「くぼ」と呼ばれていた場所」とわかった。また、「佛石とは郷が違う」とも言われた。確かに伊木力墓所のある場所は山川内郷であるのに対し、「佛石」は野川内郷であり、行政区は異なっている。これらの地元証言から、伊木力墓所は、「長墓改調」に出てくる「くぼ墓所」であると考えられる。
- 註 37 前掲書『大村見聞集』〔見聞集 43〕p710
- 註 38 片岡弥吉『かくれキリシタン－歴史と民俗』（日本放送出版協会 1978年）
- 註 39 宮崎賢太郎『カクレキリシタン オラショ－魂の通奏低音』（長崎新聞社 2003年）
- 註 40 前掲書「外海の潜伏キリシタン墓－佐賀藩深堀領飛び地六か村と大村藩領の潜伏キリシタン墓の比較」参照
- 註 41 長崎市・扇精光コンサルタンツ株式会社『平成28年度 外海地区墓地調査業務委託報告書』（2017年）
- 註 42 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史 西九州篇 12』（中央公論社 1980）p261
- 註 43 『市内遺跡確認調査報告書Ⅷ』（平戸市教育委員会 2009年）
- 註 44 前掲書『大村郷村記』（第4巻 由緒之事附舊來地頭之事）p25に「同所莊屋先年は辻堂と云所にあり」とあるが、この「辻堂」が中世まで遡るのかは疑問。
- 註 45 前掲書『大村見聞集』〔見聞集 42〕p699
- 註 46 前掲書『大村郷村記』（第4巻 伊木力村寺社之事）p22
- 註 47 前掲書『多良見町郷土誌』p719収録の「正法寺古記録」（意識）による。
- 註 48 前掲書『大村郷村記』〔第八 寺院（池田）〕p259
- 註 49 大村史談会編『九葉実録』〔卷之一〕（大村史談会 1994年）p25
- 註 50 前掲書『大村郷村記』（第4巻 伊木力村寺社之事の項）p24

第3章 検出された遺構

1. 「自証院妙信・本住院常安」銘墓石 (図3-1～3)

「自証院妙信・本住院常安」銘墓石は方形石組基壇の中央、やや西より（山側）に表面を東に向けて建てられている。方形石組基壇は明治期に造営され、ここに当該の墓石が樹立されていた。ここには墓石を覆う小堂が建てられており、基壇の周囲に散布する近代の瓦は、この小堂に葺かれていたものと推定される。墓石を管理してきた井手家には不鮮明ながらこの小堂の存在を撮影した写真が存在する。

墓石は扁平な安山岩の自然石を用いている。背後の山塊から採集可能な石材である。最大高約 2.5 m、最大幅約 1.2 m を測り、重量は 2.0 t 強と推定される。この地域に分布する近世はじめ頃の墓石として破格の大きさである。墓石の表面、裏面に銘文が刻まれている。いずれの銘も細く、浅い線で刻まれている。銘を刻んだ正面と背面に、表面を整えた形跡はない。

表面には上部に「妙法」の文字が彫られ、下部には三行の銘がある。右から「本住院常安霊 十四日」「寛永九壬申年十二月」「自性院妙信霊 十二日」と刻まれる。裏面の中位左側に「千々石玄蕃允」と見える。表面の戒名が刻まれた二名が本墓所に葬られた人物であり、裏面は建立者名であると推定される。「本住院常安」は本墓所を所有する浅田家と関わりに深い自証寺(長崎市琴海)に所蔵される史料から千々石清左衛門(ミゲル)の戒名であると推定され、建立者の「千々石玄蕃允」は清左衛門の四男に当たる。

(大石一久)

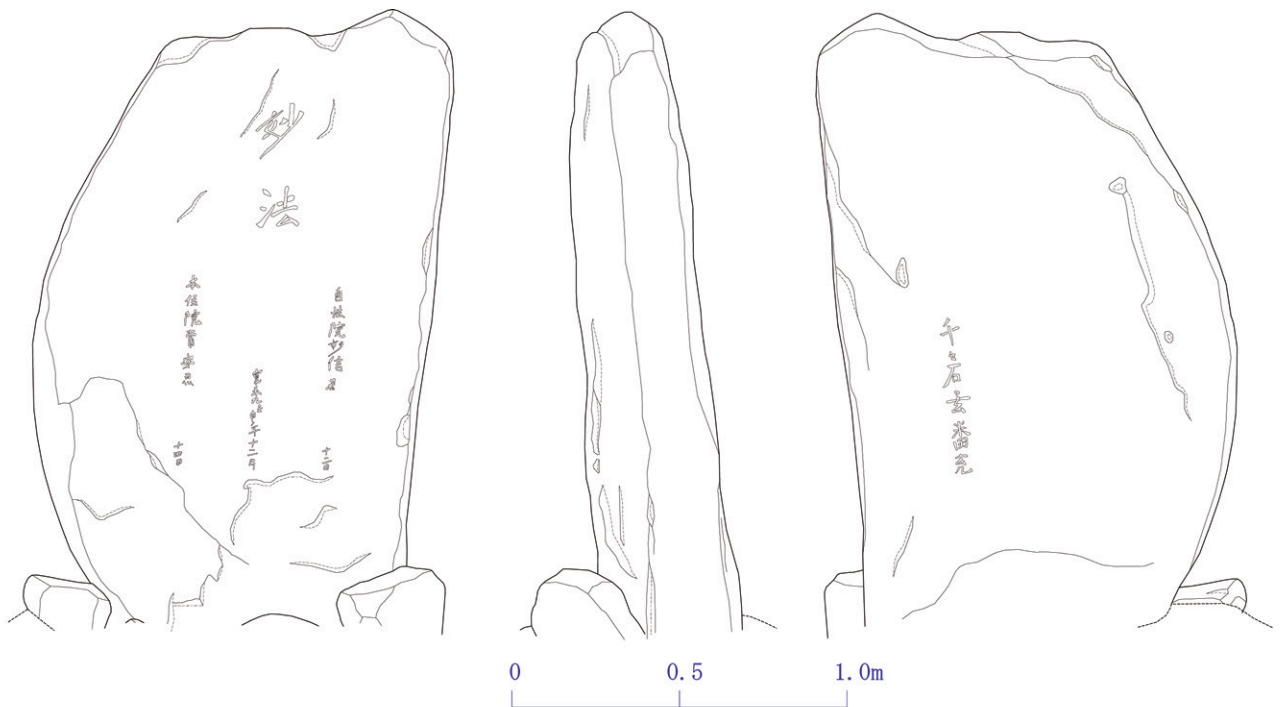


図3-1 墓石



図 3-2-① 墓石正面



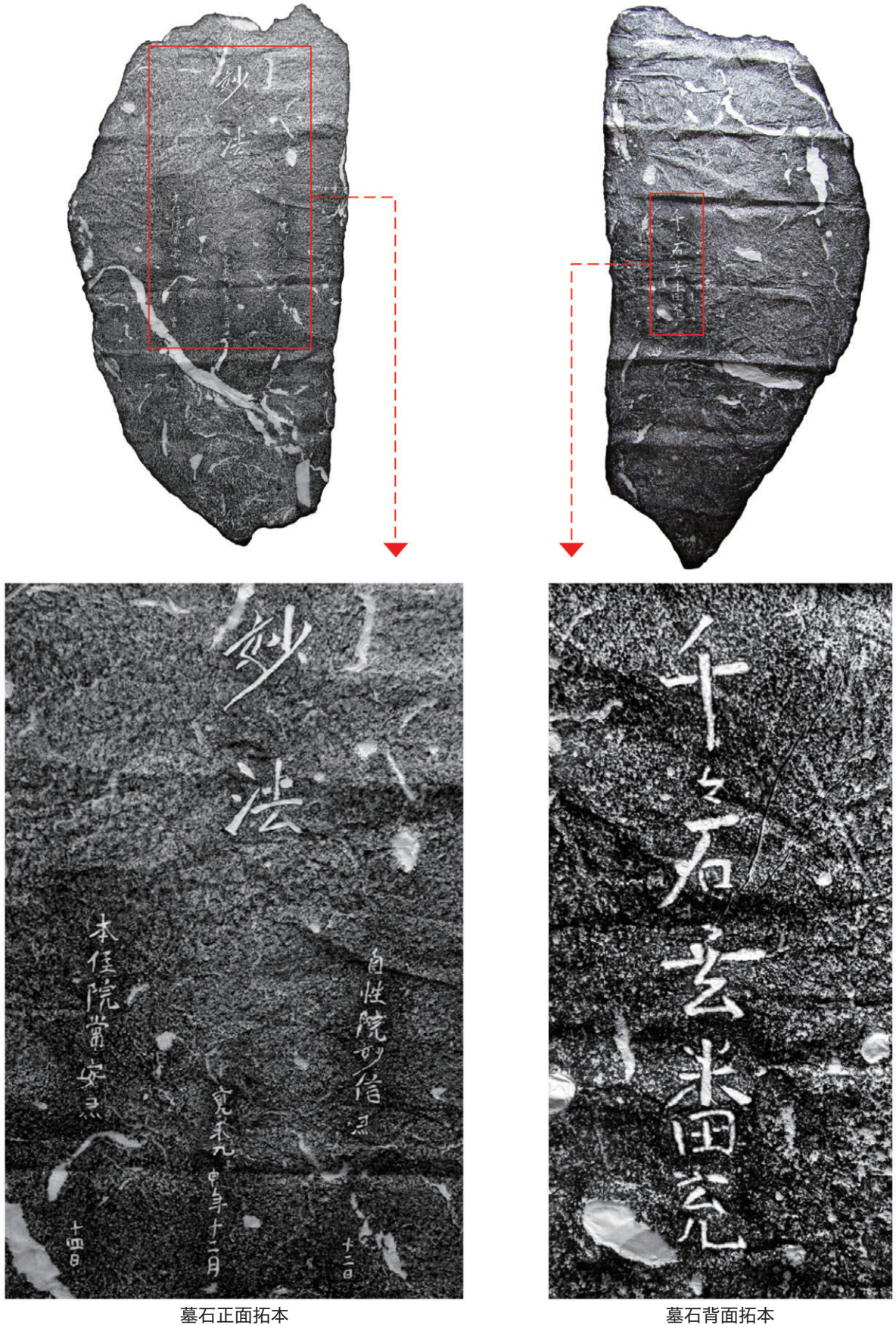
図 3-2-② 墓石背面



図 3-2-③ 墓石北側面



図 3-2-④ 墓石全貌



墓石正面拓本

墓石背面拓本

図 3-3 墓石の拓影

2. 調査前の状況と基本層序

(1) 調査前の状況 (図3-4)

丘陵の斜面に、墓石がやや前方に傾いて立っている状態で、切妻屋根をあげた小さな覆い屋が設けられていた。調査の初期に判明した石組基壇の一部さへ地上に露出しておらず、造成された平坦面の存在も予想できなかった。それは1960年代の山崩れによって、表土が厚く覆われたせいであり、覆い屋もその後建てられたものであった。したがって墓石も当初の位置を維持しているかどうかさへわからなかった。地下遺構の調査はその状況から始まった。



図 3-4 調査前①



図 3-4 調査前②



図 3-4 調査前③



図 3-4 調査前④

(2) 基本層序 (表3-1)

方形石組基壇と各墓壇内の層序は、各遺構の説明の中でおこなう。ここでは墓所全体の基本的な層序を記述する。

表土および土砂堆積層 場所によって厚さや内容は異なるが、地上に露出していた墓石を除く、すべての遺構を覆っていた層であり、長年堆積した腐植土とその土壌化した黒色土および、幾度かの斜面崩壊の土砂崩れの堆積土からなる層である。墓石の背後西側斜面では1 m以上の厚さになり、方形石組基壇をほぼ覆っている状況であった。この層を剥ぐと直下に方形石組基壇が現れる。

方形石組基壇 基壇造成のため四周の石積みの中に礫と土砂の被覆があり、I層からIII層に分けることができる。いずれの土層も基壇構築時の造成土でほぼ同時に盛られたものである。なおI層上面から墓石の立て直し痕が2回以上観察できた。この石組基壇を除去すると次に南北に長い長方形の集石遺構があらわれる。

集石遺構 当初基壇の基礎となる礫層と考えてIV層としたが、その後この層は集石遺構そのものであることが判明し、さらに調査中に1～3層に細分できたので、IV-1層、IV-2層、IV-3層とした。ほぼ同時に連続して盛られた石の層である。集石遺構の最上面すなわち方形石組基壇建設前の礫上面に寛永通宝2枚が、一枚ずつ位置を変えて出土した。集石遺構を取り除くと、二基の墓壇が南北に並列して存在した。

1号墓壇 1号墓壇の石槨蓋石より上の覆土は、礫を含む層を中間にして三層に分かれ、上から4層、5層、6層とした。

2号墓壇 覆土は、礫を含む層を中間にして三層に分かれ、上からA層、B層、C層とし、木棺痕跡が現れてからは木棺の上部に当たるD層、棺内埋土のE層、木棺側面の埋土であるF層にわけて掘り進めた。1号墓壇と2号墓壇のあいだに切りあい関係はなかった

整地層 墓石堀方東西断面図の第2層は、墓石堀方上だけではなく、墓所全面に広がっていることが判明した。1号墓壇と2号墓壇はこの整地層を切り込んで掘られている。この整地層を取り除くと、墓石の堀方が切り込まれた基盤層あるいは、墓所掘削時の土木作業の窪みを埋めた下部の整地層を認めただが、これは一部にとどまる。その下部整地層および基盤層の上面では焼土面と土師器を埋納した小土壇が切り込まれていた。

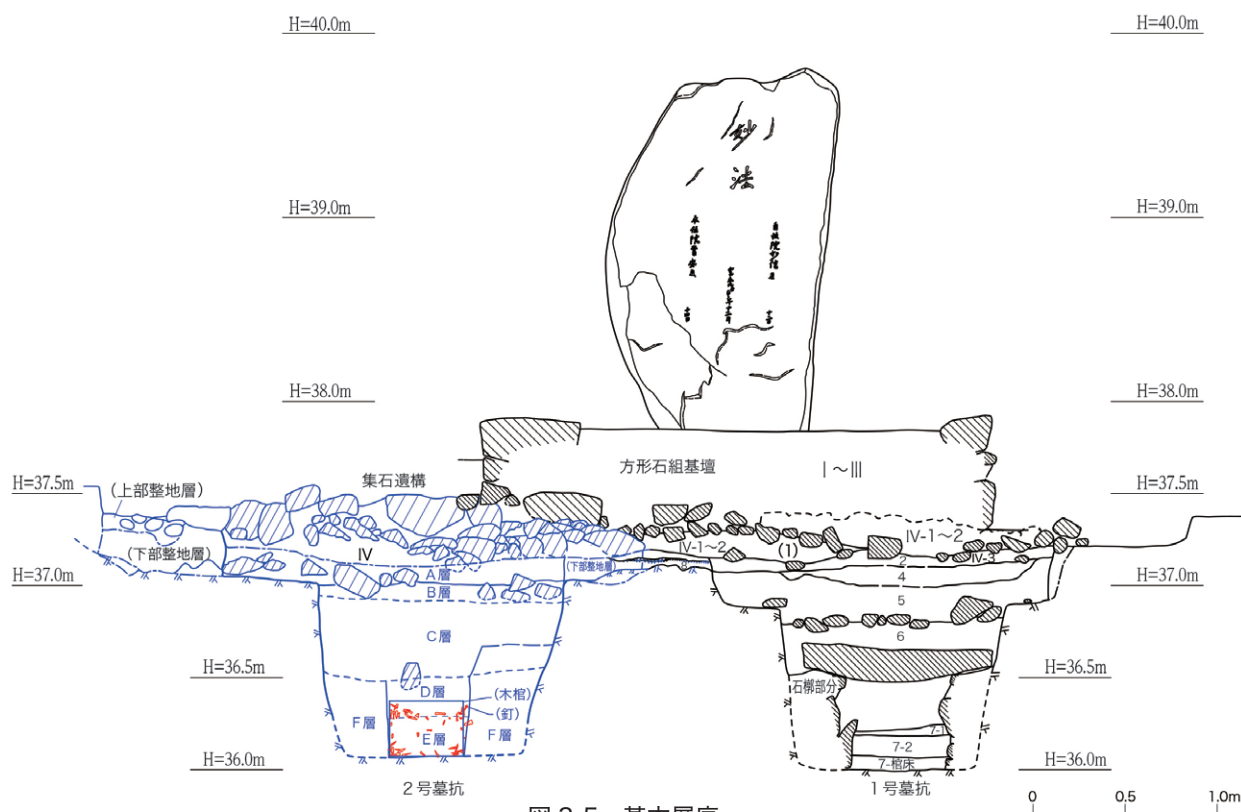


図 3-5 基本層序

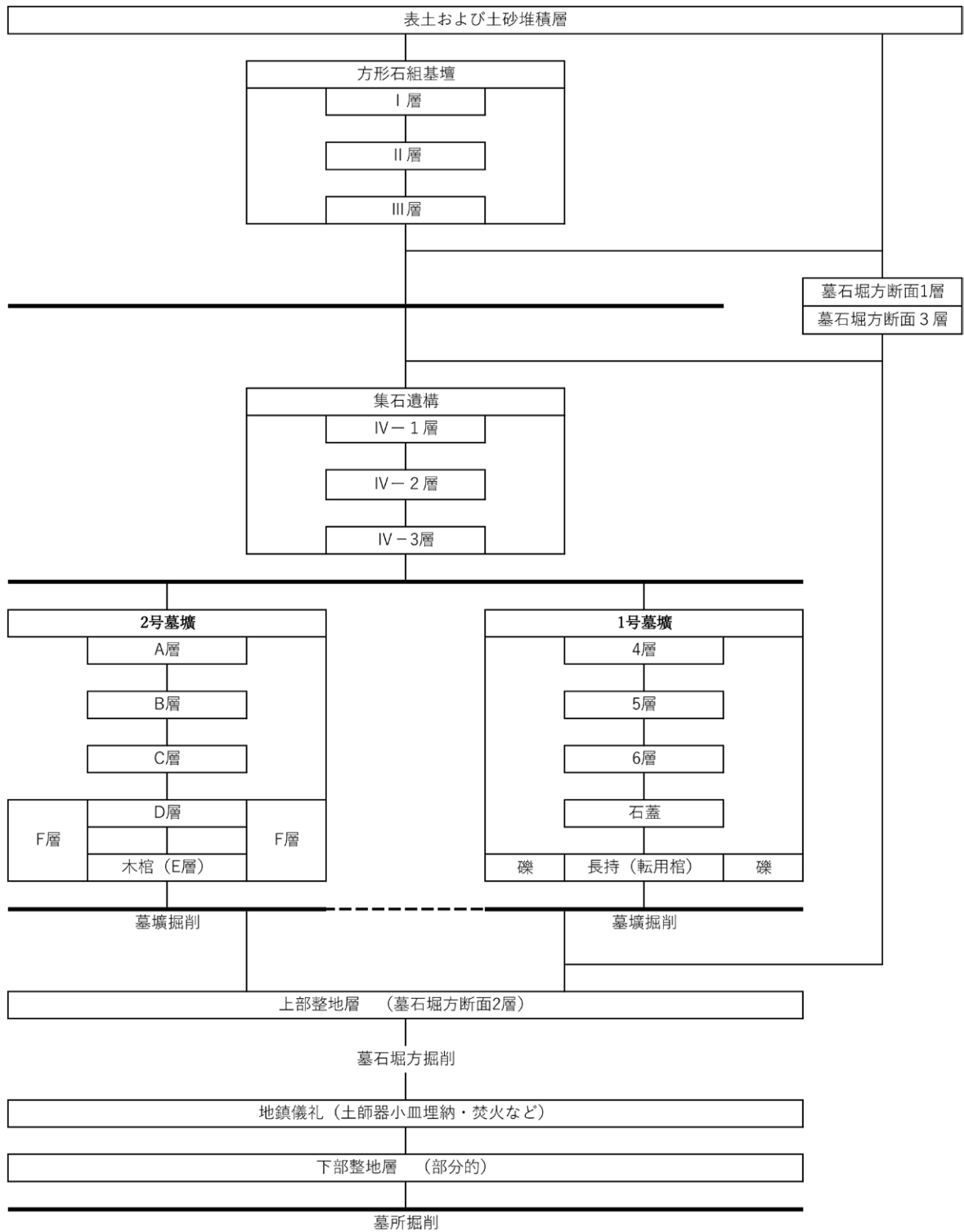


表 3-1 基本層序の相関表

3. 方形石組基壇 (図3-6~15)

現状の墓石を固定安置している方形石組基壇は、東を正面とし、東西 3.0m、南北 2.9 mのおおよそ正方形の平面形をもち、高さはおおよそ 70cmで周囲をめぐる。周辺とくに南側からは大量の近代瓦 (IV-55 ~ 58) が出土している。(図3-9・10)

①構造 4辺は方形の石材を横置きにした石積で、背面にあたる西面は2~3段の方形の石を横積し、下部ほど石が小さく数が多くなる、両側面の当たる南北面の内、北面は西面とよく似た状況だが、南面は天板の並びはしっかりしているが、それ以下は小型の礫を乱雑に積み、石の間に瓦の破片が重なっていたので、南面は改修された可能性が高い。正面に当たる東面は中央と南側の石は1石を縦に置いており、明らかに正面を意識している。なお南東隅のコーナーの石が貧弱で、縦置きされた一石が、正面の並びに続くように見出されたが、改修時に外に置かれたのであろうか。

内部は下部に行くほど大型の石材を置き、石と土塊をつめて最上面に玉砂利を敷き詰めている。(図3-11~14) 基壇内の埋土は大きくI~Ⅲ層に分けられ、第3次調査でⅢ層の下から発見され、集石遺構とした大型礫の集中する礫層をⅣ層とした。I層は表土、第Ⅱ層の砂利層(白色玉石・暗褐色粘質土を含む)、第Ⅲ層の礫層(暗褐色粘質土を含む)、第Ⅳ層の大型礫層(褐色粘質土を含む)となる。いずれも多量の礫・石で構成され、第Ⅱ層から第Ⅳ層へと下方ほど大型の礫からなる。各層からは、近世

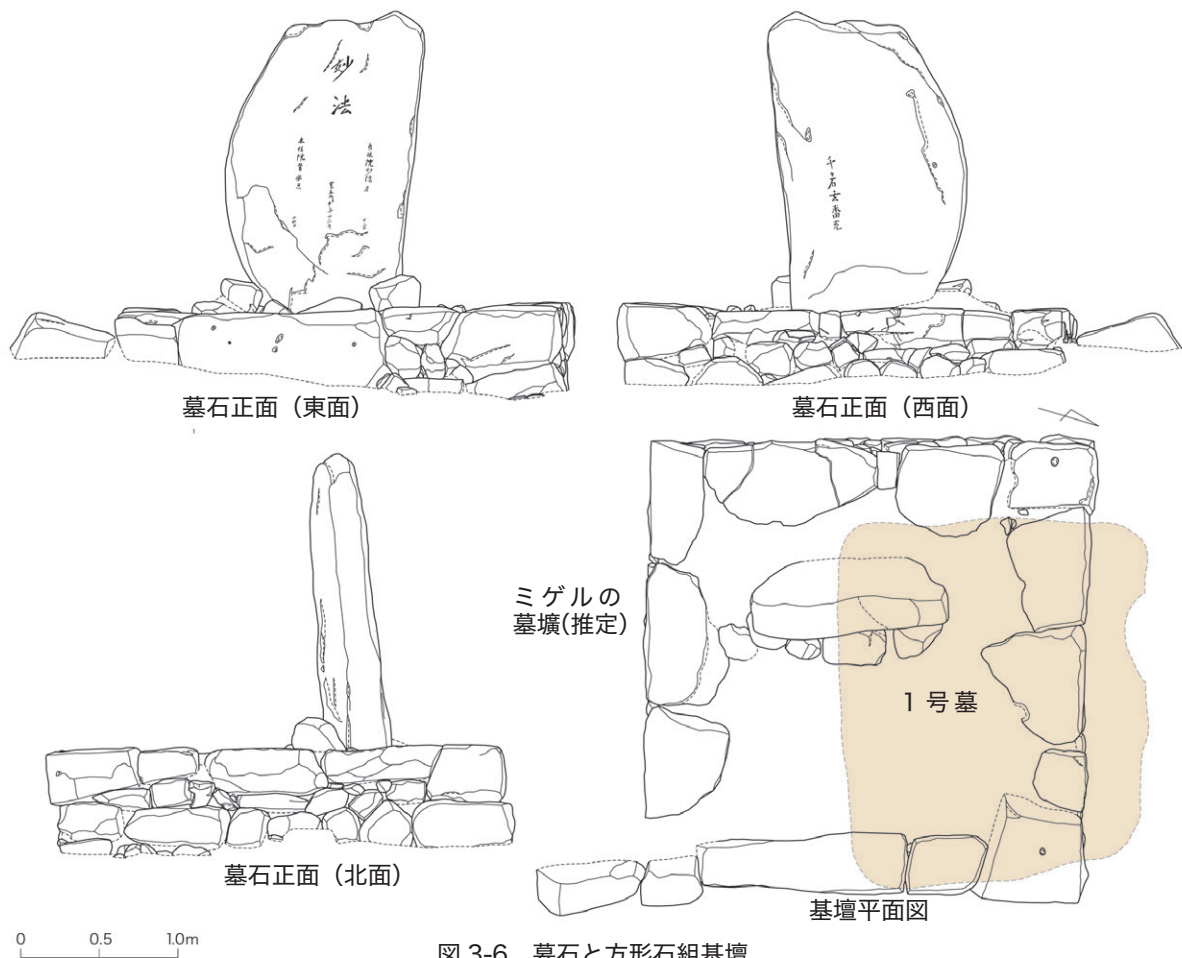


図3-6 墓石と方形石組基壇



図 3-7 基壇検出状況（東から）



図 3-8 基壇検出状況（北から）



図 3-9 近代瓦の出土状況①



図 3-10 近代瓦の出土状況②



図 3-11 石組基壇 表土除去後1層上面



図 3-12 石組基壇 2層除去後



図 3-13 石組基壇 集石遺構上面



図 3-14 石組基壇 断面土層



図 3-15 基壇内遺物出土状況

から明治期前後に作製された陶磁器片が出土したが、礫・石の隙間を通り下方へ落下したものも多く含まれていることが考えられる。方形石組基壇そのものが、第IV層の大型礫層すなわち集石遺構の上にそのまま重ねて作られていることが判明した。

②石材 すべて安山岩からなり、背後の山塊から墓石も含めて採取可能な石材である。山頂に17世紀前半の矢穴がこの石材が存在することが確認でき、墓石程度の石塊も採集できると推定される。

③遺物の出土状況(図3-15) 石組基壇の内部の礫や土中から江戸時代後期から明治時代の陶磁器の碎片が多数出土したが、第2次調査の調査担当者西谷彰氏が指摘したように、陶磁器片について興味深い点は、1cm前後の小片が顕著に見られることである。土砂崩れ等の自然現象に伴う結果とは考え難い小片であることから、意図的に細かく破砕されたものが基壇内に持ち込まれた可能性が高い。この陶磁器小片は、第II層の特徴的な白色の玉石の存在と併せて、基壇の造成時における慣習や墓参りに関わる儀式に関わるものと考えられる。

出土遺物と層序との関係は、基壇の内部の裏込めの土砂や礫内からは、近世の陶磁器の小片、ほとんどは17～19世紀の肥前染付の破片(IV-15・17～26・28・31・33・35・37～39・42・44・46)と近代の瓦片が、碎片のまま、まとまりなく含まれていた。基壇上の墓石の抜き取り痕からは完形に近い大型磁器やガラスを含む破片が埋め込まれ、時期も近世から昭和時代におよび(IV-32・40・43・47・49・50・52・53)、何度も墓石の立て起こしがあったことを物語る。



図 3-16 寛永通宝① 出土状況



図 3-17 寛永通宝②



図 3-18 寛永通宝②

④構築時期 方形石組基壇は瓦葺の堂舎の基礎としても利用されたと考えられる。瓦はその刻印（Ⅳ-58）から明治時代以後の福岡県柳川産の瓦であり、Ⅰ～Ⅲ層は、出土遺物の年代から、明治期前後以降に形成されたと言える。墓所を守ってきた浅田家が東京に移転する明治20年ごろに建てた可能性が考えられる。

⑤改修 石組遺構は2度以上の改修の痕跡があり、改修時に瓦の破片をかませているところもある。基壇の南部東隅の側石も、基壇造成後しばらく時を経て据え置かれたと推測される。第2次調査では東側の側石の下からは、基壇内埋土に含まれる礫や昭和期を中心とする近現代の瓦片、ガラス片が出土した。このことから、当側石は昭和期に据え直しされた可能性が高い。

また基壇内においては、墓石に接する土坑が検出された（図3-12）。土坑内の埋土（礫・石）は、若干ながら層が乱れており、全体的に墓石方向に向かって下降傾斜している状況が見られる。また、墓石に沿うかたちで、やや大型の礫が数個並ぶ。土坑内の埋土からは、明治期前後に作製された陶磁器片（Ⅳ-50・52）に加え、近現代で使用されたガラス片（Ⅳ-54）が出土した。これらのことから、当土坑は基壇上で繰り返された墓石の立て直しの痕跡で、基壇が造成された後に、墓石を据え直す等の行為に伴って形成され、補修や改修を重ねるうちにずり上がっていったものと考えられる。基壇の西半分を調査した第3次調査では、墓石抜き取り痕の下端付近から磁器の湯飲み（染付碗Ⅳ-52）が完形のまま出土した。墓石を起こした際に供献されたと考えられ、それによって墓石の最後の改修が昭和時代に下ることがはっきりした。戦後まで建物が残っていたという証言があるところから、何度か修復を受けながら存続したが、昭和40年ごろ（1960年代）の土砂崩れで埋没したものと考えられる。ただし、墓石や基壇の規模などを考えると、設置位置や範囲、石材などを大きく入れ替えたとは考えられない。

このように、石碑を中心に据える方形石組基壇は、明治期以降、各所で改変の手が加えられ、現在の状況に至ったことが明らかとなった。

⑥集石遺構との関係 第Ⅲ層最下部の礫群と集石遺構最上面のあいだは、方形石組基壇と埋葬施設の境に当たり、明確な差異なく連続している。その境目には寛永通宝が一枚ずつ計2枚が欠けることなく発見されている（図3-16～18、19に出土位置）。1は「古寛永」（Ⅳ-59）、2は「新寛永」（Ⅳ-60）である。方形石組基壇が作られる以前に、寛永通宝が墓上に備えられる時期があったことがわかる。

4. 集石遺構 (図3-19～24)

第2次調査の際、基壇の最下層で「大型礫層」として認識され、第3次調査で石組基壇とは別の遺構と判明した礫石の堆積である。当初は1号墓壇の北と東のラインと一致したため、本来地上に盛り上がるように方形の集石をなしたと考えた。しかし集石遺構は1号墓壇上より南に1号墓壇の範囲をこえてさらにひろがっていることから、2号墓壇の存在を推定する根拠ともなった。集石遺構の下からは後述する2基の墓壇が南北に並んで発見された。集石遺構は2基の墓壇のうえに設けられた個別の集石がたまたま密着したわけではなく、当初から同時に2基の墓壇をあわせて覆うように造成されたものと推定される。

①**規模と形状** 第4次調査において、方形石組基壇南側の表土を丁寧に剥がしていくと、第3次調査同様、人頭大から拳大の安山岩礫が夥しく乱雑に積み上げられた状態で検出された。南北に長く、斜面の等高線に並行した長形状に復元される。南北約4.7m、東西約2.4mの規模で、1号墓壇の上位に当たる東北隅のみは失われて隅丸平面形を呈する。断面はほぼ高さ20～30cmの台形状だが、中央部には一辺50cmをこす大型礫を積み重ねているので、表面の凸凹は激しい。

②**集石遺構の層序と遺物出土状況** 第4次調査では集石遺構を取り除く際には上中下の三層にわけて遺物を採集した。土層全体は総じて長年の自然堆積の結果による灰褐色層で、礫の中には土のたまっていない空隙も存在した。第4次調査では上層から近世陶磁器56点と土師器の小片2点が出土した。時期の判定できる遺物をまとめると18世紀前半の遺物4点(刷毛目陶器碗含む)、18世紀後半1点(染付筒形碗)、18世紀1点、19世紀1点となる(IV-29・30・45・48)。中層からは近世陶磁器16点と土師器小皿の小片6点が出土し、年代が限定できる遺物は18世紀前半1点であった。下層からは中国青磁2点(龍泉窯碗1点IV-6)と18世紀前半の陶胎染付碗片1点が出土した。第2・3次調査では当初集石遺構の深さを認識していなかったので三層にわけて取り上げることはできなかったが、集石遺構にあたる第2次調査のIV層内からは陶胎染付片1点、磁器染付片2点、磁器片9点が出土。第3次調査では青磁碗(龍泉蓮弁文)1点(IV-3)、磁器染付片6点、上層と判断される検出清掃時の出土遺物として青磁碗(龍泉蓮弁文)1点(IV-4)、陶器片1点、磁器染付片3点と近代瓦片2点が見つかった。近代瓦片が出土していることは集石遺構の露出が明治時代まで続き、そのすき間に入り込んだことの証左であろう。基本的には第4次調査の遺物の出土状況と矛盾するものではなかった。

以上のように集石遺構中層までは、近世の陶磁器と土師器小皿の小片が混入しているが、最下部にあたる下層では、遺物の数量が減少するとともに、近世陶磁器がほとんどなくなる。集石遺構は、本来土を充填して構築されたものではなく礫と礫のあいだは空隙が多く、長年の露出のあいだに石の隙間に後世とくに近世の遺物が混入したものと考えられる。

③**寛永通宝の位置** 集石遺構の最上面の石材に張り付くように2枚の寛永通宝(1と2)が、一枚ずつ位置をかえて検出されたことはすでにふれたが、図3-19に位置を落とした。ほぼ集石遺構の中央。墓壇との関係でいえば、やや1号墓壇寄りの中央に置かれたことになり、銭貨を置く際には、墓石におおわれた全体が一つの墓所として意識されていたことがわかる。

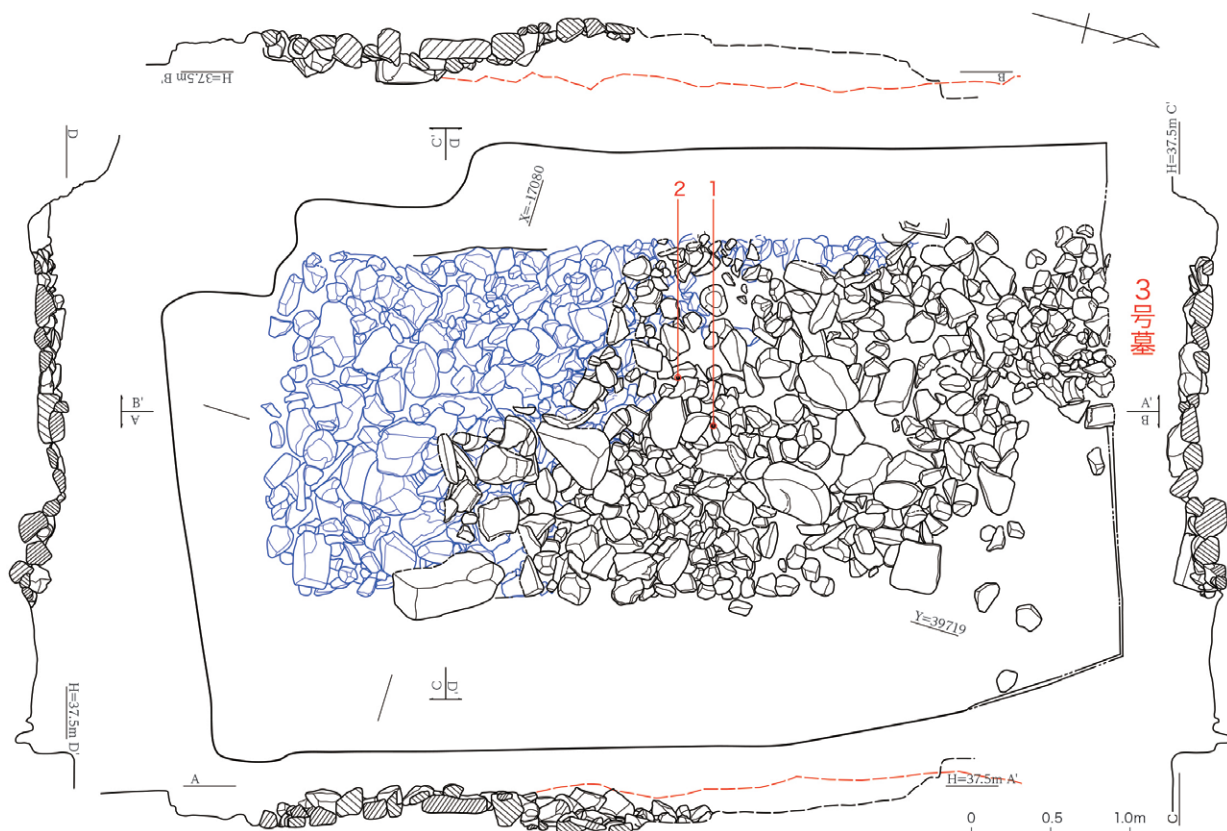


図3-19 集石遺構



図3-20 基壇下集石遺構検出状況（西から）



図3-21 北側集石遺構検出状況（北から）



図3-22 2号墓墳上集石遺構検出状況（西から）



図3-23 2号墓墳上集石遺構検出状況（東から）



図3-24 2号墓墳上集石遺構検出状況（南から）

5. 1号墓墳

第3次調査の結果、成人女性の単体埋葬が発見され、ミゲルの妻と考えられるようになった遺構である。集石遺構の下にはその後、別の墓墳が発見されたが、その北側で発見された墓墳である（図3-25・26）。

①二段掘りの石蓋礫木棺墓 1号墓上段の一次墓墳、一次墓墳の中央に設けた二次墓墳、大型の礫などによって構築された礫槨とその蓋石などで構成された「二段掘り石蓋礫木棺墓」である（層序は図3-26を参照）。内部には成人1体を西頭位に埋葬した長持が棺として使用されていた。

②1号墓墳の検出（図3-27・28） 石組基壇の礫層3層の最下面礫群に連続するかたちで、集石遺構（IV層）が見られた。集石の一部は基壇範囲をこえて北側に30～40cmあたりまで広がる。広がる部分は後に3号墓とした。礫は直径35～40cmの大型のものが数個、15～20cm大の垂角礫を中心に10cm大の垂角礫で構成されている。また集石は浅く、検出面の礫を外すとその下層は“ボソボソ”とした黄褐色の二次堆積土（4層）となる。この層は墓墳埋土の最上層である。

③一次墓墳（図3-29～31） この4層の広がりを追及すると東西約2.3m、南北約2.0mの土壇が検出された。検出面は北と東では基盤層の平坦面であるが、南側は下部整地層を切っている（第3

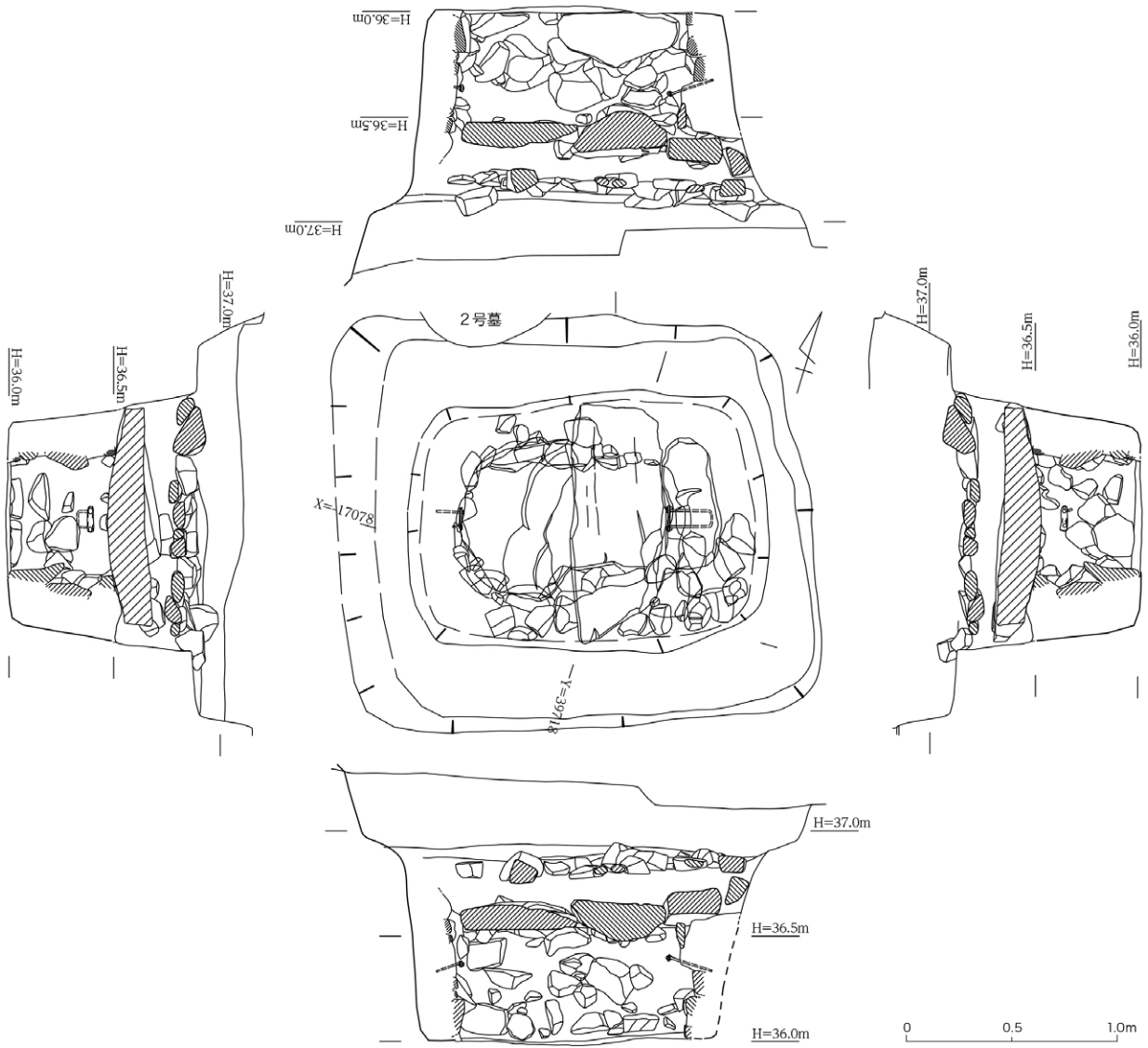


図 3-25 1号墓墳全体図

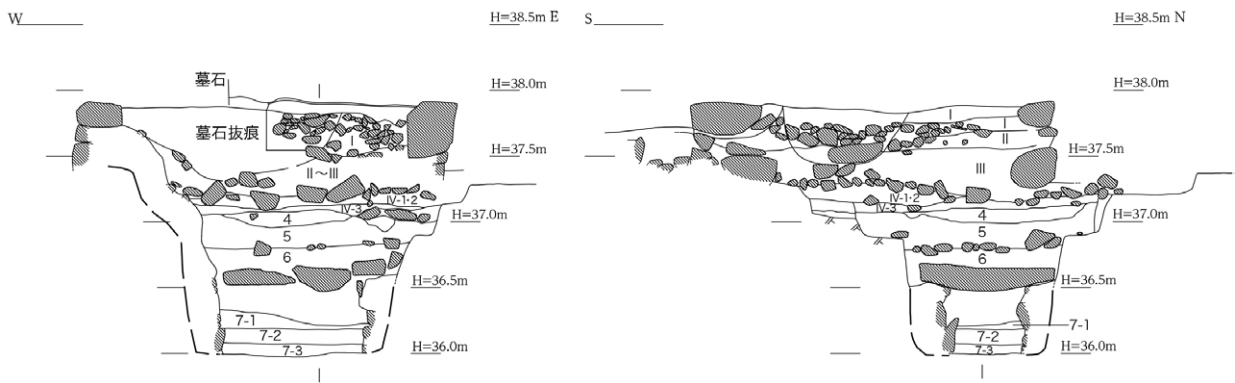


図 3-26 1号墓墳断面図



図3-27 1次墓壙内集石（西から）



図3-28 1次墓壙内集石（西から）

次調査の概報では、2号墓を切っていると記載したが、第4次調査でその見解は覆った。西側は第4次調査において上部整地層を切っていることが判明した。一次墓壙の深さは約30cmである。土層においては集石遺構IV層と墓壙5層の間に基盤層の二次堆積土（暗褐色軟質土＝4層）がレンズ状に入り、二次墓壙の位置におおよそ重なる。4層にはピンク色をした基盤層土が大量に混じっている。陶磁器片、土師器片、滑石製石鍋の小片が数点出土（IV-1・2・5・9）など、いずれも17世紀前葉までの遺物である。一次墓壙以下からは方形石組基壇の内部から出土した近代に帰属する遺物は見られない。いずれも副葬品でなく、覆土のなかに混入したものである。

④二次墓壙（図3-32～36）一次墓壙内の深さ約30cm下から東西約1.7m、南北約1.2mの墓壙が検出された。一次墓壙と同じく基盤層を掘り込んで造られており、検出面においては暗褐色土（5層）が覆土であったが直下から礫層が検出された（図3-33・34）。礫は約25～30cm大と約15～20cm大の垂角礫である。礫の重なりはなく、検出面の礫を外すと埋土である二次堆積土（暗褐色土＝6層）となる。二次墓壙は木棺の設置面まで約90cmの深さをはかる。



図3-29 1次墓壙西壁断面



図3-30 1次墓壙西壁断面（南側）



図3-31 1次墓壙西壁断面（北側）



図3-32 2次墓壙検出（東から）

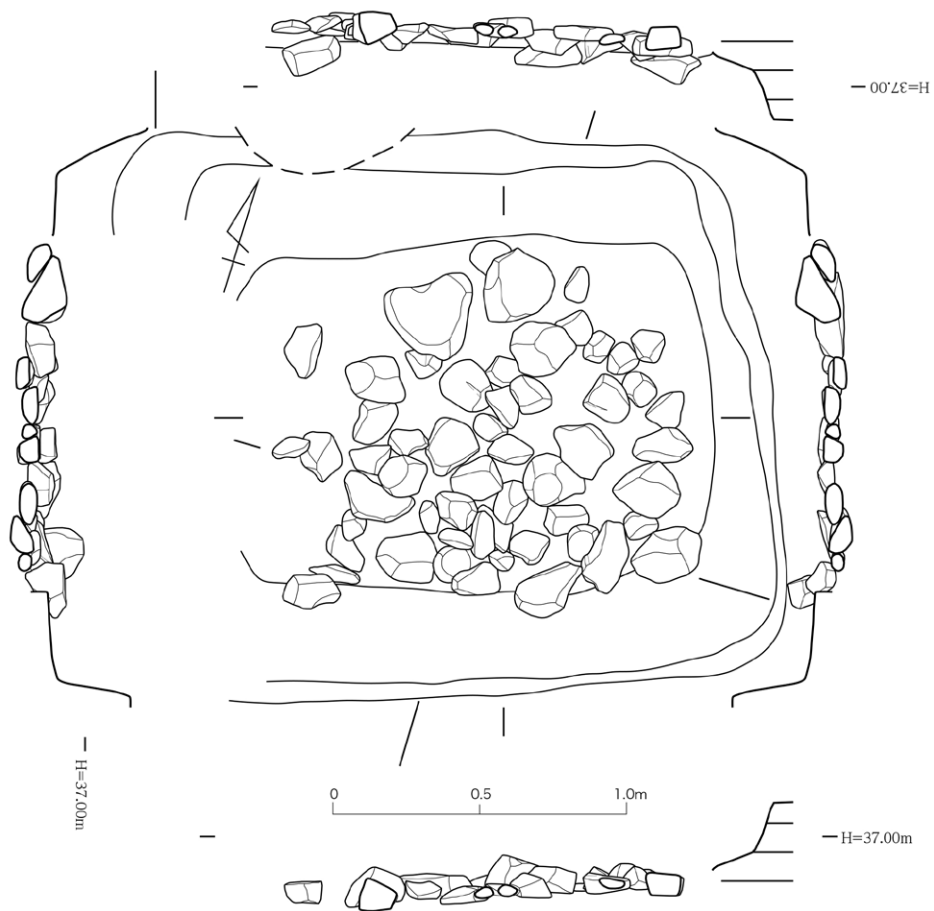


図3-33 1号墓壙の1段目と礫層



図3-34 二次墓壙内礫層検出（東から）



図3-35 二次墓壙検出（北から）



図3-36 二次墓壙内礫層検出（北から）

⑤蓋石（図3-37～40） 二次墓壙の集石層の下約15cmのところから墓壙長軸である東西方向に大型の石を3枚並べた状態で置かれていた。また南東隅を補うように20cmほどの礫も8個ほどみられた。3枚とも表面・裏面に線刻や墨書の形跡はない。またそれぞれの蓋石はみな南北に長軸がくる。東側の蓋石は長さ約60cm、幅約25cm、厚さ約10～15cmの自然石安山岩の板石で3枚中最も小さい。長軸の縁辺はやや丸みをおびる。中央の蓋石は長さ約110cm、幅約40cm、厚さ10～15cmの長方形で、自然石安山岩である。3枚中最も大きく、長さは二次墓壙の南北幅にほぼ等しい。西側の蓋石は長さ約75cm、幅約55cm、厚さ約12cmの自然石安山岩の板石である。半円形に角を二次加工して整形を行っていると思われる。これらの蓋石は墓壙に構築されている礫層の上に載せる形で置かれて

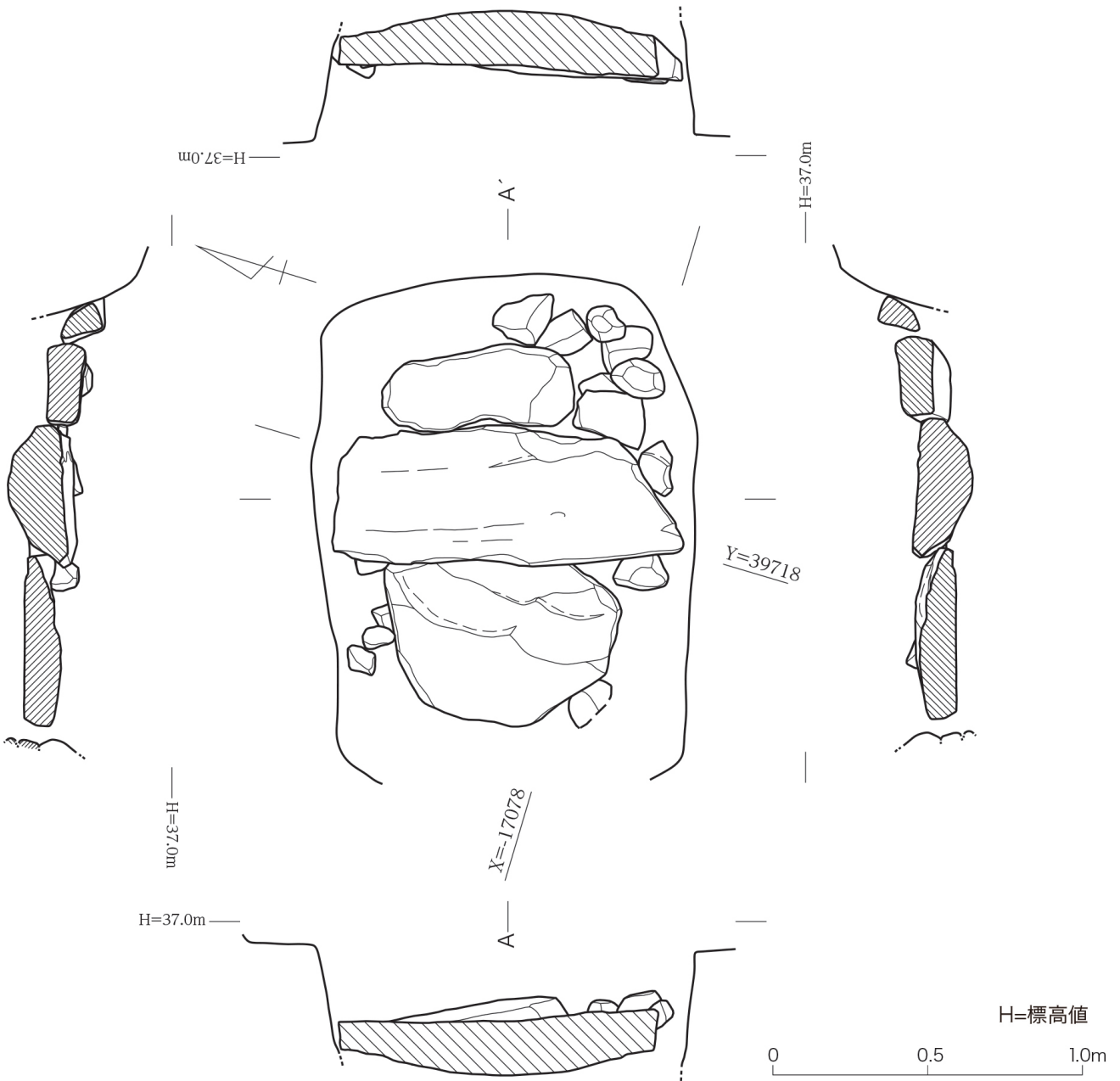


図 3-37 1号墓墳 蓋石



図3-38 蓋石検出状況（東から）



図3-39 蓋石検出状況（北から）



図3-40 蓋石検出状況（北から）

いる。石材は背後の山塊から採取できる安山岩である。

⑥墓壙の層序と出土遺物（表5-1） 以上のように墓壙の検出から石蓋の発見に至る墓壙の掘り下げ過程において、上位からレンズ上に堆積した4層、一次墓壙を埋めた5層、礫群、二次墓壙の蓋石設置後の埋土である6層を、検出・識別した。これらの埋土中には、意識的に置かれたり、埋め込んだと見える出土遺物は皆無であった。わずかに様々な生活用具、主に陶磁器などの小片・碎片が含まれ、埋め戻しの土の中に混入していたものと推定される。表5-1のように出土した細片を整理すると、墓壙埋土中に混ざり込んだ遺物で最新のものは一次墓壙埋土から出土した古唐津陶器碗（IV-1、17世紀前半）、福建漳州窯染付片（IV-2、16世紀末～17世紀前半）であった、墓石の紀年寛永9年1633年より新しいと断定できる遺物は含まれず、埋葬が行われた年代が墓石の紀年と合致することを強く推定さ

せる。

⑦磔檜 (図3-41 ~ 46) 蓋石を外すと深さ30cmほどの空洞があり、ここから内部をながめると上から15cmほど下の東西の壁に、磔に挟まった状態の竿通し金具が各々露出していた。木片の付着もあり長持を転用した木棺墓である事が確認された。木棺の規模は長持の角金具などの出土位置から、長さ約100cm、幅約50cm、深さ約50cmと推定される。また棺内には流入土・棺材などの腐植土が堆積していた。

二次墓壙と木棺の間は20cm大の亜角磔と基盤層由来の埋土でうめられた磔檜を構築している。磔は一見ランダムに投入されたように見えるが、墓坑の底から約30cm程の高さまでは磔を3段ほど丁寧に積んだ石積みになっている。南側の壁面には高さ約30cm、横約60cmの板石が石積みの代わりに側板状に置かれている。このことから木棺を埋葬した手順を推測することができる。まず墓坑を木棺(長持本体)より広く掘削する。次に長持の大きさに合わせて先に約30cmほどの高さまで石積みで側壁を造っておく。その後、長持を納める時点で竿通し金具は横に開いた状態で置かれる。その後、上部

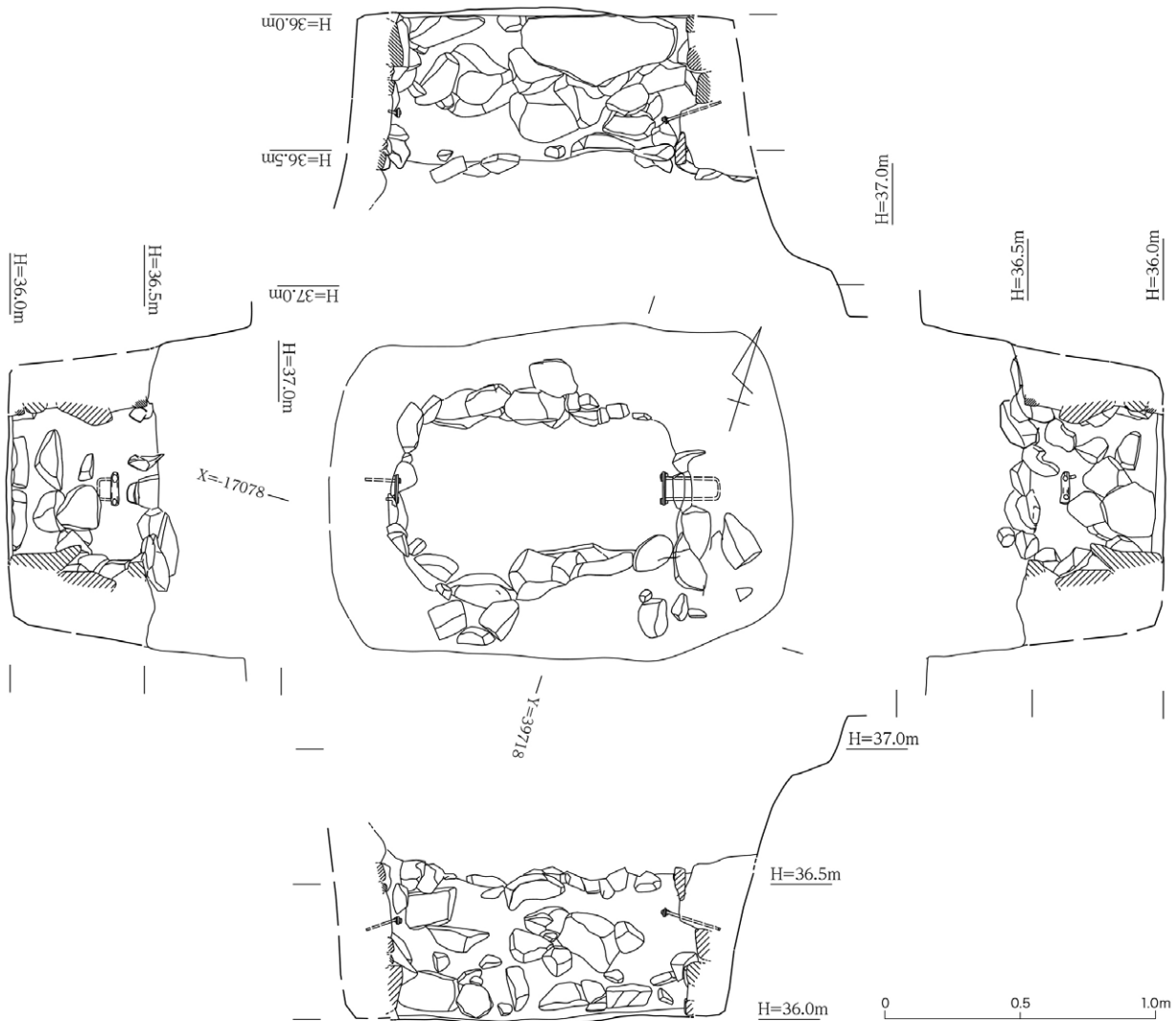


図3-41 1号墓壙磔郭



図3-42 蓋石2枚除去（東から）



図3-43 蓋石2枚除去（北から）



図3-44 蓋石除去（東から）



図3-45 棺内堆積土1層上面（東から）



図3-46 棺内堆積土2層上面（南から）

に礫を長持上面を超える高さまで積み、石蓋をして礫層部分が完成したと考えられる。

⑧木棺=長持(図3-47~55) 成人1体の埋葬に用いた棺は木製の長持であった。木質部は腐朽が激しく、金具に付着してさびた部分しか残っていなかったが、金具にとりついた錠前1組、竿通し金具一对、蝶番金具2組、金具多数と釘27本を検出した。しかも出土した銅製の錠前を長持に装着したまま、つまり死者の棺に錠をかけて埋葬していることが判明している。ただし錠を解くための鍵は、この墓壙からも、となりの2号墓壙などほかの場所からは発見されなかった。竿通しの金具の一方の

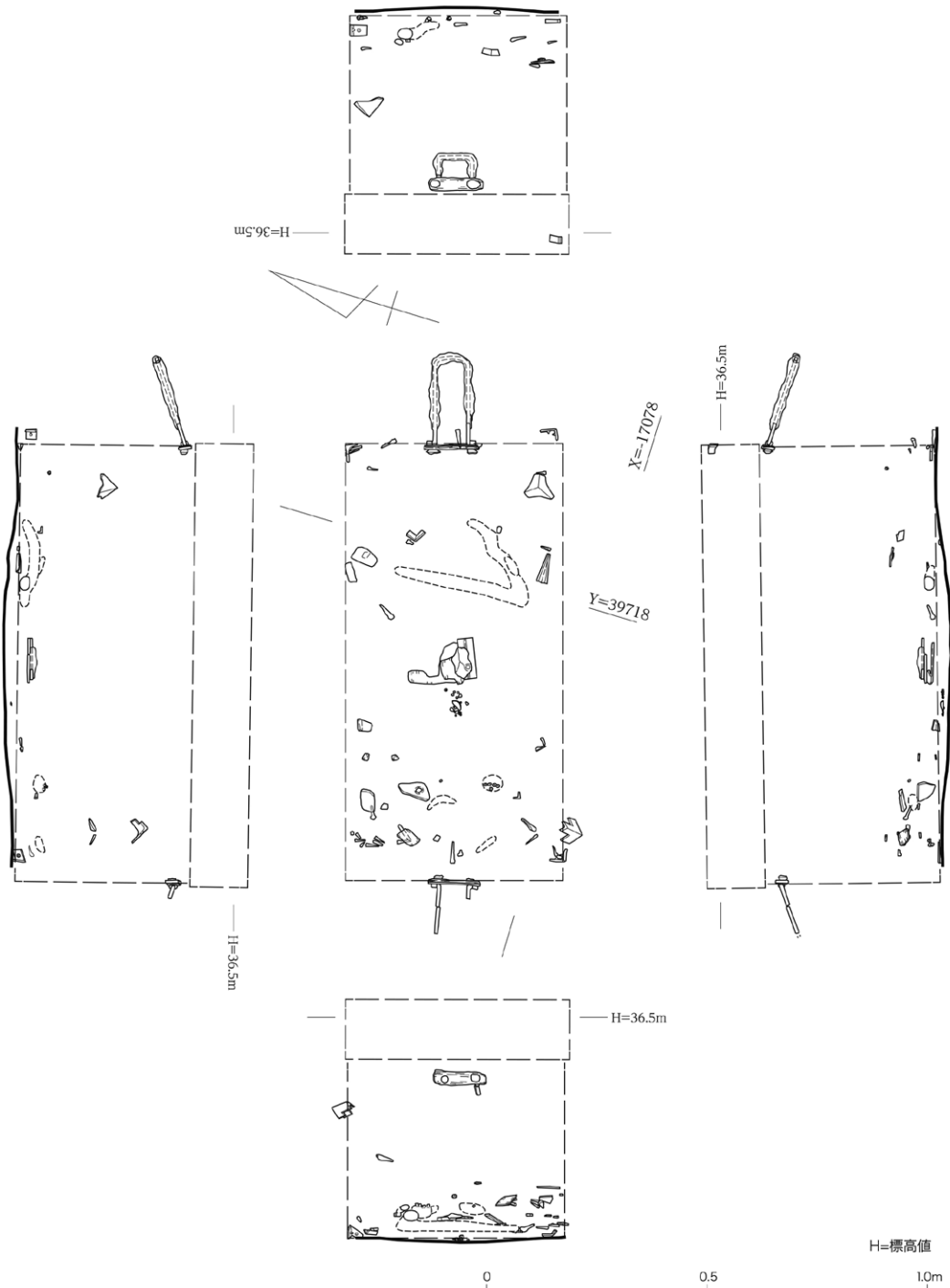


図3-47 木棺(長持)内遺物出土状況実測図

先端が欠け、一方には補修の痕跡があり、長持は新品でないことがわかる。

長持あるいは櫃に錠をかけて棺として使う埋葬は、日本の近世墓地に時折見られるものである。必ずしも宗教に起源するものではなく、流行病などの死者にたいするマジナイによる例もあるので、民間習俗によるものと推定されるが、なお研究が必要である。

⑨棺内における遺物の出土状況（図3-47～62、図4-2） 棺内の堆積土を、南西部、北西部、南東部、北東部の4ブロックに分けて精査した。排土は遺物の取り残しを防ぐため、フルイをかけながら水洗作業を行なった。棺に関わる出土遺物は、水洗作業によるものも含めて約200点以上あった。人骨、副葬品、金属製品・金属片・木片など棺の部材・部品とに大別出来る。

金属製品は、棺として利用した長持の底や蓋の四隅を補強している金具やL字型の留め金具、鋏、釘類、竿通し金具2点、錠前などが出土した（I-5～55）。これらの出土状況から長さ約100cm、幅約50cm、深さ約50cmの木棺（長持）が復元できた。錠前（I-5）は鍵のかかった状態で木棺の中央部で出土し、木棺が朽ち果てる過程で内部に倒れ込むようにち込んだものであろう。

人骨の破片は6点を検出した（図3-63・64）。木棺の西側から数本の歯と顎の一部と思われる骨、東側には大腿骨と思われる骨が出土した。骨はもろく、土ごと取り上げた。人骨片の出土状況から被葬者は1名で、頭部を西側におく仰臥屈葬の形で埋葬されたと推定される。

副葬品は、棺の中央付近、長持の錠前が出土した位置とほぼ同じ場所で、錠前の下からまとまって出土した。複数の玉類と円形のガラス板片などである（I-1・2）。玉類は大きさの異なる丸玉59点、ガラス板1点など被葬者の上半身の位置に当る位置から出土している。また周囲から細いヒモ状の繊維



図3-48 棺内堆積土2層下面（北から）



図3-49 東側竿通し金具 (I-10) 出土状況 (西から)



図3-50 東側竿通し金具拡大



図3-51 飾り金具 (I-21) (南西隅)



図3-52 飾り金具 (I-20) (北東隅)



図3-53 西側竿通し金具 (I-11) (西から)



図3-54 錠前 (I-5) 出土状況 (南から)



図3-55 角金具 (I-17) (西から)



図3-56 1号墓副葬品出土状況（北から）



図3-57 金具出土状況①（東から）



図3-58 金具出土状況②（東から）



図3-59 金具出土状況③（西から）



図3-60 金具出土状況④（東から）



図3-61 頭部骨片出土状況（東から）



図3-62 副葬品出土状況、玉類とガラス片



図3-63 人骨出土状況（北から）



図3-64 下肢人骨出土状況（東から）



図3-65 棺内完掘①

片なども見つかった（I-3・4）。

6. 2号墓壙（図3-67・68）

第3次調査で見つかった1号墓壙の被葬者は、墓石の戒名の記載と配置から女性でミゲルの妻と推定されたこと、第3次調査時に検出した集石遺構が南側にも広がっていることが確認されたことから、墓石に向かって左側に千々石ミゲル本人が埋葬されている可能性が高いと想定された。また第1～3次調査では埋葬当初の墓石の樹立位置が確定できないままであった。そこで、第4次調査の目的を次の点に絞った。

- 1) 1号墓壙の南側の遺構の性格と範囲の確認。
- 2) 遺構が埋葬施設であれば、その特徴を確認し、被葬者の性格を明らかにする資料を得る。

- 3) 墓石の本来あった場所の痕跡（掘方）確認。

以下、第4次調査の結果判明した2号墓壙と墓石堀方の調査結果を詳述する。



図3-66 棺内完掘②

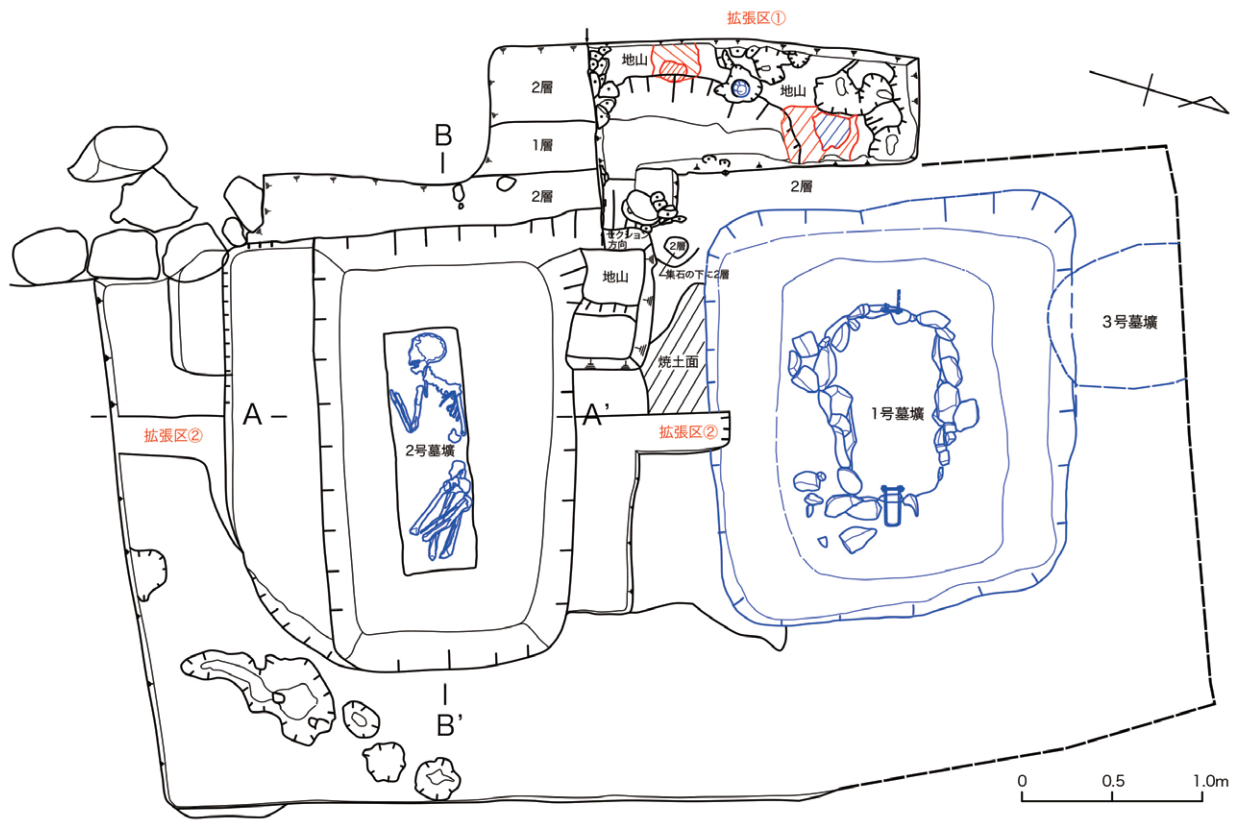


図 3-67-① 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所全体遺構配置図

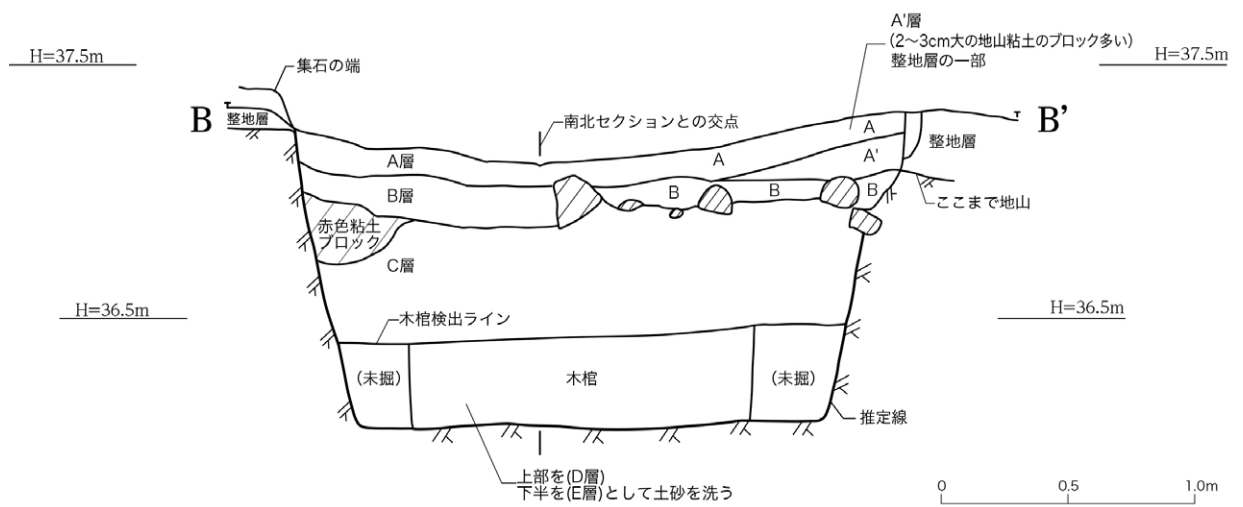


図 3-67-② 2号墓長軸断面図

①二段掘りの木棺直葬墓 南側にのみ一次墓壇があり、二次墓壇は北に偏っていることになる。二次墓壇の中央に長さ140cm、巾40cm、高さ30cmの長方形木棺が発見された。人骨の状況から頭を西に顔を南に向けた成人男性の横臥屈肢葬であると推定されている。副葬品は皆無であった(層序は図3-67を参照)。



図3-68-① 集石遺構南半



図3-68-② 集石遺構除去後



図3-68-③ 2号墓壇検出



図3-68-④ 2号墓壇掘下げ



図3-68-⑤ 2号墓木棺検出



図3-68-⑥ 2号墓調査終了時

②2号墓壇の検出と一次墓壇(図3-69～71) 集石遺構を除去すると、中央部がやや窪んだ層位(A層上面)が確認された。ここからは墓壇の存在が予想されたため南北にセクションベルトを設定し、その後に4分割して慎重に掘り始めたが、礫・遺物を含まない約5～10cm幅の褐色土層(A層)、礫を多量に含むB層まで掘り下げたところで東西に長い隅丸長方形の墓壇(二次墓壇とする)の上が見つかった。この礫層(図3-70～72)はその後、木棺による埋葬後、礫を不規則に入れて埋め戻したことが判明したもので、そのうえに設置された集石遺構とは性格が異なる。集石遺構の上層からは近世国産陶磁器片、下層からは輸入陶磁器片が出土し、第3次調査の成果と同一の結果となった。A層と礫交じりのB層からは滑石製石鍋片(IV-10・11)などが出土している。

併行して1号墓壙との重複部分の確認を始めた。第3次調査の際に、1号墓壙の南側の土層ラインが明瞭であったため。切られた方の土層を墓壙と即断していたからである。その結果、2号墓壙と1号墓壙に直接の切りあいはなく、2号墓壙の一次墓壙は南側のみ片方に認められる南北1.9m、東西2.4mの規模となり、深さ40～50cmほどである。



図3-69 2号墓壙集石遺構取り上げ状況（南から）



図3-70 2号墓壙ベルト設定（西から）



図3-71 2号墓壙ベルト設定（南から）

③二次墓壙（図3-72・73） 断面層序の実測及び礫群を取り上げたのち、南北セクションベルトの延長上で拡張区②（図3-67-1）を設定し、2か所にサブトレンチを入れ掘り進めると、北側で比較的広い範囲にわたって焼土面が確認されこのA'層とした部分が一次墓壙の一部ではなく、整地層の一部であることが判明した。これによって北側に墓壙の張り出しはないことが確定し、二次墓壙の規模は南北1.4m、東西2.4mの長方形であることが判明した。2号墓壙の壁面は下方にやや窄まる形状で、その中央に木棺を直葬されたものである。

2号墓壙内中央のセクションベルト東側にサブトレンチ（図3-75）を入れ、さらに掘り進めると、かなり深い位置で木質が付着した先端のところが金属製品が見つかり、木棺に使用された釘と考えられた。また釘は60cmほど隔てて3本発見され、その位置から墓壙の埋葬施設は木棺であると予想された。

④木棺（図3-76～78） そこからさらに墓壙全体の掘り下げを行うと釘が100個体以上出土し、その分布が長方形に確認され、木棺部の平面規模が徐々に明らかになってきた。同時に2号墓壙は1号墓壙とは異なり、木棺直葬墓であることが明らかになった。釘の出土状況を知るために、先端がどちらを向いているか判別できる限り記録した。最終的には木棺の寸法は長さ約1.40m、幅約0.40mと推測され、木棺の高さは40cm程度と推定された。

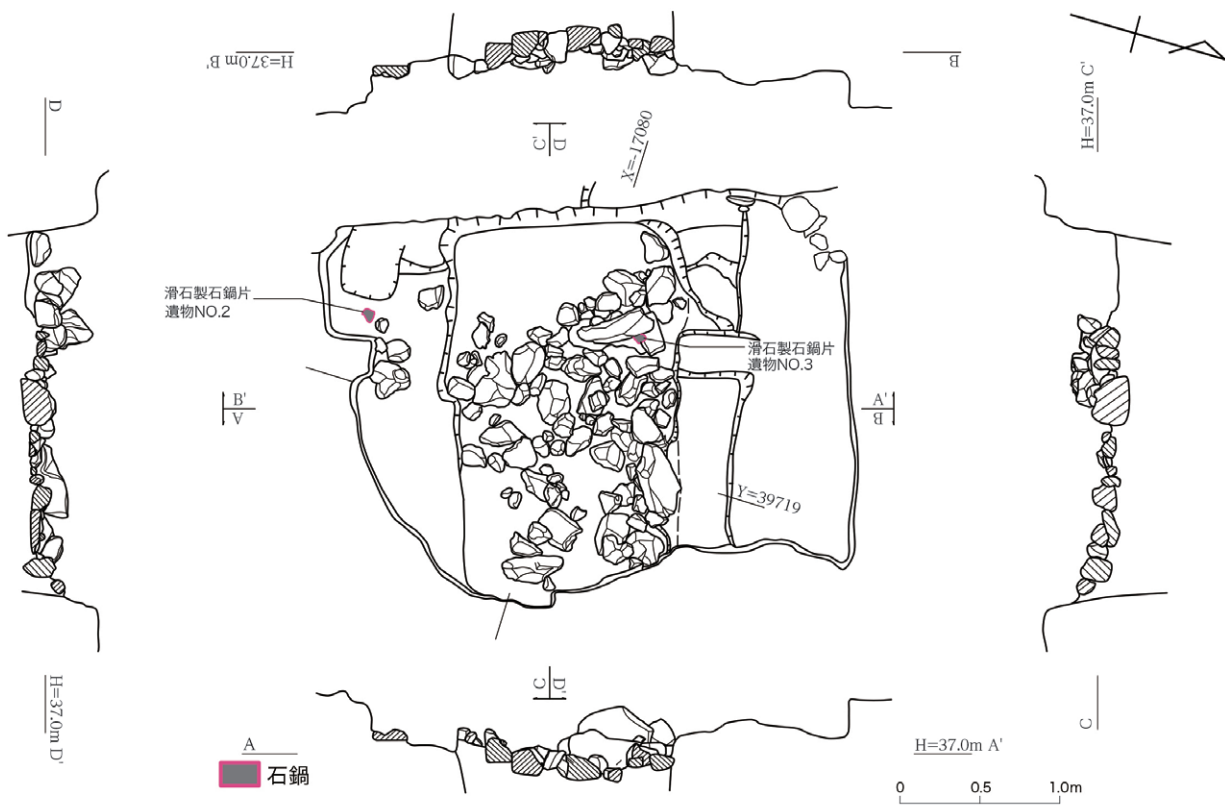


図 3-72 2号墓墳 礫層実測図



図3-73 ベルト取り外し状況後礫層検出状況（東から）



図3-74-① 礫層除去後（東から）



図3-74-② 礫層除去後（南から）



図3-75-① サブトレンチ設定（東から）



図3-75-② サブトレンチ設定（西から）

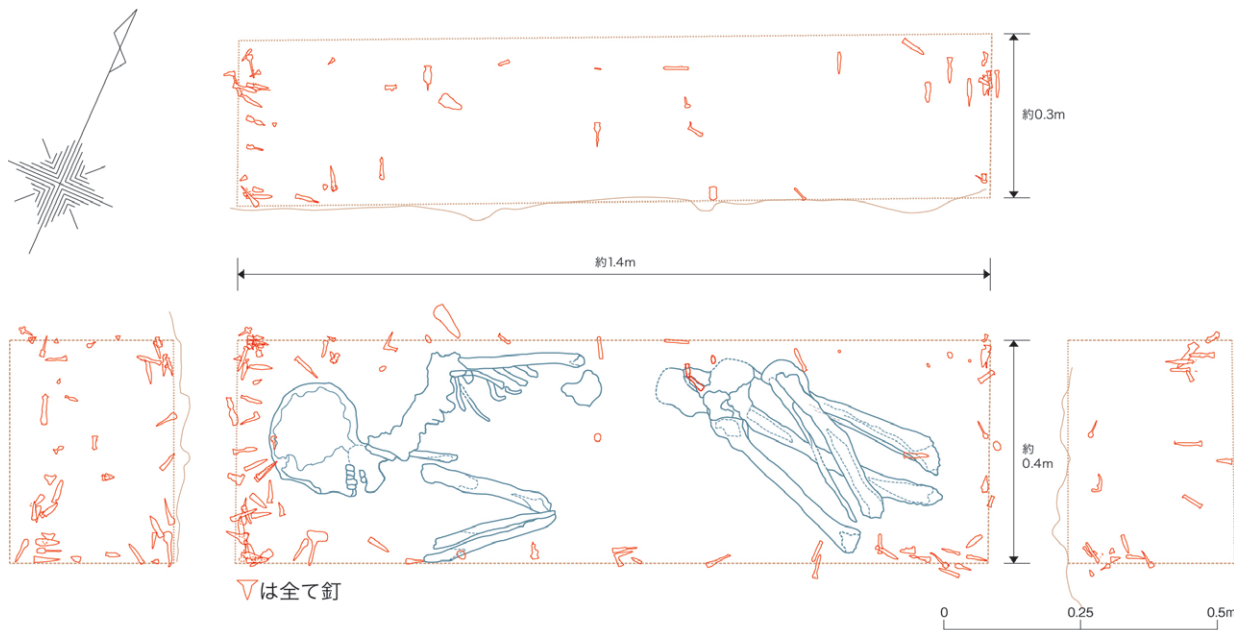


図 3-76 2号墓木棺遺構実測図



図3-77 2号墓木棺検出状況



図3-78 木棺内北東側角釘出土状況

⑤墓壇の層序 2号墓壇埋土はA層とB層に区分され、A層は明赤茶褐色土層で、半分は赤色粘土のブロックが混じる。この層からは青磁片と滑石製石鍋片が出土した。青磁片の出土はあるが、江戸期の染付片は見られない。B層は礫が混入する層で土質的にはA層に近い。C層は礫を含むB層下の埋土であり、色調は淡赤褐色で、10～15cmの粘土ブロックを多く含み炭片が混じる。また、5～20cm大の礫もいくつか入ることから、基盤層を掘り上げた土をそのまま埋土に使っていると考えられる。D層は暗褐色土で非常に軟らかくボソボソである。棺内埋土の上層にあたる。E層は木棺内の埋土で、土質はほぼD層に近いが、木棺と思われる縁の部分には釘が並んだ状態で出土している。この層の下部の床面は固い基盤層である。木棺の下には棺台などの施設はなく、墓壇底面に直接木棺を設置したことがわかる。D層から下の棺外埋土（F層）は未掘のため詳細は不明だが、断面観察では色調黄褐色で粘土ブロックを多く含み、その間に暗褐色土が交互に入る。2号墓壇上面掘り込み部のは深さ約0.9mとなる。

⑥出土遺物（図4-18） 墓壇埋土をA・B・C・D・E層に分け、AからC層の排土は取りこぼしを防ぐ観点から二重にフルイをかけた。集石遺構の上部からは主に17～18世紀の肥前陶磁器を主体とする近世陶磁器の小片が出土し、下部からは輸入陶磁器である青磁片なども出土している。墓壇内のB層からは口縁部に鏝を持つ中世後期の滑石製石鍋片2点が出土している。また、D・E層埋土は木棺の出土を予測してさらに精度を高め、水道水を使って洗浄を行った。その土の洗浄にあたっては、長崎県埋蔵文化財センターの片多雅樹氏から直接現地で指導を受けた。発掘中に取りこぼした鉄釘以外は特記する遺物の出土は見られなかった。

金属製品は釘が113本、鉄製品1点が出土しているが、その多くには、木片が付着している。ほとんどが、D層下部からE層にかけてのもので木棺の位置に符合する。しかし、他の副葬品は一切出土していない。

⑦出土人骨(図3-79~82) 人骨の検出には最善の注意を払い調査を開始した。釘の検出状況からみて木棺部分は長さ約1.4m、幅約0.4mと想定され、墓壙端に板を渡し、更に横板を渡して足場を確保したうえで、作業員は短時間で交代しながら作業を進めて行った。その結果、人骨は一体分で、西頭位の状況から腕を前に伸ばしてひじを曲げ、さらに足を極端に曲げた側臥屈肢の姿勢で埋葬されたことが認められる。人骨の分析鑑定によれば成人男性の可能性が高い。(図3-80~82)

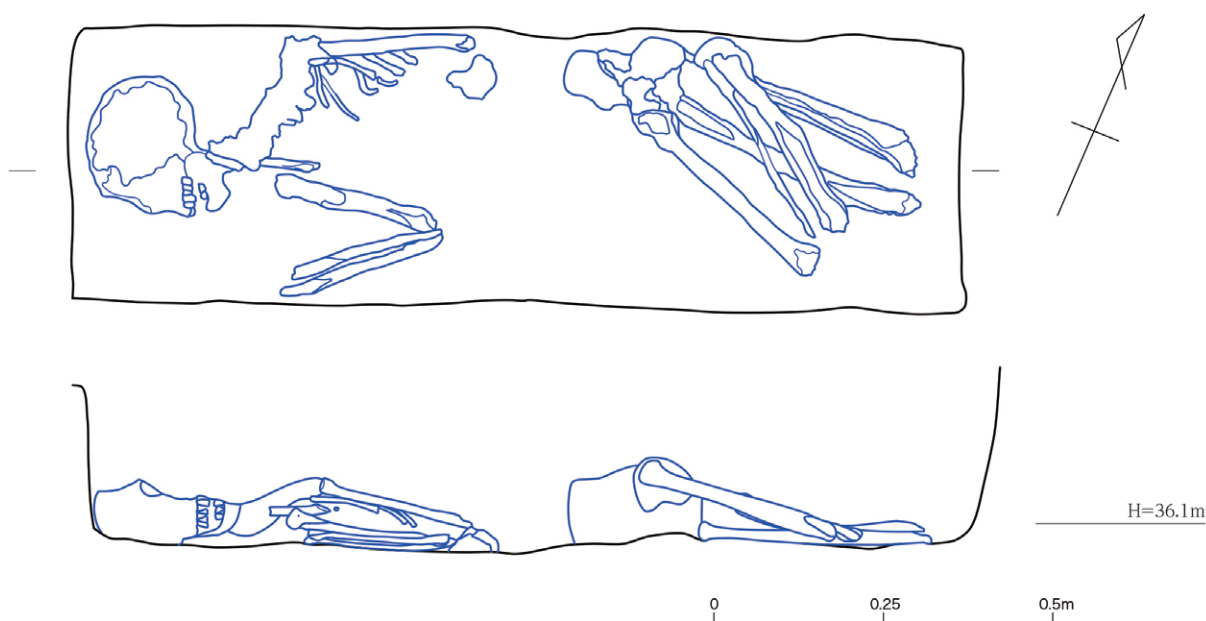


図3-79 2号墓人骨出土状況

7. 墓石の掘方と「地鎮」遺構

①埋葬当初の墓石掘方(図3-67、図3-84~87) 集石遺構の山側つまり背後に墓石を建てた痕跡が存在するかどうかを検討するために、調査区西側に南北約1.7m、東西約0.7mを拡張区①とした(図3-67-1)。表土を取り除き上面を薄く削ると黒い帯状の固くしまった淡黒色土層が平面層位(1層)として観察され、それは墓石の抜取り痕ではないかと考えられた。そこでまず、拡張区の北側の約3分の2を、包含物に注意しながら基盤層が露出するまで掘り下げると、長さ約1.0m、幅約0.3m、深さ約0.3mの平面長円形の土壌の一部を見出した。この土壌は、その規模が墓石の基部の大きさとおおよそ合致することから墓石の掘方と考えられる。また、近接して円形の不整形な小土坑が見つかり、その中に土師器杯の完形品(Ⅲ-1)が裏返して置かれた状態で出土した(図3-87)。杯の下には長さ約9cm、幅約2.5cmの一部欠けた安山岩礫がひとつ置かれていた。この礫は河原の円礫である。墓石を立てる際の地鎮的な意味合いを持つものと考えられるが、この周辺の基盤層上面には2か所焼土面



図3-80-① 2号墓木棺および人骨出土状況



図3-80-② 木棺内人骨出土状況



図3-81 木棺内頭骨、腕骨、肋骨出土状況



図3-82 木棺内下肢骨出土状況



図3-83 2号墓壙完掘状況

も発見されており、墓所の造成と何らかの関係があると思われる。墓石の掘方は、その後の調査で一部が2号墓壙によって破壊されていることが判明した。従って、墓石は墓壙掘削前に建てられている。

②墓石掘方層序 墓石掘方の断面層序は、方形石組基壇の下部に表土層が薄くのり、その下部には茶褐色土（2層）が認められ、その中には5～10cm大の礫が多量に含まれている。この層は、墓石の掘方の範囲をこえて広がり、1号・2号墓壙によって切られていることが観察されたので、人為的な整地層と解釈した。調査が進むと、さらに下位に別の整地層を認めたので、この層は上部整地層とした。その下層は約3～5cmの厚さで暗褐色土層（5層）が見られ、土師器が埋納されている部分は窪んでいる。さらに、埋納部分の左右には赤色と黒色の焼土面が基盤層の上に固くしまった状態で確認される。この焼土面は墓石の掘方に切られている。土師器の埋納は焼土面と同時期か、また墓石掘方と同時期かは確定できない。

拡張区①

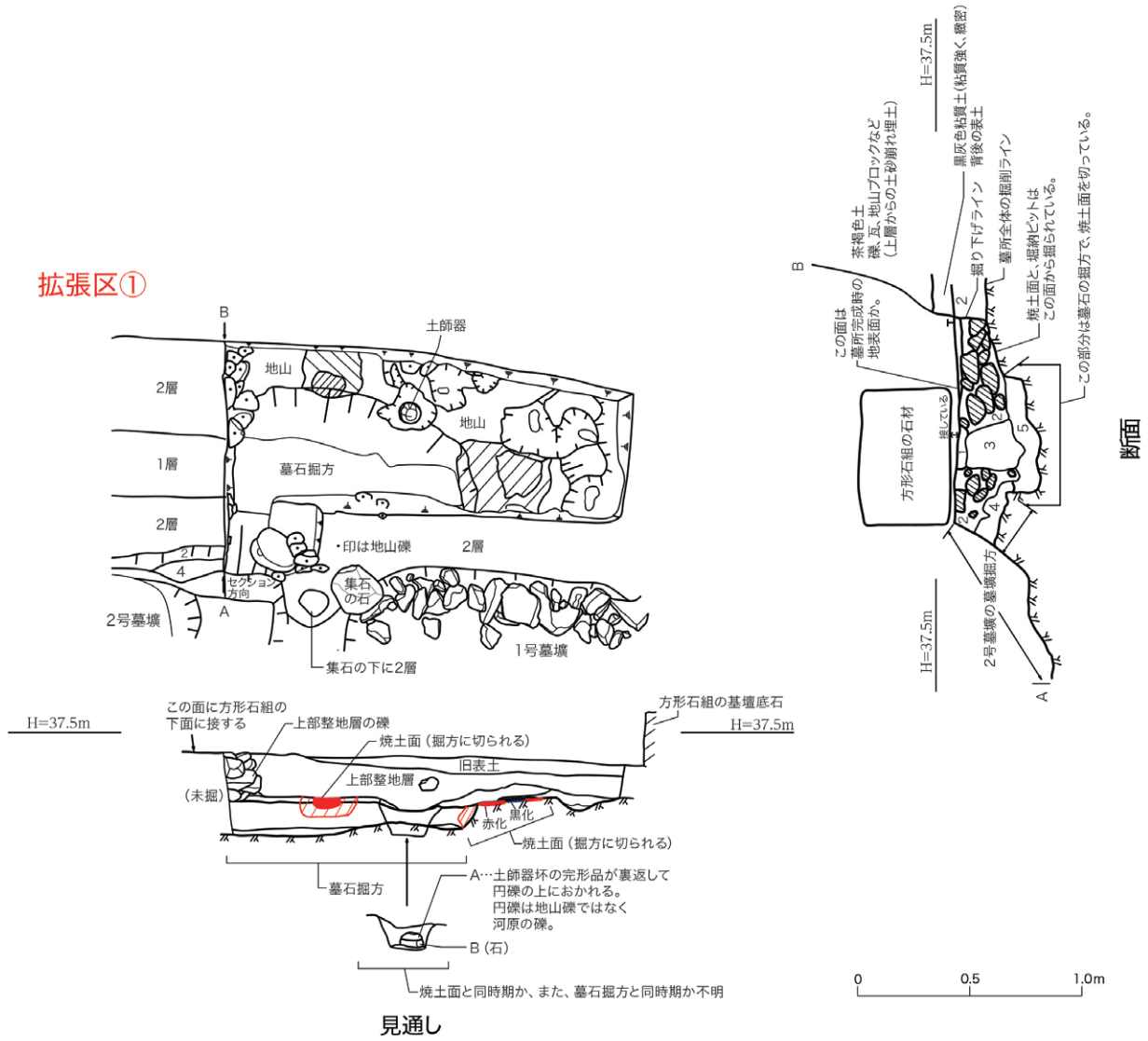


図3-84 拡張区①断面層位図



図3-85 墓石掘方検出状況 (西から)



図3-86 2号墓塚中央北側断面層序 (東から)

③整地層と墓所の造成 上記のように墓石の掘方を埋め戻して墓石を固定した上部整地層は、掘方の上から周囲全体の広がり、その面の上から1号墓壙と2号墓壙が掘り込まれていることが拡張区①で確認され、拡張区②では拡張区①の上部整地層の下で発見された焼土の面に対応する別の焼土面が発見され、その面は基盤層の面ではなく、さらに下部に別の堆積層が存在することを確認した。この層を下部整地層とした。



図3-87 小土壙掘方より土師器出土

以上の層序の存在と順序を時系列に整理すると、丘陵斜面に平坦面を作る墓所掘削が行われ、つぎに部分的の整地をおこなう（下部整地層の形成）。その段階で少なくとも3ヵ所の焼土面を痕跡として残す火を用いる行為と、土師器小皿の埋納が行われ、直後に墓石掘方が掘削され墓石が建てられる。墓石を固定し、墓壙の掘削面を整えるために大量の礫の混じる整地が全体に行われる（上部整地層の形成）。その次に上部整地層の上から二基の墓壙が掘られ、埋葬後埋め戻して、集石遺構で覆うという順序となる。

8. 3号墓 (図3-19・88)

第3次調査において調査区北部に平面形の約半分を検出した方形の集石がある。当初はミゲル夫妻墓所の集石遺構と接近するので、同一の遺構かと考えたが、掘り下げると別な集石が接触していることが判明した。直径は約1.2mで20cm～15cm大の垂角礫と10cm前後の小礫でなっている。1号墓壙の一次墓壙を切っているのを1号墓壙の壁面で確認したので、1号墓壙より新しい墓壙である。集石の高さなどは、ほぼ同一なので長い間隔において作られたものとは思えない。今回の調査では平面形の一部の検出にとどめた。近世の磁器片が埋土に含まれているので、近世の座棺を納めた墓の遺構と推定される。墓石は現状では周辺にはみあたらず、2022年2～3月に行われた墓所北側の諫早市教委による確認調査でも発見されていない。3号墓の詳細については、諫早市の報告にゆずる。

9. 「従者の墓」とその周辺

(図3-88～93)

調査以前に大型墓石の南側の斜面に墓石の先端が地上に露出していた。井手氏によればその付近に3基の「従者の墓」があったと伝えられてきたという。第1次調査において墓石かどうかを確認するため、上部に厚く堆積した土砂を除去したところ、2基の墓碑を確認する事ができた。3基目は発見できなかったが、埋葬の位置を推察すると、



図3-88 3号墓集石検出状況（北から）

①今回確認した墓碑同士の間にもう1基あった、②今回確認した墓碑の裏側に、土砂に埋まった状態でもう1基が存在する、③千々石ミゲル夫妻墓の右側面にもう1基あった、などが考えられる。地元住民からの聞き取りによれば、現在土砂で堆積している調査区西側にまだお墓があったという証言もあったため、まだ墓碑が見つかる可能性がある。

二基の墓碑石は板石状の自然石を利用した立碑で、銘文等は確認できなかった。石材はともに安山岩である。調査前から露出していた向かって右側の墓石は地表面よりの高さ約1m、最大幅：約0.5m、最大厚：約0.28m。土砂に完全埋まっていた向かって左側の墓石は地表面よりの高さ約40cm、最大幅：約0.25m、最大厚：約0.12mであった。

従者の墓を囲むように石敷きが検出されたが、土砂災害以前の使用面である黒褐色土より下面に据え置かれている様相がみえるため、墓碑造成当時から配置されていたと考えられる。板石状の自然石を利用し、石材はいずれも安山岩である。約20～30cm大の板石状の礫を用いて2基の墓碑を囲むように配置している。墓碑裏面側まで礫が配置されているかは不明である。

この石敷き内にも、夫妻墓の方形石積基壇同様に玉砂利が多く敷き詰められていた。こちらも同様に墓参りの際に玉砂利が補充されていたと思われる。また露出していた墓石の前には陶器の湯呑が3点、ガラス瓶が1点置かれていた。湯呑には当時の電話番号が記載してあるが、市外局番が無い。旧多良見町に市外局番が設置されたのは昭和30年であるため、昭和30年以前に作られた湯呑である。そのため、従者墓も昭和30年以前の段階では地元住民の方々が墓参りに来ていたことが窺える。

最後に、調査区南端から東西軸で石列が確認された。石列検出当初は耕作地を区分けする石積みと思

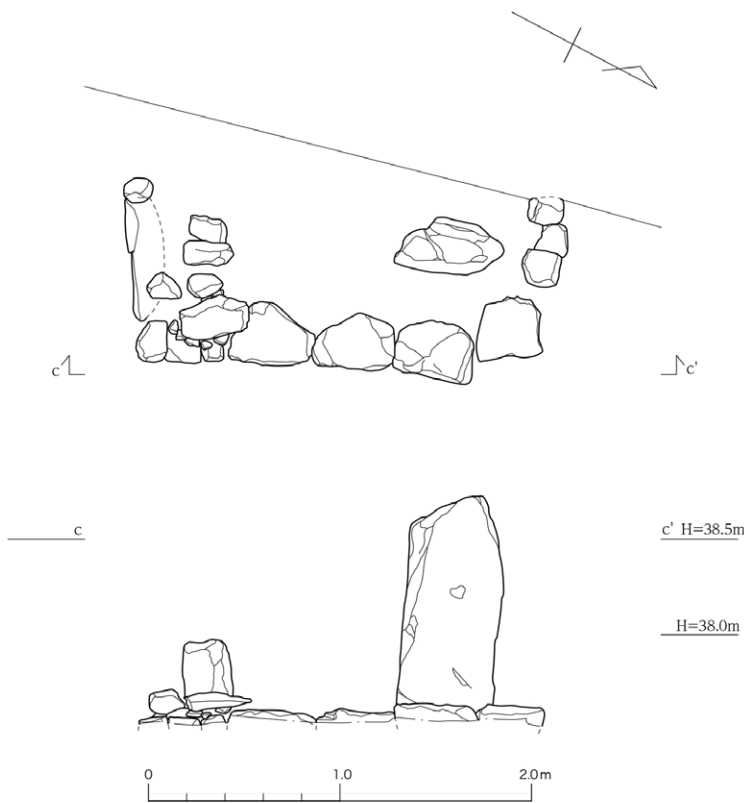


図3-89 従者の墓平面立面図



図3-90 従者墓前出土湯呑 (電話番号印字)



図3-91 従者の墓①



図3-92 従者の墓②



図3-93 従者の墓③



図3-94 従者の墓④

われたが、墓所周辺の耕作地で積まれている石材の規格と比較すると石列の方が大きく扁平な石材であった。石列が確認された場所は墓所の南側地籍境界線に近く並びも似ていた。そのため、石積みの石材とは考えにくく、この墓所の墓域を示す境界のための石列と考えられる。

(田中裕介 たなかゆうすけ 別府大学文学部史学・文化財学科教授)

第4章 出土した遺物

1. 墓所造成時の遺物

土師器小皿（Ⅲ-1）（図4-1）

墓石掘方脇の円形の小土壇から出土したことから、墓石を立てる際の地鎮的な意味合いをもつと考えられる資料である。

口径7.4cm、器高2.0cm、底径5.0cmを測る。製作技術はろくろ成型回転糸切り離し成形による小皿である。平底で、体部中位に緩やかな稜をもつ。口縁部はつまみだしによって、

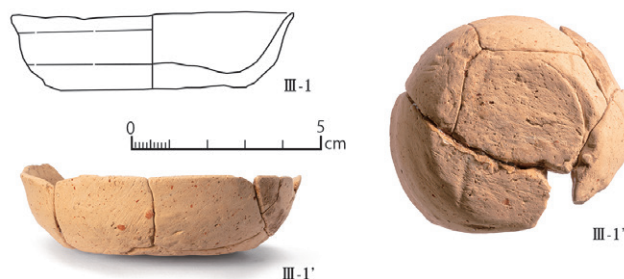


図4-1 墓所造営時埋納 土師器小皿

わずかに外反する。口縁端部は水平ではなく、わずかに波打っている。底面の糸きり痕は摩滅のために不明瞭になっているが、右回転のろくろを利用した糸切りであることが分かる（Ⅲ-1''）。胎土は精良で、微細な石英が少量含まれている。色調は内外面とも浅黄橙色である（註1）。

2. 1号墓壇出土遺物

1号墓壇の遺物には、遺体の胸元でまとまって出土した遺物と長持を転用した棺がある。遺体の胸元で出土した遺物類は、ここでは便宜的に副葬品としてまとめたが、これらには被葬者が身につけていた品物も含まれている可能性が残されているため、厳密な意味での「副葬品」という用語に該当しないかもしれない。しかし、長持に関わる部品類と区別するため、あえて副葬品としてまとめて記述していることを断っておく。

各遺物は、（図4-2）に示した位置で出土しているが、副葬品と遺体の人骨と歯は色分けして示している。それ以外の黒で示したものはすべて長持に関わる部品である。

なお、篩がけで回収された遺物は、（図4-2）には示していない。

(1) 副葬品

ガラス製の玉59点とガラス玉破片8片、ガラス板1点が出土している。また、それらとほぼ同地点で回収された埋土からガラス板の付属物と考えられる平坦な紐を編み込んだようなシート状の繊維質物質と、同じくそれらの一部と推測される糸あるいは紐状の繊維質物質も見つかっている。

玉類（I-1-1～59・60）（図4-3、4-4・表4-1）

棺のほぼ中央付近、遺体のほぼ胸元にあたる位置から、後述するガラス板の回りを囲むように、ガラス製の玉が、完形品59点（I-1-1～59）（註2）と、8片に碎けた白色玉片（I-1-60）が出土している。

玉類は、大きさによって3種類に分けることができる。白色玉と青色玉は直径5mm前後、紺色玉と

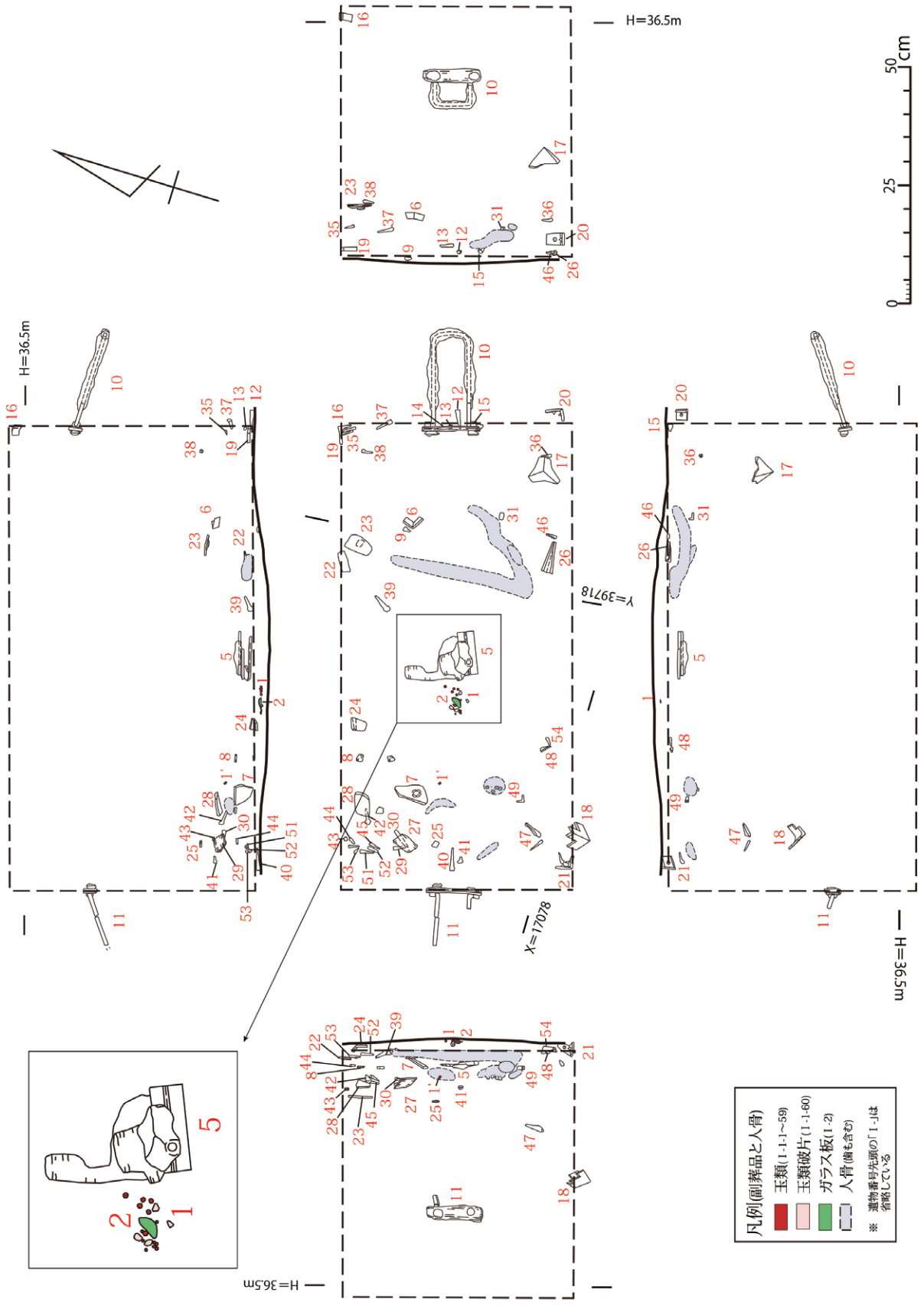
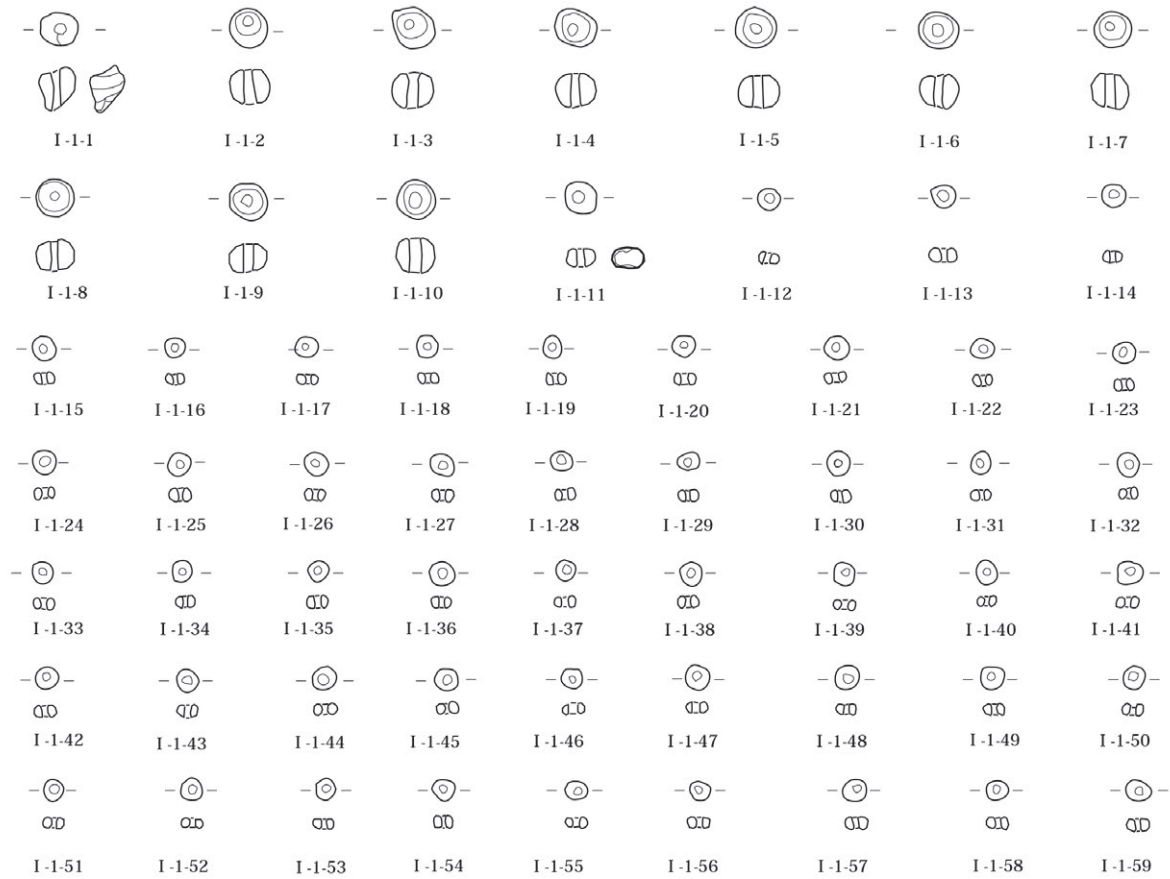


図4-2 1号墓墳遺物出土状況



I-1 玉類

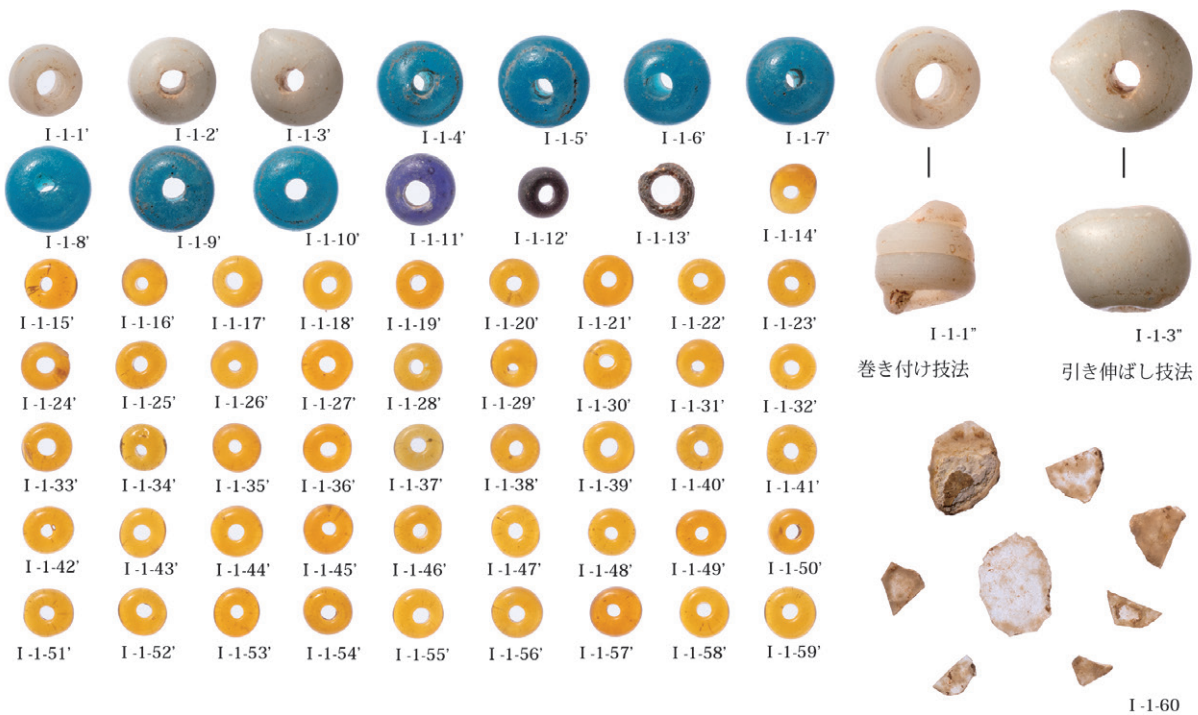


図4-3 玉類 (その1)

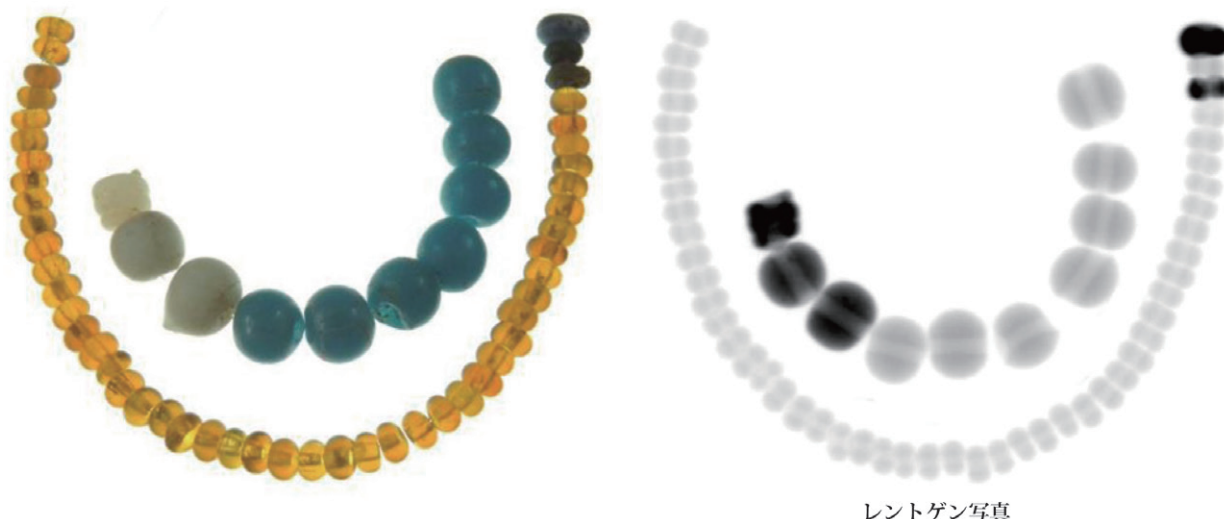


図4-4 玉類（その2）

黒色玉は4mm前後、そして琥珀色玉が3mm以下である。それぞれの材質は白色玉（I-1～3）、紺色玉のうち1点（I-1-11）、黒色玉（I-1-13）は鉛ガラス製、それら以外はすべてアルカリガラス製である。製作技法は白色玉（I-1-1）と紺色玉（I-1-11）が巻き付け技法（I-1-1'）、他はすべて引き伸ばし技法（I-1-3''）である。なお、8片に砕けた白色玉片（I-1-60）は、破片の剥離具合から巻き付け技法によるものと推測される。

玉類は大きさが違うことから、すべてが同じ使用方法であったとは考え難い。玉の大きさを考慮すると白色玉、青色玉、紺色玉、黒色玉の計13点（I-1-1～13）はロザリオの部品と想定することも可能であるが、極小の琥珀色玉（I-1-14～59）はロザリオの部品としては小さすぎ、ほかの用途を考える必要がある。なお、青色玉の外表面（I-1-4～10）には、同心円状に擦過痕らしき線状の痕跡が観察できる。

なお、完形品59点の法量、および個々の詳細は、表4-1を参照されたい。

ガラス板（I-2）（図4-5）

最大長約27mm、最大幅約15mm、厚さ約1.5mmの半円形状の板として出土しているが、本来は楕円形であったと推測できる。周縁部は表面側から2度の押圧剥離によって加工されている（I-2-3）。1度目の押圧剥離は、側面部全体をほぼ2mmの間隔に厚形・侵形・裏面細部調整で、2度目の押圧剥離は薄形・浅形・裏面細部調整で、1度目の剥離で出来た鋸歯状のエッジを取り除くために施していて、周縁部を滑らかに仕上げている。

ガラス板の欠損の原因は、ほぼ中央裏面側からの1回の衝撃と推測できるが、その後も欠損の原因になった衝撃と近い場所で反対側（表面）から再度、衝撃を受けている。

表面には使用痕と推測できる汚れによる色代わりが観察できる。汚れの範囲は周縁部から中心部に向けて、約2mmから約7mmにかけて、円弧に沿うように約5mm幅の帯状で認められる（左図の網掛け部分）。また、表裏両面で周縁部に沿って約2mmの帯状の範囲で汚れのない面？があり、使用時に何かで被覆されていた範囲と推測できる。

なお、この被覆したものは、後述する繊維質物質の可能性が高い（図4-5左下：※参考・被覆状況想定図）。

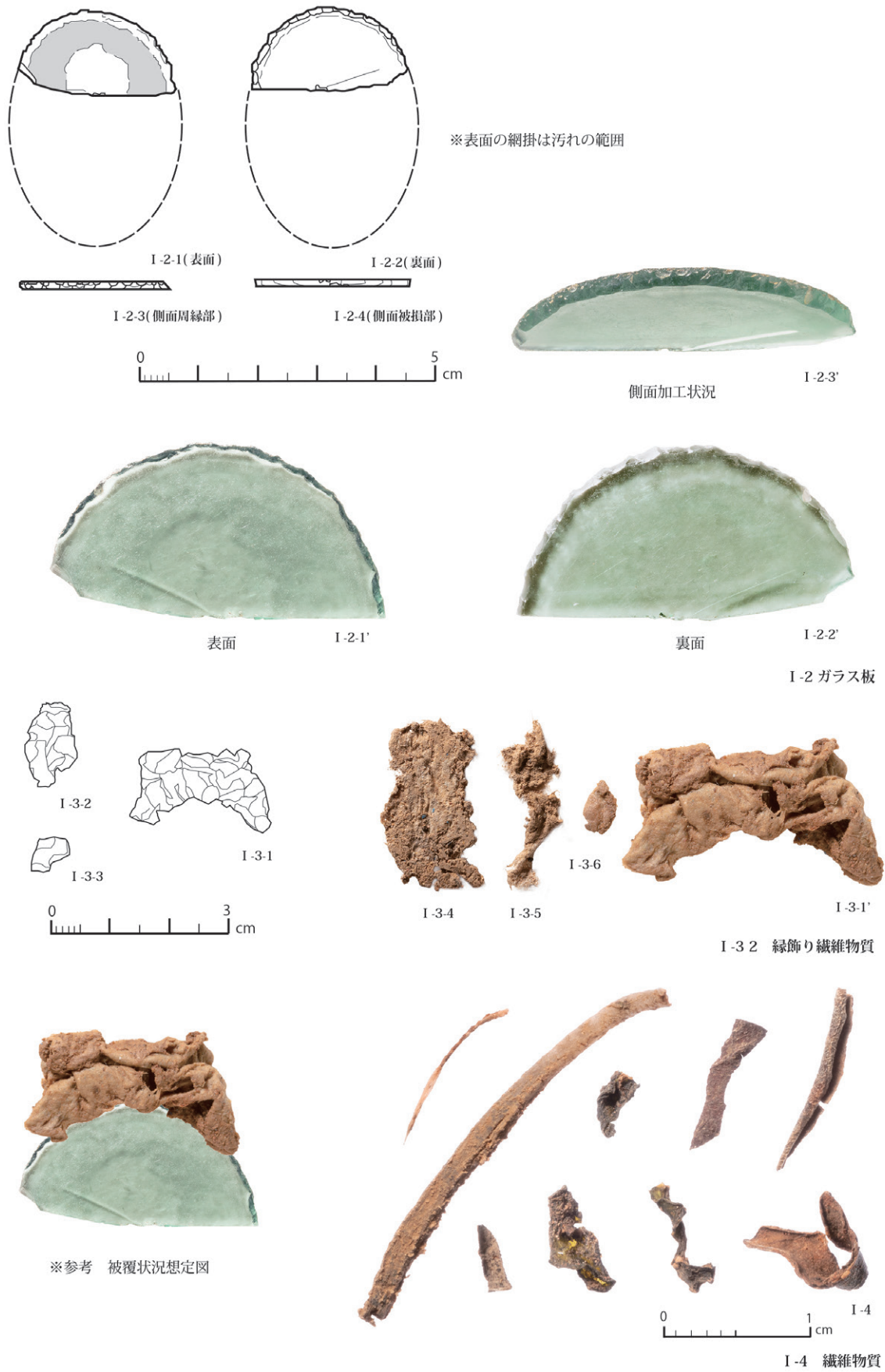


図 4-5 ガラス板と縁飾り繊維物質

繊維質物質（I-3. I-4）（図4-5）

複数見つかっているが、ガラス板の周辺部のカーブとほぼ一致するもの（I-3-1）と、同様に装飾風の編み込みの観察できるものを図化した（I-3-2・3）。ガラス板と接する部分は、約3mm幅の平坦な紐を巻き込んだような2段分の編み込みが観察できる（I-3-1・5）。

このほかにも糸あるいは紐状の繊維物質（I-4）があるが、これらもガラス板の縁を飾った縁飾り（I-3）の一部と推測できるが、使用部位は特定できていない。

（2）長持部品

長持を転用した棺の部品には、錠前と取り付け金具、蝶番、竿通し、角金具および補強金具、釘がある。錠前のみ銅製で、それ以外はすべて鉄製で、彫金などの装飾は施されていない。出土遺物には長持に使用された木片も含まれているが、金具との関係が明らかなもの以外、ここでは図化していない。

錠前と取り付け金具（I-5）（図4-6）

長持のほぼ中央で、錠前が装着された状態で出土した。後で述べる蝶番の取り付け位置からみて、本来は長持の南側面に取り付けられていたと考えられる。

銅製の板バネ式の横鍵型錠前である（註3）。平面形態は凹形を呈し、最大長約3.25cm、最大幅約9.15cmを測る。鍵の差し込み口は側面にあり、牡金具が装着された状態で、いわゆる鍵はかけられた状態で出土した。錠前の鍵そのものは出土していない。錠前の弦部は1辺約0.5cmの断面四角形の棒状である。

錠前を長持に取り付けるために、長持の蓋部側には長さ約3.2cm以上、幅約3.5cmの縦長の鉄板と、その中央に長さ約3.4cm、幅約10cm、厚さ約0.6cmの鉄板と、直径約2.3cm、幅約1.5cm、厚さ約0.4cmの半円形の鍵の通し部（弦挿入のためのもの）が取り付けられている。身側には長さ約8.9cm、幅約3.6cmの横長の鉄板に取り付けられ、この鉄板には、蓋部の通し部と一連になるように、2か所に幅約1.0cmの通し部が取り付けられている。裏面には、この通し部の取り付け痕跡が残されている。

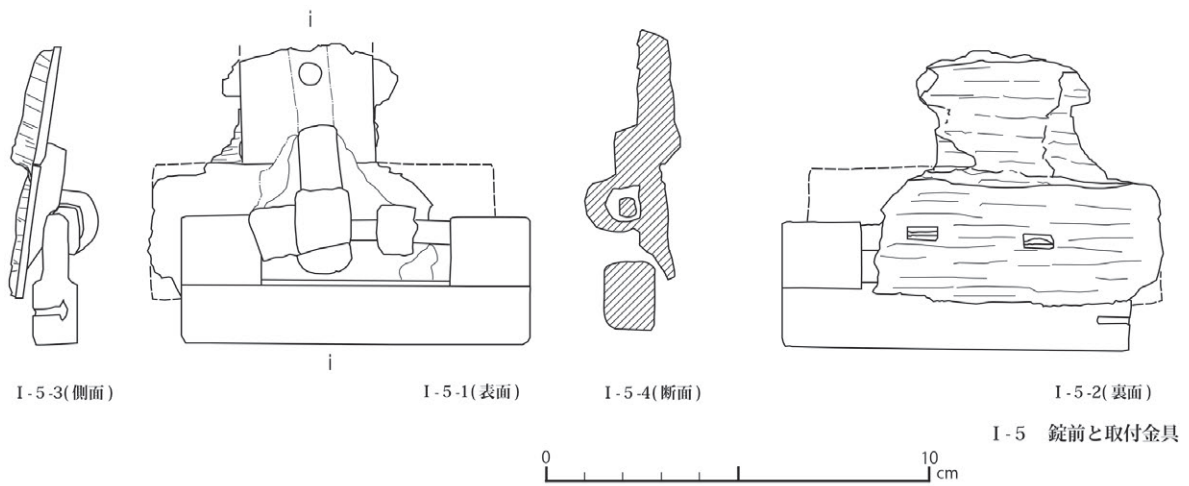
なお、錠前の受け部に残された木質部から、長持は蓋部、身部とも柁目の板を横方向で使用していたことが分かる。

蝶番（I-6～9）（図4-7）

出土位置から（I-6）（I-8）は北東側の、（I-7）（I-9）は北西側の蝶番と想定される。

（I-6）は長持棧部（蓋受部）の側面にかけての鉄板が残っている。鉄板の大きさは不明。この鉄板には、先に述べた竿通しと同じように軸受けの固定具（外径約1.7cm、内径約1.2cm、厚さ約0.25cmの円形の輪）が取り付けられているが、長持内部に貫通した足部は二股に分かれていて、上下に割ることによって固定される構造である。二股に分かれた足部は上方部のみ残っていて、長さ約2.5cm、幅約0.8cmで先端部は尖る。この固定具に断面四角形の軸が挿入されている。軸頭部は左側にあり、北東側蝶番とする想定と整合する。蓋部との接合方法は不明。棺棧部（蓋受部）の厚さは2.6cm前後である。蝶番に残された木質部から、長持は柁目の板を横方向で使用していたことが分かる。

（I-7）は（I-6）と対になる蝶番で、構造は同じ。（I-6）より鉄板の残存が良く、蓋部、身部ともそれぞれの下面・上面を覆うように装着されていたことが分かる。蝶番の固定具に付けられていた軸頭部は失われているが、足部が左側にあることから、軸頭部は右側にあったことが分かり、北西側の蝶番とする想定と整合する。棺棧部（蓋受部）の厚さは2.6cm前後、蓋部の厚さは1cm前後である。



I-5-3(側面)

I-5-1(表面)

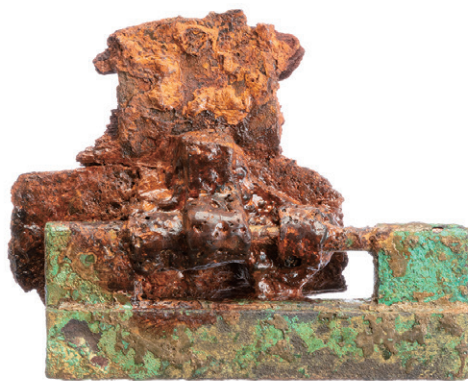
I-5-4(断面)

I-5-2(裏面)

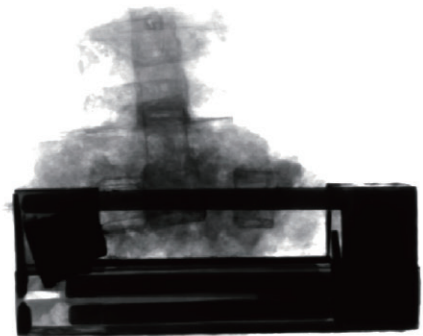
I-5 錠前と取付金具



I-5-3'



I-5-1'



I-5-1" (レントゲン写真)



I-5-2'



I-5-2" (レントゲン写真)

図4-6 錠前と取り付け金具

この蝶番に残された木質部からも、蓋部、身部とも柁目の板を横方向で使用していたことが分かる。

(I-8) と (I-9) は、出土位置と形状から東側の蝶番の一部と推測できるが、ともに本体 (I-6) と接合できていない。

長持竿通し金具 (I-10 ~ 15) (図4-8 ~ 4-10)

長持の両短側、棺棧部 (蓋受部) に取り付けられた竿通し金具で、東西一対で出土している。東側の竿通し金具 (I-10) は、ほぼ完形品である。西側の竿通し金具 (I-11) は取手先端にあたるカーブの部分が欠損している。取手の長さ約 21.0cm、幅約 6.5cm で、幅約 0.7cm、厚さ約 1.1cm の鉄板を U 字

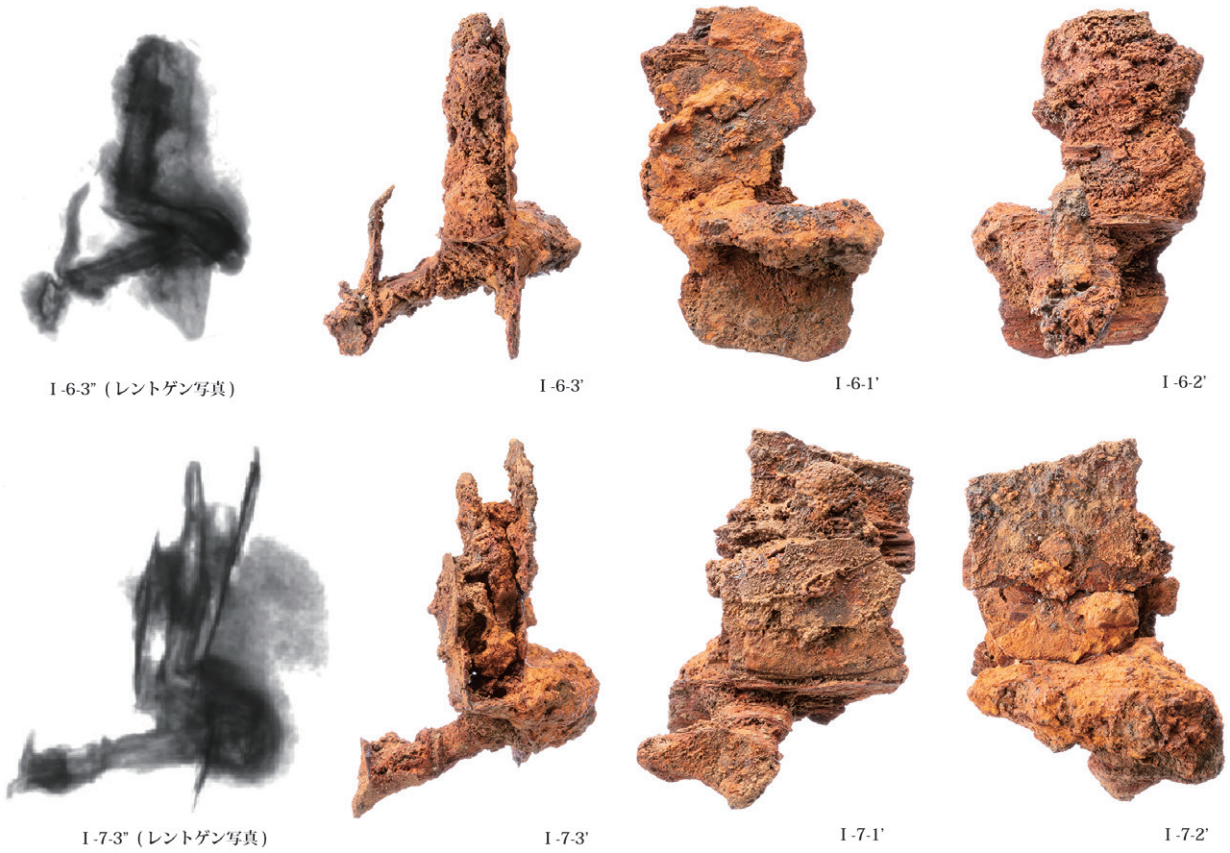
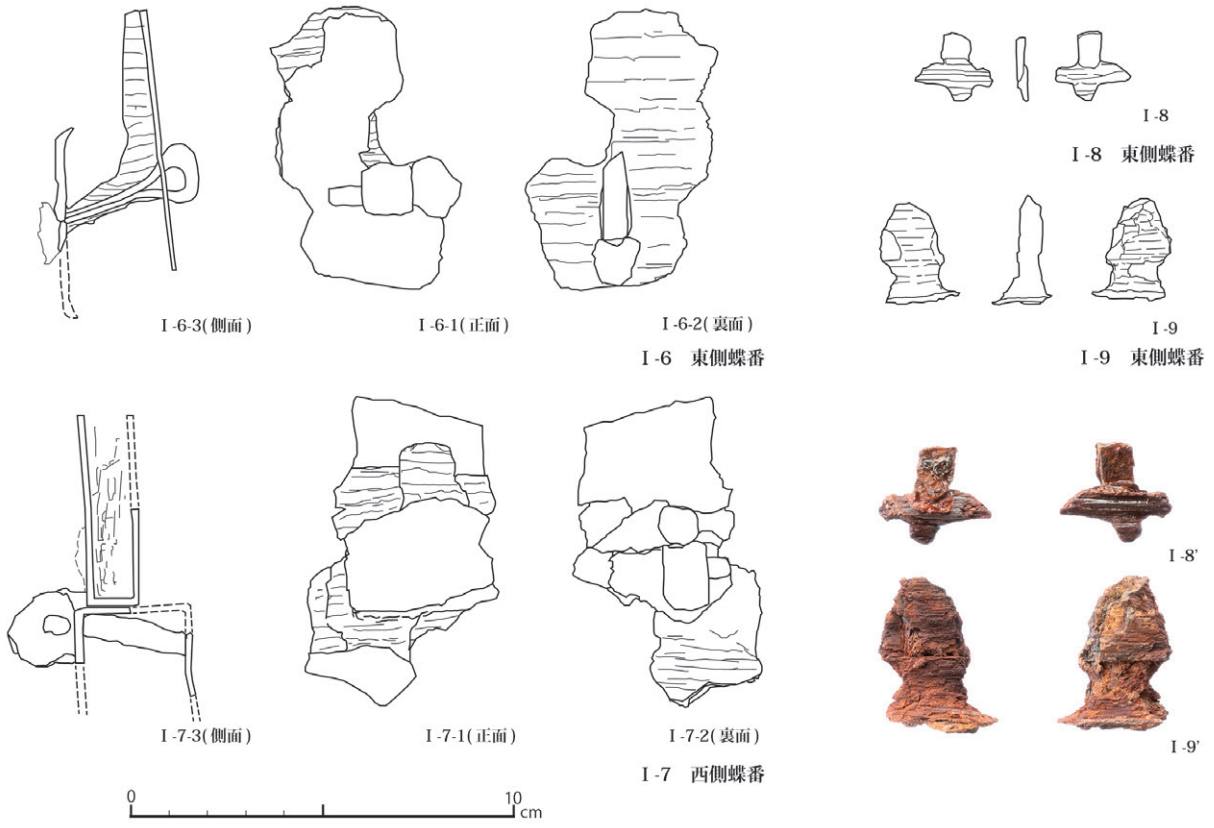
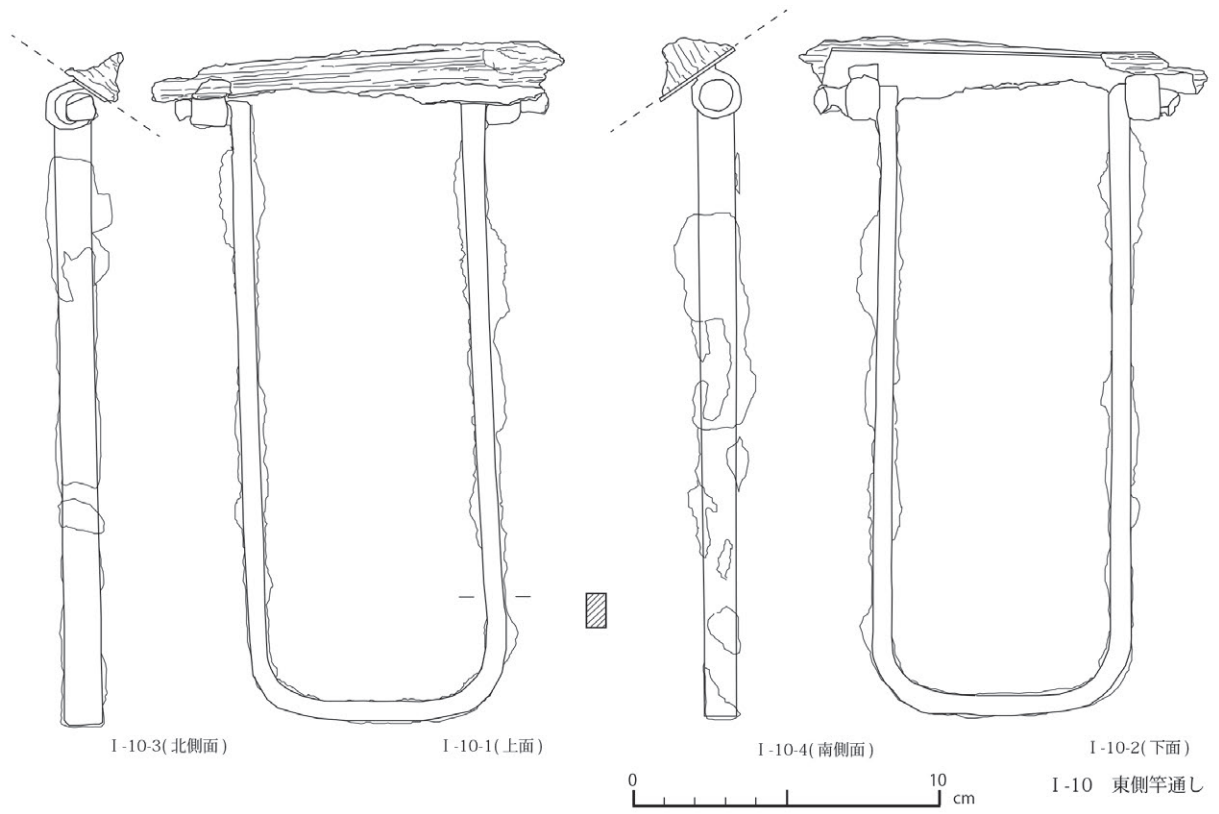


図4-7 蝶番



I-10-1'



I-10-2'



I-10-2'' レントゲン写真

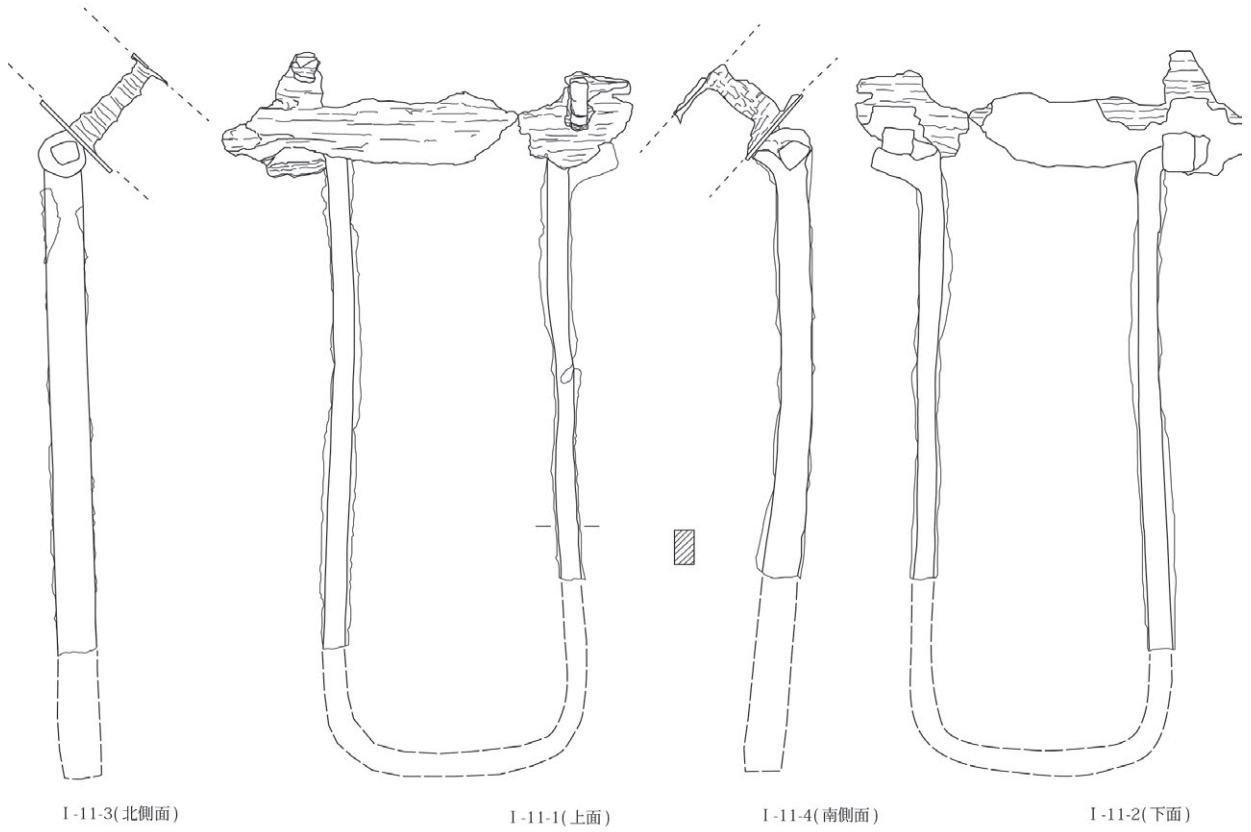


I-10-2' (取り付け部拡大写真)

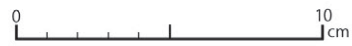


I-10-2'' 拡大レントゲン写真

図 4-8 東側竿通し



I-11 西側竿通し



I-11-5 レントゲン写真



I-11-1'

I-11-2'

I-11-4' 取り付け部拡大写真

図 4-9 西側竿通し

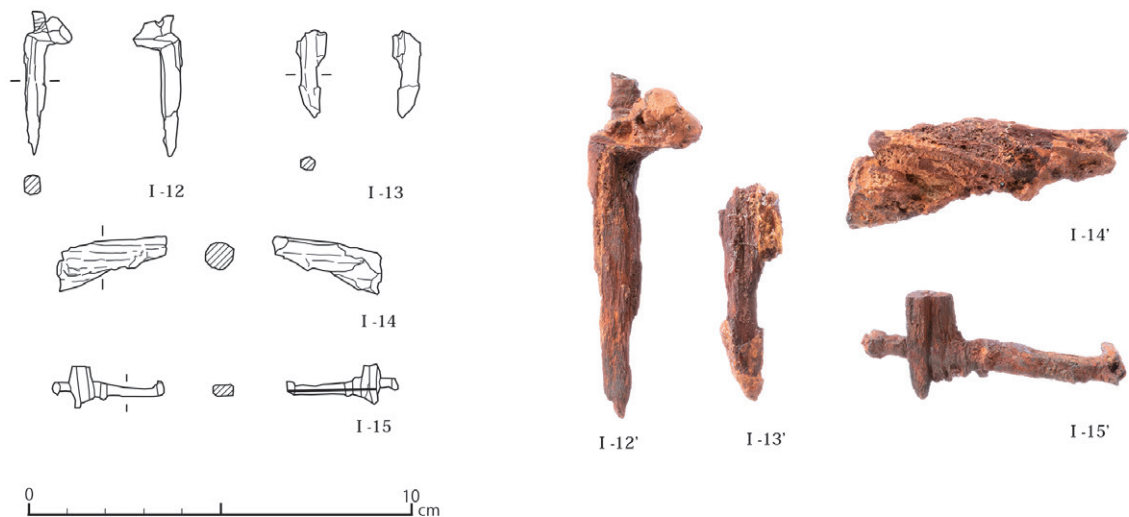


図4-10 西側竿通し部品

状に折り曲げて作っている。なお、取手の基部（取り付け部）は左右とも約2.0cmずつ外側に折り曲げて、後で述べる固定具の輪に通している。

竿通し金具を固定するために、棺棧部（蓋受部）に厚さ約0.15cmの鉄板と、その鉄板に取手を通すために輪が取り付けられている。輪は外径約1.7cm、内径約1.2cm、厚さ約0.25cmを測る。輪の先端は身の内部に貫通させ、先端部を二股に割ることによって固定している。

竿通し金具の取り付けられた棺棧部（蓋受部）の厚さは2.8cm前後である。竿通し金具に残された木質部から、長持は柾目の板を横方向で使用していたことが分かる。

これら以外に出土状況と形状から東側の竿通しの一部と考えられる部品（I-12～15）が出土している。（I-14）は木片であるが、竿通しの固定位置に見られる木質部と類似していて、東側竿通しの固定具の一部と推測できることから、ここで示した。

蓋用角金具（I-16～18）（図4-11. 4-12）

出土位置から（I-16）は北東角（I-17）は南東角、（I-18）は南西角の棺蓋用の角金具と想定される。北西角の金具は特定できていない。

（I-17）は蓋上面角と側板（長板・短板）の交差する角を覆う三叉形態の金具である。鉄板の使用箇所を裏面に付着した木目の方向から観察すると、鉄板自体は上面から南側面（長板側）部分が良く残っている。各辺の鉄板はL字型の金具の内側にもう一枚鉄板を重ねていたらしく、外側のL字部分と内側に段差のある鉄板が存在する。L字部分はそれぞれ一辺の長さが約5.8cm以上、幅約2.1cm、厚さ約0.1cmを測る。L字部分と内側の鉄板とは約1.5cmの重ね目をもつ。南面側の鉄板は3ヶ所、釘で固定されていたことから、1つの角金具は合計9本の釘で固定されていたことが分かる。なお、釘頭の形態は、本来は一辺0.6cmの正方形に近い形態であったと推測できる。金具に付いた木質部から、蓋は柾目の板を横方向で使用していたことが分かる。

（I-16）（I-18）も、本来は（I-17）と同じL字型の金具を三叉形態に組み合わせた金具で、合計9本の釘で固定されていたと考えられるが、どちらも5つの破片になって見つかった。（I-17）で想定される部品大きさからすると、すべての部位が残っていなかったと考えるべきであろう。破片の接合はできていない。

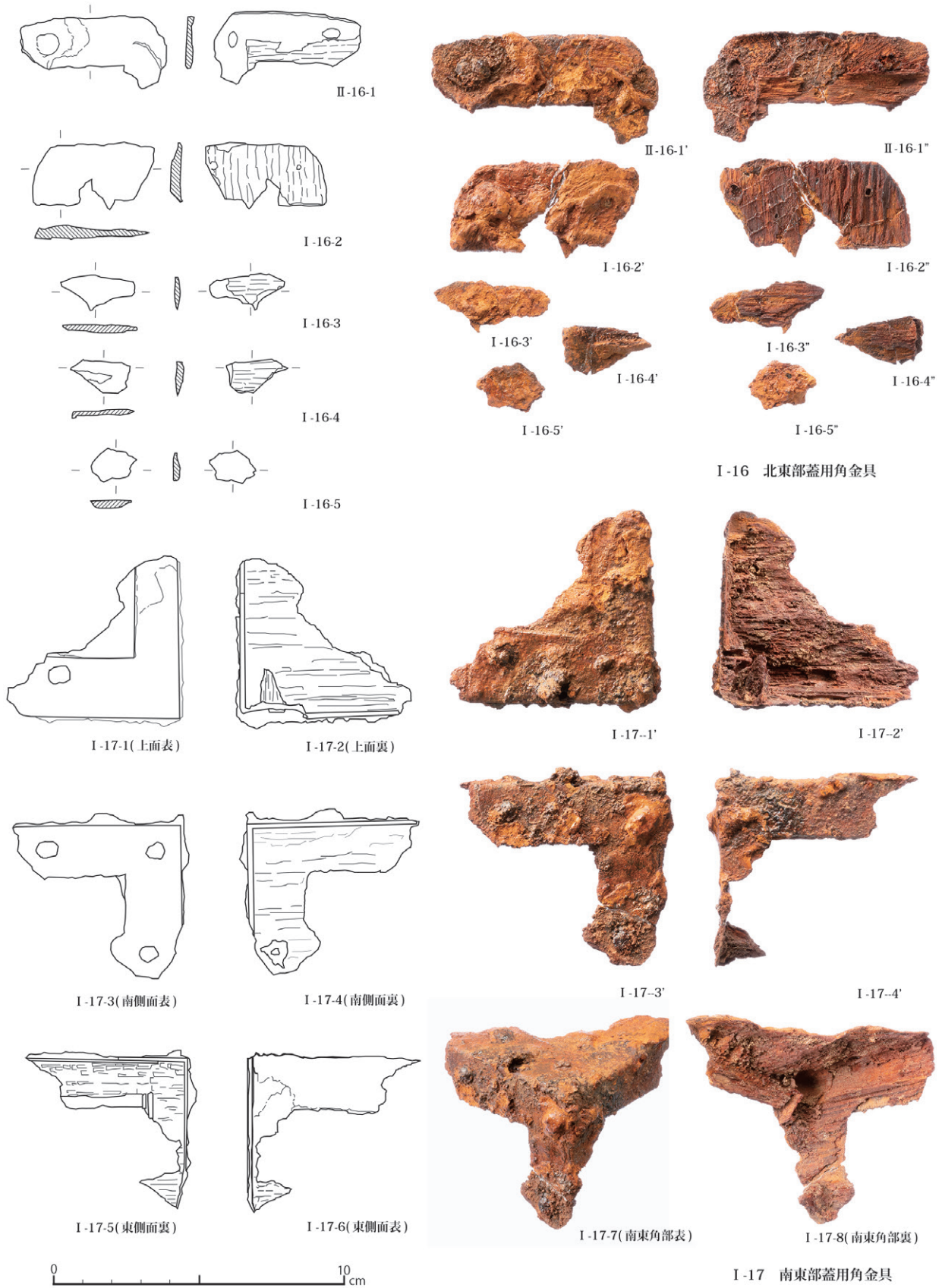


図 4-11 蓋用角金具 (北東部・南東部)

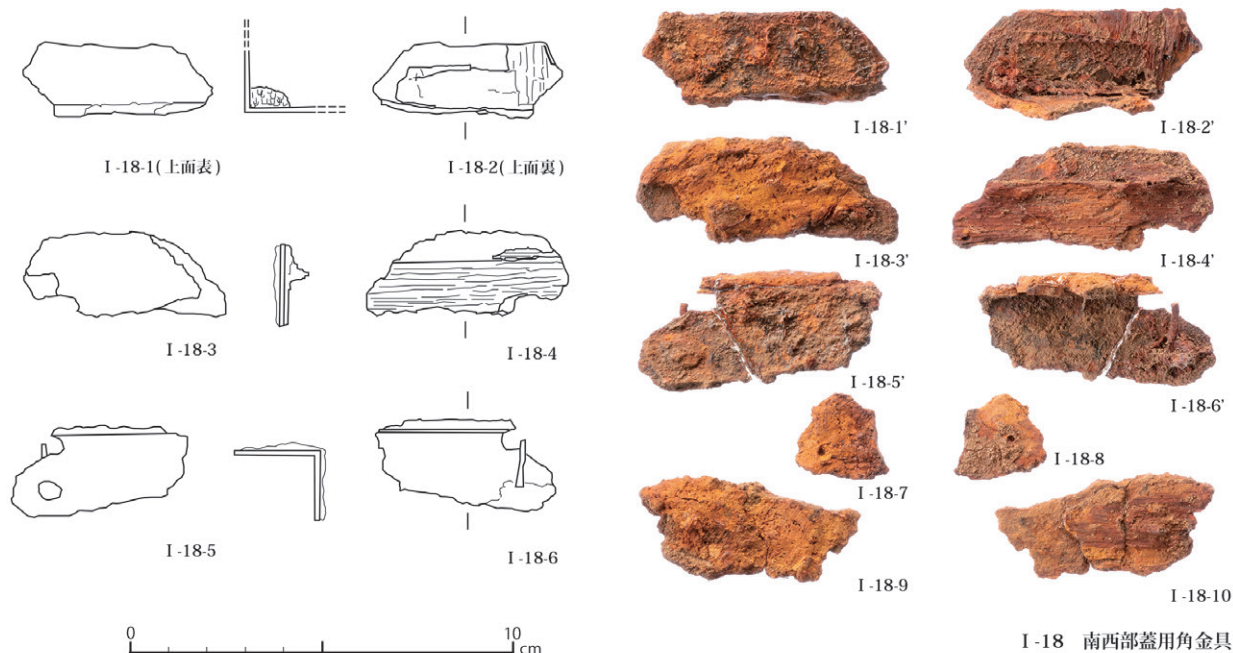


図4-12 蓋用角金具（南西部）

それぞれの鉄板の使用位置に関しては、(I-16)は破片の残りが悪いため特定できていないが、(I-18)については、裏面に付着した木質部の木目の方向の違いから、(I-18-1・2)は上面に使用されたものであることが分かる。それ以外は、それぞれの鉄板が側面であったと言えるだけで正確な位置は分からない。

身用角金具 (I-19 ~ 21) (図4-13)

出土位置から (I-19)は北東角 (I-20)は南東角、(I-21)は南西角の身用の角金具と想定される。北西角の金具は特定できていない。また(I-20)の側から釘(I-20-3 ~ 5)が、(I-21)の側から(I-21-4 ~ 6)が出土していたことから、これらの釘が身部に角金具を固定するために用いたものと推定した。

身用角金具の形態は、完形品が無いので正確には分からないが、機能面を考慮すると、底板の角部を覆う必要のあることから、蓋用角金具 (I-17)と同じようにL字型の金具が組み合わせられた三叉形態の金具であったと推測できる。しかし、どの金具もL字型を呈するほどの残りの良いものは出土していない。

身用の角金具の鉄板のサイズは蓋用のものより幅広で、最も残りの良い (I-20-2)で計測すると残存幅が約3.1cmあり、蓋用角金具より1cm広いことが分かる。長さは全体が残っていないので、約4.4cm以上あるということしか分からない。厚さは約0.15cmで蓋用角金具とそれほど変わらない。金具の固定方法は、蓋用角金具とは異なり、L字型の半分しか残っていないもの (I-20-2)でも、3か所の釘孔が確認でき、一辺のL字金具に対して6本以上の釘で固定されていたようである。そのことから角金具ごとに18本程度の釘が使用されたと推測できる。

身用角金具の釘の長さは、3cm前後の短いもの (I-20-3 ~ 5) (I-21-4・5)と、4.6cmを測る長いもの (I-21-6)の2つのサイズに分けることができる。この長さの違う2種類の釘を使い分けていたようであるが、鉄板に残る釘頭や釘孔からそれぞれの使用位置を判別することは出来なかった。

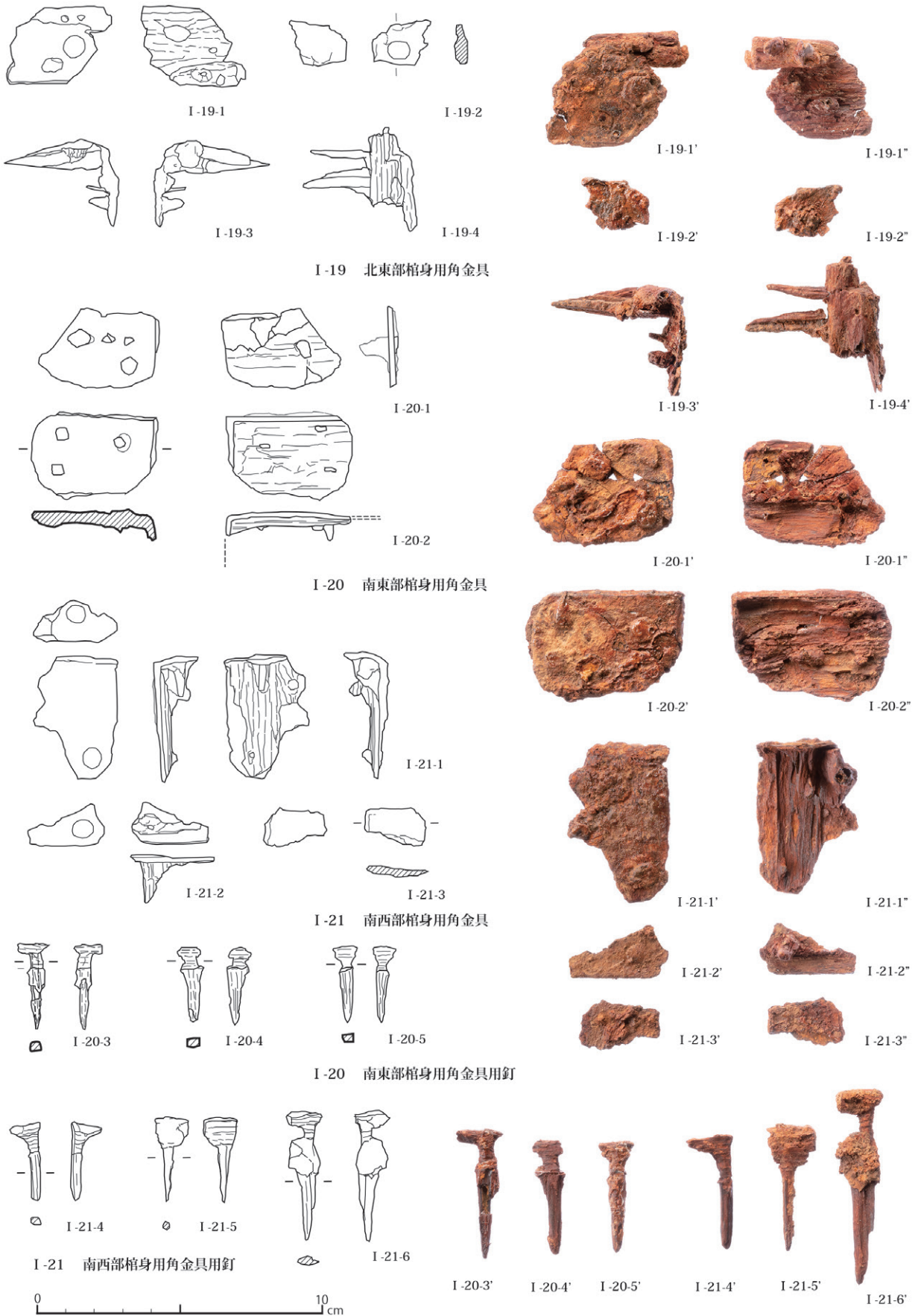


図4-13 身用角金具（北東部・南東部・南西部）

その他の金具（I-22～34）（図4-14. 4-15）

出土位置から角金具と特定できなかった鉄板が19点出土している。

これらのうち（I-22・23）は北辺の中央東寄り、（I-24）は北辺の中央西寄り、（I-25）は西辺北寄りの西側竿通しの近く、（I-26・31）は南辺の中央西寄りの遺体の近く、（I-27～30）は北西角から西辺中央で見ついている。それら以外の6点（I-32～34）は埋土の篩掛け時に回収されたもので、出土位置は不明である。

これらのうち北西角近くで見ついている（I-28）は、幅が約3.2cmで身用角金具とするには幅狭であるが、釘の位置が身用角金具（I-20-2）と似ていることから、まだ見つかっていない北西部の身用角金具の可能性もある。また、それ以外の北西角近くで見ついている（I-27・29～30）も、蓋用か、身用かは特定できないものの、まだ見つかっていない北西部の角金具の一部であった可能性もあるが、先に述べてきた角金具類のように確定できるほどの出土状況に恵まれなかったため、ここで扱った。

それ以外の（I-22～26・31）は、出土位置からみて角金具とは異なる使用方法を想定しなければならない。これらは平面形態が長方形で、90度に折り曲げて使用されていた可能性が高い。ただし折り曲げの長さは分からない。北辺で見ついている（I-22～24）は、東側の（I-22・23）と西側の（I-24）は、出土位置からみて一対であった可能性がある。また、西側竿通しの近くで見ついている（I-25）は北辺東側の（I-24）と形態が類似している。これらのことから身部を補強するための長方形の金具が存在したことが窺える。

南辺の中央西寄りの骨片の近くで見つかった（I-26・31）のうち、（I-26）は幅が狭く見えていたが、本来の形態であったのかは不明である。ただ鉄板端が折り曲げられていることから、先に述べた（I-22～25）と同じような使用方法で、南辺の補強金具の一つとして使用されていた可能性も考えられるが、一見すると熨斗イカのような形態をしていて、必ずしも同じ使用方法でなかったかもしれない。

もう一つの遺体の近くで見つかった（I-31）はU字型の金具である。出土場所から考えて、錠前の取り付けに関わる金具であった可能性も考える必要があるだろう。

釘（I-35～55）（図4-16）

釘はすべて鉄製で、長持に直接打ち込んだのではなく、金具類を固定するために使用されたと考えられる。対応する金具が分かっているものは、すでに金具と一緒に記述したが、ここでは対応する金具が分からないものを扱う。21本出土している。

（I-35～38）は北東部で、（I-42～45・51～53）は北西部で、（I-47・49）は南西部で、（I-48・54）は南西部中央寄り、（I-40・41）は西部中央、（I-39）は遺体の北寄り、（I-46）は遺体の南寄りで出土している。（I-50・55）は埋土の篩掛け時に回収された釘で、出土位置は不明である。

大半の釘は頭頂部から約1cmの範囲に横方向の木質痕跡が、それを除く足部は縦方向の木質痕跡が見られる。このことから長持の側板の厚さが1cm程度であったことが分かる。

なお1点（I-41）はほぼ中央でL字状に折れ曲がっている。わざとL字に折り曲げて使用したのか、偶然に折れ曲がったのかは分からないが、頭部に横方向の木質痕跡が見えるが、足部は錆膨れのために木質痕跡を観察できなかった。

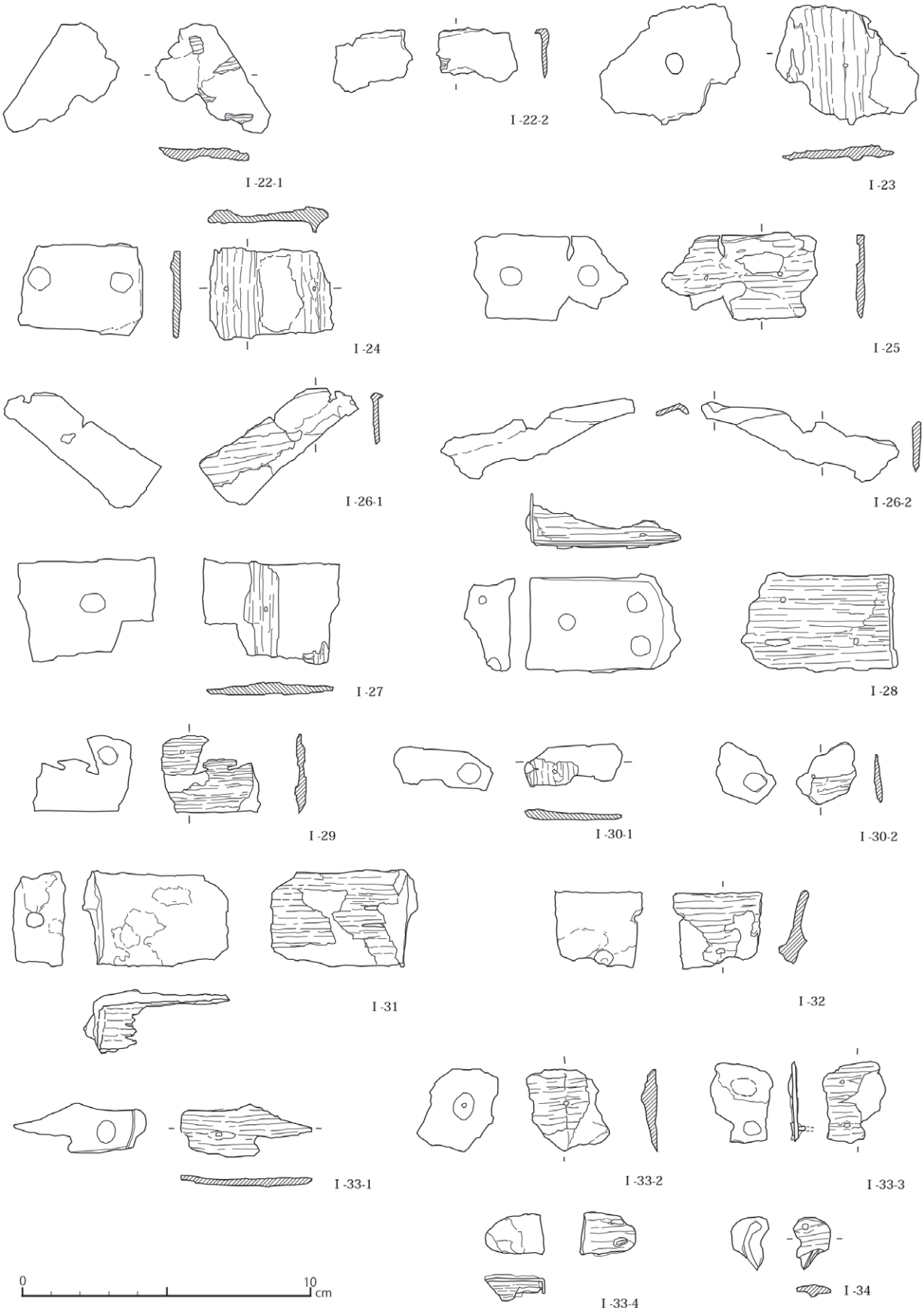


図4-14 その他の金具（その1）

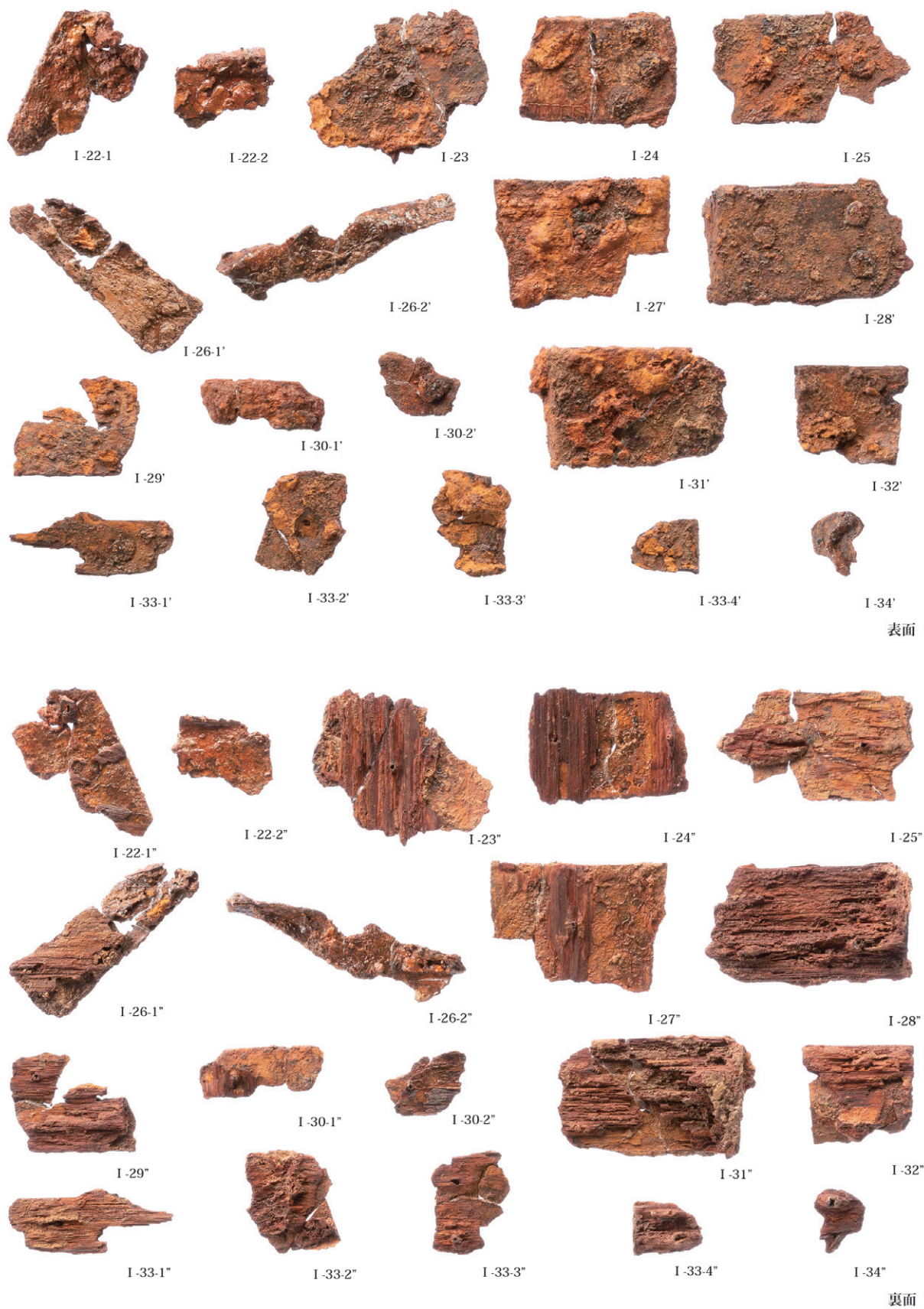


図 4-15 その他の金具 (その 2)

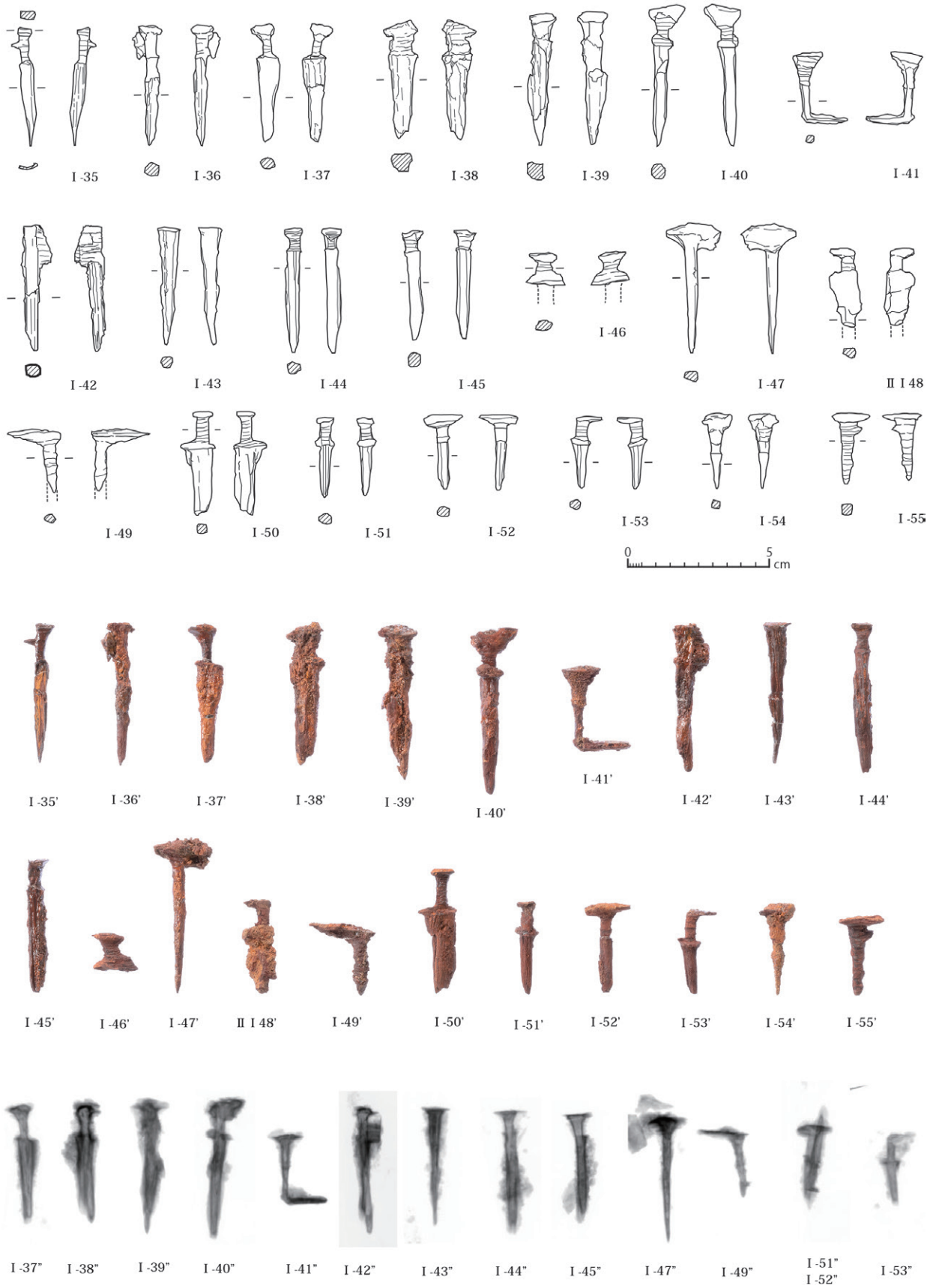


図4-16 釘

3. 2号墓壙

2号墓壙からは鉄製品が111点出土している。それらの内訳は、釘が110点、不明鉄器が1点である。出土状況の様子は図4-17で、個々の遺物の詳細は表2に示した。図4-17に載せた遺物番号は、煩雑化を避けるために、2号墓から出土したことを示す「Ⅱ-」を省略して、アラビア数字だけで記している。また、表2の記述にあたって、木棺内をローマ数字のi～viで地区割し（図4-18）、出土場所を把握しやすいようにした。

総数110点の釘の中で、出土場所が分かっているものは96点、残りの14点は埋土を篩がけた際に回収したものである。これらを区別するため、出土位置が分かるものは1から順に番号を付け、分からないものには100番以降の番号を振っている。なお、遺物番号は、基本的には取り上げ順に付けられているため、不明鉄器に「74」という番号が振られている。そのため出土場所が分かっている釘番号に「74」がないが、それ以外は連番である。

出土位置が分かっている釘は、実際には95本あるが、最終番号が90番になっているのは、2つ理由がある。一つは先に述べたように、釘番号としての「74」が欠番になっていること、もう一つは、発掘時に2本一緒に取り上げたものも、一つの番号が振られていて、それらが7組（Ⅱ-3・Ⅱ-13・Ⅱ-21・Ⅱ-48・Ⅱ-56・Ⅱ-63・Ⅱ-77）存在するためである。（Ⅱ-13）と（Ⅱ-77）を除いて、残りの5組は2本が完全に付着していたからでもあるが、いずれにしても図4-17でも、これら7組は各々一本の釘として位置が記されている。しかし、出土位置の検討の際には、それぞれ個別の出土位置を正確に把握する必要がある。そのため後で述べるように、末番を付加することで個別の釘として区別し、さらに付着具合の観察から、できる限り元の位置に戻すように努めた。ただし実際には、（Ⅱ-48）

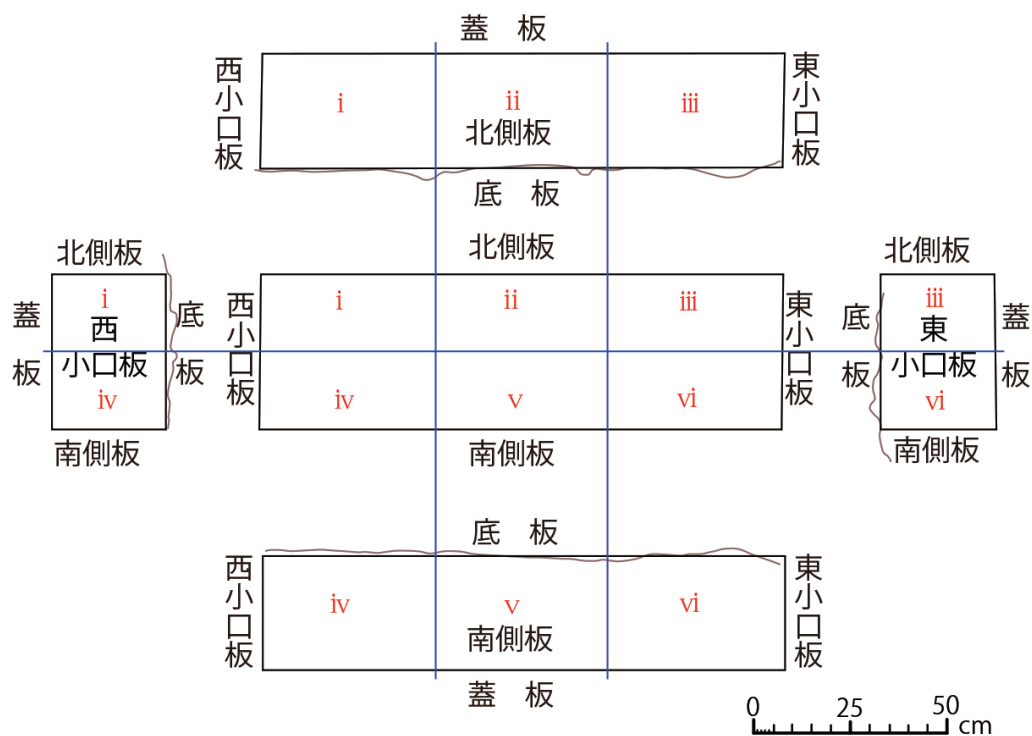


図4-17 木棺地区割りと板材の名称

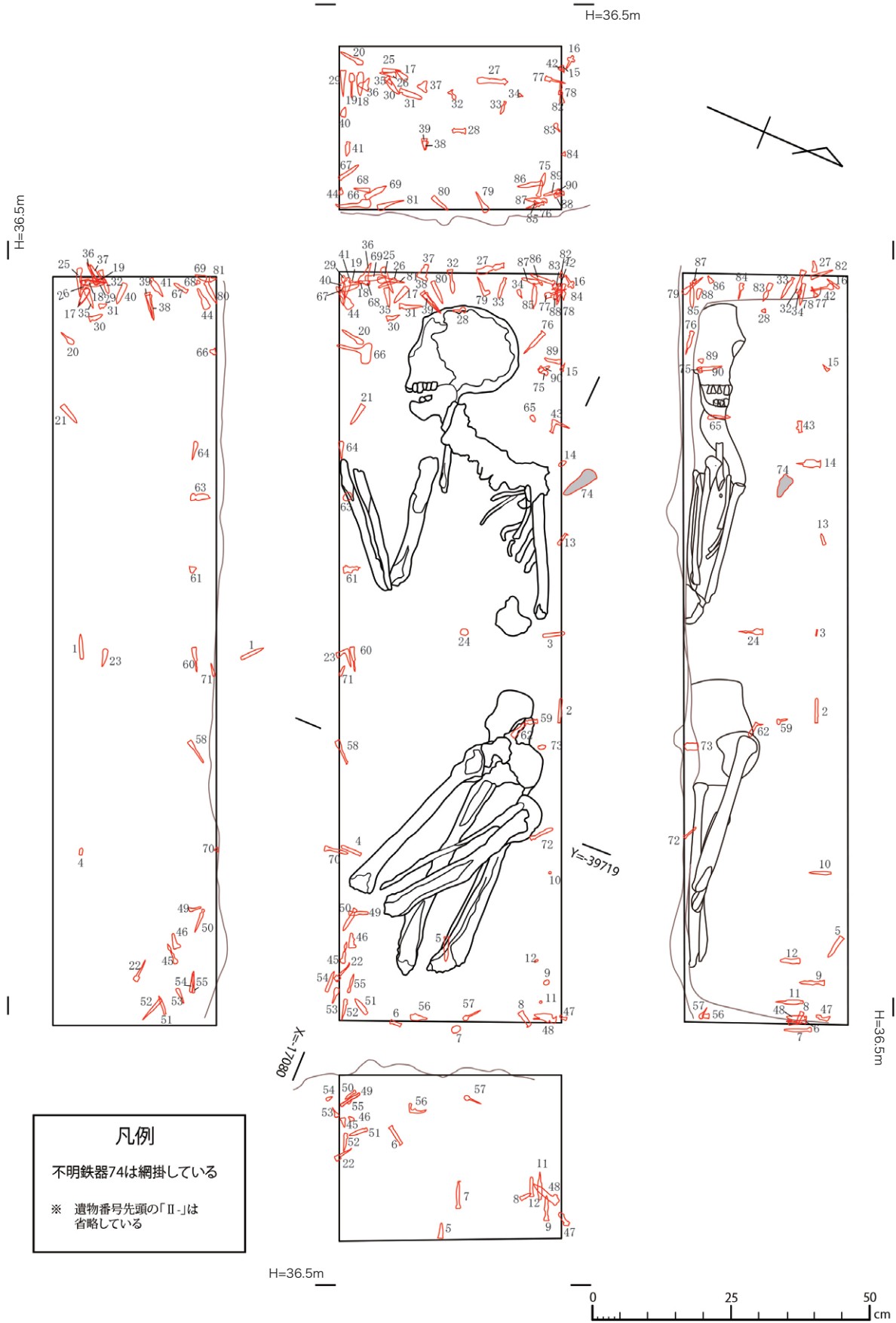


図 4-18 2号墓墳遺物出土状況

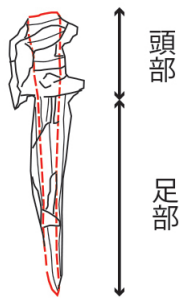


図 4-19 釘の部分名称

のような特徴的な付着がみられるものを除いて、主体になる釘と付着した釘の微妙な位置関係を知ることは難しい。そのためこれらの釘については、位置の検討に限界のあることも断っておく。

表 4-2 では、付着していても個々の釘として観察するため、主体となる釘の末尾に「-1」、もう片方には「-2」と足して区別し、例えば、(Ⅱ -3-1) (Ⅱ -3-2) というように記述している。その上で必要に応じて、図上でもその番号を反映させるようにした(註 4)。なお、篩がけで回収されたものの中にも 2 本が付着したものが認められるが、それについては、出土位置の検討に影響がないので、それぞれ個別の番号(Ⅱ -106) (Ⅱ -107) を付けている。

釘(Ⅱ-1 ~ 73・75 ~ 90・100 ~ 113)(図 4-19 ~ 4-35・グラフ 4-1・表 4-2)

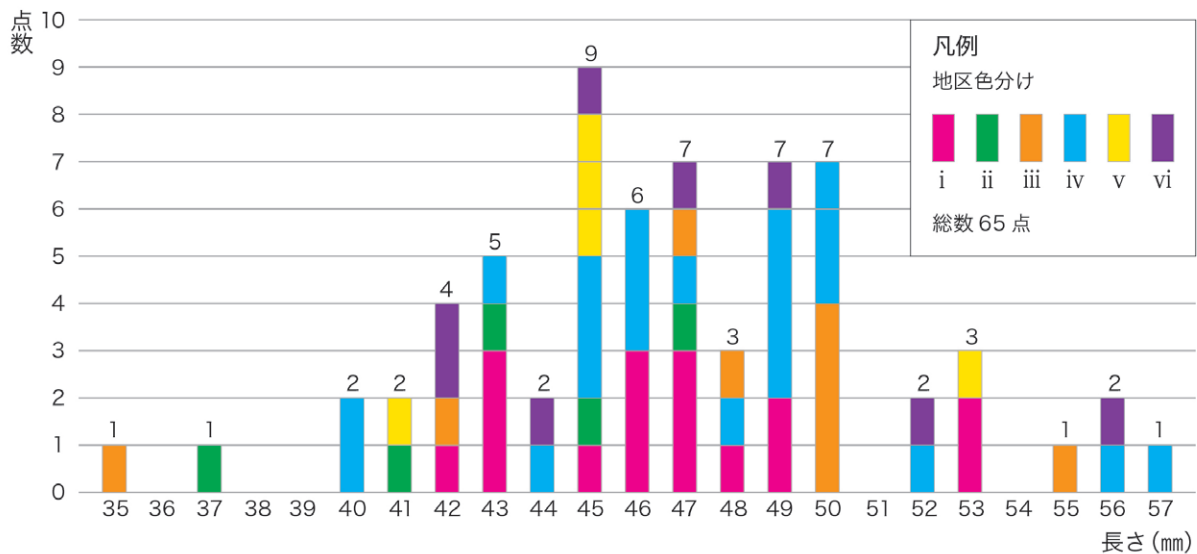
釘は頭部と足部分けて観察した(図 4-19)。基本的には、頭部は板に打ち付けた際に打ち付けた板の厚みを残す範囲とし、足部は打ち付けた先の板材の痕跡が残る範囲とした。

釘の実測図は図 4-20 ~ 4-22 で、写真は図 4-23・4-24 で、X線写真は図 4-25・4-26 で示した。

頭頂部の形状は、残存するものはすべて四角形で、後で述べる大きさの違いに関わらず、最も小さなもので一辺約 5.0mm(Ⅱ -44)、最も大きなもので一辺約 8.1mm(Ⅱ -106)を測るが、大半は 7mm 前後である。足部の断面形は、すべて四角形である(註 5)。

釘は完形品、あるいはほぼ完形品が 56 点あり、それらのうち全長の最も短いもの(Ⅱ -3-1)で約 37.1mm、最も長いもの(Ⅱ -6)で約 56.1mmを測る。量的に最も多いのは 45mm 前後の釘である(註 6)。

グラフ 4-1 は、完形品、あるいはほぼ完形品の 56 点と、残存具合からだけでも釘の元の長さをほぼ正確に計測できると考えた 9 点を加えた計 65 点を、図 4-18 で地区割した地区ごとの出土傾向をみたものである。表 4-2 では長さを mm 単位で小数点第一位まで計測しているが、実際の使用状況を考えると、そこまでの精密な計測値の必要はなかろう。そこでグラフではその点も考慮して、小数点第一位は四捨五入した。



グラフ 4-1 釘の長さごとの出土点数と出土地区

第4章 出土した遺物

グラフからは42mm～50mmまでのサイズのものが多用されていたことが分かる。このグラフで読み取れる釘の長さをもとにして、多用された長さのものを中型品とし、それより短いものは小型品、反対にそれよりも長いものは大型品と便宜的に以下のように分類した。

小型品：37～41mm

中型品：42～50mm

大型品：52～57mm

それぞれの資料は、小型品は6点（Ⅱ-3-1・Ⅱ-3-2・Ⅱ-21-2・Ⅱ-41・Ⅱ-48-2・Ⅱ-61）、中型品は55点（Ⅱ-1・Ⅱ-2・Ⅱ-4・Ⅱ-5・Ⅱ-8・Ⅱ-9・Ⅱ-11・Ⅱ-12・Ⅱ-14・Ⅱ-15・Ⅱ-17・Ⅱ-18・Ⅱ-19・Ⅱ-20・Ⅱ-21-1・Ⅱ-22・Ⅱ-24・Ⅱ-25・Ⅱ-27・Ⅱ-29・Ⅱ-31・Ⅱ-32・Ⅱ-33・Ⅱ-35・Ⅱ-36・Ⅱ-37・Ⅱ-38・Ⅱ-39・Ⅱ-40・Ⅱ-42・Ⅱ-43・Ⅱ-44・Ⅱ-45・Ⅱ-48-1・Ⅱ-49・Ⅱ-50・Ⅱ-52・Ⅱ-54・Ⅱ-58・Ⅱ-60・Ⅱ-62・Ⅱ-68・Ⅱ-70・Ⅱ-72・Ⅱ-75・Ⅱ-76・Ⅱ-77-1・Ⅱ-78・Ⅱ-79・Ⅱ-80・Ⅱ-81・Ⅱ-82・Ⅱ-83・Ⅱ-85・Ⅱ-87）、大型品は8点（Ⅱ-6・Ⅱ-7・Ⅱ-23・Ⅱ-56-1・Ⅱ-66・Ⅱ-67・Ⅱ-84・Ⅱ-86）である（註7）。

グラフでは、長さの違いと出土地区との関係もみた。最も出土量の多い45mmや次に多い47mmはすべての地区から出土している。その他の中型品も、ほぼ偏りなくすべての地区から出土しているとみても良さそうである。また小型品と大型品は、量的に少ないので地区ごとの偏りを検討するには問題を残すが、少なくとも大型品はii区を除いてすべての地区から出土している。これらのことから地区ごとに長さの違う釘を使い分けていなかったと考えられそうである。

次にもう少し、厳密にサイズごとの出土状況を検討することにしよう。

図4-17で示したように、釘は遺体の頭部側にあたるi・iv区で集中して出土している。次に多く出土しているのは遺体の足元でも南側のvi区である。次に遺体の足元北側のiii区であるが、特に北東角に集中する。残りのii区とv区は等間隔ではないが、おおむね15cm前後の間隔で出土している。

大きさごとに使用状況の詳細を確認するため、それぞれのサイズの出土位置を図にした。図4-27が小型品、図4-28が中型品、図4-29が大型品である（註8）。すでにグラフで確認しているが、これらの図でも、長さによって使用場所が限定されていなかったことが鮮明になるだけで、釘のサイズと使用地区との関係に大きな意味の無いことが確認されただけである。しかし小型品と大型品の長さには、約10～20mmの差が、また、最も平均的な中型品45mmと最小型品35mmの間には10mm、同じく中型品45mmと最大型品57mmの間には12mmの差があり、そのような長さの違う釘を使っていた事実を無視することはできない。すなわち、小型品や大型品の中には違った用途での使用があった可能性も残されている。例えば、小型品のいくつかには、他のサイズの釘とは異なる状況で出土しているものが認められるからである。小型品の6本のうちの4本（Ⅱ-3-1・Ⅱ-3-2・Ⅱ-21-2・Ⅱ-48-2）は、2本付着して出土した7組のうちの3組であった。7組のうちの残りの4組は全体が残っていないため、確実なことは言えないが、残存状況を見る限り、2本のうちの1本は小型品であった可能性が高い。つまり2本の釘を近接させて使用する必要が生じた際に、少なくとも1本は小型品を使用していた可能性がみられるのである。残念ながら出土位置からだけでは、その目的を知ることが出来ないが、補強用釘とし

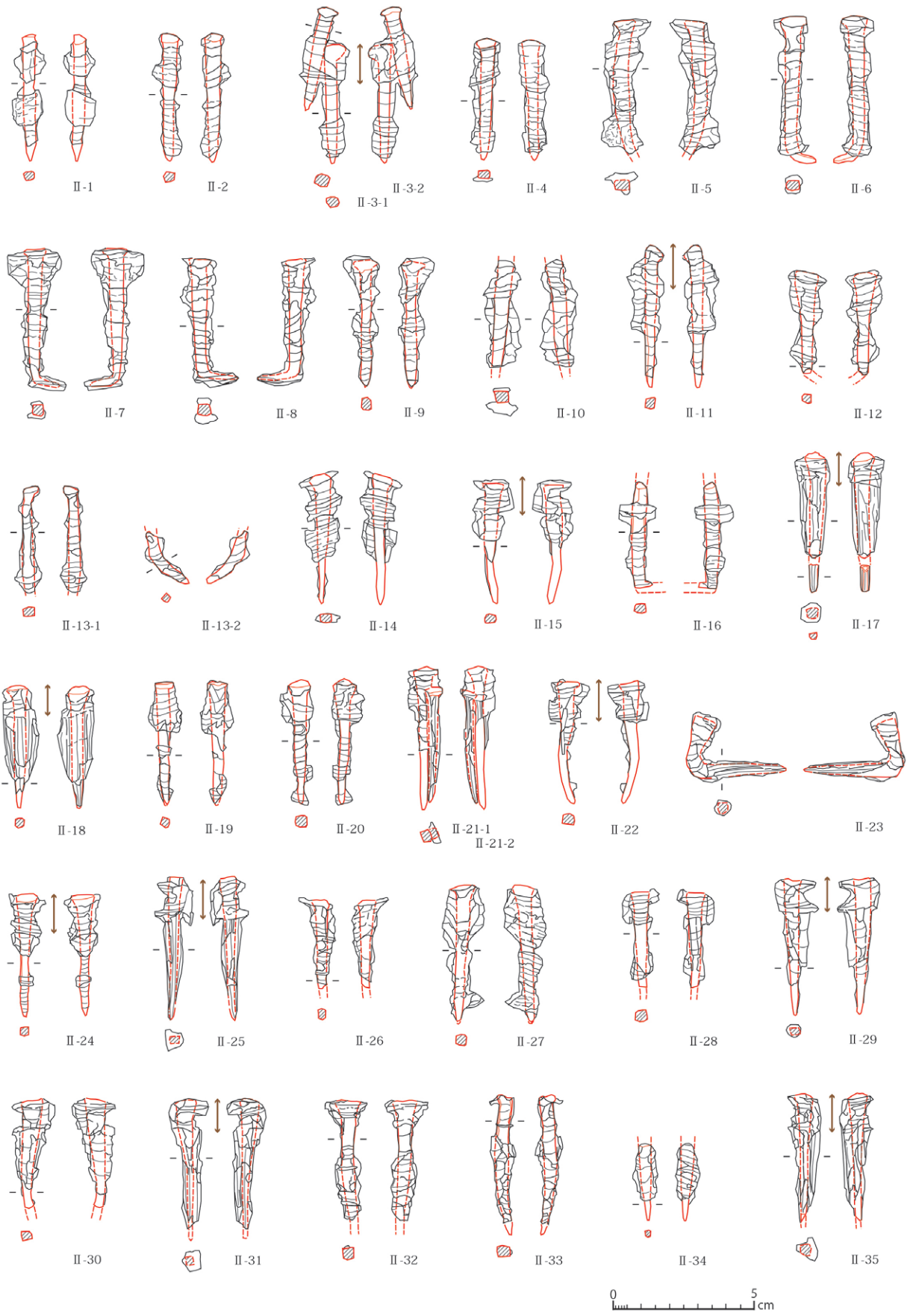


圖4-20 釘 (II 01 ~ 35)

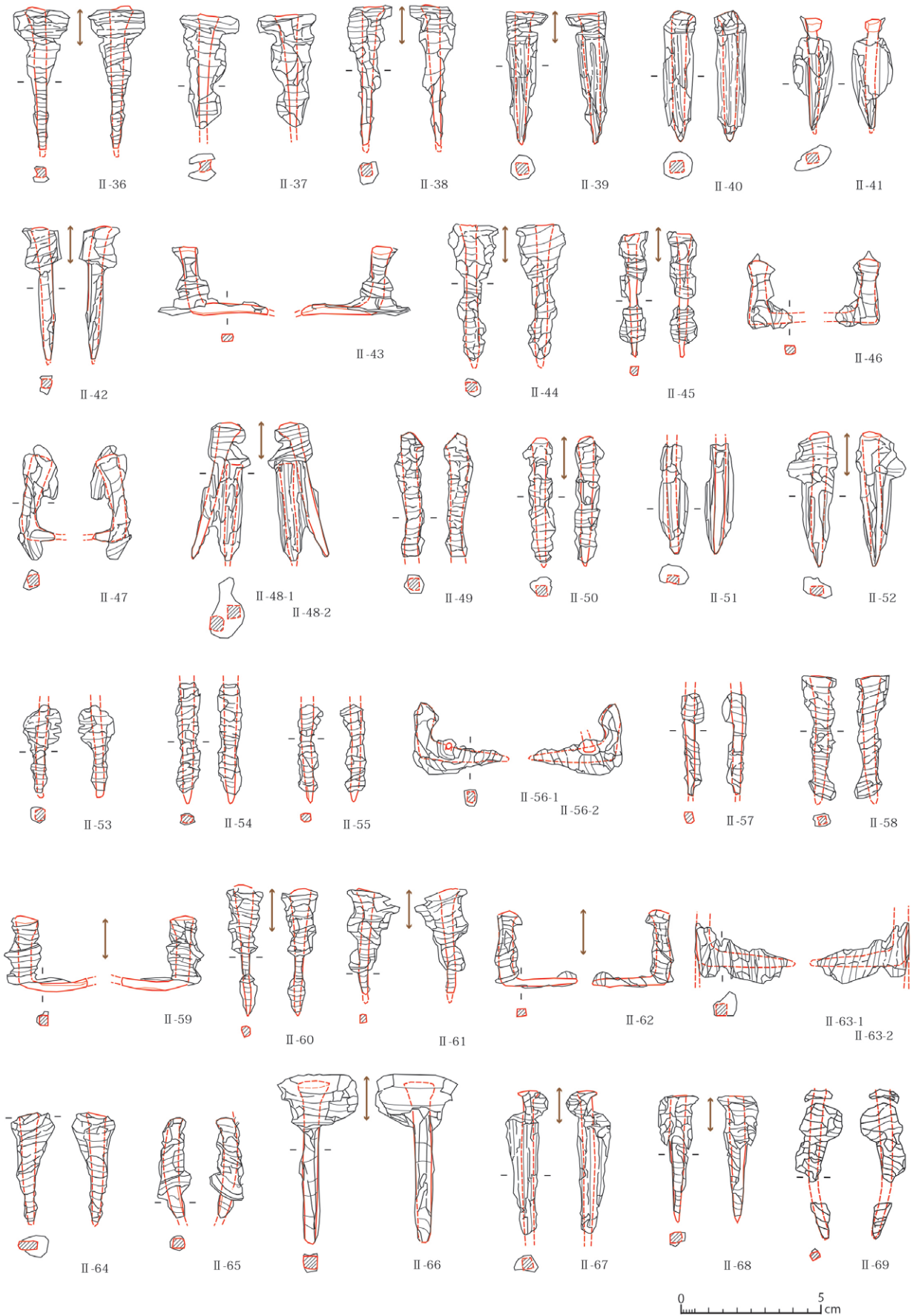


図4-21 釘 (II 36～69)

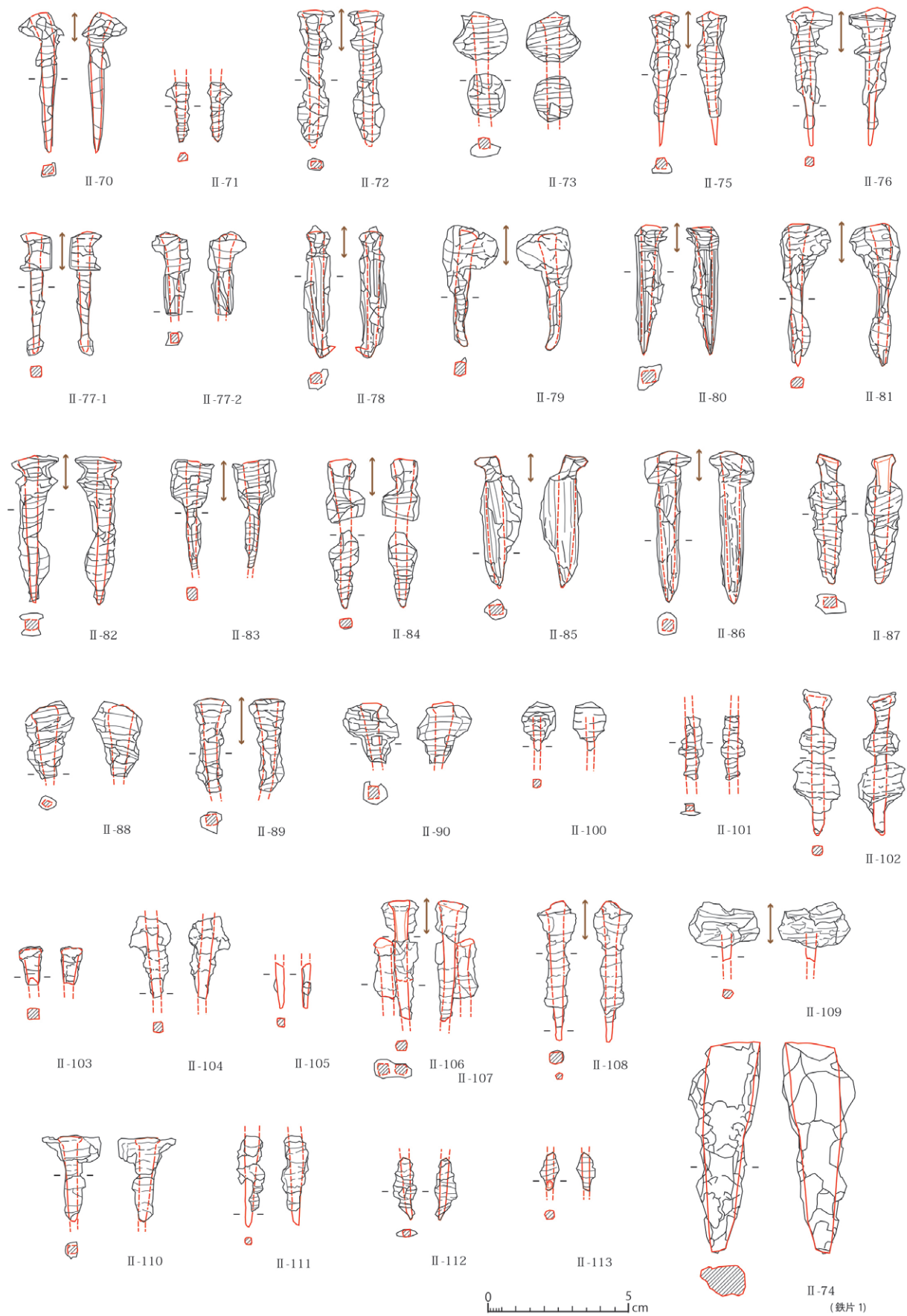


図 4-22 釘・不明鉄片 (II-70 ~ II-113・II-74)



図4-23 釘 (II-1' ~ II-52')



圖 4-24 釘・不明鉄片 (II -53' ~ II -113'・II -74')

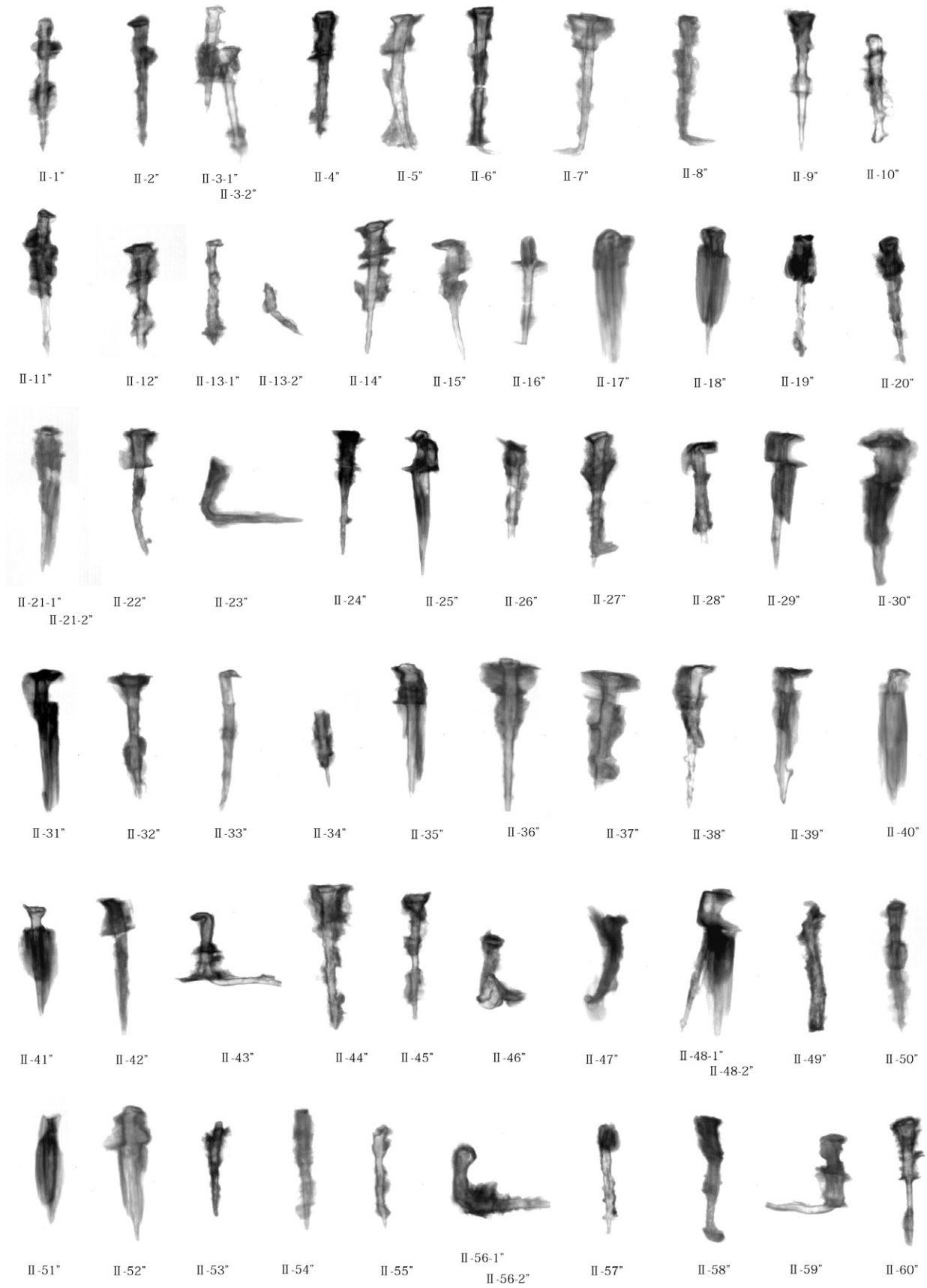


図4-25 釘 (II-1" ~ II-60")

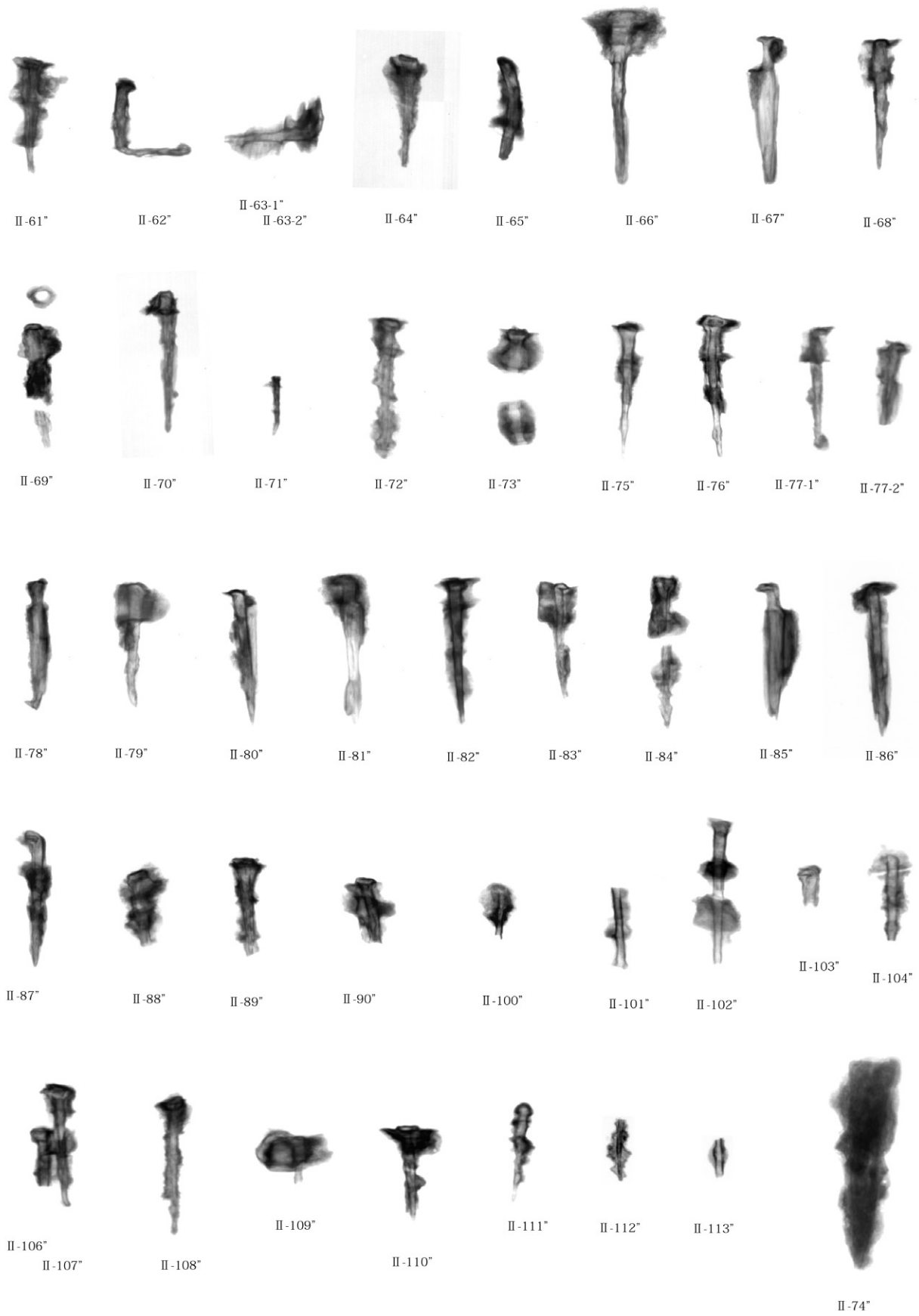


圖 4-27 釘・不明鉄片 (II -61" ~ II -113"・II -74")

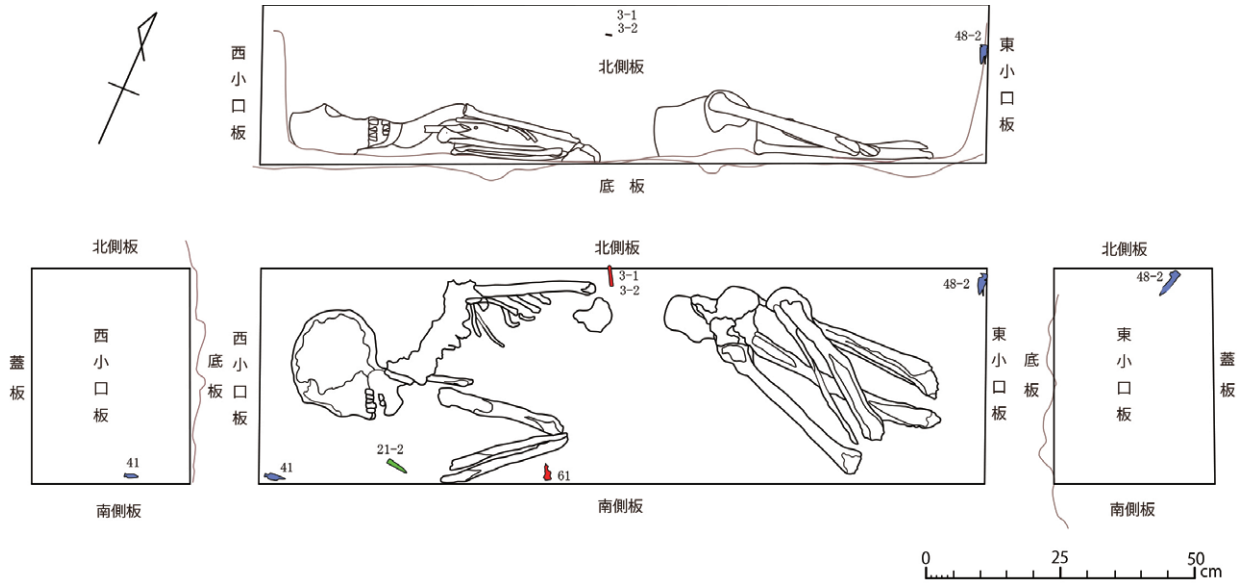


図 4-27 小型釘使用状況（木質痕跡種類別）

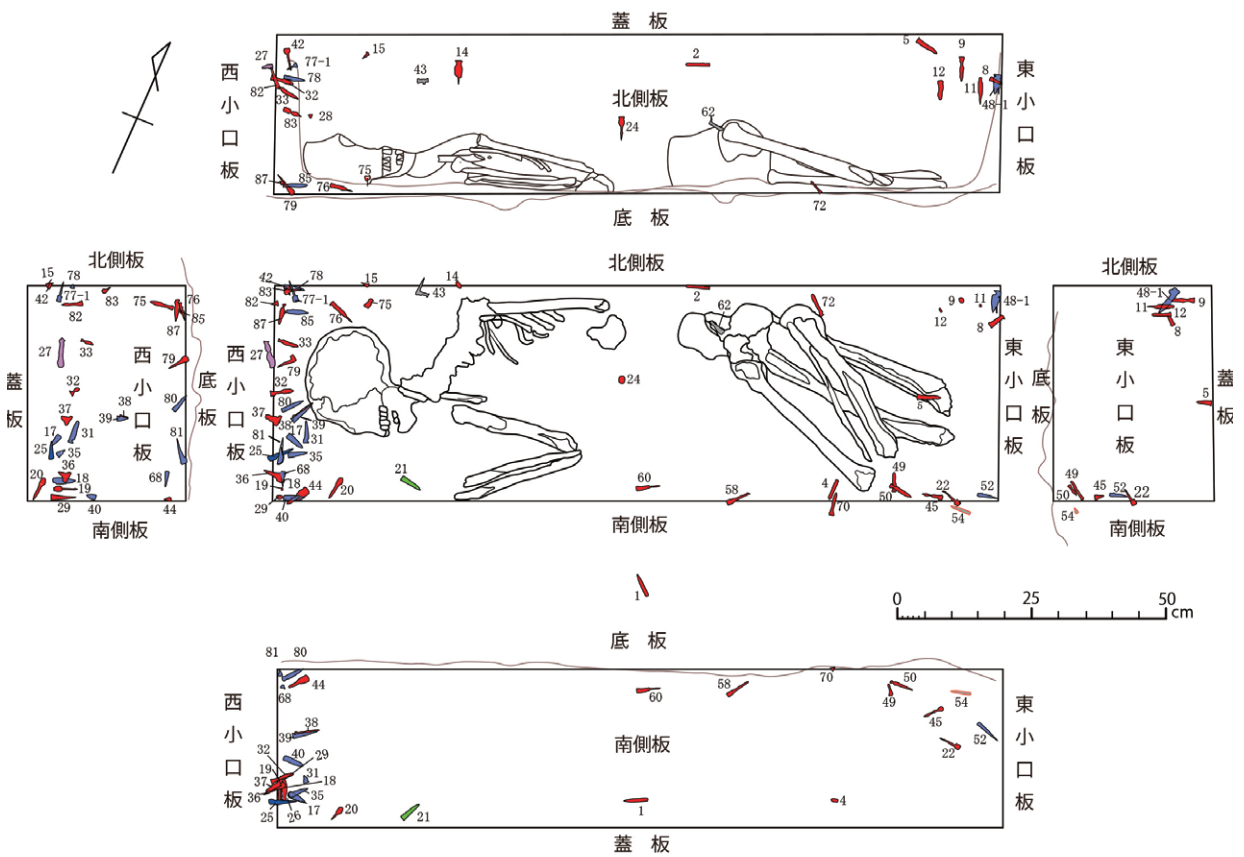


図 4-28 中型釘使用状況（木質痕跡種類別）

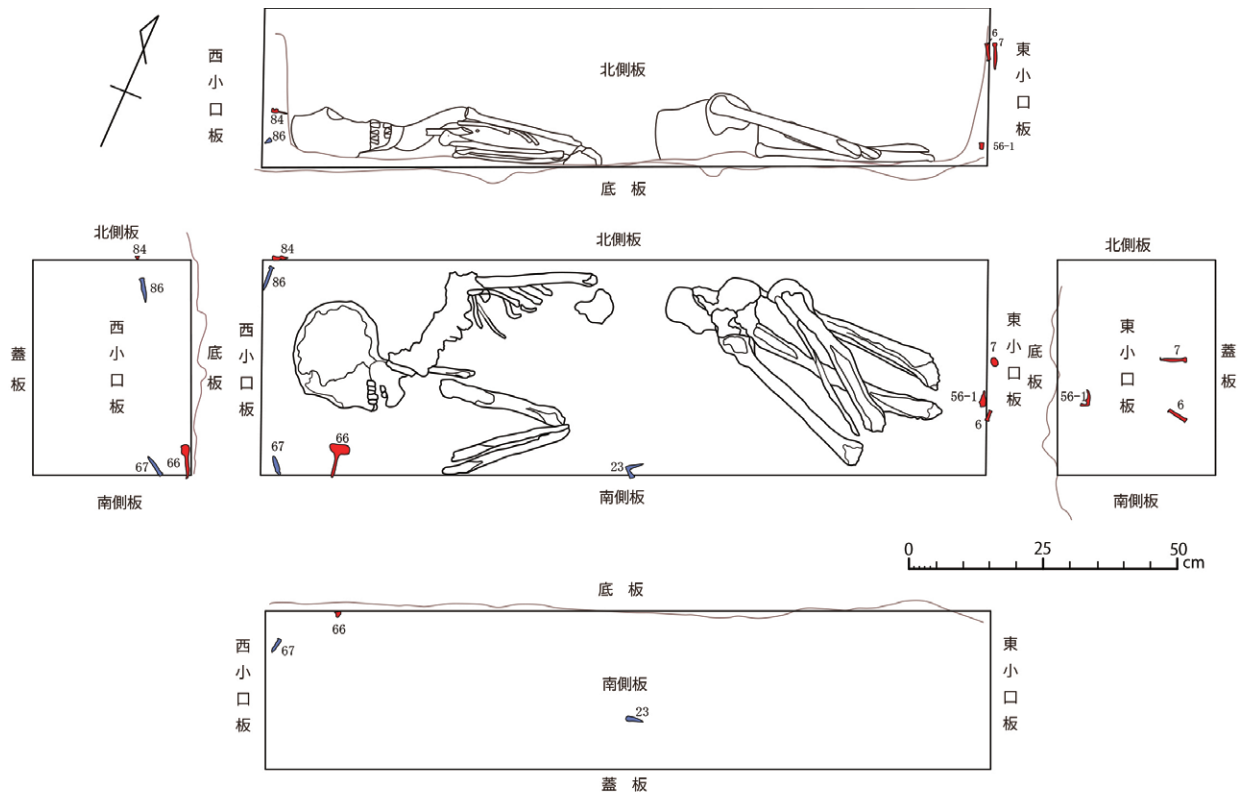


図 4-29 大型釘使用状況（木質痕跡種類別）

て使用されたのか、あるいは、木棺製作中になんらかのアクシデントが生じた時の手当、あるいは隠し釘が必要になった場合など、別の事情が生じた際にすぐ隣で小型釘を使用したのかもしれない。

もう一方の大型品は、木棺の構造上、強度の必要な個所に使用していたと考えたいところであるが、出土位置からだけでは、やはり特別な状況を知ることはできなかった。木棺の構造上の問題とは別の事情があったのかもしれない。

ほぼすべての釘に、木板に打ち付けて使用していたことを示す木質が付着している。釘を頭部側と足部側に大きく分けて、木質痕跡を観察すると、以下のような4種類の木目が観察できる（図4-30）。

A類：頭部・足部とも横方向

B類：頭部が横方向+足部が縦方向

C類：頭部・足部とも縦方向

D類：頭部・足部とも斜方向

釘に残る木目はA類が最も多く、61点を数える。次にB類で20点ある。一方、C類と確実に分類できるのは、2本が付着して出土したうちの小型品1点（Ⅱ-21-2）だけである。また、確実にD類と分類できるのは1点（Ⅱ-27）で、全体が残っていないため確定しがたいが、その可能性のある1点（Ⅱ-34）との合計2点認められるだけである。残りの26点は釘自体の残りが悪いため、どれに分類できるか分からない。しかし、木質部の残り具合を全体の中に置き戻してみると、足部側の木目が横方向であった場合はA類の可能性が高く、同様に足部側の木目が縦方向であった場合はB類の可能性が高いと言えそうである。

頭部の木目には、打ち付けた板の厚みを明瞭に残すものがある。その状況が比較的良好に分かる例を写

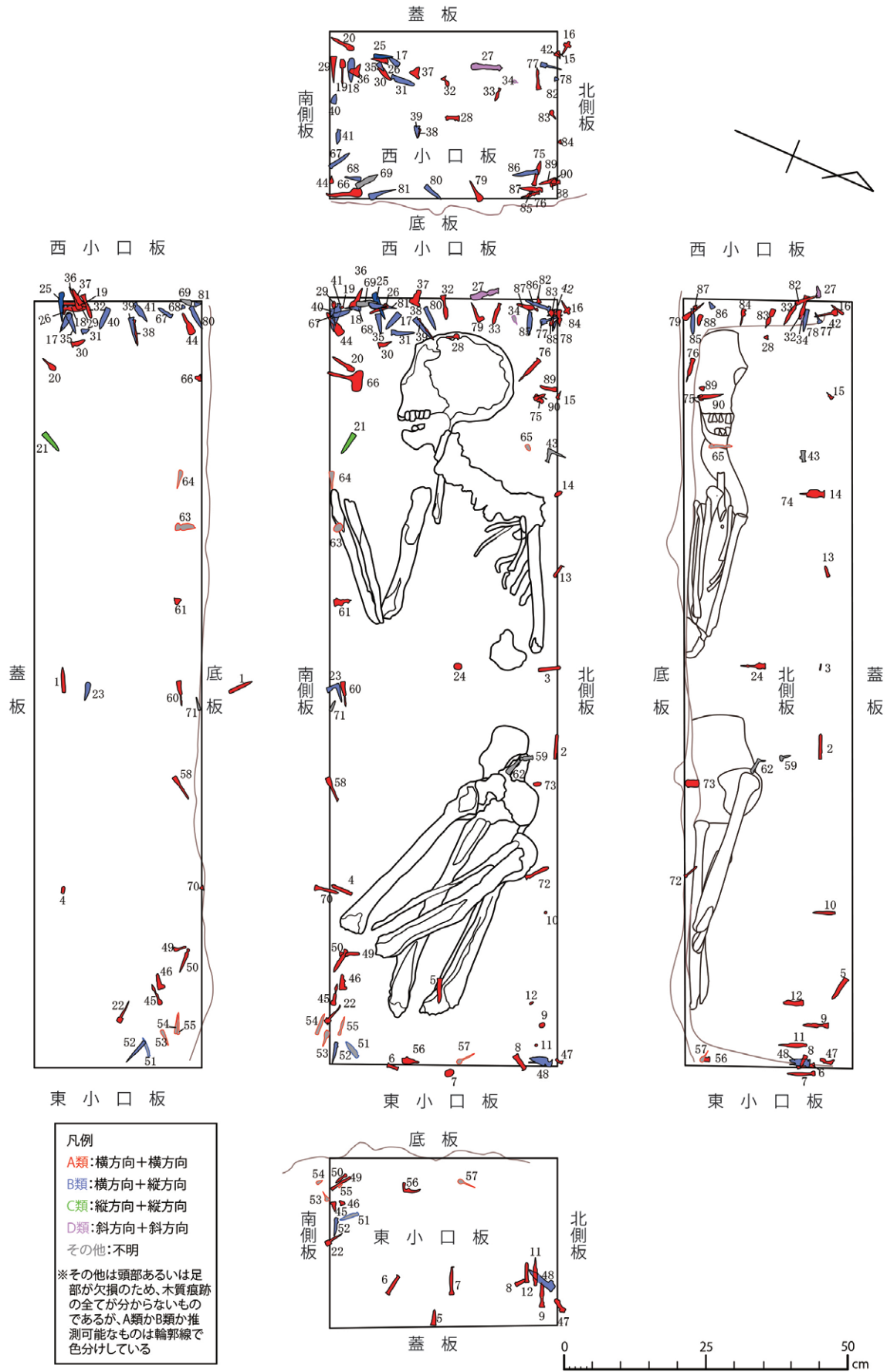


図 4-30 木質痕跡種類別 釘出土状況



図4-31 板材の厚みがよく分かる釘 (II-48-1'・2') 図4-32 屈曲部に別の釘が付着した釘 (II-63-1'・2')

真で示したが (図4-31)、実測図では各釘の真ん中に茶色の矢印で示した (II-3・II-11・II-15・II-17・II-18・II-22・II-24・II-25・II-29・II-31・II-35・II-36・II-38・II-39・II-42・II-44・II-45・II-48-1・II-50・II-52・II-59～II-62・II-66～II-68・II-70・II-72・II-75～II-77-1・II-78～II-86・II-89・II-106・II-108)。

板材の厚みは最も薄いもので約9.0mm (II-85)、厚いもので約15.7mm (II-89)を測る。この板材の厚さに関しては、使用場所との関係で検討しなければならない。これについては分析・考察編の第6章 (3) の2号墓壇の木棺の復元の項で検討する。

釘は本来真っすぐに作られていたはずであるが、出土品には先端が全体に湾曲したもの (II-5・II-15・II-22・II-30・II-33・II-65・II-69・II-79・II-89)、先端部が屈折したもの (II-6～8・II-12・II-13-2・II-16・II-78)、さらにはほぼ中央部で屈折し、全体にL字状を呈するもの (II-23・II-43・II-46.47・II-56-1・II-59・II-62・II-63-1)がある。これらがすべて使用により、偶然変形してしまったのか、あえてそのような形状になるように、特別の意図をもって変形させて使用したのかを識別するのは難しい。それぞれの使用箇所は、全体に湾曲したものは図4-33、先端部が屈折したものは図4-34、ほぼ中央部で屈折してL字状を呈するものは図4-35に示した。一般的に前者は、使用中の変形であったと考えることも可能であるが、L字状を呈するものは、果たして偶然の産物なのかの判断は難しい。

2本が付着して出土した5組の釘は、若干の傾きの違いや、高さの違いがあるものの、基本的には並列して使用されたもの (II-3・II-21・II-48)と、主体になる釘に直交するように使用されたもの (II-56・II-63)がある。後者はともにL字状を呈する釘で、主体になる釘とは逆行する方向で用いられている (註9)。これらの釘が、前者は同じ部位での使用があっても許容できるが、少なくとも後者は、異なる目的での使用の可能性が高い。なお、(II-56)はL字の屈曲部に頭部があたる使用方法で、(II-63)はL字の角部に先端部があたる使用方法である (図4-32)。

不明鉄片 (II-74) (図4-21・4-23・4-25・表4-2)

1点木棺の外、北側で出土している。一見、鑿のようにも見えるが、何であったのか分からない。

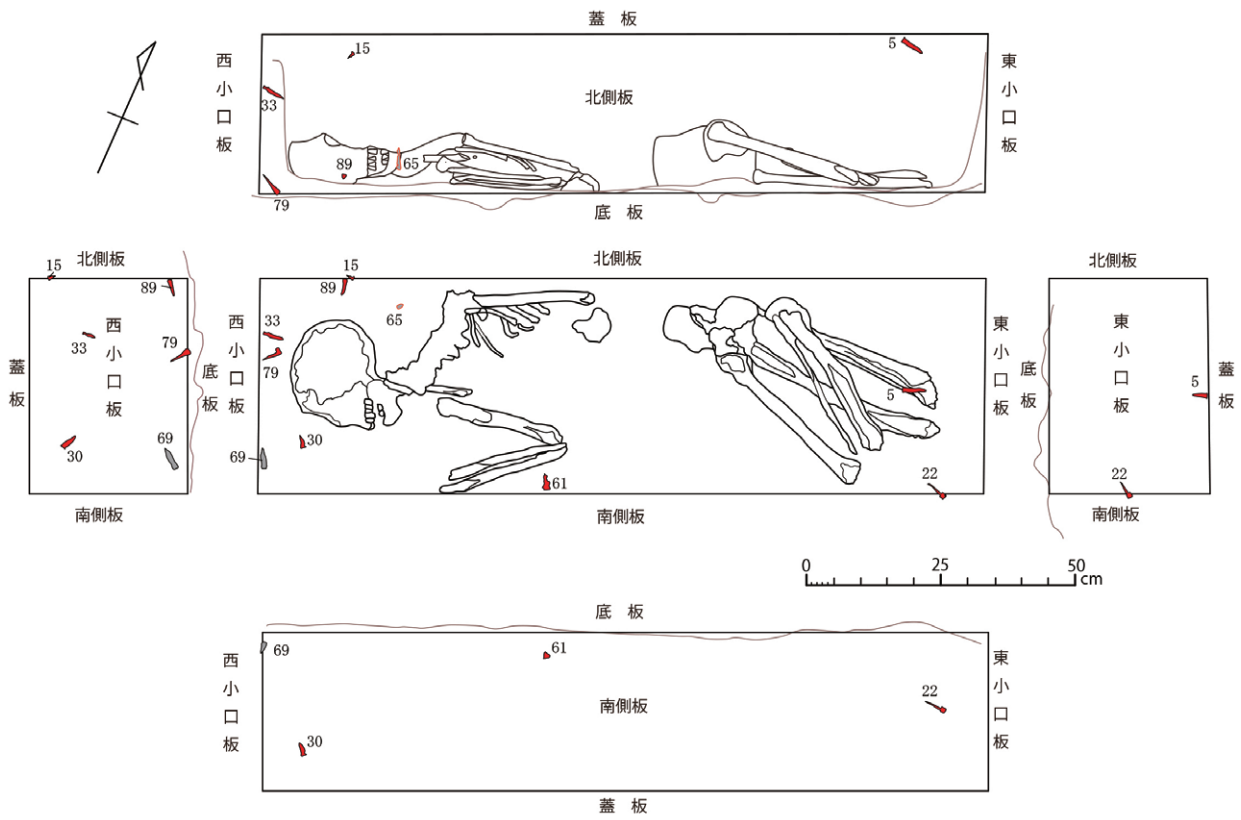


図 4-33 全体に湾曲した釘出土状況（木質痕跡種類別）

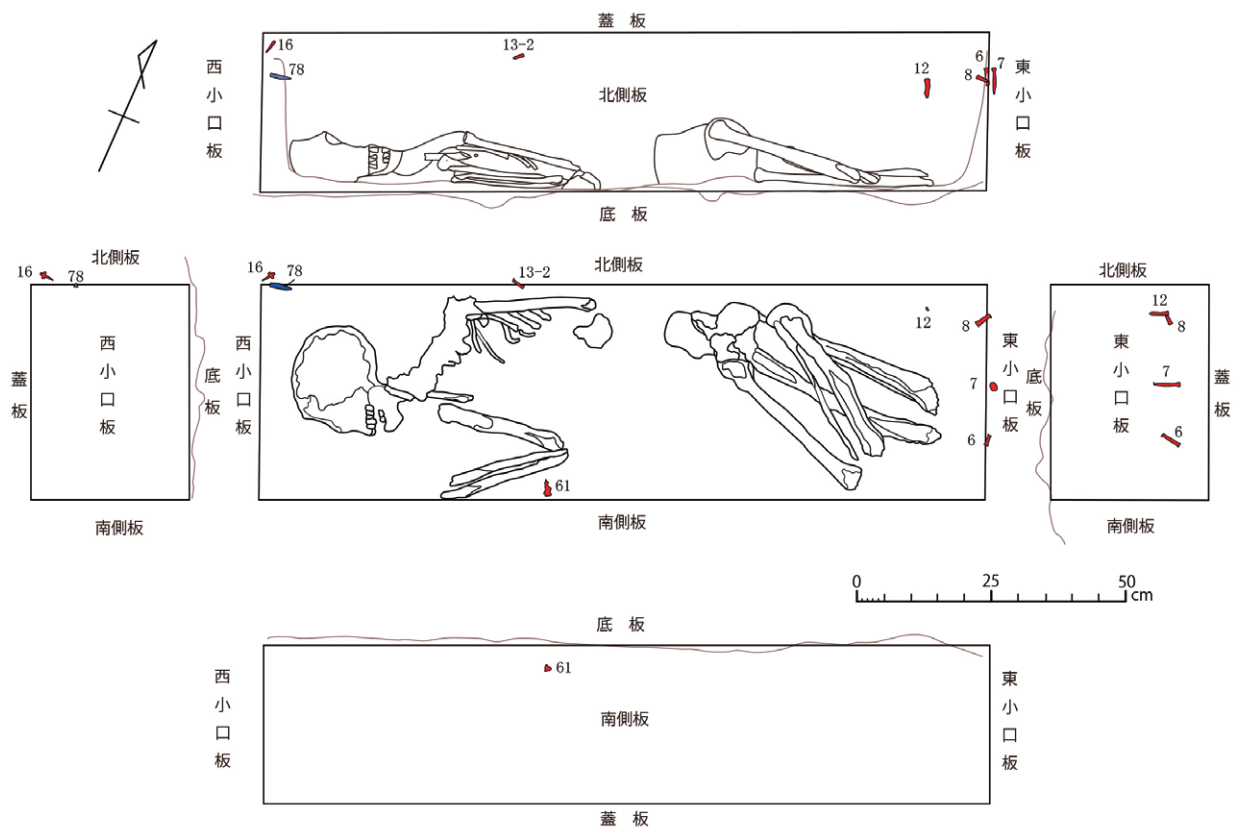


図 4-34 先端部が屈折した釘出土状況（木質痕跡種類別）

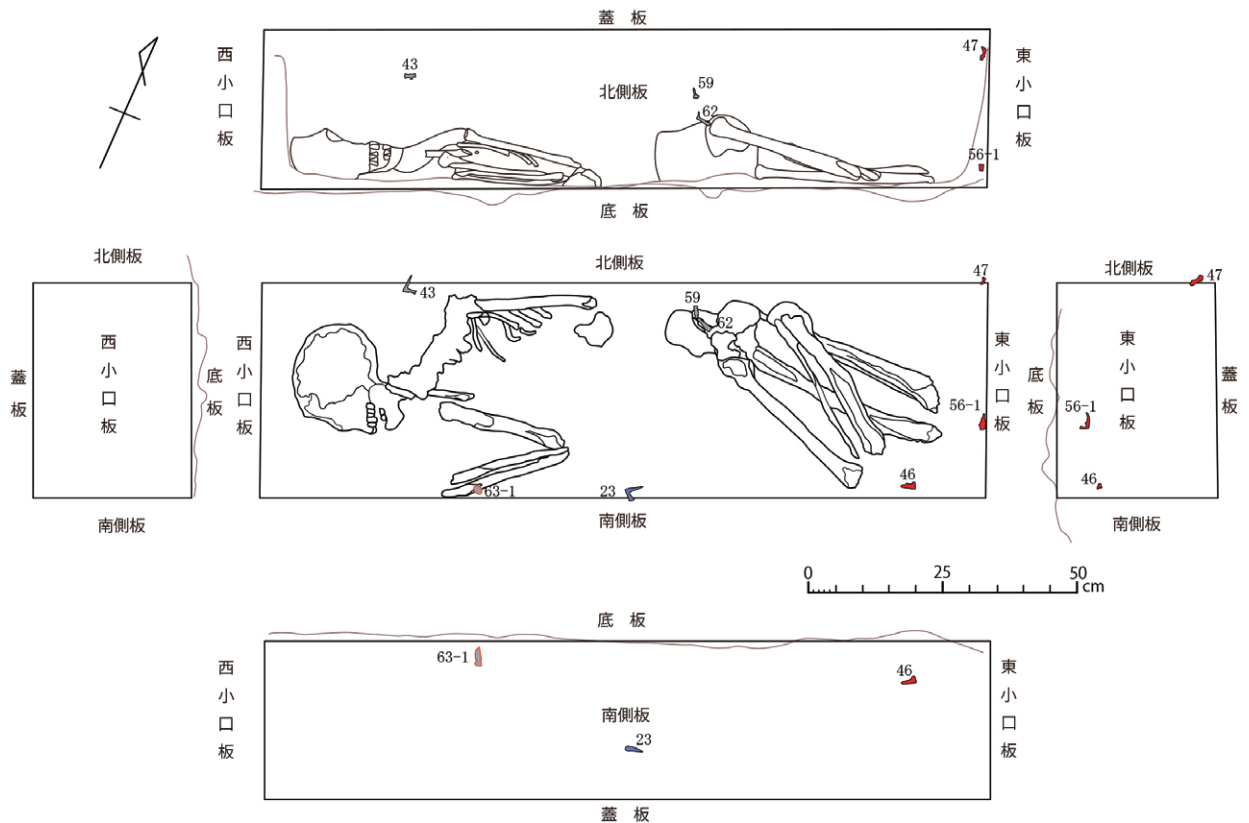


図 4-35 L 字状釘出土状況図 (木質痕跡種類別)

4. その他の遺物 (図 4-36 ~ 4-41・表 4-3)

17 世紀中頃に墓所が建立されてから、現在に至るまで、大切にまつられてきたことから、長い期間の遺物が出土している。ここでは墓壇の造営とは直接関連しないものの、墓壇の覆土及び上面から出土したものや、墓所周辺から出土した遺物を記述する。なお、墓石の覆い屋に葺かれていた瓦 (IV -58- 1) もここで紹介する。

遺物には土器、陶磁器、石鍋、砥石、ガラス瓶、軒瓦、銭貨などがある。遺物の所属時期は、墓所の造営を起点にして、それより前のものを中世の遺物とし、造営後の遺物を近世・近代の遺物として記述する。なお、土器、陶磁器、石鍋、砥石、ガラス瓶などについての個々の詳細は表 4-3 にまとめている (註 10)。

(1) 中世の遺物 (図 4-36)

墓所造営前の時期の遺物で、15 世紀以前の輸入青磁椀片が 6 点 (IV -4 ~ 8)、福建染付碗片 (漳州窯) が 1 点 (IV -2)、17 世紀前半の古唐津の椀片が 1 点出土している。それ以外に 16 世紀前半頃の石鍋 3 点 (IV -9 ~ 11) がある。これらは、すべて造営前の明確な遺構があったのではなく、あくまでも墓所造営前の遺物が覆土の中に紛れ込んだものである。

(2) 近世・近代の遺物 (図4-37・4-38)

土器、陶磁器、砥石、ガラス瓶がある。陶磁器には年代の絞れるものが幾つかある(註11)。例えば、17世紀中頃の肥前系磁器で網代文の染付碗(IV-17)、18世紀前半に特定できる肥前系磁器でコンニャク印版染付碗(IV-19・20・IV-23・IV-28)や打ち刷毛目陶器碗(IV-16)、肥前陶胎染付碗(IV-23)、肥前系磁器染付碗(IV-29)、18世紀中葉の肥前系磁器染付碗(IV-21)、18世紀後半の肥前系磁器染付碗(IV-30)、肥前系磁器染付筒型碗(IV-45)などである。

(3) 瓦類 (図4-39・4-40) (註11)

瓦には、軒丸瓦(IV-55)、軒棧瓦(IV-56・57)、棧瓦(IV-58)がある。前2者は、表土に近い位置から出土している。棧瓦(IV-58)はすでに述べたように、墓石の覆い屋に葺かれていたものである。

軒丸瓦(IV-55)は三つ巴文で、巴頭部は丸みを持ち、くびれがある。周囲に16個の珠文がめぐる。珠文帯の内外に圏線は無い。外縁は幅広で扁平である。

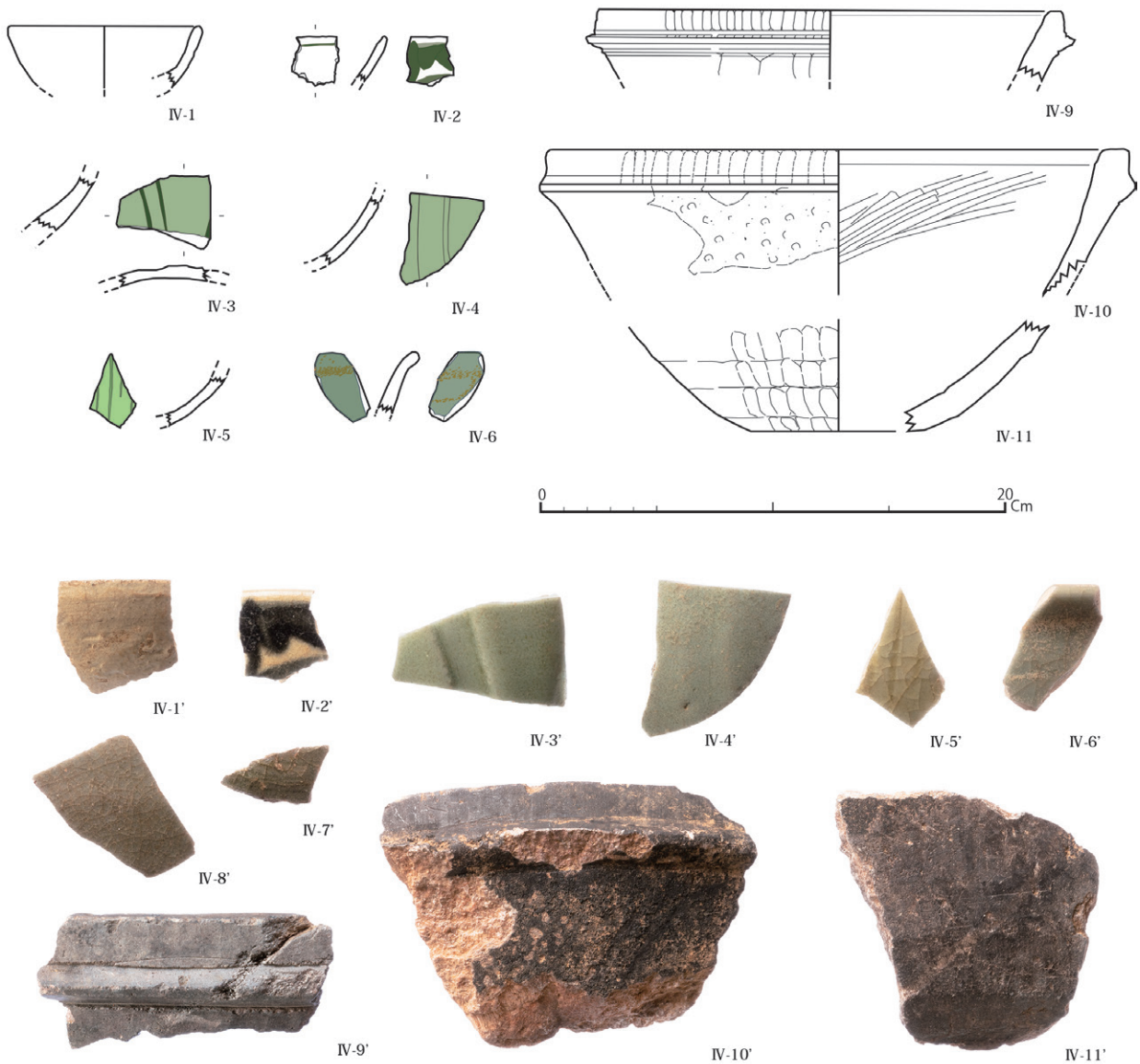


図4-36 中世の遺物

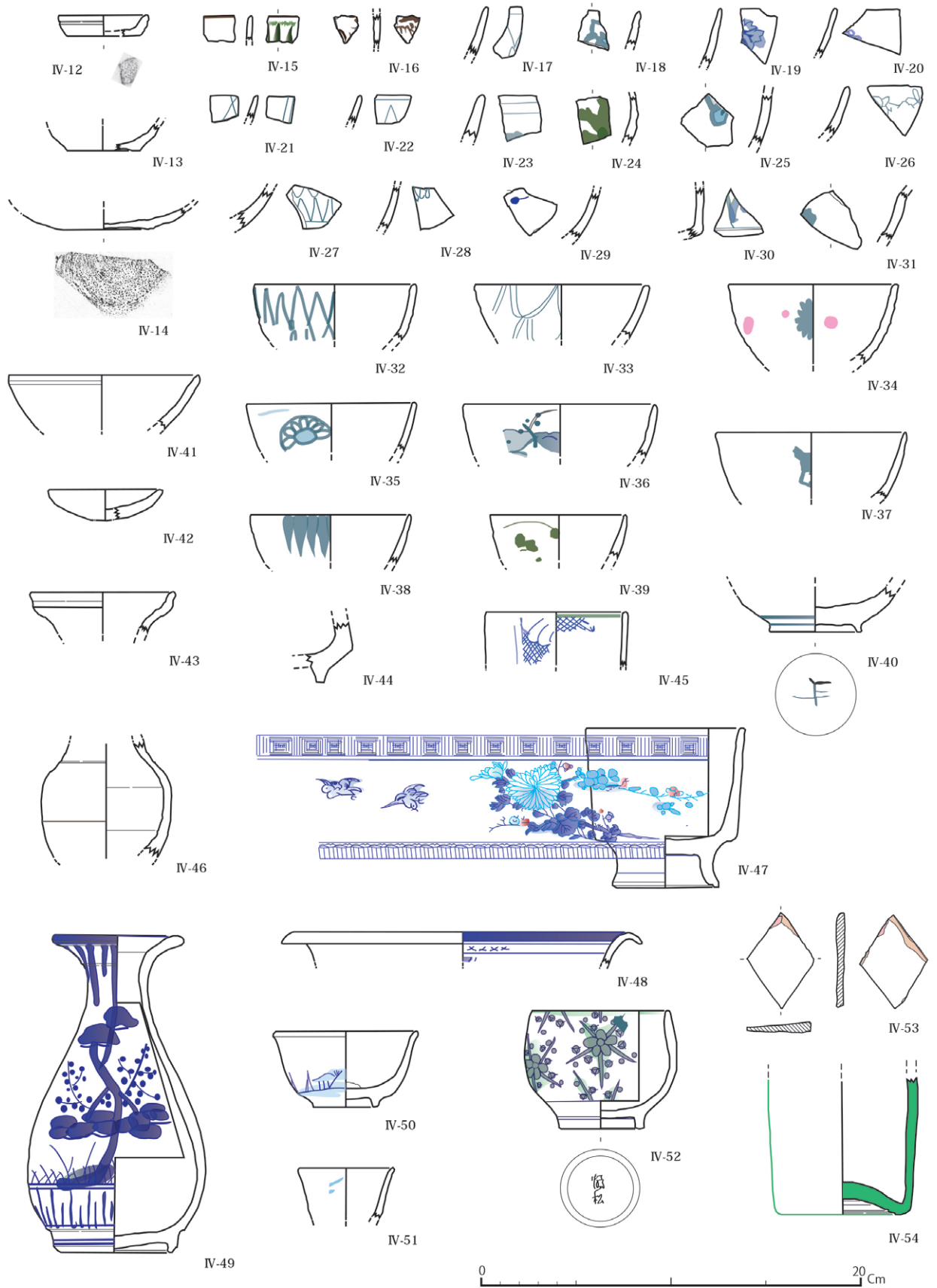
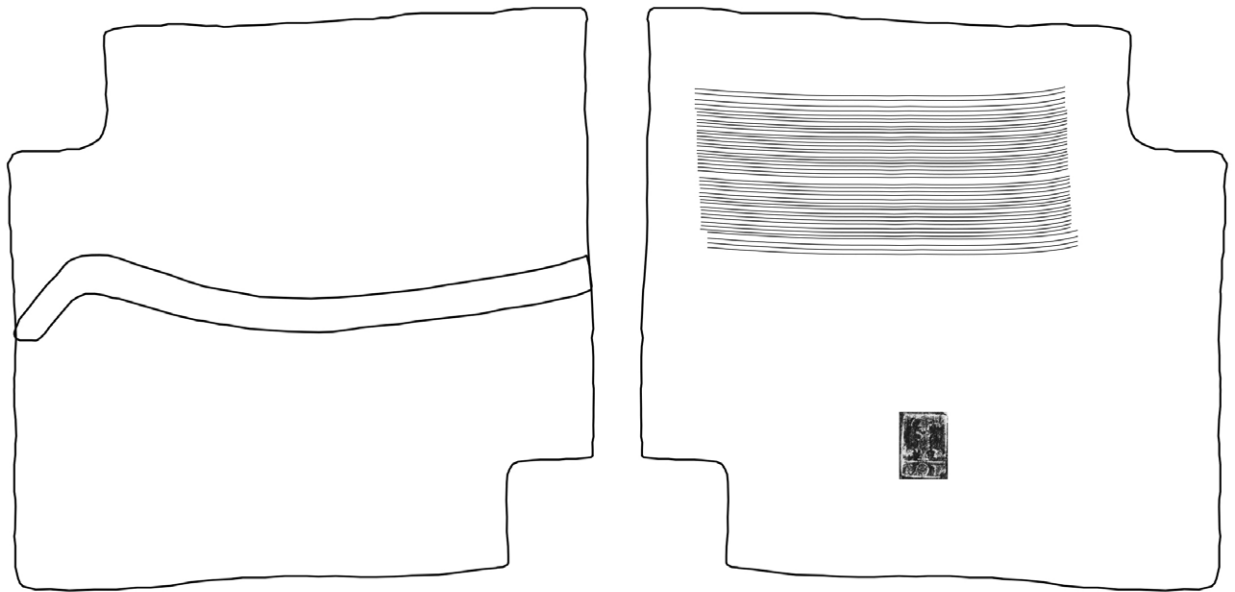
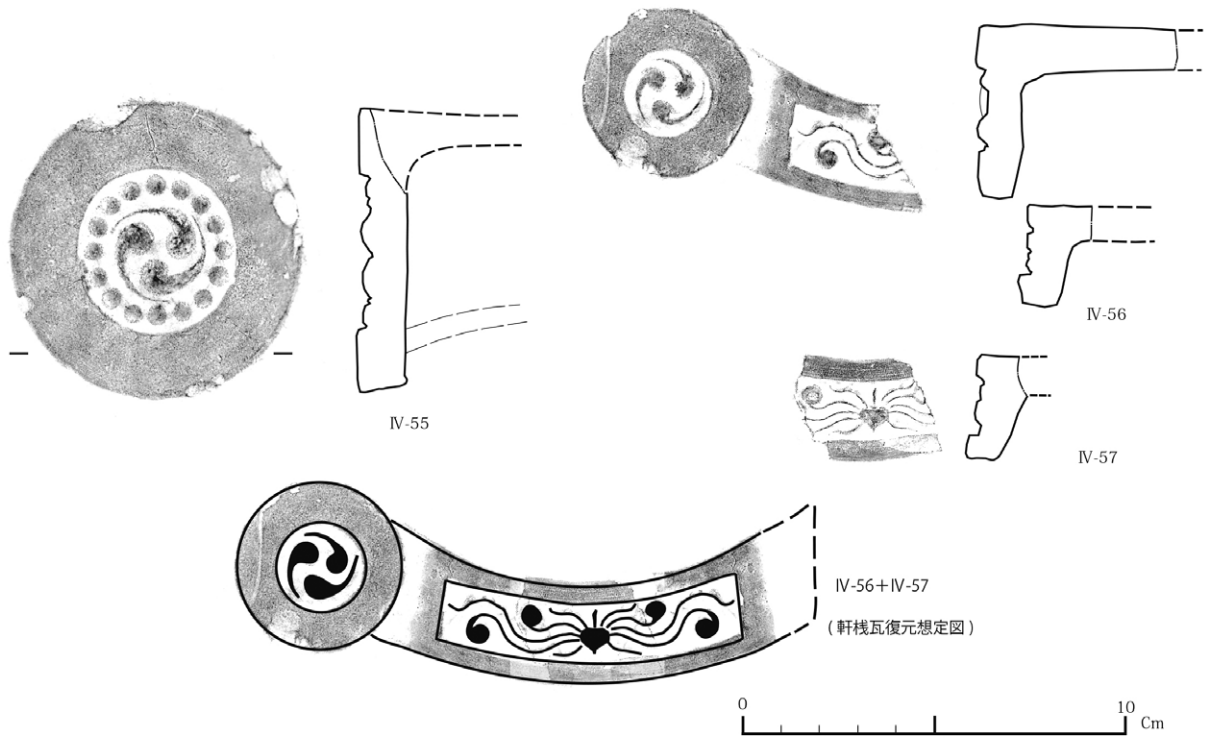


図 4-37 近世近代の遺物①



図 4-38 近世近代の遺物②



IV-58-2 (参考資料)

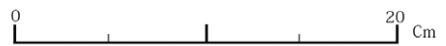


图 4-39 瓦 実測図



图4-40 瓦 写真

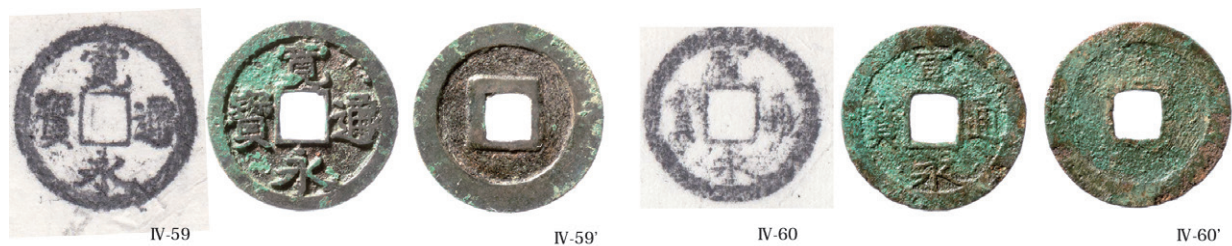


图4-41 钱貨

軒棧瓦は右棧瓦用の軒瓦で、(IV-56)は巴文の丸瓦部と唐草文の平瓦部が認められる。平瓦部の中心部分がないため全体の文様が分からないが、おそらく(IV-57)の文様が中心部分になると推測される。(IV-57)は、ハート様の中心飾りを中心に左右に均等に唐草文らしき線がのびる。もし(IV-56)と(IV-57)が同一の文様が施された軒棧瓦であったとすれば、拓影と実測図の下に載せた復元想定図のようであったと考えられる。

棧瓦は、いぶしの施された右棧瓦である。長さ約29.4cm、幅約30.5cmの、厚さ約2.1cm、先端部の切り込みは長さ約5.4cm、幅約4.4cm、末端部の切込みは長さ約6.2cm、幅約5.4cmを測る。裏面頭側中央に刻印がある。刻印は2区画に分かれていて、上区画には3文字、下区画中央には縦方向に「瓦製造」と彫られ、その周辺四隅に文字が各1つずつ認められる。また、中央から末端にかけて、カキ目が施されている。カキ目は中央に空間があるため、一見2回施されているように見えるが、本来は1回で、原体の櫛歯は43本/8.6cmである。なお、刻印の拓本(IV-58-2)は、実測図に示したものと逆方向である。

(4) 銭貨 (図4-41)

「寛永通宝」である。(IV-59)は直径約24.3mm、厚さ約0.12mmの「古寛永」で、中央の穴は横約0.65×縦約0.66mmを測る。(IV-60)は直径約23.8mm、厚さ約0.12mmの「新寛永」で、中央の穴は横約0.64×縦約0.63mmを測る。

(粟田薫 あわたかおる 文学博士)

(註1) 土師器小皿の観察は川畑敏則(長崎県埋蔵文化財センター)さんに御教示いただいた。

(註2) 玉のうち1点、集中出土地点から東へ約15cm離れた場所で出土している。(図4-2)では、その玉を1'としている。

(註3) 合田芳正「近世の施錠具」(『青山考古』25.26号、2009.)青山考古学会のV群にあたる。

(註4) 図4-17は、基本的には調査時に作成された図であるため2つが付着していても1つの釘番号で表している。この図がこの後の議論の根拠となるため、遺物名称の記載上の省略化以外には変更を加えていない。そのうえで、この後で木棺構造を復元する場合、その後のいくつかの出土状況図では、取り上げ後の遺物観察で得た釘の状況を反映させ、必要に応じて末番を追加した図を作成している。

(註5) 図上では(図4-20～4-22)、残り具合によって不整形になっているものもあるが、本来は四角形である。

(註6) 完形品あるいはほぼ完形品の平均値から割り出した数値で、実際の釘のサイズは数mmのばらつきはかなりある。表4-2を参照されたい。

(註7) 完形品あるいはほぼ完形品でなくても、残存値から分類可能なものも含めた。また、中型品に分類したものには、小型品に近いものや、大型品とする方がふさわしいものもあるが、数値で区切ったために、ほとんどが中型品となってしまった。このような分類に限界のあることを承知の上で、傾向を見るためにおこなった。

(註8) それぞれの図は、木質痕跡を種類別に色分けしているが、これについてはあとで述べる木質痕跡の図(図4-30)を参照されたい。ここでは煩雑になるので凡例を省略している。

(註9) 篩がけで回収された2本が付着した釘(II-106・II-107)は、高さを異にするが、並列して使用されたものである。

(註10) 陶磁器の所属年代は、中野雄二(波佐見町教育委員会)さんと上野淳也(別府大学)さんに御教示いただいた。

(註11) 軒瓦類の拓本作成に池田和江さんの協力を得た。

表 4-2 II号墓墳出土釘・不明鉄器一覧表（その1）

図	釘番号	サイズ	残存長 (mm) (木質部 を含む)	釘部 残存長 (mm)	釘部 復元長 (mm)	頭部 形状	頭部幅 (mm)	足部幅 (mm)	出土 層位	出土 層位	出土方向 (頭部から 足部)	想定 使用方法	木目の方向		備考 (※ここでは釘番号は釘の後ろに 個体番号を付けたもの)
													頭部側	足部側	
4-20 4-23 4-25	II -1	中	44.7	44.7	45.0	-	-	4.1	D層	v 付近木棺外で出土。 南側板外、南へ約14cm。 蓋板から約5cm下。	南東から 北西	-	横	横	頭部欠損。 木棺想定位置より外側で出土のため、使用位置が分からない。ただし木目の方向からみると蓋板から南側板への使用の可能性が高い。
4-20 4-23 4-25	II -2	中	44.8	44.8	45.0	-	-	4.6	D層	ii 北側板に接して出土。 蓋板から約5cm下で 北側板に平行する。	東から西	蓋板から 北側板	横	横	頭部欠損。 北側板に並行して出土しているが、蓋板に近い位置で出土していることと、木目の方向から合わせ考えると、蓋板から北側板に向けて打ち込まれていた可能性が高い。
4-20 4-23 4-25	II -3-1	小	36.5	36.5	36.5	四角	6.2	4.3	D層	ii のほぼ中央北側板 にはほぼ直交。 (北側板の長さのほぼ 中央) 蓋板から約 5cm下。	南から北	蓋板から 北側板	横	横	完形品。 釘3は2本分が上下に並行して 付着。釘3-1は上位のもの。 板材の残存状態から棺の内側から 外側に向けて、釘が飛び出て いたようにも見えるが、蓋板に 近い位置で出土していることと、 木目の方向から合わせ考えると、 蓋板から北側板に向けて打ち込 まれていた可能性もある。
4-20 4-23 4-25	II -3-2	小	40.6	40.6	40.6	四角	7.4	4.3	D層	同上	同上	-	横	横	完形品。 釘3は2本分が上下に並行して 付着。釘3-2は下位のもの。 釘3-1と釘3-2がくっついてい ることから同じような使い方を したと考えられるが、隣り合っ て使う必要があったとすれば、 蓋板から北側板という想定が妥 当かどうか分からない。 頭部に残る板の厚さは13.1mm。
4-20 4-23 4-25	II -4	中	41.7	41.7	41.7	四角	7.1	4.2	D層	vi 南側板にほぼ直交。 (南側板の足元側) 蓋板から約5cm下。	北から南	蓋板から 南側板	横	横	完形品。 出土位置は釘3とほぼ同じ高さ であるが、向かい側の側板(北 側板側)でなおかつ反対する方 向で出土。 すなわち、南側板の内側から外 側に向けた方向で出土。 蓋板に近い位置で出土している ことと、木目の方向から合わせ 考えると、蓋板から南側板に向 けて打ち込まれていた可能性も ある。
4-20 4-23 4-25	II -5	中	46.5	46.5	50.0	四角	7.4	5.1	D層	iiiとviの間 (木棺の中央ライン 上で足元側) 頭部は蓋板下にほぼ 接している。	西から東 へ(斜め に上から 下)	その他 の使用	横	横	先端部は欠損。 全体に湾曲している。湾曲の状 況は釘15・22・30・33・65 と類似。 蓋板に近く、なおかつ蓋板の幅 の中央という出土位置と、木目 の方向を考えると、蓋板の中央 に棧が設置されていた可能性を 想定する必要がある。 木棺を運ぶために設置された角 材の可能性も想定する必要があ らう。
4-20 4-23 4-25	II -6	大	50.5	56.1	56.1	四角	7.5	5.6	D層	vi 東小口板の内側で接 してほぼ並行。 蓋板から約5cm下。	上から下	蓋板から 東小口板	横	横	完形品。 先端部が屈曲している。 蓋板から東小口板の南側を打ち 付けている。 釘7とほぼ同じ高さで出土。 釘7、釘8と先端部の状況が似 ている。
4-20 4-23 4-25	II -7	大	48.6	54.9	54.9	四角	7.1	5.3	D層	iiiとviの間で木棺 外。 (木棺の中央ライン上 で足元側) 東小口板の外側で接 してほぼ並行。 蓋板から約5cm下。	上から下	蓋板から 東小口板	横	横	完形品。 先端部が屈曲している。蓋板から 東小口板の中央北寄り(釘5 の北側)で打ち付けている。 釘6とほぼ同じ高さで出土。 釘6、釘8と先端部の状況が似 ている。
4-20 4-23 4-25	II -8	中	45.7	50.0	50.0	四角	7.2	5.8	D層	iii 東小口板にほぼ直 交。 蓋板から約7cm下。	南から 北(斜め に上から 下)	蓋板から 東小口板	横	横	完形品。 先端部が屈曲している蓋板から 東小口板の北側(釘7の北側) で打ち付けている。 おそらく釘6、7とほぼ同じ高 さだったのが、斜めに傾いて出 土。釘6、釘7と先端部の状況 が似ている。
4-20 4-23 4-25	II -9	中	46.1	46.1	46.1	四角	7.4	4.2	D層	iii 北側板に接して並行。 東小口板から約7cm 西。 蓋板から約5cm下。	上から下	蓋板から 北側板	横	横	完形品。
4-20 4-23 4-25	II -10	-	37.1	37.1	-	-	-	5.6	D層	iii 北側板に接して並 行。 東小口板から約27cm 西。 蓋板約5cm下。	上から下	蓋板から 北側板	横	横	頭部・先端部欠損。
4-20 4-23 4-25	II -11	中	49.7	49.7	49.7	四角	6.7	4.5	D層	iii 北側板に並行。 東小口板から約3cm 西。 蓋板から約7cm下。	上から下	蓋板から 北側板	横	横	完形品。 蓋板厚15mm?

表 4-2 II号墓墳出土釘・不明鉄器一覧表 (その2)

図	釘番号	サイズ	残存長 (mm) (木質部を含む)	釘部残存長 (mm)	釘部復元長 (mm)	頭部形状	頭部幅 (mm)	足部幅 (mm)	出土層位	出土層位	出土方向 (頭部から足部)	想定使用方法	木目の方向		備考 (※ここでは釘番号は釘の後ろに個体番号を付けたもの)
													頭部側	足部側	
4-20 4-23 4-25	II-12	中	36.1	36.1	42.1	四角	7.2	5.7	D層	iii 北側板に並行。 東小口板から約11cm西。 蓋板から約7cm下。	上から下	蓋板から北側板	横	横	先端部が屈曲しているが、先端部欠損。 おそらく釘6~8と先端部の状況は類似しているのでは？
4-20 4-23 4-25	II-13-1	-	36.5	36.5	-	四角	5.8	4.1	D層	ii 北側板に接してほぼ直交。 西小口板から約47cm東。 蓋板から約4cm下。	東から西 (斜め上から下)	蓋板から北側板	横	横	釘13-1と釘13-2は同一個体の可能性が高いが、接合できなかったため、2個体として作図・計測。
4-20 4-23 4-25	II-13-2	-	18.5	23.2	-	-	-	4.2	D層	同上	同上	-	-	横	先端部。 先端部は湾曲している。 先端部の湾曲具合は釘5に類似。
4-20 4-23 4-25	II-14	中	45.7	44.5	44.5	四角	5.5	5.8	D層	i 北側板に接している。 西小口板から約27cm東。 蓋板から約5cm下。	上から下	蓋板から北側板	横	横	完形品。
4-20 4-23 4-25	II-15	中	43.2	43.2	43.2	四角	5.8	4.9	D層	i 北側板に接している。 西小口板から約16cm東。 蓋板から約4cm下。	東から西 (斜め上から下)	蓋板から北側板	横	横	完形品 先端部はわずかに湾曲している。 湾曲の状況は釘5・22・30・33・65と類似。 蓋材の厚さ12.6mm (15mm?) 蓋材と北側板の間に隙間がある。
4-20 4-23 4-25	II-16	-	37.2	37.2	-	-	-	4.5	D層	i 木棺外。 北側板に接している。 西小口板とのほぼ交点。 蓋板から約2cm下。	東から西 (斜め上から下)	蓋板から西小口板	横	横	頭部も先端部も欠損。 先端部は屈曲する。 北西角で使用。
4-20 4-23 4-25	II-17	中	37.3 + 10.0	37.3 + 10.0	49.1	四角	5.5	5.5	D層	iv 南側板から約11cm北。 西小口板から約3cm東。 蓋板から約6cm下。	西から東 (斜めに下から上)	その他の使用	横	縦	2個体に折れているが、復元して実測。 頭部に残る板の厚さは11mm。
4-20 4-23 4-25	II-18	中	42.9	42.9	42.9	四角	5.3	4.5	D層	iv 釘19の北隣。 西小口板と南側板に並行 (交点付近)。 南側板から約4cm北。 西小口板から約2cm東。 蓋板から約5cm下。	上から下	南側板から西小口板	横	縦	完形品。 南側板の厚さ10mm。
4-20 4-23 4-25	II-19	中	43.7	43.7	44.1	四角	5.5	5.3	D層	iv 釘18の南隣。 西小口板と南側板に並行 (交点付近)。 南側板から約2cm北。 西小口板から約2cm東。 蓋板から約5cm下。	上から下	蓋板から西小口板	横	横	ほぼ完形品。 先端部欠損。
4-20 4-23 4-25	II-20	中	44.7	44.7	44.7	四角	5.3	4.5	E層	iv 南側板に釘足部を向けて北側でほぼ直交。 西小口板から約12cm東。 蓋板から約5cm下に釘頭部、約1.5cm下に足部。	蓋板の側で斜めに下 (底側) から上 (蓋側)	その他の使用	横	横	完形品。 出土状況は、木棺内部から外に向かって打ち付けているため、木棺の構造からは不要な釘。 木目の残存状況からみれば、蓋板から南側板に打ち付けたと考えるのが妥当であるが、その場合は現位置から動いたと考える必要がある。 しかし、内側から固定すべき何かがあったと考えることも必要である。 その場合、釘の先端部まで木目が残存していることから、側板の厚さと合わせて4cm以上の板材を想定しなければならない。
4-20 4-23 4-25	II-21-1	中	49.1	49.1	49.1	四角	7.5	5.2	E層	iv 南側板に接して北側でほぼ直交。 西小口板から約23cm東。 蓋板から約2cm下。	西から東 (斜めに上から下)	蓋板から南側板	横	横	完形品。 2本並行して付着している長い方。 木目の方向が短い方と異なる。こちらのの方は出土状況と木目が整合する。ただし足部に木質の付着がほとんどない。
4-20 4-23 4-25	II-21-2	小	39.5	39.5	39.5	四角	5.2	4.1	E層	同上	同上	その他の使用	縦	縦	完形品。 2本付着の短い方。 木目の方向が長い方と異なる。この木目の方向からすると、木棺を構成する釘ではなく、別の使用法を想定しなければならない。
4-20 4-23 4-25	II-22	中	42.3	42.3	42.3	四角	7.1	4.7	E層	vi 木棺外から南側板に斜め方向に突き抜ける。 東小口板から約8cm西。 蓋板と底板のほぼ中間 (蓋板から約14cm下)。	東から西 (斜めに上から下)	蓋板から南側板	横	横	完形品。 先端部は湾曲。湾曲の様子は釘5と類似。 頭部に残る板幅は13.8mm。 出土位置が蓋板からかなり下であるが、木目の状況からは蓋板から南側板に打ち付けたと考えるのが合理的である。 そうであるなら、原位置ではなく埋没したと想定する必要がある。

表 4-2 II号墓墳出土釘・不明鉄器一覧表（その3）

図	釘番号	サイズ	残存長 (mm) (木質部 を含む)	釘部 残存長 (mm)	釘部 復元長 (mm)	頭部 形状	頭部幅 (mm)	足部幅 (mm)	出土 層位	出土 層位	出土方向 (頭部から 足部)	想定 使用方法	木目の方向		備考 (※ここでは釘番号は釘の後ろに 個体番号を付けたもの)
													頭部側	足部側	
4-20 4-23 4-25	II -23	大	35.6	53.2	53.2	四角	7.2	4.9	E層	v 木棺外から南側板に 斜め方向に突き抜け る。 蓋板にほぼ並行。 南側板のほぼ中央 (東小口板から約67 cm西)。 蓋板から約10cm下。	南から北 の後、先 端部は西 から東へ (斜め上 へ)	その他の 使用	横	縦	完形品。 ほぼ中央でL字状に屈折。 屈折部から先端部にかけて木目 が縦方向であることが分かる。
4-20 4-23 4-25	II -24	中	43.0	43.0	43.0	四角	6.2	4.5	E層	ii 木棺のほぼ中央。 蓋板から約15cm下 (ほぼ蓋材と底板の 中間)。	上から下	その他の 使用	横	横	完形品。 足部に木質はほとんど付いてい ない頭部に残る板の厚さ 12.8mm。
4-20 4-23 4-25	II -25	中	49.8	49.8	49.8	四角	5.2	4.1	E層	iv 木棺外から西小口板 を東へ突き抜ける。 南側板から約8cm北。 西小口板に直交。 蓋板にほぼ並行。 蓋板から約4cm下。	西から東 へ(横方 向)	西小口板 から 南側板	横	縦	完形品。 西小口板の厚さは 12.9mm。 出土場所が南側板より内側であ るが、木目の方向から考えると 西小口板から南側板へ打ち込ん だと想定。
4-20 4-23 4-25	II -26	-	30.5	30.5	-	四角	6.9	3.8	E層	iv 西小口板にほぼ並 行。 南側板から約8cm北。 蓋板にほぼ並行。 西小口板から約2cm 東。 蓋板から約5cm下。	西から南 へ(斜め横 方向)	その他の 使用	横	横	先端部欠損。 木目の残存状況から考えれば蓋 板から西小口板に打ち込んだと 考えられるが、出土状況からは そう言えない。
4-20 4-23 4-25	II -27	中	48.1	48.1	48.3	四角	7.1	4.7	E層	木棺外 i 付近。 西小口板の外側に接 して並行。 北側板から約10cm南 に足部先端。 蓋板から約7cm下で 並行。	南から北 へ(横方 向)	その他の 使用	斜	斜	ほぼ完形品。 先端部欠損。 木目の残存状況から考えれば蓋 板から西小口板に打ち込んだと 考えられるが、出土状況からは そうならない。
4-20 4-23 4-25	II -28	-	33.8	33.8	-	四角	7.1	5.2	E層	i と iv のほぼ中間。 北側板と南側板のほ ぼ中央。 西小口から約7cm東。 蓋板から約16cm下で 並行(蓋板と側板の ほぼ中間)。	北から南 へ(横方 向)	その他の 使用	横	横	先端部欠損。 遺体の頭部上で出土。 打ち付けた対象物は不明。
4-20 4-23 4-25	II -29	中	47.2	47.2	47.2	四角	6.6	5.2	E層	iv 木棺の南西部。 蓋板から約5cm下。	上から下	蓋板から 西小口板	横	横	完形品。 蓋板の厚さは約11.4mm。
4-20 4-23 4-25	II -30	-	39.5	39.5	-	四角	6.5	5.8	E層	iv 木棺の南西部。 西小口板から約8cm 東。 南側板から約8cm 北。 蓋板から約7cm下。	南から北 へ(斜め 下へ横方 向)	その他の 使用	横	横	先端部欠損。 先端部は湾曲。 湾曲の状況は釘5・15・22・ 33・65と類似。 頭頂部にも横方向の木目が残る。
4-20 4-23 4-25	II -31	中	43.6	43.6	45.0	四角	-	5.9	E層	iv 木棺の南西部。 西小口板から約6cm 東。 南側板から約11cm 北。 蓋板から約8cm下。	南から北 へ(斜め 下向きの 横方向)	その他の 使用	横	縦	ほぼ完形品。 先端部わずかに欠損。 頭部に残る板材の幅は約10.9 mm。
4-20 4-23 4-25	II -32	-	42.6	42.6	45.0	四角	7.5	5.0	E層	i と iv の中間。 西小口板を突き抜け て直交。 蓋板から11cm下。	西から東 へ(斜め 下向きの 横方向)	蓋板から 西小口板	横	横	先端部欠損。 頭部側に残る板材の厚さ 12.5mm。
4-20 4-23 4-25	II -33	中	47.2	47.2	47.2	四角	6.9	4.7	E層	i 木棺の北西部。 西小口板から約1cm 東。 北側板から約10cm 北。 蓋板から約10cm下。	西から東 へ(斜め 下向きの 横方向)	蓋板から 西小口板	横	横	完形品。 先端部はわずかに湾曲。 湾曲の状況は釘5・15・22・ 30・65と類似。
4-20 4-23 4-25	II -34	-	26.1	26.1	-	-	-	4.0	E層	i 木棺の北西部。 西小口板から約3cm 東。 北側板から約7cm 北。 蓋板から約9cm下。	西から北 東へ? (斜め下 向きの横 方向)	その他の 使用	-	斜	足部のみ残存。 先端部には木質付着無し、木質が 後に取れたのかは不明。 木棺の北西隅で、木棺以外での 使用が想定される釘83・84・88 と高さは異なるもの、打ちつけ 角度が類似する。
4-20 4-23 4-25	II -35	中	45.2	45.2	46.0	四角	5.4	4.9	E層	iv 木棺の南西部。 西小口板から約3cm 東。 南側板から約9cm 北。 蓋板から約6cm下。	西から東 へ? (斜め下 向きの横 方向)	その他の 使用	横	縦	完形品。 頭部に残る板の厚さは 12.4mm。 原位置なら木棺以外での使用と 考えられるが、木目からみると 小口板から側板でも想定できる。 ただし、9cmの移動を想定でき るかである。ここでは木棺以外 の使用を想定する。
4-21 4-23 4-25	II -36	中	50.0	50.0	50.4	四角	7.2	5.4	E層	iv 木棺の南西部。 西小口板を内側から 突き抜けている。 南側板から約5cm 北。 蓋板から約8cm下。	東から西 へ(斜め上 方向の横 方向)	その他の 使用	横	横	ほぼ完形品。 釘37と打ち付け方が類似。 頭部から足部に残る木質から約 11.8mmの厚さの板材が想定され る。

表 4-2 II号墓墳出土釘・不明鉄器一覧表（その4）

図	釘番号	サイズ	残存長 (mm) (木質部 を含む)	釘部 残存長 (mm)	釘部 復元長 (mm)	頭部 形状	頭部幅 (mm)	足部幅 (mm)	出土 層位	出土 層位	出土方向 (頭部から 足部)	想定 使用方法	木目の方向		備考 (※ここでは釘番号は釘の後ろに 個体番号を付けたもの)
													頭部側	足部側	
4-21 4-23 4-25	II-37	中	40.5	40.5	-	四角	7.0	5.3	E層	iv 木棺の南西部でも中央寄り。 西小口板を内側から突き抜けている。 南側板から約15cm北。 蓋板から約8cm下。	東から西へ(斜め上方向の横方向)	その他の使用	横	横	先端部欠損。 釘36と打ち付け方が類似。 36との南北距離は約10mm。
4-21 4-23 4-25	II-38	中	47.9	47.9	48.5	四角	6.0	5.0	E層	iv 木棺の南西部でも中央寄り。 西小口板から約4cm東。 南側板から約15cm北。 底板から約11cm上。	西から東へ?(斜め下向きの横方向)	蓋板から西小口板	横	横	ほぼ完形品。 先端部欠損。 頭部に残る板幅は約12.3mm。 釘39と重なるように出土。 ただし足部の木目の方向が異なる。
4-21 4-23 4-25	II-39	中	45.8	45.8	45.8	四角	5.2	5.0	E層	iv 木棺の南西部でも中央寄り。 西小口板から約4cm東。 南側板から約15cm北。 底板から約11cm上。	西から東へ?(斜め下向きの横方向)	その他の使用	横	縦	完形品? ほぼ完形品? 頭部に残る板幅は約10.3mm。 釘38と重なるように出土にも かかわらず足部の木目方向が異なる。
4-21 4-23 4-25	II-40	中	45.3	45.3	45.3	四角	6.7	5.4	E層	iv 木棺の南西部で南側板に接して並行する。 西小口板から約2cm東。 蓋板から約12cm下。	西から東へ(斜め上向きの横方向)	西小口板から南側板	横	縦	完形品。 釘全体に木質が取り巻く。
4-21 4-23 4-25	II-41	小	39.2	39.2	40.0	四角	7.3	4.0	E層	iv 木棺の南西部で南側板に接して並行する。 西小口板から約1cm東。 底板から約11cm上。	西から東へ(斜め下向きの横方向)	西小口板から南側板	横	縦	ほぼ完形品。 釘全体に木質が取り巻く。
4-21 4-23 4-25	II-42	中	45.8	45.8	46.0	四角	5.0	5.0	E層	i 木棺の北西角近く。 西小口板から約2cm東。 蓋板から4cm下。	上から斜め下	蓋板から北側板	横	横	ほぼ完形品。 頭部に残る板幅は約12.3mm。
4-21 4-23 4-25	II-43	中	37.7	46.0	46.5	四角	5.3	4.5	E層	i 北側板を足部が突き抜ける。 西小口板から約21cm東。 蓋板から約9cm下。	南から北へ(側板内で屈折して木棺外へ突き出す)	その他の使用	横	-	ほぼ完形品。 中央近くで屈曲したのち、先端部でL字状に屈折。屈折部から先端部にかけて木質部はほとんど残らず。
4-21 4-23 4-25	II-44	中	46.7	46.7	48.0	四角	5.0	4.9	E層	iv 南西角に足部を向けて出土。 ほぼ南側板に沿う。 西小口から約3cm東。 底板から約1.5cm上。	下から斜め上へ	底板から南側板	横	横	ほぼ完形品であるが、わずかに先端部欠損。 頭部に残る板幅は約11.9mm。
4-21 4-23 4-25	II-45	中	43.5	43.5	43.5	四角	5.5	3.2	E層	vi 南側板に沿う。 東側板から約11cm西。 底板から約7cm上。	下から斜め上へ	底板から南側板	横	横	完形品。 頭部に残る板の厚さは約11.2mm。
4-21 4-23 4-25	II-46	-	19.2	34.7	46.5	四角	7.9	4.7	E層	vi 南側板に並行して出土。 東小口板から約13cm西。 底板から約8cm上。	東から西へ(わずかに斜め上方向)	底板から南側板	横	横	先端部は欠損。 おそらく釘43とほぼ同じサイズ。 中央部でL字状に屈折。
4-21 4-23 4-25	II-47	-	38.9	37.8	-	四角	6.7	5.5	E層	iii 北側板と東小口のほぼ交点の北東角で出土。 蓋板から約3cm下。	上から下	蓋板から西小口板	横	横	先端部は欠損。 尖端近くでL字状に屈曲。
4-21 4-23 4-25 4-31	II-48-1	中	50.1	50.1	50.1	四角	6.8	4.7	E層	iii 北側板と東小口のほぼ交点の北東角で出土。	北から南へ(横方向)	東小口板から北側板	横	縦	完形品。 頭部に残る板材は厚さ約12.2mm。
4-21 4-23 4-25 4-31	II-48-2	小	40.0	35.3	35.3	-	-	3.8	E層	iii 北側板と東小口のほぼ交点の北東角で出土。	北から南へ(横方向)	東小口板から北側板	縦	縦	おそらく完形品。 釘48-1の頭部に残る板材の下にあった材に使用か?
4-21 4-23 4-25	II-49	中	43.1	43.1	-	-	-	5.2	E層	vi 東小口板から約24cm西。 南側板から約2cm北で出土。 底板から約3cm上。	上から斜め下	蓋板から南側板	横	横	頭部と先端部欠損。 頭部側が湾曲。 底板近くで出土しているが、木目の方向と平面での出土位置を合わせ考えて、埋没したものと想定。
4-21 4-23 4-25	II-50	中	45.2	45.2	45.2	四角	6.0	5.2	E層	vi 東小口板から約24cm西。 南側板から約2cm北で出土。 底板から約2cm上。	下から斜め上へ	底板から南側板	横	横	完形品。 頭部に残る板材の厚さは約14.1mm。
4-21 4-23 4-25	II-51	-	38.0	38.0	-	-	-	4.0	E層	vi 東小口板から約1cm西。 南側板から約3cm北で出土。 底板から約9cm上。	東から西へ(斜め上方向)	東小口板から南側板	-	縦	頭部は欠損のため木目が分からないが、位置から推測するとおそらく横方向であったと想定できる。

表 4-2 II号墓墳出土釘・不明鉄器一覧表（その5）

図	釘番号	サイズ	残存長 (mm) (木質部 を含む)	釘部 残存長 (mm)	釘部 復元長 (mm)	頭部 形状	頭部幅 (mm)	足部幅 (mm)	出土 層位	出土 層位	出土方向 (頭部から 足部)	想定 使用方法	木目の方向		備考 (※ここでは釘番号は釘の後ろに 個体番号を付けたもの)
													頭部側	足部側	
4-21 4-23 4-25	II -52	中	47.3	47.3	47.3	四角	6.6	6.1	E層	vi 南側板と東小口のほ ぼ交点の南東角で出 土。先端部は東小口板に 接し、南側板にほぼ 並行。 底板から約11cm上。	下から 斜め上へ	南側板か ら東小口 板	横	縦	完形品。 頭部に残る板材の厚さは約 14.1 mm木目からは東小口板と南側板と を打ち付けてもよさそうである が、出土位置が原位置なら、南側 板から東小口板を打ち付けること になる。その場合、東小口板と南 側板は組みつぎ加工によって結合 されていたことになる。
4-21 4-24 4-25	II -53	-	32.9	32.9	-	-	-	3.6	E層	viの外 南側板に並行するよ うに接して出土。 頭部を南側、足部を東 小口側に向けて出土。 底板から約7cm上。	上から 斜め下	蓋板から 南側板	-	横	頭部欠損。 底板に近い場所で出土であるが、 釘の方向から埋没したものと想 定。
4-21 4-24 4-25	II -54	中	42.9	42.9	-	-	-	5.5	E層	viの外 南側板にほぼ近接し て出土。 東小口板から約5cm西。 南側板から約1.5cm南。 底板から約4cm上。	東から 西へ（ほ ぼ横方 向）	蓋板から 南側板	-	横	頭部欠損。 底板に近い場所で出土であるが、 釘の方向から埋没したものと想 定。
4-21 4-24 4-25	II -55	-	34.4	34.4	-	-	-	4.4	E層	vi 南側板にほぼ近接し て出土。 東小口板から約5cm 西。 南側板から約2cm 北。 底板から約4cm上。	東から西 へ（ほぼ 横方向）	底板から 東小口板	-	横	頭部欠損。 釘の出土方向が気にかかるが、 若干上向きであることを考慮し て底板からの使用を想定。
4-21 4-24 4-25	II -56-1	中	31.5	49.7	52.3	四角	6.0	6.0	E層	viでもiiiに近い 頭部を下に、足部は東 小口板に接して並行。 南側板から約13cm 北。 底板から約4cm上。	頭部は下 から上、 足部は南 から北の 横方向	底板から 東小口板	横	横	先端部欠損 足部、頭寄りて屈折地山面が若 干上がっているので、底板から の打ち付けが想定できる。
4-21 4-24 4-25	II -56-2	-	13.1	13.1	-	-	-	4.1	E層	同上	上から下	その他の 使用	-	-	頭部のみ残存。 釘 56 の足部に直交して付着。
4-21 4-24 4-25	II -57	-	35.6	35.6	-	-	-	3.5	E層	iiiでもviに近い 東小口板に接して出土 北側板から約15cm 南底板から約4cm上	下から 斜め上	底板から 東小口板	-	横	頭部と先端部が欠損。
4-21 4-24 4-25	II -58	中	43.9	43.9	45.0	四角	7.0	5.1	E層	vでもviに近い。 南側板に接して出 土。 東小口板から約45cm 西。 底板から約4.5cm 上。	上から下	蓋板から 南側板	横	横	ほぼ完形品 底板に近い位置で出土している が、平面出土位置と木目の方向 からすると、埋没したと推測し て、底板から南側板への使用を 想定。
4-21 4-24 4-25	II -59	-	27.0	41.0	-	四角	7.0	5.1	E層	ii 東小口板から約52cm 西。 北側板から約4cm 南。 蓋板から約115cm 下。	下から上	その他の 使用	横	-	先端部欠損。 頭部に残る板の厚さは約 13.2 mm。 中央より頭寄りてL字状に屈折 するが、屈折した先の足部には 木質が付着していない。
4-21 4-24 4-25	II -60	中	45.1	45.1	45.1	四角	7.0	5.5	E層	v 木棺のほぼ中央で 南側板に並行して出 土。 南側板から約2cm 北。 底板から約4cm上。	西から東 へごくわ ずかに上 から下	底板から 南側板	横	横	ほぼ完形品であるが、先端部が ごくわずかに欠損。 頭部に残る板幅は約 14.1mm。
4-21 4-24 4-26	II -61	小	38.1	38.1	40.5	四角	7.0	4.0	E層	vでもivに近い。 南側板に近接して出 土。 西小口板から約52cm 東。 南側板から約1cm北。 底板から約4cm上。	南から北 へ、下か らやや斜 め上に	底板から 南側板	横	横	ほぼ完形品。 頭部に残る板幅は約 12.7mm。 出土方向に問題を残すが、出土 位置と木目の方向からすると底 板から南側板への打ち付けた可 能性が高い。
4-21 4-24 4-26	II -62	中	26.8	47.1	47.1	四角	7.0	5.1	E層	ii 東小口板から約51cm 西。 北側板から約7cm南。 蓋板と底板のほぼ中 間。 底板から約12cm上。	東下から 西斜め上 へ	その他の 使用	横	-	完形品。 頭部に残る板の厚さは約 15.0mm。 釘 59 と足部のL字状の屈折具合 が類似、やはり屈折した範囲の足 部には木質が付着していない。
4-21 4-24 4-26 4-35	II -63-1	-	34.2	40.7	-	-	-	4.6	E層	ivでもvに近い。 南側板に接して出土。 西小口板から約40cm 東。 南側板から約1cm北。 底板から約1.5cm上。	上から下	蓋板から 南側板	-	横	頭部・先端部欠損。 足部は頭部寄りてL字状に屈曲。
4-21 4-24 4-26 4-35	II -63-2	-	-	12.5	-	-	-	3.5	E層	同上	上から下	その他の 使用	-	-	先端部の痕跡が、釘 63-1 に付 着している。
4-21 4-24 4-26	II -64	-	38.4	38.4	-	-	-	6.2	E層	iv 南側板に接して出 土。 西小口板から約 30cm東。 底板から約4cm上。	西から東 へやや 斜め上方 向	底板から 南側板	-	横	頭部・先端部欠損。 出土方向に問題を残すが、出土 位置と木目の方向からすると底 板から南側板への打ち付けた可 能性が高い。
4-21 4-24 4-26	II -65	-	33.7	33.7	-	-	-	5.7	E層	i 西小口板から約25cm 東。 北側板から約4.5cm 南。 底板から約4.5cm上。	下から上	底板から 北側板	-	横	頭部・先端部欠損。 全体に湾曲。湾曲の様子は、釘 釘 5・15・22・30・33 と類似。

表 4-2 II号墓墳出土釘・不明鉄器一覧表 (その6)

図	釘番号	サイズ	残存長 (mm) (木質部 を含む)	釘部 残存長 (mm)	釘部 復元長 (mm)	頭部 形状	頭部幅 (mm)	足部幅 (mm)	出土 層位	出土 層位	出土方向 (頭部から 足部)	想定 使用方法	木目の方向		備考 (※ここでは釘番号は釘の後ろに 個体番号を付けたもの)
													頭部側	足部側	
4-21 4-24 4-26	II-66	大	59.1	57.1	57.1	四角	7.0	6.6	E層	iv 西小口板から約24cm 東南側板に足部先端 が接する。 底板に並行して接す る。	北から 南へ 横方向	その他の 使用	横	横	完形品。 頭部に残る板の厚さ 14.6mm。
4-21 4-24 4-26	II-67	大	50.5	50.5	56.3	四角	7.0	5.2	E層	iv 南側板に頭部を接し て出土。 西小口板から約2cm 東。 底板から約5cm上。	南から 北へ下か ら斜め上 へ	南側板から 西小口板	横	縦	先端部欠損。 頭部に残る板の厚さは 11.6mm。 出土方向に問題を残すが、出土位 置と木目の方向からすると南側板 から西小口板への打ち付けが推測 される。その場合、西小口板と南 側板は組みつき加工によって結合 されていたことになる。
4-21 4-24 4-26	II-68	中	44.5	44.5	44.5	四角	5.8	5.4	E層	iv 西小口板から約2cm 東。 南側板から3m北。 底板から約3cm上。	北から 南へ 横方向	その他の 使用	横	縦	完形品 頭部に残る板の厚さは 10.9mm
4-21 4-24 4-26	II-69	-	5.9 + 26.4 + 13.5	26.4 + 13.5	55.0	-	-	4.5	E層	iv 西小口板に並行して 接する。 南側板から約5cm 北。 底板から約2cm上。	南から 北へ斜め 上方向	底板から 西小口板	-	横	3個体に折れていて、直接接合 しない。 全体に湾曲していた可能性が高い。 その場合、湾曲の様子は、釘釘 5・ 15・22・30・33・65 と類似。
4-22 4-24 4-26	II-70	中	48.7	48.7	48.7	四角	7.0	4.5	E層	vi 底板に並行するが、 頭部は南側板から外 側にある。 東小口板から約30cm 西。 底板から約2cm上。	南から 北へ 上から下	底板から 南側板	横	横	完形品。 頭部に残る板幅は 9.1mm。
4-22 4-24 4-26	II-71	-	20.1	20.1	-	-	-	3.7	E層	v 底板にほぼ並行する が、欠損した頭部は おそらく南側板の外側 にあったと推測される。 南側板のほぼ中央、 東小口板から約60cm 西。 底板から約2cm上。	東から 西へ下か ら斜め 上方向	底板から 南側板	-	横	先端部のみ残存。
4-22 4-24 4-26	II-72	中	46.4	46.1	47.8	四角	7.0	3.7	E層	iii 東小口板から約34cm 西。 底板から約2cm上。	下から 斜め上 方向	底板から 北側板	横	横	ほぼ完形品。 先端部欠損。 頭部に残る板幅は 13.8mm。
4-22 4-24 4-26	II-73	-	16.8 + 14.7	16.8 + 14.7	-	四角	7.0	4.0	E層	ii 東小口板から約 50cm西。 底板に接する。	上から下	蓋板から 北側板	横	横	2個体に折れていて直接接合し ない。 先端部欠損。 底板に接するが、打ち付けた方 向からみて、埋没したと想定。
4-22 4-24 4-26	II-75	中	47.0	47.0	47.0	四角	5.5	4.9	E層	i 西小口板から約18cm 東。 底板から約3cm上。	下から 斜め上	底板から 北側板	横	横	完形品。 頭部に残る板の厚さは 12.1mm。
4-22 4-24 4-26	II-76	中	48.9	48.9	48.9	四角	5.5	5.3	E層	i 底板にほぼ並行して 出土。 西小口板から約11cm 東。 底板から約1~2cm 上。	北から 南斜め下 方向	底板から 北側板	横	横	完形品。 頭部に残る板の厚さは 13.5mm。
4-22 4-24 4-26	II-77-1	中	43.2	42.5	42.5	四角	5.5	5.1	E層	i 西小口板から約3cm 東。 蓋板から約6cm下。	上から 斜め下 方向	その他の 使用	横	-	完形品。 頭部に残る板の厚さは 12.2mm。 足部に木質の付着は少ないため、 木目の方向は不明。
4-22 4-24 4-26	II-77-2	中	29.2	29.2	-	-	-	4.7	E層	同上	-	-	横	縦	釘 77-1 と一緒に取り上げられ ているが、図に描かれているの は釘 77-1 のみ
4-22 4-24 4-26	II-78	中	46.0	49.0	49.0	四角	5.5	4.3	E層	i 北側板に接して出土。 西小口板から約2cm 東。 蓋板から約8cm下。	西から 東へほぼ 横方向	西小口板 から北側 板	横	縦	完形品。先端部のみ屈折。 頭部に残る板材の厚さ 10.0mm。
4-22 4-24 4-26	II-79	中	42.8	42.0	42.0	四角	6.5	5.5	E層	i 底板から西小口板に 向かうように見える が、木目の方向が合 わない。西小口板から 約1~4cm東。頭部は底 板に接している。	下から 斜め上 方向	底板から 西小口板	横	横	完形品。 頭部に残る板の厚さは 13.0mm。
4-22 4-24 4-26	II-80	中	44.7	44.7	44.7	四角	6.3	5.6	E層	iv 木棺のほぼ西端中 央。 西小口板から約1.5cm 東。 先端は底板に接する。	上から 斜め下 方向	その他の 使用	横	縦	完形品。 頭部に残る板の厚さは 9.3mm。

第4章 出土した遺物

表 4-2 II号墓墳出土釘・不明鉄器一覧表 (その7)

図	釘番号	サイズ	残存長 (mm) (木質部 を含む)	釘部 残存長 (mm)	釘部 復元長 (mm)	頭部 形状	頭部幅 (mm)	足部幅 (mm)	出土 層位	出土 層位	出土方向 (頭部から 足部)	想定 使用方法	木目の方向		備考 (※ここでは釘番号は釘の後ろに 個体番号を付けたもの)
													頭部側	足部側	
4-22 4-24 4-26	II -81	中	49.7	49.7	49.7	四角	7.0	4.7	E層	iv 南側板から約7cm北。 底板にほぼ接してい る。	下から 斜め上へ	その他 の使用	横	縦	完形品。 頭部に残る板の厚さは13.5mm。 出土方向に問題を残すが、出土位 置と木目の方向からすると西小口 板から底板への打ち付けたと推測 される。その場合、西小口板と底 板は組みつき加工によって結合さ れていたことになる。
4-22 4-24 4-26	II -82	中	51.5	51.5	51.5	四角	7.0	5.0	E層	i 北側板から約3cm南。 蓋板から約7cm下に足 部尖端。	下から 斜め上へ	南その他 の使用	横	横	完形品。 頭部に残る板の厚さは11.5mm。 北側板から西小口板に向けて打 ち付けたように見えるが、その 場合、組みつき加工を想定して も木目が合わない。 木棺とは関係しない使用法を想 定せざるを得ない。
4-22 4-24 4-26	II -83	中	38.1	38.1	43.0	四角	6.5	4.5	E層	i 北側板に並行して出 土。 西小口板から約2cm 東。 蓋板と底板のほぼ中 間。	西から 東へほぼ 横方向	その他 の使用	横	横	先端部欠損。 頭部に残る板の厚さは13.2mm。 西小口板から北側板への打ち付 けた可能性が想定されるが、そ の場合、組みつき加工を想定し ても木目の方向が合わない。 木棺の北西隅で、木棺以外での 使用が想定される釘34・84と 高さは異なるものの、打ちつけ 角度が類似する。
4-22 4-24 4-26	II -84	大	20.0 + 27.8	20.0 + 27.8	53.1	四角	7.0	6.1	E層	i 北側板の外側で並行 して出土。 西小口板から約2cm 東。 ii -83と並行するが、 83より約4cm下、底板 から約10cm上。	西から 東へほぼ 横方向	その他 の使用	横	横	2個体に折れていて、直接接合 しない。 頭部に残る板の厚さは12.5mm。 西小口板から北側板への打ち付 けた可能性が想定されるが、そ の場合、組みつき加工を想定し ても木目の方向が合わない。 木棺の北西隅で、木棺以外での 使用が想定される釘34・83と 高さは異なるものの、打ちつけ 角度が類似する。
4-22 4-24 4-26	II -85	中	45.6	45.6	45.6	四角	7.0	6.1	E層	i 底板に並行して出土。 西小口板から約2cm 東。 底板から約1.5cm上。	西から 東へほぼ 横方向	西小口板 から北側 板	横	縦	完形品。 頭部に残る板厚痕跡は、約9.0 mm。
4-22 4-24 4-26	II -86	大	52.6	52.6	52.6	四角	7.0	6.0	E層	i 北側板から約2cm南。 底板から約4cm上。	北から 南へほぼ 横方向	北側板か ら西小口 板	横	縦	完形品。 頭部に残る板厚痕跡は、約10.2mm。 出土位置と木目の方向からする と北側板から底板への打ち付け たと推測される。 その場合、と底板は組みつき加 工によって結合されていたこと になる。
4-22 4-24 4-26	II -87	中	45.6	45.6	45.6	四角	7.0	5.5	E層	i 底板にほぼ並行して出 土。 北側板から約2.5cm 南。 底板から約1cm上。	北から 南へほぼ 横方向	その他 の使用	横	横	完形品。 北側板から底板へ打ち付けた可 能性が想定されるが、その場合 組みつき加工を想定しても木目 の方向が合わない。
4-22 4-24 4-26	II -88	-	26.9	25.2	-	四角	7.0	7.1	E層	i 頭部は北側板に接し て出土。 西小口板から約3cm 東。 底板から約3cm上。	下から 斜め上へ	底板から 西小口板	横	横	足部は大半が欠損。
4-22 4-24 4-26	II -89	-	33.6	33.6	-	四角	7.0	5.2	E層	i 頭部は北側板に接し て出土。 西小口板から約15cm 東。 底板から約2.5cm上。	北から 南へ斜め 方向	その他 の使用	横	横	先端部欠損。 頭部に残る板の厚さは15.7mm。 北側板から板に向けて打ち付け たのか分からない。
4-22 4-24 4-26	II -90	-	21.9	21.9	-	四角	7.0	5.1	E層	i 西小口板から約17cm 東。 北側板から約2cm 南。 底板から約2.5cm上。	下から上	底板から 北側板	横	横	取り上げられた釘は足部の大半 が欠損しているが、出土状況 ではほぼ完形品だったようだ。
4-22 4-24 4-26	II -100	-	16.9	13.4	-	-	-	3.2	D層	西側	-	-	横	-	頭部の位置は不明。 先端部欠損。
4-22 4-24 4-26	II -101	-	21.6	21.6	-	-	-	2.4	D層	-	-	-	-	横	脚部は木質で復元。
4-22 4-24 4-26	II -102	-	48.1	46.7	50.0	-	-	4.0	D層	-	-	-	横	横	頭部・脚部尖端欠損。
4-22 4-24 4-26	II -103	-	13.6	13.6	-	四角	7.0	4.2	D層	-	-	-	横	縦	木質は1枚分の板のみ。
4-22 4-24 4-26	II -104	-	28.2	22.9	-	-	-	4.2	D層	-	-	-	-	横	-
4-22 4-24 4-26	II -105	-	15.8	15.8	-	-	-	2.4	D層	-	-	-	-	縦	先端部残存。
4-22 4-24 4-26	II -106	中	42.3	42.3	45.0	四角	8.1	3.8	E層	西側	-	-	横	横	釘106は2本分付着。 長い方を釘106-1とする。 頭部に残る板厚痕跡は、約11.5 mm。

表 4-2 II号墓墳出土釘・不明鉄器一覧表（その8）

図	釘 番号	サイズ	残存長 (mm) (木質部 を含む)	釘部 残存長 (mm)	釘部 復元長 (mm)	頭部 形状	頭部幅 (mm)	足部幅 (mm)	出土 層位	出土 層位	出土方向 (頭部から 足部)	想定 使用方法	木目の方向		備考 (※ここでは釘番号は釘の後ろに 個体番号を付けたもの)
													頭部側	足部側	
4-22 4-24 4-26	II -107	-	21.1	21.1	-	四角	6.9	3.6	E層	西側	-	-	横	横	釘106は2本分付着。 短い方を釘107とする。
4-22 4-24 4-26	II -108	中	48.0	48.0	50.0	四角	7.6	4.5	E層	西側	-	-	横	横	頭部側板幅13mm程度。
4-22 4-24 4-26	II -109	-	20.3	-	-	-	-	3.2	E層	西側	-	-	横	-	頭部は板の中、板幅は13.1mm程 度。
4-22 4-24 4-26	II -110	-	29.7	29.7	-	四角	7.0	4.3	E層	中	-	-	横	横	-
4-22 4-24 4-26	II -111	-	31.1	31.1	-	-	-	4.5	E層	中	-	-	-	横	先端部残存
4-22 4-24 4-26	II -112	-	20.8	20.8	-	-	-	2.9	E層	東側	-	-	-	横	先端部残存
4-22 4-24 4-26	II -113	-	12.9	12.9	-	-	-	2.9	E層	東側	-	-	-	横	先端部側
4-22 4-24 4-26	II -74 (鉄片1)	-	73.4	-	-	-	-	-	E層	i (木棺の北外 側) 西小口板から約35cm 東蓋板から約10cm下	-	-	-	-	釘74として取り上げている木 棺外のi付近で出土

第5章 発掘調査の総括

表 4-3 土器・陶磁器・ガラス瓶・石鍋・砥石一覧表（その1）

図	遺物番号	出土場所・層序・日付	口径 (cm)	残存器高 (cm)	高台径 または 底径 (cm)	高台高 (cm)	色調	焼成・胎土	備考
4-45	IV -1	方形土坑上面 20170825	8.1	2.4	-	-	施釉部：乳茶色 露胎部：茶色	焼成：良好 胎土：精良	古唐津碗 17世紀前半
4-45	IV -2	方形土坑内 埋土 20170829	-	-	-	-	施釉部：薄茶色 露胎部：薄茶色	焼成：良好 胎土：精良	福建染付 漳州窯
4-45	IV -3	墓石付近 礫層中 20170824	-	-	-	-	施釉部：濃緑色 露胎部：灰色	焼成：良好 胎土：精良	青磁碗 龍泉蓮弁文：15世紀？
4-45	IV -4	礫層検出清掃時 20170824	-	-	-	-	施釉部：濃緑色 露胎部：灰茶色	焼成：良好 胎土：精良	青磁碗 龍泉蓮弁文
4-45	IV -5	2号墓壙 集石下部 2021.8.27	-	-	-	-	施釉部：濃緑色 露胎部：灰色	焼成：良好 胎土：精良	青磁碗 龍泉窯か
4-45	IV -6	方形土坑内 墓壙掘方上面 20170829	-	-	-	-	施釉部：深緑色 露胎部：灰色	焼成：良好 胎土：精良。 黒色微砂粒をわずかに含む。	青磁碗 龍泉蓮弁文
4-45	IV -7	2号墓壙 埋土 A層 2021.8.30	-	-	-	-	施釉部：濃緑色 露胎部：灰色	焼成：良好 胎土：精良	青磁碗 龍泉蓮弁文
4-45	IV -8	2号墓壙 埋土 D層 2021.9.5	-	-	-	-	施釉部：濃緑色 露胎部：灰色	焼成：良好 胎土：精良	輸入陶磁器片 青磁碗
4-45	IV -9	方形土坑内 墓壙掘方上面 20170829	19.8	3.0	受部径 21.0	-	-	-	石鍋 滑石製
4-45	IV -10	2号墓壙 A層底面直上 2021.9.2	-	4.7	-	-	-	-	石鍋 滑石製
4-45	IV -11	2号墓壙 B層礫群中 2021.9.2	24.6	6.3	受部径 25.5	-	-	-	石鍋 滑石製
4-46 4-47	IV -12	基壇外北側 黒色土 20170822	4.7	1.1	3.8	-	内面：明橙色 外面：明橙色 断面：明橙色	焼成：良好 胎土：精良	かわらけ小皿
4-46 4-47	IV -13	墓壙 蓋石埋土 20170831	3.8	1.3	-	-	内面：灰褐色 外面：灰褐色 断面：灰褐色	焼成：良好 胎土：精良。 白色微砂粒、くさり礫を含む。	かわらけ小皿
4-46 4-47	IV -14	基壇外北側 黒色土 20170822	-	1.1	4.2	-	内面：明橙色 外面：明橙色 断面：明橙色	焼成：良好 胎土：精良。 くさり礫を含む。	かわらけ皿
4-46 4-47	IV -15	基壇南東 G 礫層 20160908	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	青花？
4-46 4-47	IV -16	2号墓壙 集石上層 2021.8.24	-	-	-	-	施釉部：乳茶色 露胎部：茶色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 打ち刷毛目：18世紀前半
4-46 4-47	IV -17	方形基壇 裏込下部 2021.8.25	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 網代文：17世紀中葉
4-46 4-47	IV -18	基壇南東 G 黒褐色土 20160908	-	-	-	-	施釉部：灰茶色 露胎部：茶色	焼成：良好 胎土：精良。 黒色微砂粒を少量含む。	肥前系磁器染付碗 コンニャク印判：1640～1750
4-46 4-47	IV -19	方形石組 下部基礎表土中 2021.8.25	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 コンニャク印判：18世紀前半
4-46 4-47	IV -20	方形基壇 裏込 2021.8.26	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 コンニャク印判：18世紀前半
4-46 4-47	IV -21	方形基壇 裏込 2021.8.26	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 18世紀中葉
4-46 4-47	IV -22	方形基壇 裏込 2021.8.26	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 網代文：18世紀前半
4-46 4-47	IV -23	方形基壇 裏込 2021.8.26	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前陶胎染付碗 18世紀前半
4-46 4-47	IV -24	基壇南東 G 黒褐色土 20160908	-	-	-	-	施釉部：灰色 露胎部：灰白色	焼成：良好 胎土：精良。 黒色微砂粒を少量含む。	肥前系磁器染付碗 コンニャク印判：1640～1750
4-46 4-47	IV -25	基壇南東 G 礫層 20160908	-	-	-	-	施釉部：灰茶色 露胎部：茶色	焼成：良好 胎土：精良。 黒色微砂粒をわずかに含む。	肥前系磁器染付碗 コンニャク印判：1690～1750
4-46 4-47	IV -26	2号墓壙 表土法面灰 2021.8.30	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 コンニャク印判：18世紀前半
4-46 4-47	IV -27	2号墓壙 集石上層 2021.8.24	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 網代文：18世紀

表 4-3 土器・陶磁器・ガラス瓶・石鍋・砥石一覧表（その2）

図	遺物 番号	出土場所・ 層序・日付	口径 (cm)	残存 器高 (cm)	高台径 または 底径 (cm)	高台高 (cm)	色調	焼成・胎土	備考
4-46 4-47	IV-28	方形基壇 裏込 2021.8.26	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 コンニャク印判：18世紀前半
4-46 4-47	IV-29	2号墓墳 瓦付近 2021.8.24	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 18世紀前半
4-46 4-47	IV-30	礫群 上層西側 2021.8.30	-	-	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 18世紀後半
4-46 4-47	IV-31	基壇南東 G 黒褐色土 20160908	-	-	-	-	施釉部：灰色 露胎部：茶色	焼成：良好 胎土：精良。黒色微砂粒を含む。	肥前系磁器染付碗 コンニャク印判：1640～1750
4-46 4-47	IV-32	基壇南東 G 石碑勅全面土坑 埋土上位 20160909	8.4	2.9	-	-	施釉部：灰白褐色 露胎部：灰白褐色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 網代文：17世紀？
4-46 4-47	IV-33	基壇北東 G 褐色土北側礫層下 20160913	9.0	2.8	-	-	施釉部：乳灰色 露胎部：灰色	焼成：良好 胎土：精良。 黒色微砂粒をわずかに含む。	肥前系磁器染付碗 網代文
4-46 4-47	IV-34	基壇外北側 土砂下上面 (黒色土) 20170821	8.8	4.2	-	-	施釉部：薄茶色 露胎部：茶色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 コンニャク印判：1690～1750
4-46 4-47	IV-35	基壇南東 G 大石群内褐色土層 20160910	8.8	2.5	-	-	施釉部：灰白褐色 露胎部：灰色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 菊花文：18世紀前半？
4-46 4-47	IV-36	墓石抜き取り痕 20170823	10.0	2.8	-	-	施釉部：薄茶色 露胎部：茶色	焼成：良好 胎土：精良。 黒色微砂粒をわずかに含む。	肥前系磁器染付碗 18世紀
4-46 4-47	IV-37	基壇南東 G 黒褐色土 20160908	10.1	3.5	-	-	施釉部：灰茶色 露胎部：茶色	焼成：良好 胎土：精良。 黒色微砂粒を少量含む。	肥前系磁器染付碗 コンニャク印判：1640～1750
4-46 4-47	IV-38	基壇北東 G 礫層玉砂利層下 20160913	8.4	2.5	-	-	施釉部：薄茶色 露胎部：茶色	焼成：良好 胎土：精良。 黒色微砂粒を含む。	肥前系磁器染付碗 雨降り文：1690～1750
4-46 4-47	IV-39	基壇北東 G 礫層玉砂利層下 20160913	7.2	2.4	-	-	施釉部：乳白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良。 黒色微砂粒をわずかに含む。	肥前系磁器染付碗 梅樹雪輪文：1690～1780
4-46 4-47	IV-40	墓石抜き取り痕 20170823	4.8	2.4	-	0.4	施釉部：薄灰茶色 露胎部：灰茶色	焼成：良好 胎土：精良。黒色微砂粒を含む。	肥前系磁器染付碗
4-46 4-47	IV-41	基壇外北側 土砂下上面 (黒色土) 20170821	10.2	3.1	-	-	施釉部：白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	中国産白磁碗？
4-46 4-47	IV-42	基壇南東 G 黒褐色土 20160908	6.1	1.7	-	-	施釉部：乳白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	磁器皿
4-46 4-47	IV-43	基壇南東 G 石碑勅全面土坑 埋土上位 20160909	7.5	2.1	-	-	施釉部：灰緑色 露胎部：灰白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系青磁仏花瓶 波佐見？：18世紀？
4-46 4-47	IV-44	基壇北東 G 砂利層 20160913	-	-	-	-	施釉部：白色 露胎部：灰色	焼成：良好 胎土：精良。黒色微砂粒を含む。	肥前系磁器灰入れ
4-46 4-47	IV-45	2号墓墳 集石上層 2021.8.24	7.3	2.9	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付筒型碗 18世紀後半
4-46 4-47	IV-46	方形基壇 裏込 2021.8.26	-	6.1	-	-	施釉部：薄灰茶色 露胎部：灰茶色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系陶磁器 青磁 仏花瓶：19世紀
4-46 4-47	IV-47	墓碑周辺 (移動時取り上げ) 20170822	6.2	8.5	5.6	2.5	施釉部：白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	磁器染付坏
4-46 4-47	IV-48	2号墓墳 瓦付近 2021.8.24	17.7	1.5	-	-	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付 19世紀
4-46 4-47	IV-49	墓碑周辺 (移動時取り上げ) 20170822	6.6	16.7	5.9	1.0	施釉部：灰白色 露胎部：灰茶色	焼成：良好 胎土：精良。黒色微砂粒を含む。	磁器染付徳利
4-46 4-47	IV-50	方形石組中 小坏 2021.8.25	7.4	4.0	3.4	0.4	施釉部：灰白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	肥前系磁器染付碗 湯呑：近代 添え物か？
4-46 4-47	IV-51	墓壇外集石遺物 05 礫下土 20170901	5.0	2.7	-	-	施釉部：白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	磁器染付 明治
4-46 4-47	IV-52	墓石抜き取り痕 20170823	7.2	6.3	0.6	4.5	施釉部：白色 露胎部：白色	焼成：良好 胎土：精良	磁器染付碗 昭和
4-46 4-47	IV-53	方形土坑内 墓壇掘方上面 20170829	最大長 4.9	最大幅 3.5	最大厚 0.6	-	-	-	砥石 (磁器からの転用品)
4-46 4-47	IV-54	墓碑周辺 (移動時取り上げ) 20170822	7.1	7.1	-	-	青緑色	焼成：良好 胎土：精良	ガラス瓶

第5章 発掘調査の総括

1. 遺構の概要

第1次～4次の4回の発掘調査成果について、判明した遺構の時間的順序に沿ってまとめる。

(1) 墓所の構造

①**墓所の選定** かなりきつい丘陵の斜面を削って平坦面を造成し、そこに墓所を造っている。そのため、法面に余裕がなく、がけ崩れが頻発し、墓所が埋没した根本的理由となっている。伊木力は千々石ミゲルが17世紀の初めに600石で大村家に仕えた際の所領であるので、墓所の位置の選定に当たってその領地を見下ろす場所がえらばれた可能性も指摘できるが、これはミゲルが死亡した場所がどこかという問題とからんで、まだ議論が続くと思われる。複数の被葬者を対象として、ひとつの造成面が設けられているので、従者の墓を含めてすべての墓はミゲルの関係者の墓である可能性が高い。

②**墓所の造成と「地鎮」** ひとつの墓所に夫婦と従者の墓を1単位として葬るのは、12世紀以来の日本の一族墓地の典型的な様相である。造成の手順と経過は平坦面を土工で造成し、地ならし（その際下部整地層として部分的な土層がある）を行って地鎮と推定される祭祀行為（火を焚き、土師器小皿を埋納）をおこない、そのごまずひとつの墓石を立てて、ふたたび大規模に整地してから、2基の棺を別個に埋葬し、その後双方の墓壙の上に共通の集石遺構でおおって完成している。

(2) 墓石の建立

①**自然石立碑** 墓石は高さ2.5m、最大幅1.2m、最大厚さ0.27m、重さ2トン強と推定される巨大な自然石立碑である。石材は安山岩である。背後の山塊から採集されたとしてもおかしくない石材である。二名の夫婦と考えられる戒名が、正面に刻まれている。「妙法」「自性院妙信靈」「十二日」「寛永九申年十二月」「本住院常安靈」「十四日」と正面に、法華宗の戒名が刻まれ、背面に「千々石玄蕃允」と刻まれている。基部が狭く細くなっているため、かなり不安定な石材である。そのため何度も転倒したと推定される。

②**建立位置と建立過程** 検出された墓石堀方から考えられるのは、墓石を埋葬施設の直上に建てる発想ははじめからなく、墓壙の位置と別の位置に立てていることである。1号墓2号墓に別々に墓石を作らずに、1基の墓石で夫婦2名の墓としていることである。そのため建立位置も、1号墓壙と2号墓壙と墓石堀方が切りあうことなく、その中間となる位置で墓壙の背後＝奥になる位置に建てられている。両墓壙を覆う集石遺構を正面に置いてみると、その中心奥に位置することになる。層序の検討により墓石堀方は「地鎮」のあと掘削されている。墓石を立てたのち堀方を埋め、礫まじりの層で整地（上部整地層）されている。墓石痕跡は上部整地層で固められているので、まず墓石を建立し、その後1号墓壙と2号墓壙が掘られたことは明瞭である。

(3) 1号墓壙

①**構造と規模** 二段掘りの墓壙をもつ石蓋礫槨木棺墓である。一次墓壙の平面規模は地上に露出する集石遺構の東西の規模に合致し、下段の二次墓壙の形態と規模は木棺として利用された長持の長さ・幅・高さなどの大きさによって決定されるものと考えられる。

②**礫槨** 長持の周りに礫石を囲い、石蓋をする点から礫槨をもつといえる。近世墓地で槨を造るのは庶民階層ではなく、上級武士など一定の身分を持つものである。規模の評価とも一致する。礫積みの最下部は2段程度、槨を置く前に整え、長持棺を設置して、竿通しの金具を広げてから、さらに石をつめていき、そこに3枚の自然石（一枚は半円形に整形している）を蓋石として覆っている。木棺の周りにこのような石蓋礫槨をつくることは、近世墓では大変珍しく上級武士など一定の身分を持つもので行われるものである。また墓壙を埋める際には土で埋めた後、礫をかぶせたり、地山の赤い土をかぶせたり丁寧な埋め方を行っている。石材は背後山塊から採取できる安山岩である。

③**長持と成人女性一体埋葬** 長持（長さ約100cm×幅50cm×高さ50cm）は上下の四隅に金具を取り付け、鉄釘で固定したものである。長持そのものは竿通しの金具の一方の先端が欠け、いっぽうには補修の痕跡があり、新品でないことがわかる。長持は蓋をして錠をかけている。内部の人骨の状況から頭を西に顔を南に向けた一体の成人女性の横臥屈肢葬である。この姿勢は小ぶりの長持に納められたために起こったことである。錠を解くための鍵が見つからなかったため、長持に死者を納めた後、蓋をして錠をかけたことは明らかである。長持に錠をかけて棺として使う埋葬は、日本の近世墓地に時折見られるものであるが、どのような理由によるものか、今のところ不明であるが、キリスト教などの宗教に起源するものではなく、流行病などの死者にたいする民間習俗によるものと推定される。

④**副葬品** 透明なガラス片とガラス玉類さらに布かと推定される繊維片が発見されたことが特筆される。とくにガラス片は同一のものが長崎市の二十六聖人記念館所蔵の大分市丹生小原出土遺物群のなかに存在し、被葬者が身に付け胸に近い位置あるいは手に持っていたキリシタン信仰具と考えてよい。キリスト教の聖牌（後藤晃一氏推定）である可能性が高いが、なお議論が必要である。1号墓の被葬者が生前キリスト教を信仰していたことを示す貴重な資料である。

もう一つの特徴は六道銭（三途の川の渡し賃としての銅銭6枚＝閻魔（えんま）様が登場する仏教思想が背景にある）や、土師器皿の副葬が見られないこと、つまり納棺時には仏教儀礼がおこなわれていないと考えられる点である。

以上のように1号墓壙の被葬者はキリシタンのように葬られていることはあきらかである。

(4) 2号墓壙

①**構造と規模** 二段掘りの木棺直葬墓であるが、南側にのみ一次墓壙があり、南北1.4m、東西2.4m図り東西方向に長い隅丸長方形の墓壙となる。

②**木棺** 墓壙の中央底面に接して長さ140cm、幅40cm、高さ40cmの長方形の木棺痕跡が見つかった。墓壙の長軸と同じ東西方向に置かれていた。100本以上の釘が出土し当初の位置をよく保っていた。釘の出土位置と先端の方向から推定して、木棺には底板があり釘付けされている。棺蓋も釘付けされたと推定される。木棺の頭部に当たる位置から大量の釘が発見され、有機的な何かがあったと推定される。

③**成人男性一体埋葬** 木棺の内部底面からは1体分の人骨が発見された。人骨の状況から頭を西に

顔を南に向けた成人男性の横臥屈肢葬である。

③**副葬品** 全くなかった。仏教的な六道銭や土師器埋納など儀礼が伴っていないことを意味するが、1号墓壙のようにキリシタン信仰用具の副葬はなかった。

(5) 集石遺構

①**形態と範囲** 二基の墓壙の上に一帯の南北に長い長方形の集石遺構が覆っている。南北約4.7m、東西約2.4mをはかる。高さは安定していないが20～30cmの台形である。集石遺構は墓石と並んで、長く地上に露出し、子孫の供養の直接の目印になる施設であるから、二名の墓の一体性が見て取れる。墓石が一つであるのと同じ効果を発揮する。

②**性格** 集石遺構の形態は中近世の日本の積石墓によくみられる様相で、夫婦とか兄弟とか親子とか密接な関係にある二人の人物の墓である可能性は高いと考えられる。この点からも1号墓とその隣と想定される2号墓は墓碑に記されたミゲル夫婦の可能性が高い。

集石遺構は以後地上に露出するので、その規模に死者あるいは後継者の地位や身分が反映される可能性が高く、当時の身分体系のなかでかなりの上級身分の者の埋葬施設であることを示す。地上に見える形で集石を長方形に積む行為は、九州の中世ではよく見られる現象で、特にキリシタンだから仏教徒だからという違いはなく、固有の民俗習慣とも言えるが、被葬者あるいは埋葬者の身分や家格にふさわしい墓地を作るといった身分社会の習慣が働いていると考えられる。

(6) 周囲の墓

①**3号墓** 1号墓壙の北辺で半分発見された方向の異なる方形の礫群も墓と推定され、それを3号墓とすると、1号墓のあとに接するようにつくられた縁者の墓と推定される。この3号墓は1号墓壙を切っているもので、後に作られたものである。墓石は現状ではみあたらない。

②**「従者の墓」** ミゲル夫妻墓所の南側の斜面に一基の墓石の先端が地上に露出していた。井出氏によればその付近に3基の「従者の墓」があったと伝えられてきたという。上部に厚く堆積した土砂を除去したところ、2基の墓碑を確認する事ができた。大小の安山岩製の自然石立碑である。碑文等は確認できなかったが、17世紀中葉の墓石とかがえて矛盾しない。ただし埋葬時のままなのか調査をしていないので判断できず、後世の石敷きが行われているので墓石が移動している可能性も否定できない。

③**性格** 主人夫婦の墓地の周りに従者や縁者の墓地が配される様子も中世以来の日本の武士階級にみられ、近世になって庶民階層に普及する夫婦とその血縁者や従者を家の一単位として、墓域を拡大していく一族墓地の様相によく合致する。

(7) 埋葬後の経過

①**寛永通宝** 集石遺構の直上つまり礫の表面に張り付くように、寛永通宝が1点ずつ計2点発見されている。その位置は集石遺構の中央部にあたる。寛永通宝は1636年(寛永13)初鑄の「古寛永」と1697年(元禄10)初鑄の「新寛永」である。

②**陶磁器等** また方形石組基壇の内部の礫や土中から、寛永通宝出土位置の直上までには、江戸時代後期から明治時代の陶磁器、土師器の碎片が出土し、それらの陶磁器等の細片は、集石遺構の礫の隙間

に落ち込みんでいた。

以上から考えられることは、墓所造営から明治年間に方形石組基壇と木造堂舎が建設されるまで、墓参りが継続されたことを物語っており、その方法は寛永通宝などに示されるように仏教的な供養であったと推測される。

(8) 方形石組基壇

①構造 東西 3.0m、南北 2.9 mのおおよそ正方形の平面形をもち、高さはおよそ 70cmでめぐる石組遺構で4辺は横置き石積である。集石遺構の上にそのまま作られている。内部は下部に行くほど大型の石材を置き、石と土塊をつめて最上面に玉砂利を敷き詰めている。また石組基壇の内部の礫や土中から江戸時代後期から明治時代の陶磁器、瓦の碎片が多数出土したところから、後世の構築物であると判明した。

②石材 安山岩からなり、背後の山塊から、墓碑も含めて採取可能。山頂に17世紀前半の矢穴がこの石材が存在することが確認でき、墓石程度の石塊も採集できると推定される。

③構築時期 石組基壇は瓦葺の堂舎の基礎としても利用されたと考えられる。瓦は刻印から明治時代以後の福岡県柳川の瓦であり、ガラス片が出ないので、明治時代の構築物であると推定される。墓所を守ってきた浅田家が東京に移転する明治20年ごろに建てた可能性が高い。

③その後 石組遺構は2度の改修の痕跡があり、また墓碑も複数回の立て直しの痕跡が見られた。戦後まで建物が残っていたという証言があるところから、何度か修復を受けながら存続したが、昭和40(1965)年ごろの土砂崩れで埋没したものと考えられる。

(9) まとめ

1630年代寛永年間のミゲル墓所造成の際には、かなり大規模な平坦面造成が行われている。しかし被葬者夫婦とその関係者のみで、継承者の歴代の墓地にはなっていない。墓所はミゲル夫妻の2基の墓を、隣り合わせに接続して構築され、周囲に従者と縁者の墓が加えられたと推定される。

1号墓の被葬者は一体で副葬品からキリシタンと推定される。この人物を葬った子息の千々石玄蕃が被葬者をキリシタンとして埋葬している。しかし当時の民間習俗に従って、死因にもとずき棺として長持を選択し、錠をかけて埋葬している。2号墓は1号墓と被葬者の頭位、埋葬姿勢などは一致するが、埋葬施設は全く異なり、長方形木棺への直葬であり副葬品もない。両者の副葬品に共通するのは、仏教的儀礼の欠如である。しかし墓石には戒名を刻み、千々石家が仏教に帰依していることを示すものである。身近な家族しか参加しない納棺の際には、被葬者の信仰を尊重してキリシタンとして信仰具を副葬し、葬式やその後の供養の際に衆人の目に触れる棺の選択、埋葬施設、地上の集石遺構の規模形態と墓碑の様式と文字は、当時の習俗、身分相応の儀礼にしたがい、戒名からみて供養は仏式でおこなわれていると考えられる。出土遺物全体からみて1633(寛永9年12月)年という墓碑の死亡年月日と矛盾する出土資料はなく、墓所は戒名に書かれた「本住院常安」と「自性院妙信」夫婦の墓地と断定できる。

そのごおそらく明治時代までは、集石遺構が地上に露出してその周辺に墓碑が立っていた状況が続いていたと推定されるが、幕末には墓碑が倒れるような状態になっていたと推定される。浅田家によって墓碑を立て直すために明治20年前後に瓦葺きの堂舎を墓の上に直接建設したものと考えられる。

2. 遺構の年代

(1) 墓石の建立時期の特定

千々石ミゲル夫妻伊木力墓所で発見された二基の埋葬遺構の構築年代は、現存する墓石に刻まれた紀年が「寛永9年12月12日」と「同12月14日」とあることから、その銘文を信頼して、西暦1633年1月に埋葬が行われ、この年月日よりのちの1周忌や3周忌など記念日に墓石が建てられたと推定されてきた。建てられた墓石が当初の位置のまま墓壇と一体のものであることが判明すれば、被葬者の埋葬年代についてはこれ以上穿鑿する必要はないことになる。ところが3次にわたる発掘調査の結果、墓石は当初の位置から動いて何度も立て直されたことが明らかとなった。さらに墓石が立っている現状の方形石組墓壇は明治時代に構築されたことが第2次調査で判明していた。そこで第4次調査では、埋葬当初の墓石建立の位置を追及した。その結果集石遺構の背後に墓石堀方を発見し、2基の墓壇、集石遺構と墓石が一体的に計画された位置に構築、樹立されていたことが判明した。さらに墓所および墓石固定のために盛られた整地層との層序関係から、埋葬の過程の中で、まず最初に墓石をたて、墓壇を穿ち、埋葬後集石遺構を設置して墓所が完成したことも判明した。したがって墓所の造成は、死後まもなく始まり、現地の造成と墓石の採取記載等が準備され、おそらく1633年の内には終了したものと推定される。墓石は年月をへて建てられたものではないことになる。

したがって、あらためて埋葬の年代を検討する必要はないのだが、念のため別の考古学的方法から検討し墓石の紀年の信頼性を確かめてみよう。

(2) 遺構遺物から

①遺構について 少し以前の資料集だが『中世墓資料集成』九州沖縄編を検索してみた(註1)。埋葬施設の上に平面方形に盛り上げられた集石遺構は九州全域において13世紀後半以後の墓地で普遍的とは言わないまでも頻繁に発見され、その後も近世の墓地までたどることのできる遺構である。1号墓壇の二段掘り礫木棺墓、とくに礫を設け蓋石をわたすという構造は、同様なものは拾えなかったが、よく似たものに福岡県太宰府市原遺跡のSX01石木棺墓があり、木棺が2mを超えるものであるが、四周を礫で埋めて蓋石をわたしている。時期は13世紀後半から14世紀はじめとされている。このような例もあるのでその造りから必ずしも近世にならないと出現しないとは言えないので、遺構から年代の特定は現状では難しい。2号墓壇の木棺墓利用については、中世で広くみられる方形木棺・横臥屈肢葬の系譜をひくものと考えられる。17世紀前葉まで行われたキリシタン墓では長方形木棺を利用するか土壇墓の場合もあるが、いずれにしても伸展葬を行うのが通常である。埋葬姿勢からみれば中世的な様相であり、それに合わせた長さの短いこのような木棺は近世17世紀になっても地域によって残存の時期は異なるが用いられている(註2)。大半の地域で17世紀中には座葬の竖棺に変遷しているが、1633年に木棺が用いられていることに矛盾はない(註3)。

次に埋葬と同時に収められた「モノ」としては、長持、錠前、副葬品の3品目がある。順次検討する

②長持について 中世の唐櫃から近世の長持へと変化することが家具史の分野で定説となっている(註4)が、変化の時期とその過程は明らかになっていない。小泉和子氏の見通しでは、古代中世に用いられた唐櫃と同容量の長持が戦国末期に出現後、17世紀初めに大型化しはじめ、のち車輪がついて

車長持となり 17 世紀の中ごろを最盛期に、その後車輪が喪失し大型の長持に推移したと考えられている。17 世紀後半には機能面で長持を継承する箆筥が出現するという。1 号墓の木棺に転用された長持は長さ 1 m、幅 50cm、高さ 50cmの小型品であるが、すでに丈夫な竿金具を装着している。大型化していない点で初期の形式の可能性が高いが、1633 年に使われていた道具としては矛盾しないという点だけは指摘できる。しかしこの長持から現状では年代は特定できない。今後竿金具の出現時期と変化の過程が判明すれば、そこから年代を推定できるだろうが、いまはまだ手掛かりがない。

③錠前について 日本の錠と鍵については合田芳正の基礎的研究（註 5）により、錠については I 群から VI 群に分類されている。1 号墓壙出土の長持に施錠された錠は、中世末期に中国から伝わった新形式の錠前である V 群に該当する。この形式は 16 世紀前半に日本国内に出現し、17 世紀になると VI 群の鍵が出土し始めることが指摘されている（註 6）。しかし V 群形態の錠はその後も江戸時代から明治時代まで使用されており、1633 年に使われていても矛盾しないという点を指摘できるのみである。

④副葬品について ガラス製玉類とガラス板が出土しているが、年代を考えるのに参考になるのは透明なガラス板である。このガラス板と酷似したガラス製品が長崎市日本二十六聖人記念館に所蔵されている。「1967 年大分市丹生小原^{にゅうこはる}出土キリシタン遺物」である（註 7）。このガラス板が同一時期のキリシタン信仰具の部材である可能性がその細部の類似から高いのである。丹生のキリシタン遺物の年代がわかればガラス板の年代もある程度の推定が可能である。丹生のキリシタン遺物は磔のキリスト像や聖母子像、十字架とメダイをふくむロザリオなどを備前焼の壺に入れて埋納したものである。この中で年代の限定できる遺物は福者ザビエルのメダイである（註 8）。ザビエルが福者であった 1619～1621 年の間に製作されたものである。1637 年におこった島原の乱の舞台となった原城からも出土しており、1637 年までに日本にもたらされたことは確実なメダイである。臼杵藩領であった丹生の小原でキリシタン遺物が隠匿埋蔵されたのは、早くともこのメダイが入手されて以後であるから、早ければ 1620 年代、遅ければ豊後崩れで多くの信仰具の摘発が行われた 1660 年代と推定できる。さらに 1640 年代以後は宣教師の活動は皆無となって新しい信仰具が入る可能性は少ないので、丹生のキリシタン遺物のセットが成立するのは 1620 年代から 30 年代であると考えられる。したがってそのセットを構成するガラス板の年代は、それ以前から伝わっていた可能性もあるけれど 1620 年代から 30 年代に使われていた信仰具であるといえるであろう。しかし所持者が潜伏すればこのセットがそのまま 1640 年代以後も保持される可能性があり、特定することは難しい。

このように個々の遺構や遺物からは 17 世紀代の埋葬であるという年代の推定以上に墓石の銘文にある 1633 年に絞り込むことは難しいが、層序と切りあい関係から導き出され墓所造成の年代に矛盾する資料はないということはいえる。

（3）層序と遺物の対応から

そこで次に方形石組基壇、集石遺構と墓壙の層序と、層中で発見されて遺物の時期をもとに、検討してみよう。次の表 5-1 は発掘調査によって明らかになった層序と年代のわかる遺物の関係を整理したものである（註 9）。

まず方形石積基壇に残された墓石の現在の堀方は数度掘り直しがあり、そのなかに昭和時代の染付碗が完形で供えられていたり、ガラス瓶の大型片があったりしたので、最近までなんども立て直されたこ

表 5-1 千々石ミゲル夫妻伊木力墓所の層序と出土物の関係

層序	層序の性格	年代指標となる出土遺物	その他の遺物
墓石掘方		ガラス瓶・磁器染付碗（昭和年代）	染付小杯 1
方形石組基壇Ⅰ層	基壇造成土	ガラス小片、平瓦（明治時代）	
方形石組基壇Ⅱ層		肥前磁器染付碗コンニャク印判（1640-1750）・ガラス小片	刷毛目陶器碗片 1
方形石組基壇Ⅲ層		肥前磁器染付碗コンニャク印判（1640-1750）・ガラス小片	青磁仏花瓶片 1
（境界）		古寛永通宝（1636年初鑄）・新寛永通宝（1697年初鑄）	
方形石組基壇Ⅳ層= 1-3層	集石遺構	龍泉窯連弁文青磁碗（14世紀）	陶器片 1、染付片 1、（後世からの混入）近代瓦小片 1、刷毛目陶器碗片 1、染付筒形碗片 1、土師器片
1号墓壇 4層	一次墓壇埋土	古唐津陶器碗（17世紀前半）	
1号墓壇 5層	一次墓壇埋土	福建漳州窯染付片（16世紀末～17世紀前半）・滑石石鍋片・龍泉窯連弁文青磁碗	青磁片 1、陶器片 1、土師 K 細片 2、砥石改造品 1
1号墓壇 6層	二次墓壇埋土	土師器小皿底部小片	染付片 1、陶器片 2
1号墓壇礫層内			土師器細片 1
1号墓壇棺内	副葬品	長持・錠V類、ガラス板	釘（副葬品以外）朝鮮施釉陶器細片 1、土師器細片 3
2号墓壇 A層	一次墓壇埋土	中国青磁碗片 1点、滑石製石鍋片 1点	土師器細片 6
2号墓壇 B層	二次墓壇埋土	滑石製石鍋片 1点	礫層 土師器細片 6
2号墓壇 C層	二次墓壇埋土		磁器細片 1
2号墓壇 D層	二次墓壇埋土		中国青磁片 1
2号墓壇 E層	棺内土	なし	釘
上部整地層			
小土壇内			土師器小皿 1（完形）
下部整地層			青磁片 1

とがわかる。

次に方形石組基壇のⅠ～Ⅲ層は同時に造成されたものであるが、その中には17～18世紀の染付の破片と共にガラスの小片がかなり多量に見つかり、破片の小ささから第2次調査を担当した九州文化財研究所の西谷彰氏は、方形石組基壇建設時に故意に入れたのではないかとの意見である。

また方形石組基壇の上に建てられた覆い屋の瓦は例外なく福岡県柳川産の瓦で、産地名と瓦の特徴から明治時代のもものと推定しうる。たしかに19世紀の陶磁器は少なかったが、明治時代に墓石を再建した際に過去の200年間供養のために供えられていた陶磁器などを造成土にまぜた可能性はたかい。

集石遺構の上面からは2枚の寛永通宝が見つかった。古寛永と新寛永である。明治時代の石組基壇建設の際の置いた可能性もあるが、鉄銭でないところをみると、17ないし18世紀のうちに置かれたものと推定される。

次に集石遺構の内部と二つの墓壇の埋土から出土した遺物を見てみると、いずれも小破片であって、意図的に置かれたものではなく、偶然混じったものである。14世紀や15世紀の青磁碗や滑石製石鍋片が見つかるとともに、16世紀末から17世紀の前半ごろに製作された古唐津陶器碗片や漳州窯染付が混じっていることは重要であり、1633年の直前までの遺物で占められており、それより新しいといえる遺物が一つもないことは、この埋葬が17世紀前半のある時点で行われたことを示唆している。さらに墓石そのものが自然石立碑であり、この形式の立碑の出現は1620年ごろであり、この地域でも有力者の墓石は寛文～元禄年間には板碑型や五輪塔形の近世墓石に代わっていくのであるから、墓石から

は1620年～1660年代に限定されようか。墓石掘方脇の小土壇出土の土師器は、ろくろ使用回転糸切り離し成形の土師器小皿である（註10）。16世紀から17世紀前半の土師器にあたり、1633年に使用されてもおかしくない。

以上長々と年代の検討を行ってきたが、今のところ考古学的に考えてみると、1633年以前にさかのぼる可能性は少なく、17世紀寛文年間以後に下る可能性も少ない。したがってこの埋葬が1633年寛永9年に行なわれた結果と矛盾しない。

（田中裕介）

（註1） 狭川真一編 2004『中世墓資料集成 -九州沖縄編（1）（2）-』中世墓資料集成研究会

（註2） 江戸遺跡研究会編 2001『図説江戸考古学研究事典』柏書房

（註3） ただし谷川章雄氏によれば中近世の平形の木棺は幅が広いものが多いという。その点では今後厳密に木棺の形態を比較する必要がある。

（註4） 小泉和子 1982『筆筥』（ものと人間の文化史46）法政大学出版社、同1995『室内と家具の歴史』中央公論社（2005中公文庫）

（註5） 合田芳正 1998『古代の鍵』（考古学ライブラリー66）ニュー・サイエンス社、同2009『近世の施錠具 -江戸の錠・鍵-』『青山考古』25・26 青山考古学会

（註6） 坪根伸也 2018『中・近世移行期の施錠具と真鍮生産にみる外来技術導入をめぐる諸問題』『国立歴史民俗博物館研究報告』210集

（註7） 賀川光夫 1983『キリスト教』『季刊考古学』2 雄山閣、同1984『Christian Relics Discovered at Nyu Hill in Oita City』『別府大学紀要』25 別府大学

（註8） 後藤晃一 2015『キリシタン遺物の考古学研究』溪水社

（註9） 染付などの近世の陶磁器の分類には上野淳也（別府大学）と中野雄二（波佐見町教育委員会）の協力を得た。

（註10） 土師器の詳細にあたっては川端敏則（長崎県埋蔵文化財センター）と野澤哲朗（諫早市教育委員会）の教示を得た。

報告書抄録

ふりがな	ちぢわミゲルふさい いきりきぼしよ だいいちじ だいよじ はっくつちょうさ ほうこくしょ ほうこくへん							
書名	千々石ミゲル夫妻 伊木力墓所 第1次 - 第4次発掘調査報告書							
副書名	報告編							
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	大石一久・田中裕介・浅田昌彦・粟田薫・大野安生							
編集機関	千々石ミゲル墓所調査プロジェクト							
所在地	〒 856-0047 長崎県大村市須田の木町 967 - 1 Tel. 090-3735-8472							
発行年月日	2024年3月31日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	面積 (㎡)	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号	°' "	°' "			
千々石ミゲル墓所推定地	長崎県諫早市 多良見町山川内字 ケンノ木 59	422045	72204 - 259	32° 84' 54"	129° 92' 44"	第1次調査 2014年9月15日から同月21日 第2次調査 2016年9月6日から同月14日 第3次調査 2017年8月20日から9月19日 第4次調査 2021年8月23日から9月27日	61㎡	学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
千々石ミゲル墓所推定地	墓	江戸	石槨木棺墓、直葬木棺墓、墓石		人骨、玉類、 ガラス板片、 長持金具		仏式の墓に キリシタン 遺物が副葬	
要約	<p>千々石ミゲル夫妻伊木力墓所（文化財保護法による登録名称は「千々石ミゲル墓所推定地」）においてミゲル夫妻の戒名を刻んだ墓石の下部から2基の埋葬施設が検出された。北側の1号墓を詳細に調査したところ、石槨のなかに長持を転用した木棺が納められており、頭部を西に向けて南を向いた側臥屈葬の姿勢で埋葬された女性の人骨が検出された。さらにその胸部付近からは玉類、ガラス板片、繊維片などが出土し、キリシタンの信仰物を副葬していたことが判明した。ミゲルの妻の墓と推定されるとともに、潜伏キリシタンの墓制の貴重な資料である。続いて南側の2号墓の詳細な調査で、1号墓と同様、頭部を西に向けて南を向いた側臥屈葬の姿勢で、木棺直葬によって埋葬された男性の人骨が検出され、ミゲル本人の墓と推定されている。さらに墓所創建当時の墓石位置、「地鎮」遺構、墓石と埋葬施設の層序等が確認された。</p> <p>1630年代の近世初頭の上級階層の墓制の事例としても貴重である。</p>							

千々石ミゲル夫妻伊木力墓所 第1次—第4次発掘調査報告書

報告編

2024年3月31日 発行

発行：千々石ミゲル墓所調査プロジェクト

表紙装丁・印刷：山本書院グラフィックス
組版：テンベーススタジオ 山本書院グラフィックス

Sigis Miquel